阿 見 町 議 会 会 議 録

令和元年第２回定例会

（令和元年６月４日～６月18日）

阿 見 町 議 会

令和元年第２回阿見町議会定例会会議録目次

◎招集告示‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ １
◎会期日程‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ ２
◎第１号（６月４日）‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ ５
○出席，欠席議員‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ ５
○出席説明員及び会議書記‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ ５
○議事日程第１号‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ ７
○開　会‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ ９
・会議録署名議員の指名‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ ９
・会期の決定‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ ９
・諸般の報告‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ １０
・議案第５５号から議案第５８号（上程，説明，質疑，討論，採決）‥‥‥‥‥‥ １１
・議案第５９号（上程，説明，質疑，委員会付託）‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ １４
・議案第６０号から議案第６６号（上程，説明，質疑，委員会付託）‥‥‥‥‥‥ １５
・議案第６７号から議案第７３号（上程，説明，質疑，委員会付託）‥‥‥‥‥‥ １９
・議案第７４号（上程，説明，質疑，委員会付託）‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ ２２
・議案第７５号（上程，説明，質疑，委員会付託）‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ ２３
・議案第７６号（上程，説明，質疑，委員会付託）‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ ２４
・議案第７７号（上程，説明，質疑，委員会付託）‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ ２５
・議案第７８号（上程，説明，質疑，委員会付託）‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ ２６
・議案第７９号（上程，説明，質疑，委員会付託）‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ ２８
・議案第８０号（上程，説明，質疑，委員会付託）‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ ２９
・議案第８１号（上程，説明，質疑，委員会付託）‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ ３０
・議案第８２号（上程，説明，採決）‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ ３１
・議案第８３号から議案第８５号（上程，説明，採決）‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ ３１
・議案第８６号（上程，説明，質疑，委員会付託）‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ ３３
○散　会‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ ３４

◎第２号（６月５日）‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ ３５
○出席，欠席議員‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ ３５
○出席説明員及び会議書記‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ ３５

○議事日程第２号…………………………………………………………３７
○一般質問通告事項一覧 ………………………………………………３８
○開　議…………………………………………………………………３９
・一般質問……………………………………………………………３９
難波　千香子………………………………………………………３９
久保谷　充…………………………………………………………７５
海野　　隆…………………………………………………………８８
○散　会………………………………………………………………１０８

◎第３号（６月６日）　…………………………………………………１１１
○出席，欠席議員………………………………………………………１１１
○出席説明員及び会議書記……………………………………………１１１
○議事日程第３号………………………………………………………１１３
○一般質問通告事項一覧 ………………………………………………１１４
○開　議…………………………………………………………………１１５
・一般質問……………………………………………………………１１５
永井　義一…………………………………………………………１１５
紙井　和美…………………………………………………………１３４
柴原　成一…………………………………………………………１５７
井田　真一…………………………………………………………１６７
○散　会…………………………………………………………………１８３

◎第４号（６月７日）　…………………………………………………１８５
○出席，欠席議員………………………………………………………１８５
○出席説明員及び会議書記……………………………………………１８５
○議事日程第４号………………………………………………………１８７
○一般質問通告事項一覧 ………………………………………………１８８
○開　議…………………………………………………………………１８９
・一般質問……………………………………………………………１８９
倉持　松雄…………………………………………………………１８９
川畑　秀慈…………………………………………………………２１１
栗原　宜行…………………………………………………………２３３

・休会の件……２５５
○散　会……２５５

◎第５号（６月１８日）……２５７
○出席，欠席議員……２５７
○出席説明員及び会議書記……２５７
○議事日程第５号……２５９
○開　議……２６１
・議案第５９号（委員長報告，討論，採決）……２６１
・議案第６０号から議案第６６号（委員長報告，討論，採決）……２６３
・議案第６７号から議案第７３号（委員長報告，討論，採決）……２７１
・議案第７４号（委員長報告，討論，採決）……２７５
・議案第７５号（委員長報告，討論，採決）……２７７
・議案第７６号（委員長報告，討論，採決）……２７８
・議案第７７号（委員長報告，討論，採決）……２７９
・議案第７８号（委員長報告，討論，採決）……２８０
・議案第７９号（委員長報告，討論，採決）……２８１
・議案第８０号（委員長報告，討論，採決）……２８２
・議案第８１号（委員長報告，討論，採決）……２８３
・議案第８６号（委員長報告，討論，採決）……２８４
・議員提出議案第２号（上程，説明，質疑，討論，採決）……２８６
・阿見町土地利用調査特別委員会の委員の指名……２８７
・阿見町土地利用調査特別委員会の委員長，副委員長の互選結果報告……２８８
・議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査…２８８
○閉　会……２８８

第 2 回 定 例 会

阿見町告示第３０号

平成３１年第１回阿見町議会定例会を次のとおり招集する。

平成３１年２月２０日

阿見町長　　千　葉　　繁

１　期　日　　平成３１年３月５日

２　場　所　　阿見町議会議場

平成３１年第１回阿見町議会定例会会期日程

日　次	月　日	曜　日	開議時刻	種　別	内　　容
第１日	３月５日	（火）	午前10時	本会議	・開会 ・議案上程 ・提案理由の説明 ・質疑 ・委員会付託
第２日	３月６日	（水）	午前10時	本会議	・一般質問（６名）
第３日	３月７日	（木）	午前10時	本会議	・一般質問（５名）
第４日	３月８日	（金）	午前10時	委員会	・総　　務（議案審査）
			午後２時	委員会	・民生教育（議案審査）
第５日	３月９日	（土）	休　　会		・議案調査
第６日	３月10日	（日）	休　　会		・議案調査
第７日	３月11日	（月）	午前10時	委員会	・産業建設（議案審査）
第８日	３月12日	（火）	午前10時	委員会	・予算特別委員会（総務所管分）
第９日	３月13日	（水）	休　　会		・議案審査
第10日	３月14日	（木）	午前10時	委員会	・予算特別委員会（民生教育所管分）

日　次	月　日	曜　日	開議時刻	種　別	内　　容
第11日	３月15日	（金）	午前10時	委員会	・予算特別委員会（産業建設所管分）
第12日	３月16日	（土）	休　　会		・議案調査
第13日	３月17日	（日）	休　　会		・議案調査
第14日	３月18日	（月）	休　　会		・議案調査
第15日	３月19日	（火）	休　　会		・議案調査
第16日	３月20日	（水）	午後 １時30分	本会議	・委員長報告 ・討論 ・採決 ・閉会

第　　1　　号

〔　6 月 4 日　〕

令和元年第２回阿見町議会定例会会議録（第１号）

令和元年６月４日（第１日）

○出席議員

１番	吉田憲市君
２番	石引大介君
３番	井田真一君
４番	高野好央君
５番	樋口達哉君
６番	栗原宜行君
７番	野口雅弘君
８番	永井義一君
９番	海野　隆君
１０番	平岡　博君
１１番	久保谷　充君
１２番	川畑秀慈君
１３番	難波千香子君
１４番	紙井和美君
１５番	柴原成一君
１６番	久保谷　実君
１７番	倉持松雄君
１８番	佐藤幸明君

○欠席議員

なし

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	千葉　繁君
教育長	湯原正人君
町長公室長	湯原幸徳君
総務部長	小口勝美君

町民生活部長兼 生活環境課長	髙須　徹君
保健福祉部長	飯野利明君
産業建設部長	湯原一博君
教育委員会教育次長	朝日良一君
会計管理者兼 会計課長	佐藤吉一君
政策秘書課長	佐藤哲朗君
総務課長	青山広美君
財政課長	黒岩　孝君
管財課長	飯村弘一君
税務課長	齋藤　明君
町民課長兼 うずら出張所長	飯山裕見子君
防災危機管理課長	白石幸也君
高齢福祉課長	湯原勝行君
子ども家庭課長	山﨑洋明君
国保年金課長	小林俊英君
都市計画課長	林田克己君
道路公園課長	浅野修治君
商工観光課長兼 消費生活センター所長	石神和喜君
上下水道課長	井上　稔君
学校教育課長	武井　浩君
指導室長	東　治樹君

○議会事務局出席者

事務局長	小倉貴一
書記	野口和之

令和元年第２回阿見町議会定例会

議事日程第１号

令和元年６月４日　午前１０時開会・開議

日程第１	会議録署名議員の指名について	
日程第２	会期の決定について	
日程第３	諸般の報告	
日程第４	議案第５５号	専決処分の承認を求めることについて（阿見町税条例等の一部改正について）
	議案第５６号	専決処分の承認を求めることについて（阿見町都市計画税条例の一部改正について）
	議案第５７号	専決処分の承認を求めることについて（阿見町国民健康保険税条例の一部改正について）
	議案第５８号	専決処分の承認を求めることについて（平成３１年度阿見町一般会計補正予算（第１号））
日程第５	議案第５９号	改元に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第６	議案第６０号	阿見町手数料徴収条例の一部改正について
	議案第６１号	阿見町印鑑条例の一部改正について
	議案第６２号	阿見町介護保険条例の一部改正について
	議案第６３号	阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
	議案第６４号	阿見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
	議案第６５号	阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
	議案第６６号	阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第７	議案第６７号	令和元年度阿見町一般会計補正予算（第２号）
	議案第６８号	令和元年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）
	議案第６９号	令和元年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）
	議案第７０号	令和元年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）

	議案第７１号	令和元年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第１号）
	議案第７２号	令和元年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
	議案第７３号	令和元年度阿見町水道事業会計補正予算（第１号）
日程第８	議案第７４号	国補下第１－２号公共下水道管路工事請負契約について
日程第９	議案第７５号	防子交第１－１号荒川本郷地内道路新設工事請負契約について
日程第10	議案第７６号	阿見中学校外壁・屋上防水改修工事請負契約について
日程第11	議案第７７号	阿見第一小学校トイレ他改修工事請負契約について
日程第12	議案第７８号	阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入売買契約について
日程第13	議案第７９号	財産の取得について（消防団第７分団消防ポンプ自動車購入）
日程第14	議案第８０号	土地の処分について
日程第15	議案第８１号	損害賠償の額を定めることについて
日程第16	議案第８２号	阿見町副町長の選任につき同意を求めることについて
日程第17	議案第８３号	阿見町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
	議案第８４号	阿見町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
	議案第８５号	阿見町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第18	議案第８６号	飲酒運転根絶のまち宣言について

午前１０時１０分開会

○議長（吉田憲市君）　おはようございます。定刻になりましたので，ただいまから令和元年第２回阿見町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しておりますので，会議は成立をいたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については，お手元に配付をいたしました日程表によって進めたいと思いますので，御了承願います。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（吉田憲市君）　日程第１，会議録署名議員の指名について，本定例会の会議録署名議員は，会議規則第120条の規定により，

９番　　海　野　　隆　君

10番　　平　岡　　博　君

を指名いたします。

会期の決定について

○議長（吉田憲市君）　次に，日程第２，会期の決定についてを議題といたします。

本件については，去る５月28日，議会運営委員会が開かれ協議されましたので，その結果について議会運営委員会委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長柴原成一君，登壇願います。

〔議会運営委員会委員長柴原成一君登壇〕

○議会運営委員会委員長（柴原成一君）　おはようございます。

会期の決定の件について御報告申し上げます。

令和元年第２回定例会につきましては，去る５月28日，議会運営委員会を開催いたしました。出席委員は６名で，執行部から総務課長の出席を得て審議をいたしました。

会期は本日から６月18日までの15日間で，日程につきましては，本日，本会議，議案上程，提案理由の説明，質疑，委員会付託。

２日目，６月５日は午前10時から本会議で一般質問，３名。

３日目，６月６日は午前10時から本会議で一般質問，４名。

４日目，６月７日は午前10時から本会議で一般質問，３名。

５日目から６日目までは，休会で議案調査。

７日目，６月10日は委員会で，午前10時から総務常任委員会，午後２時から民生教育常任委員会。

８日目，６月11日は委員会で，午前10時から産業建設常任委員会。

９日目から14日目までは，休会で議案調査。

15日目，６月18日は最終日となりますが，午前10時から本会議で委員長報告，討論，採決，閉会。

議会運営委員会としましては，以上のような会期日程を作成いたしました。

各議員の御協力をよろしくお願いいたしまして，報告といたします。

○議長（吉田憲市君）　お諮りいたします。本定例会の会期は，ただいまの議会運営委員会委員長の報告どおり，本日から６月18日までの15日間としたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君）　異議なしと認めます。よって，会期は本日から６月18日までの15日間と決定をいたしました。

諸般の報告

○議長（吉田憲市君）　次に，日程第３，諸般の報告を行います。

町長より報告事項の申し入れがありましたので，これを許します。

町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　皆さん，おはようございます。

本日は，令和元年第２回定例会を招集しましたところ，議員各位には公私とも御多用な折にもかかわらず御出席をいただきまして，ここに定例会が開会できますことを心から感謝申し上げます。

早速ではありますが，報告事項を申し上げます。

初めに，平成30年度繰越明許について，地方自治法施行令第146条第２項の規定に基づき御報告いたします。

平成30年度の事業施行に当たり，諸般の事情により年度内に事業完成並びに支出が困難となったため，予算の定めるところにより令和元年度に繰り越した事業は，お手元に配付いたしま

した平成30年度繰越明許費繰越計算書のとおりであります。

次に，平成30年度水道事業会計予算の繰り越しについて，地方公営企業法第26条第３項の規定に基づき報告をいたします。

平成30年度の水道事業執行に当たり，諸般の事情により年度内での事業完成並びに支出が困難となったため，令和元年度に繰り越した事業は，お手元に配付いたしました平成30年度水道事業予算繰越計算書のとおりであります。

以上，御報告申し上げます。

○議長（吉田憲市君）　議長より報告いたします。

今定例会に提出された案件は，町長提出議案第55号から議案第86号，以上32件であります。

次に，本日までに受理した陳情書等は，陳情書，新しい提案実行委員会及び陳情書，全国青年司法書士協議会，陳情書，茨城県商工団体連合会の３件です。内容はお手元に配付をいたしました参考資料のとおりです。

次に，監査委員から平成31年２月分から平成31年４月分に関する例月出納検査結果についての報告がありましたので御報告申し上げます。

次に，本定例会に説明員として地方自治法第121条第１項の規定により出席を求めた者は，お手元に配付いたしました名簿のとおりです。

次に，閉会中における委員会，協議会等の活動状況は，お手元に配付いたしました参考資料のとおりです。

次に，令和元年度普通建設等事業進捗状況及び契約状況報告について，６月３日付で町長から報告がありました。内容は，お手元に配付をいたしました参考資料のとおりです。

次に，平成30年度阿見町土地開発公社決算書及び令和元年度阿見町土地開発公社事業計画書の提出がありましたので御報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

議案第５５号　専決処分の承認を求めることについて（阿見町税条例等の一部改正について）

議案第５６号　専決処分の承認を求めることについて（阿見町都市計画税条例の一部改正について）

議案第５７号　専決処分の承認を求めることについて（阿見町国民健康保険税条例の一部改正について）

議案第５８号　専決処分の承認を求めることについて（平成３１年度阿見町一般会計補正予算（第１号））

○議長（吉田憲市君）　次に，日程第４，議案第55号，専決処分の承認を求めることについて（阿見町税条例等の一部改正について），議案第56号，専決処分の承認を求めることについて（阿見町都市計画税条例の一部改正について），議案第57号，専決処分の承認を求めることについて（阿見町国民健康保険税条例の一部改正について），議案第58号，専決処分の承認を求めることについて（平成31年度阿見町一般会計補正予算（第１号）），以上４件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　議案第55号から議案第58号までの専決処分の承認を求めることについて，提案理由を申し上げます。

議案第55号から議案第57号について関連しますので，一括して提案理由を申し上げます。

本案は，働き方の多様化等を踏まえ，地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い，阿見町税条例，阿見町都市計画税条例，阿見町国民健康保険税条例を一部改正し，早急に施行する必要が生じたため，３月29日をもって地方自治法第179条第１項の規定により専決処分を行ったもので，同条第３項の規定に基づき報告するものであります。

議案第55号の阿見町税条例等の一部改正の主な内容としましては，ふるさと納税制度の見直しによる寄附金税額控除の規定の整備，軽自動車税の環境性能割区分に応じた税率の軽減のほか，引用する地方税法の項ずれに伴う引用条項の整理など，所要の改正を行うものであります。

議案第56号の阿見町都市計画税条例の一部改正の主な内容としましては，町税条例の改正と同様，引用する地方税法の項ずれに伴う引用条項の整理など，所要の改正を行うものであります。

議案第57号の阿見町国民健康保険税条例の一部改正の主な内容としましては，課税限度額のうち，基礎課税額を３万円引き上げ61万円とし，低所得に対する国民健康保険税の軽減措置について，５割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗ずべき金額を28万円に引き上げ，２割軽減の対象となる世帯の軽減所得の算定において被保険者の数に乗ずべき金額を51万円に引き上げるものであります。

議案第58号の平成31年度阿見町一般会計補正予算（第１号）について申し上げます。

本案は，既定の予算額に6,433万6,000円を追加し，歳入歳出それぞれ164億6,633万6,000円とするものであります。

その内容は，消費税の引き上げが消費に与える影響の緩和や消費喚起を目的として，低所得

者及び３歳未満児の子育て世帯に対し，プレミアム付商品券の販売を行うための業務委託料や事業費負担金等の経費の計上及び同事業費に対する国庫補助金の歳入の計上について，地方自治法第179条第１項の規定により専決処分を行ったもので，同条第３項の規定に基づき報告するものであります。

以上，提案理由を申し上げましたが，慎重審議の上，御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（吉田憲市君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第55号から議案第58号については，会議規則第39条第３項の規定により，委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君）　異議なしと認め，さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

まず，原案に反対者の発言を許します。

永井議員。

○８番（永井義一君）　私は，この専決処分の議案第55号，56号，57号，58号に対して反対をいたします。

今回のこの議案なんですが，平成31年３月29日に国会で可決成立したものに関係するものであります。その背景には，本年10月に予定されている消費税増税対策によるものがあります。議案の中には低所得者層への一定の配慮はあるものの，全体としては消費税増税のための改正となっています。

よって，この専決処分の承認を求めることについてには反対をいたします。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　ほかに反対の御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君）　次に，原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第55号から議案第58号については，原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君）　御異議がございますので，起立により採決いたします。

本案を議案どおり承認することに賛成の諸君は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田憲市君）　起立多数であります。よって，議案第55号から議案第58号までは承認に決定をいたしました。

議案第５９号　　改元に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（吉田憲市君）　次に，日程第５，議案第59号，改元に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　議案第59号の改元に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は，元号を改める政令の公布により，本年５月１日から新元号が施行されたことに伴い，元号を変更すべき町条例について，一括して改正するための整理条例を制定するものであります。

以上，提案理由を申し上げましたが，慎重審議の上，議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（吉田憲市君）　以上で，提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお，本案については，委員会への付託を予定しておりますので，質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第59号については，会議規則第39条第１項の規定により，

お手元に配付いたしました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君）　異議なしと認め，さよう決定をいたします。

各常任委員会では，付託案件を審査の上，来る６月18日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第６０号	阿見町手数料徴収条例の一部改正について
議案第６１号	阿見町印鑑条例の一部改正について
議案第６２号	阿見町介護保険条例の一部改正について
議案第６３号	阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第６４号	阿見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第６５号	阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
議案第６６号	阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（吉田憲市君）　次に，日程第６，議案第60号，阿見町手数料徴収条例の一部改正について，議案第61号，阿見町印鑑条例の一部改正について，議案第62号，阿見町介護保険条例の一部改正について，議案第63号，阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について，議案第64号，阿見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について，議案第65号，阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について，議案第66号，阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について，以上７件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　議案第60号から議案第66号までの条例の一部改正について，提案理由を申し上げます。

議案第60号の阿見町手数料徴収条例の一部改正について申し上げます。

本案は，本年10月１日より，マイナンバーカードを利用したコンビニエンスストア等での多

機能端末機による住民票の写し及び印鑑登録証明書交付事務の開始に伴い，その手数料を定めるため，所要の改正を行うものであります。

議案第61号の阿見町印鑑条例の一部改正について申し上げます。

本案は，議案第60号の提案理由でも申し上げましたとおり，本年10月１日からのマイナンバーカードを利用したコンビニエンスストア等での印鑑証明書交付事務を開始するため，多機能端末機を使用した印鑑登録証明書の交付方法を新たに追加するものであります。

議案第62号の阿見町介護保険条例の一部改正について申し上げます。

本案は，本年10月１日からの消費税率引き上げに伴い，低所得者の第１号保険料軽減強化を行うため，介護保険法施行令ほか関係政省令の一部改正に基づき，所要の改正を行うものであります。

議案第63号の阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について申し上げます。

本案は，家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，本条例で規定している家庭的保育事業者の連携施設に関する要件及び食事の提供を行う場合の取り扱いについて，所要の改正を行うものであります。

議案第64号の阿見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について申し上げます。

本案は，放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，本条例で規定している放課後児童支援員認定資格研修の要件について，所要の改正を行うものであります。

議案第65号の阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について申し上げます。

阿見町マスコットキャラクター選考委員会につきましては，マスコットキャラクターの選考完了に伴い，当該委員会の担う事業が終了したため廃止するものであります。

阿見町立地適正化計画策定委員会につきましては，都市再生措置法第81条第１項に規定する立地適正化計画の策定に必要な事項を協議するために設置するものであります。

阿見町学校安全実践委員会につきましては，阿見町学校安全実践委員会規則に基づき，学校安全の対策について調査審議等をするために設置するものであります。

議案第66号の阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について申し上げます。

投票管理者，開票管理者，投票立会人，開票立会人，選挙長，選挙立会人，期日前投票所の投票管理者，期日前投票所の投票立会人につきましては，国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律が一部改正されたことに伴い，それにあわせて報酬の額を改定するものでありま

す。

マスコットキャラクター選考委員会委員につきましては，当該委員会の担う事業が終了したため，その委員報酬等を削除するものであります。

学校安全実践委員会委員につきましては，附属機関の設置に伴い，その委員の報酬等を追加するものであります。

学校安全アドバイザーにつきましては，児童生徒を取り巻く多様な危険を的確に捉え，児童生徒の発達段階や学校段階，地域特性に応じた学校安全への取り組みの推進を図るため，新たに教育委員会に置く学校安全アドバイザーの報酬等を追加するものであります。

立地適正化計画策定委員会委員につきましては，附属機関の設置に伴い，その委員の報酬等を追加するものであります。

以上，提案理由を申し上げましたが，慎重審議の上，議決いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田憲市君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお，本案７件については委員会への付託を予定しておりますので，質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

永井議員。

○８番（永井義一君）　議案第63号についてお伺いします。この中で，この家庭的保育事業の件なんですけども，議案の説明資料等を読みますと，家庭的保育事業というのは３歳までということになっていると思うんですけども，その中でその後の連携ができないということが，１つ目のところですね，著しく困難な場合は５年間の延長をすることができると書いてあるんですけども，実際，これ，子供たち，３歳まででその家庭的保育事業終わるわけなんですけども，その後のその児童，子供たちですね，がどういう状態になるのかをひとつ教えてください。

もう１点なんですけども，この２つ目ですか，この認可外保育施設でも可能だということが書かれているかと思うんですけども，この認可外保育所ですと，その保育の質っていうところが問題になってくるかと思うんですけども，その辺について懸念されることがあればお願いします。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君）　お答えいたします。

まず１点目の連携なんですけども，現在，家庭的保育事業所，町内に３カ所ございます。で，

３カ所とも，連携の協力先というのはとれてございます。

で，３歳以上になりますと，今度は家庭的保育事業から保育のほうに変わるわけなんですけども，基本的には，その連携事業所あるいは連携以外の，町内にもたくさん事業所がございます，保育所がありますので，希望される場合にはそちらのほうも。基本的には入所の条件等で優先的に入所できるような形をとってございますので，今のところ特に問題はございません。

それから，認可外につきまして質が確保されているかということでございますけれども，基本的に今の時点で大きな問題等はないというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　永井議員。

○８番（永井義一君）　１つ目のほうは，当町においてはその３カ所連携がとれていることでいいんですけども，その保育の質に関して，ちょっとごめんなさい，今ちょっと，最後の言葉がちょっと聞き取れなかったので，もう一回お願いします。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君）　質の確保は図られているというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　ほかに質疑ございませんか。

海野議員。

○９番（海野隆君）　議案第60号で，現行条例をですね，改正するというところなんですけれども，優良住宅新築認定申請手数料についてお伺いします。委員会付託ということで，そちらで審議をしていただければありがたいんですが，現行条例では，１軒，例えば100平方メートル以下の場合は6,200円と。そして，改正の場合には「につき」という，「につき」が入っているんですけれども，これ，単なる文言の整理ですか。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君）　はい，それについては文言の整理だけであります。

○議長（吉田憲市君）　ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第60号から議案第66号については，会議規則第39条第１項の規定により，お手元に配付いたしました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託するこ

とに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君）　異議なしと認め，さよう決定をいたします。

各常任委員会では，付託案件を審査の上，来る６月18日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いをいたします。

議案第６７号	令和元年度阿見町一般会計補正予算（第２号）
議案第６８号	令和元年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）
議案第６９号	令和元年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）
議案第７０号	令和元年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）
議案第７１号	令和元年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第１号）
議案第７２号	令和元年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
議案第７３号	令和元年度阿見町水道事業会計補正予算（第１号）

○議長（吉田憲市君）　次に，日程第７，議案第67号，令和元年度阿見町一般会計補正予算（第２号），議案第68号，令和元年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第１号），議案第69号，令和元年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号），議案第70号，令和元年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号），議案第71号，令和元年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第１号），議案第72号，令和元年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号），議案第73号，令和元年度阿見町水道事業会計補正予算（第１号），以上７件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　議案第67号から議案第73号までの補正予算について，提案理由を申し上げます。

初めに，改元に伴い，阿見町の予算における会計年度の名称は，原則として改元日以降は，当年度全体を通じて令和元年度といたします。改元以前に発行した予算書等については，会計年度の名称の修正は行いませんので，読みかえをお願いいたします。

それでは，議案第67号，一般会計補正予算から申し上げます。

本案は，既定の予算額から6,419万4,000円を減額し，歳入歳出それぞれ164億214万2,000円とするものであります。

２ページの第１表・歳入歳出予算補正の歳入の主なものから申し上げます。

第15款国庫支出金では，平成30年度の補正予算で措置されたため，阿見第一小学校のトイレ・給排水設備改修工事に係る学校施設環境改善交付金を皆減。

第17款財産収入では，荒川本郷地区町有地売却に係る土地売払代金を計上。

第19款繰入金では，財源調整のため，財政調整基金繰入金を減額。

第21款諸収入では，阿見吉原土地区画整理事業における公園緑地整備負担金を新規計上。

第22款町債では，阿見第一小学校のトイレ・給排水設備改修工事に係る学校施設整備事業債を減額するものであります。

次に，３ページからの歳出について主なものを申し上げます。

第１款議会費から第９款教育費まで，人事異動等に伴う職員給与関係経費の補正があるほか，第２款総務費では，一般管理費で副町長の選任に伴い，特別職給与関係経費を増額。

第４款衛生費では，予防費で小児インフルエンザ予防接種に係る委託料等を増額。

第６款商工費では，商工業振興費で町単独事業のプレミアム付き商品券事業補助金を増額。

第９款教育費では，小学校費で阿見第一小学校のトイレ・給排水設備改修工事に係る経費を皆減。

第12款諸支出金では，荒川本郷地区町有地売却代金を積み立てるため，公共公益施設整備基金積立金を増額するものであります。

５ページの第２表，地方債補正については，学校施設整備事業債の起債限度額を変更するものであります。

次に，議案第68号から第72号までについては，それぞれの特別会計において，人事異動等に伴う職員給与関係経費を補正するもので，議案第68号，国民健康保険特別会計補正予算については，既定の予算額から85万9,000円を減額，歳入歳出それぞれ49億3,214万1,000円とし，その財源調整のため，一般会計繰入金を減額するものであります。

次に，議案第69号，公共下水道事業特別会計補正予算については，既定の予算額から199万9,000円を減額，歳入歳出それぞれ18億3,800万1,000円とし，その財源調整のため，一般会計繰入金を減額するものであります。

次に，議案第70号，農業集落排水事業特別会計補正予算については，既定の予算額に４万5,000円を追加，歳入歳出それぞれ１億5,004万5,000円とし，その財源調整のため，一般会計繰入金を増額するものであります。

次に，議案第71号，介護保険特別会計補正予算については，既定の予算額から57万7,000円を減額，歳入歳出それぞれ32億5,742万3,000円とし，その財源調整のため，一般会計繰入金を減額するものであります。

次に，議案第72号，後期高齢者医療特別会計補正予算については，既定の予算額から100万3,000円を減額，歳入歳出それぞれ９億5,199万7,000円とし，その財源調整のため，一般会計繰入金を減額するものであります。

次に，議案第73号の水道事業会計補正予算について申し上げます。

本案は，水道事業会計予算第３条に定めた収益的支出について，46万4,000円を増額するものであります。

その内容は，職員給与関係経費を増額するものであり，水道事業会計予算第７条に定めた職員給与費についてもあわせて増額するものであります。

以上，提案理由を申し上げましたが，慎重審議の上，議決いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田憲市君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお，本案７件については委員会への付託を予定しておりますので，質疑は簡潔にお願いをいたします。

質疑を許します。

永井議員。

○８番（永井義一君）　一般会計の補正予算の中で，２点ばかしお願いします。

まず，23ページなんですけども，この中で農業振興推進事業で荒廃農地等利活用促進交付金事業，これ10分の10なんですけども，これは50万円皆減されていると。その理由をお願いします。

もう１点，今度は28ページなんですけども，この中で1112の指導室事務費の中で，委託料ですね。交通安全教室委託料。これ，交通安全アドバイザーと関係があるのかどうかわかりませんけども，ちょっとこの内容をお願いします。以上です。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

産業建設部長湯原一博君。

○産業建設部長（湯原一博君）　農業振興費，荒廃農地等利活用促進交付金事業費補助金，これですけれども，これ，実はですね，去年から，平成30年度から国のほうでスタートした事業です。ところがですね，31年度に廃止になってしまったということで，去年の予算編成時では，こういう事業があるだろうということでいたんですけども，それがなくなったということです。

○議長（吉田憲市君）　次の質問に。

指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君）　お答えいたします。

13の委託料，交通安全教室委託料等についてお答えいたします。これにつきましては，学校安全総合支援事業の中でスケアードストレート交通安全教室，スタントマンによる実演をもとにした交通ルールを遵守する安全教室を行うためのものであります。

○議長（吉田憲市君）　ほかに質疑ございませんか。

海野議員。

○９番（海野隆君）　収支についてお伺いしたいんですけれども，土地の売却3,832万かな，これが財産収入で入ってきて，今回，基金に全額積み立てたわけですけれども，今後ね，そのＵＲの土地は今売却しているわけですけれども，この土地の売却収入っていうのかな，財産収入はこういう形で基金に積み上げていくっていうのを原則にするというような形の方針でやっているんですか。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君）　そうですね，ＵＲからいただいた，譲渡されたものにつきましては，今まで，平成26，27年度から，ＵＲから町のほうにいただいたということで，去年まで１万5,000平米ぐらい，一応，売却しております。それにつきましてもですね，今後ですね，ここも含めてですね，基金に積み立てていくというふうな考えでいます。

○議長（吉田憲市君）　ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第67号から議案第73号については，会議規則第39条第１項の規定により，お手元に配付をいたしました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君）　異議なしと認め，さよう決定をいたします。

各常任委員会では付託案件を審査の上，来る６月18日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いをいたします。

議案第７４号　　国補下第１－２号公共下水道管路工事請負契約について

○議長（吉田憲市君）　次に，日程第８，議案第74号，国補下第１－２号公共下水道管路工事請負契約についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　議案第74号の国補下第１－２号公共下水道管路工事請負契約について提案理由を申し上げます。

本工事は，荒川本郷地区の雨水排水施設整備を行うものでありますが，地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により，議会の議決を求めるものであります。

工事期間は，契約締結日の翌日から令和２年３月31日までであります。

工事の概要につきましては，お手元に配付しました工事概要書のとおりであります。

以上，提案理由を申し上げましたが，慎重審議の上，議決いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田憲市君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお，本案については委員会への付託を予定しておりますので，質疑は簡潔にお願いをいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第74号については，会議規則第39条第１項の規定により，お手元に配付をいたしました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君）　異議なしと認め，さよう決定をいたします。

産業建設常任委員会では付託案件を審査の上，来る６月18日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いをいたします。

議案第７５号　　防子交第１－１号荒川本郷地内道路新設工事請負契約について

○議長（吉田憲市君）　次に，日程第９，議案第75号，防子交第１－１号荒川本郷地内道路新設工事請負契約についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　議案第75号の防子交第１－１号荒川本郷地内道路新設工事請負契約について提案理由を申し上げます。

本工事は，荒川本郷地区の道路新設工事を行うものでありますが，地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により，議会の議決を求めるものであります。

工事期間は，契約締結日の翌日から令和２年３月31日までであります。

工事の概要につきましては，お手元に配付しました工事概要書のとおりであります。

以上，提案理由を申し上げましたが，慎重審議の上，議決いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田憲市君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお，本案については委員会への付託を予定しておりますので，質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第75号については，会議規則第39条第１項の規定により，お手元に配付をいたしました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君）　異議なしと認め，さよう決定をいたします。

産業建設常任委員会では付託案件を審査の上，来る６月18日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いをいたします。

議案第７６号　　阿見中学校外壁・屋上防水改修工事請負契約について

○議長（吉田憲市君）　次に，日程第10，議案第76号，阿見中学校外壁・屋上防水改修工事請負契約についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　議案第76号の阿見中学校外壁・屋上防水改修工事請負契約について提案理由を申し上げます。

本工事は，阿見中学校外壁及び屋上防水の改修工事を行うものでありますが，地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により，議会の議決を求めるものであります。

工事期間は，契約締結日の翌日から令和２年３月31日までであります。

工事の概要につきましては，お手元に配付しました工事概要書のとおりであります。

以上，提案理由を申し上げましたが，慎重審議の上，議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（吉田憲市君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお，本案については委員会への付託を予定しておりますので，質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第76号については，会議規則第39条第１項の規定により，お手元に配付をいたしました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君）　異議なしと認め，さよう決定をいたします。

民生教育常任委員会では付託案件を審査の上，来る６月18日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いをいたします。

議案第７７号　　阿見第一小学校トイレ他改修工事請負契約について

○議長（吉田憲市君）　次に，日程第11，議案第77号，阿見第一小学校トイレ他改修工事請負契約についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　議案第77号の阿見第一小学校トイレ他改修工事請負契約について提案理由を申し上げます。

本工事は，阿見第一小学校のトイレ及びその他設備の改修工事を行うものでありますが，地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により，議会の議決を求めるものであります。

工事期間は，契約締結日の翌日から令和２年１月31日までであります。

工事の概要につきましては，お手元に配付しました工事概要書のとおりであります。

以上，提案理由を申し上げましたが，慎重審議の上，議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（吉田憲市君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお，本案については委員会への付託を予定しておりますので，質疑は簡潔にお願いをいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第77号については，会議規則第39条第１項の規定により，お手元に配付いたしました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君）　異議なしと認め，さよう決定をいたします。

民生教育常任委員会では付託案件を審査の上，来る６月18日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いをいたします。

議案第７８号　　阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入売買契約について

○議長（吉田憲市君）　次に，日程第12，議案第78号，阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入売買契約についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　議案第78号の阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入売買契約について提案理由を申し上げます。

本案は，小学校に入学予定の新１年生に対して，入学祝い品であるランドセルを支給するためのものでありますが，地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により，議会の議決を求めるものであります。

納入期間は，契約締結日の翌日から令和２年２月28日までであります。

内容につきましては，お手元に配付しました概要書のとおりであります。

以上，提案理由を申し上げましたが，慎重審議の上，議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（吉田憲市君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお，本案については委員会への付託を予定しておりますので，質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第78号については，会議規則第39条第１項の規定により，お手元に配付をいたしました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君）　異議なしと認め，さよう決定をいたします。

民生教育常任委員会では付託案件を審査の上，来る６月18日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いをいたします。

ここで暫時休憩をいたします。

会議の再開は午前11時15分といたします。

午前１１時０３分休憩

午前１１時１５分再開

○議長（吉田憲市君）　それでは，休憩前に引き続き，会議を開きます。

議案第７９号　　財産の取得について（消防団第７分団消防ポンプ自動車購入）

○議長（吉田憲市君）　次に，日程第13，議案第79号，財産の取得について（消防団第７分団消防ポンプ自動車購入）を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　議案第79号の財産の取得（消防団第７分団消防ポンプ自動車購入）について提案理由を申し上げます。

本案は，消防団第７分団の消防ポンプ自動車が20年経過しており，老朽化に伴い更新するものでありますが，地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により，議会の議決を求めるものであります。

納入期間は，契約締結日の翌日から令和元年９月30日までであります。

内容につきましては，お手元に配付しました概要書のとおりであります。

以上，提案理由を申し上げましたが，慎重審議の上，議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（吉田憲市君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお，本案については委員会への付託を予定しておりますので，質疑は簡潔にお願いをいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第79号については，会議規則第39条第１項の規定により，お手元に配付をいたしました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君）　異議なしと認め，さよう決定をいたします。

総務常任委員会では付託案件を審査の上，来る６月18日の本会議において審査の結果を報告

されるようお願いをいたします。

議案第８０号　　土地の処分について

○議長（吉田憲市君）　次に，日程第14，議案第80号，土地の処分についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　議案第80号の土地の処分について提案理由を申し上げます。

本案は，荒川本郷地区の町有地を売り払いするものでありますが，地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により，議会の議決を求めるものであります。

仮契約日は，平成31年４月19日であります。

内容につきましては，お手元に配付しました概要書のとおりであります。

以上，提案理由を申し上げましたが，慎重審議の上，議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（吉田憲市君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお，本案については委員会への付託を予定しておりますので，質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第80号については，会議規則第39条第１項の規定により，お手元に配付をいたしました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君）　異議なしと認め，さよう決定をいたします。

産業建設常任委員会では付託案件を審査の上，来る６月18日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いをいたします。

議案第８１号　　損害賠償の額を定めることについて

○議長（吉田憲市君）　次に，日程第15，議案第81号，損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　議案第81号の損害賠償の額を定めることについて提案理由を申し上げます。

本案は，令和元年５月３日午後８時ごろ，阿見町小池地内の町道1568号線を南から北方向へ車両で走行中，同町道の舗装穴に車輪を落としたことにより，左前輪・後輪のタイヤ・ホイールを破損させる損害を与えたもので，国家賠償法の規定により，町に賠償責任が生じたため，地方自治法第96条第１項第13号の規定に基づき損害賠償の額を定めることについて，議会の議決を求めるものであります。

以上，提案理由を申し上げましたが，慎重審議の上，議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（吉田憲市君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお，本案については委員会への付託を予定しておりますので，質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第81号については，会議規則第39条第１項の規定により，お手元に配付をいたしました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君）　異議なしと認め，さよう決定をいたします。

産業建設常任委員会では付託案件を審査の上，来る６月18日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いを申し上げます。

議案第８２号　　阿見町副町長の選任につき同意を求めることについて

○議長（吉田憲市君）　次に，日程第16，議案第82号，阿見町副町長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　議案第82号の阿見町副町長の選任につき同意を求めることについて提案理由を申し上げます。

平成22年４月１日から欠員となっております副町長に，坪田匡弘氏を選任いたしたいと存じます。

副町長は地方自治法第162条及び第163条の規定に基づき，任期を４年とし，町長が議会の同意を得て，選任することになっております。

坪田氏につきましては，昭和54年４月から阿見町職員として勤務され，長年のキャリアの中で，総務部長などの要職を歴任され，知識，経験とも非常に豊富であると同時に，人望も厚く誠実な方であり，副町長として最適任であると考えております。

なお，御同意いただいた後は，本年７月１日付で選任したいと考えておりますので，御同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（吉田憲市君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

本案については質疑，委員会付託及び討論を省略し，直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君）　異議なしと認め，さよう決定をいたします。

これより採決いたします。

本案は，原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君）　異議なしと認めます。よって議案第82号については，原案どおり同意することに決定をいたしました。

議案第８３号　　阿見町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第８４号　　阿見町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第８５号　　阿見町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（吉田憲市君）　次に，日程第17，議案第83号，阿見町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて，議案第84号，阿見町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて，議案第85号，阿見町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて，以上３件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　議案第83号から議案第85号の阿見町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて，提案理由を申し上げます。

固定資産評価審査委員会の委員は，地方税法第423条第３項の規定により，当該市町村の住民，市町村税の納税義務がある者または固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから，当該市町村の議会の同意を得て，市町村長が選任することとされており，委員の任期は３年であります。

瀬尾房雄氏，野口静男氏は，平成28年６月に就任され，本年６月23日に任期が満了いたしますが，専門的知識を有し，人格・識見ともに優れており適任であることから，引き続き選任したいと考えております。

また，渡會光恵氏は，専門的知識を有する町民で，人格・識見ともに優れており適任であることから，新たに選任したいと考えております。

以上，提案理由を申し上げましたが，慎重審議の上，御同意いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田憲市君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

本案３件については質疑，委員会付託及び討論を省略し，直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君）　異議なしと認め，さよう決定をいたします。

これより採決いたします。

本案３件は，原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君）　異議なしと認めます。よって議案第83号から議案第85号については原案どおり同意することに決しました。

議案第８６号　　飲酒運転根絶のまち宣言について

○議長（吉田憲市君）　次に，日程第18，議案第86号，飲酒運転根絶のまち宣言についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　議案第86号の飲酒運転根絶のまち宣言について提案理由を申し上げます。

本案は，飲酒運転を根絶するため，昨年度より阿見町職員飲酒運転根絶のための行動指針を策定し，職員等から宣言書の徴取，アルコール検知器の導入等を実施し，町民及び町内企業等への署名活動，牛久警察署との覚書の締結等を行ってまいりましたが，さらに飲酒運転根絶に向け，町と町民が一丸となって全力を挙げて取り組むことを宣言するものであります。

以上，提案理由を申し上げましたが，慎重審議の上，議決いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田憲市君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお，本案については委員会への付託を予定しておりますので，質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第86号については，会議規則第39条第１項の規定により，お手元に配付をいたしました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君）　異議なしと認め，さよう決定をいたします。

総務常任委員会では付託案件を審査の上，来る６月18日の本会議において審査の結果を報告

されるようお願いをいたします。

散会の宣告

○議長（吉田憲市君）　以上で，本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。御苦労さまでした。

午前１１時２８分散会

第　２　号

〔 ６ 月 ５ 日 〕

令和元年第２回阿見町議会定例会会議録（第２号）

令和元年６月５日（第２日）

○出席議員

１番	吉田憲市君
２番	石引大介君
３番	井田真一君
４番	高野好央君
５番	樋口達哉君
６番	栗原宜行君
７番	野口雅弘君
８番	永井義一君
９番	海野　隆君
１０番	平岡　博君
１１番	久保谷　充君
１２番	川畑秀慈君
１３番	難波千香子君
１４番	紙井和美君
１５番	柴原成一君
１６番	久保谷　実君
１７番	倉持松雄君
１８番	佐藤幸明君

○欠席議員

なし

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	千葉　繁君
教育長	湯原正人君
町長公室長	湯原幸徳君
総務部長	小口勝美君

町民生活部長兼 生活環境課長	髙須　徹君
保健福祉部長	飯野利明君
産業建設部長	湯原一博君
教育委員会教育次長	朝日良一君
会計管理者兼 会計課長	佐藤吉一君
政策秘書課長	佐藤哲朗君
総務課長	青山広美君
財政課長	黒岩　孝君
管財課長	飯村弘一君
町民活動推進課長兼男女 共同参画推進室長兼男女 共同参画センター所長	中村政人君
防災危機管理課長	白石幸也君
社会福祉課長	遠藤朋子君
高齢福祉課長	湯原勝行君
子ども家庭課長	山﨑洋明君
健康づくり課長	佐川廣子君
道路公園課長	浅野修治君
学校教育課長	武井　浩君
指導室長	東　治樹君

○議会事務局出席者

事務局長	小倉貴一
書記	野口和之

令和元年第２回阿見町議会定例会

議事日程第２号

令和元年６月５日　午前１０時開議

日程第１　一般質問

一般質問通告事項一覧

令和元年第２回定例会

一般質問１日目（令和元年６月５日）

発　言　者	質　問　の　趣　旨	答　弁　者
１．難波千香子	１．障害福祉日本一に向けた取り組みについて ２．健康長寿延伸を目指した健康づくり活動に健康ポイントの構築を ３．保育行政と安全対策について	町長・教育長 町　　長 町長・教育長
２．久保谷　充	１．生活道路（幅員４m未満）整備に関する基準の見直しについて ２．役場駐車場の改善について	町　　長 町　　長
３．海野　　隆	１．通学路の安全確保及び交通安全対策について ２．入管法の改正を受けた阿見町における外国人労働者，外国人技能実習生の受入と多文化共生について	町長・教育長 町長・教育長

午前１０時００分開議

○議長（吉田憲市君）　おはようございます。定刻になりましたので，これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で，定足数に達しておりますので，会議は成立をいたしました。

本日の議事につきましては，お手元に配付をいたしました日程表によって進めたいと思いますので，御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（吉田憲市君）　日程第１，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし，質問時間を40分といたしますので，御協力のほどお願いをいたします。

議員並びに執行部各位に申し上げます。発言の際は，なるべく簡単明瞭かつ要領よくなされるようお願いをいたします。

なお，議会基本条例第５条第１項第３号の規定により，執行機関には反問権を付与しておりますので，議員の質問等に対し反問する場合には，挙手の上，反問したい旨を述べた後，議長の許可を得てから反問してください。

初めに，13番難波千香子君の一般質問を行います。

13番難波千香子君の質問を許します。登壇願います。

〔１３番難波千香子君登壇〕

○１３番（難波千香子君）　皆さん，おはようございます。通告順に従い，令和になりましてトップバッターで一般質問させていただきます。

まず最初に，障害福祉日本一に向けた取り組みについて，６点にわたって質問させていただきます。

１点目，障害者の地域生活を一体的に支える施設の開設についてであります。

障害者の高齢化，重症化や親亡き後が地域の課題になっております。阿見町では平成30年４月から，国の障害者総合支援法や児童福祉法の一部が改正され施行されたことに伴い，新たに第５期障害者福祉計画と第１期障害児福祉計画を作成しております。国でうたわれている全ての障害者の地域生活を支えるため，相談から保護，居住支援までをワンストップで対応できる地域生活支援拠点等の整備を阿見町では計画の中に位置づけられましたが，開設に向けて整備促進すべきと考えますが，どのように考えておられるのか，今後の実施計画内容はどのように

していかれるのかお伺いいたします。

柏市では，国の補助制度を活用し，今年度，市内４カ所目の拠点が整備され，地域生活支援拠点を中心に，人口42万の都市型地域循環ネットワークシステムを構築しておりますが，先進事例を参考にして推進されてはどうかお伺いいたします。

２点目，障害者等への対応に現状のコーディネーター等の支援及び国が力を入れていくとしている発達障害，医療ケア，精神障害等の支援についても，サポートする意味でも，国の指針に基づく障害者・児のさまざまなニーズに対応できるコーディネーターの確保と配置については，どのようにしていかれるのかお伺いいたします。

３点目，障害者の就労支援についてです。

働く場の確保が重要でありますが，障害者雇用支援と農業振興の観点から，障害者が農業の担い手となる農業と福祉が連携する農福連携を阿見町に進めていただきたいと思いますが，お考えはどうでしょうか。

千葉市や柏市では，民間企業に障害者雇用を前提とした，農業への参入を促す試みとして，特に知的障害者や精神障害者にマッチした就労として，農場，農園を通して雇用を創出しています。先進事例を参考にして，阿見町におきましても推進できないかお伺いいたします。

４点目，推計で115万人，実態は倍の200万人以上とも言われておりますひきこもりの大半が，かつては不登校経験者でしたが，今は社会人になってからひきこもる人が増え，長期化，高齢化の影響により80代の親が50代の子供を支える8050問題が深刻化し，親の病気や介護，経済的な困窮など，複合的な課題が重なっています。

そこで，ひきこもりや不登校の人，精神障害のある人などの社会参加を促すため，オレンジカフェや子育てカフェ等と同様に，居場所となる交流サロンの設置，家族への支援の情報，意見交換のできる家族会の設置に向けた取り組みについて進められないかお伺いいたします。

５点目，思春期に発症することが多い統合失調症などの精神疾患等に対する無理解と偏見は，就学時における教育機会が少ないことに起因しております。この結果，体調不良が生じた場合，現場の教師，生徒本人が混乱を来し，父兄の啓発の少なさも手伝って，適切に対処できずに，早期発見，早期治療につながらず，社会参加がおくれる大きな要因にもなっております。同様に，発達障害についても適切に対処できずに，いじめや不登校につながるケースも少なくありません。早期発見，早期治療につながる対応が重要になります。

そこで，学生，学校職員及び保護者への精神疾患等が疑われる発達障害児に関する啓発についての現状と，今後2020年に向けて学習指導要領，「学校保健・学校安全管理の手引き」などの教材や活用方法の取り組みについてお伺いいたします。

６点目，障害児や不登校児童・生徒，親が外国籍などの外国につながる子供，十分に教育を

受けられないなど，特別な配慮が必要な子供へのきめ細かい支援の強化をすべきではないでしょうか。また，情報・通信技術，ＩＣＴなどの活用について，どのように環境整備を考えておられるのかお伺いいたします。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。初めに，町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　皆さん，おはようございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

難波議員の，障害福祉日本一に向けた取り組みについての質問にお答えします。

１点目の，障害者の地域生活を一体的に支える施設の開設促進についてであります。

地域生活支援拠点等の整備につきましては国の基本指針が打ち出されており，令和２年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも１つを整備するとされております。また，指針の中で，地域生活支援拠点等の整備に必要な機能について，相談，緊急時の受け入れ・対応，体験の機会・場，専門的人材の確保・養成，地域の体制づくりの５つが示されました。

町では，国の指針及び町の現状を踏まえ，阿見町に必要な機能として，第５期阿見町障害福祉計画，第１期障害児福祉計画に，相談，緊急時の受け入れ・対応，体験の機会・場，地域の体制づくり，日中活動の場の確保の５つの機能を掲げております。

柏市では，障害者の地域生活を支えるに当たり，相談から保護，居住支援までを対応する複数の機能を１カ所に集約することで，ワンストップで対応できる施設として拠点整備を行っており，市内全ての障害サービスのコントロールタワーとしての役割を担っております。

拠点整備は，町長公約の１つである，障害者が自立できる授産施設の創設に該当する重要な政策でもあります。当町では，相談から保護，居住支援まで対応した整備内容に，日中活動の場の確保を加えた，複数の機能を１カ所に集約した拠点整備を目指しております。

今後の拠点整備実施計画については，阿見町障害者施策推進協議会において整備体制の要件等を検討し，町内への整備に向けて進めてまいります。

２点目の，コーディネーターの確保と配置についてであります。

現在，町には障害者等への対応をするコーディネーターは配置されておりません。そのため，相談支援事業の委託契約を結んでいる事業所に配置されている相談員に，福祉サービスの利用及び専門的機関の紹介等についての支援を行っていただいております。

今後，コーディネーターの配置につきましては，先ほど申し上げた地域生活支援拠点等の整備の，地域の体制づくりの中で検討してまいります。

３点目の，農福連携についてであります。

平成30年第２回定例会において，海野議員から民間事業者の障害者雇用について御提案いた

だきました。その後，担当者が，柏市にある障害者専用の企業向け貸し農園を訪問させていただいたところ，大変すばらしい施設であったと報告を受けております。

農福連携とは，担い手の減少が進む農業分野と，障害者等の働く場の確保を求める福祉分野が連携し，障害者等の農業分野での活躍を通じて自信や生きがいを創出し，社会参画を促す取り組みです。議員の質問にあるとおり，千葉市や柏市で既に実施されております。

柏市にある農園では，就労の機会の確保と障害者の自立をサポートする企業との橋渡しとして，ビニールハウスを貸し農園として企業に提供し，それぞれの企業が委託するハウスで，支援者であるリーダーのもと障害者が農作業に当たっており，給料や社会保障などの一般就労のメリットを得ながら，障害者に配慮された働き方が行われております。

農福連携の実施は，就労機会の拡大につながる可能性が高く有効であると考えております。場所や施設等課題はありますが，他市町村の連携支援の実績や効果を検証し，検討してまいります。

４点目の，ひきこもりや不登校，精神障害がある人などの社会参加を促すため，居場所となる交流サロンの設置等についてであります。

現在，町には精神障害がある人に対する交流サロンの設置はございませんが，ひきこもりや障害のある人を含めた相談窓口として，月１回，精神保健福祉士による「こころの健康相談事業」を実施しております。

また，集団生活への指導及び野外活動や実習により参加者の社会生活への適応性を促進させることを目的とした取り組みとして，作業療法士と保健師による精神デイケア事業を月２回行っているところであります。そのほかに，土浦保健所と連携し，土浦市・阿見町・美浦村の三市町村共同で，精神障害者の土浦地方家族会設置への支援を行っております。月１回開催される定例会には，阿見町からは10人程度の参加があり，交流の場となっております。

今後も，町施策の充実と周知を図りつつ，障害のある人もない人も共生できる地域社会を実現していくことを目的として，事業を進めてまいりたいと考えております。

５点目及び６点目につきましては，教育長から答弁をいたします。

○議長（吉田憲市君）　次に，教育長湯原正人君，登壇願います。

〔教育長湯原正人君登壇〕

○教育長（湯原正人君）　おはようございます。よろしくお願いします。

５点目の，発達障害に関する啓発についての現状等についてお答えをいたします。

保護者への啓発は，就学前から保健・福祉部門と連携を図り，保護者との面談等を通して行っております。児童生徒や学校職員へは，各学校の特別支援教育コーディネーターや，特別教育支援員等への研修のほか，阿見町教育支援委員会での専門家を交えた協議，特別支援学校に

よる巡回指導等を通して，個々のケースに応じて理解や対応の仕方を協議しております。

発達障害等についての資料「学校保健・学校安全管理の手引き」については，毎年各学校で管理職や関係する教職員への周知・活用をしております。

６点目の，特別な配慮が必要な子供へのきめ細かい支援及び情報通信技術――ＩＣＴなどの活用についてお答えいたします。

これまでも発達障害等の個別に配慮が必要な子供への支援については，各学校の特別支援教育コーディネーターを中心に，特別支援学級担任，交流学級担任，特別教育支援員等が連携し，保護者と合意形成を図りながら，個別に支援計画を立て，実践しております。

ＩＣＴの活用については，町内では，ユニバーサルデザインの視点からの授業づくりとして，電子教科書，電子黒板やプロジェクターの積極的な活用が進んでいます。また，学習支援ソフト「ｅライブラリーアドバンス」を学校の授業だけでなく家庭学習でも使えるように準備を進めています。通常学級での授業の様子を別室登校の子供がいる教室に動画で配信し，学習を進めている学校もあります。

外国籍の児童生徒については，例えば，通訳ボランティアや自動翻訳機などの活用を図っていきたいところですが，通訳や翻訳ができる人材や機材の整備が不十分な面があります。関係機関とも連携をとって充実させていきたいと考えております。

○議長（吉田憲市君）　難波議員。

○１３番（難波千香子君）　それでは，再質問させていただきます。

まず，１点目の，国の指針で，地域生活支援拠点を来年度末までに各市町村または各ゾーン域に１つを整備するとされておりますが，ゾーン域の範囲はどこになりますでしょうか。また，設置については，阿見町はゾーン域ではなくて町内へ設置を進めていくということでありますが，その理由をお聞かせください。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君）　はい，お答えいたします。

まず，圏域でございますけれども，圏域につきましては，阿見町は取手・龍ケ崎障害福祉圏という圏域になってございます。これは，龍ケ崎市，取手市，牛久市，守谷市，稲敷市，美浦村，河内町，利根町，阿見町の９市町村，これが圏域の範囲でございます。

それから，整備の方法で，町内設置ということにつきましては，整備の仕方といたしましては，多機能拠点整備型，それと面的整備型，それとですね，多機能拠点整備プラス面的整備型ということで，整備の手法としては３種類がございます。町ではですね，このうちの面的整備については，既存の事業所にですね，拠点としての機能を分散して機能を担ってもらう整備の仕方ということになります。

阿見町では，障害者の方がほかの市町村まで行って，例えば相談を受けるというのもなかなか利便性が低いということ，また，町内に緊急時の受け入れの施設がないことなどから，多機能型の拠点の整備として町内での整備ということで検討しているということでございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　難波議員。

○１３番（難波千香子君）　ありがとうございました。なかなか通えないということで，町内でということで，わかりました。ぜひ早い段階で，ぜひとも整備をお願いいたしたいと思います。また，できるとしたら，県内では唯一，阿見町単独でというのはほかにはないかと思いますので，本当にまた先進事例になるかなとは思います。

次に，今，お話を伺いました整備の仕方といたしまして，多機能拠点整備，それと面的整備との種類があるということで伺いましたけれども，その内容の違い。阿見町では，なぜそういった多機能拠点整備を進めていかれるのかお聞かせください。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質疑に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君）　はい，お答えいたします。

先ほどもちょっと触れさせていただきましたけれども，まず，多機能拠点整備につきましては，複数の機能を１カ所の拠点施設で行う整備手法ということになります。また，面的整備につきましては，複数の機能を既存の事業所等に分散して整備を行う手法のことになります。で，町では，多機能拠点整備を行うことで，ワンストップで対応ができるということもありますし，先ほどもお答えしましたように，町内に緊急時の受け入れ先がないということも踏まえまして，多機能拠点型の整備を町内で進めていこうということで検討しているということでございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　難波議員。

○１３番（難波千香子君）　はい，わかりました。

阿見町では国の指針及び町の現状を踏まえてということで，当然，５つの機能を第５期阿見町障害福祉計画と第１期障害児福祉計画に掲げ，取り組むということでありますけれども，国の視点との違いがあるのですけれども，現在の町の状況を踏まえて，特に阿見町に必要な機能というのは，どういうようなことを考えていらっしゃいますでしょうか。御説明をお願いいたします。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君）　はい，お答えいたします。

この国の指針と拠点整備について異なる点，１カ所ございます。まず，国の指針にあって，町にないのが，専門的人材の確保・養成という点が町の中ではない部分です。そのほかに，国

の指針にはないけれども，町のほうに追加をしている部分が，日中活動の場の確保，これを町のほうでは入れまして，５つの機能ということで整備を検討しているところでございます。

まず，１番目の機能ですけれども，答弁書にもありましたけども，相談でございます。これにつきましては，緊急時には休日・夜間等も含め，24時間365日対応による相談対応を行う機能を整備するというものでございます。

２番目の機能としまして，緊急時の受け入れ・対応でございます。これは相談内容によっては介護者の急病等により緊急時の短期入所等による受け入れが必要な場合への対応，それから医療機関との連絡調整といった必要な支援を行うものでございます。要は，いざというときにはしっかりと保護できる体制，これを整えていこうというものでございます。

それから，３番目，体験の機会・場につきましては，親元からの自立等に当たっての体験の機会や場の整備として，グループホームの整備を検討しているものでございます。

４番目の地域の体制づくりにつきましては，コーディネーターの配置等によりまして，障害者・児のさまざまなニーズへ対応できるサービス提供や情報収集，連絡調整を行える体制を整備するものでございます。

５番目，日中活動の場の確保につきましては，グループホーム等に入所されてる方が，日中は就労継続支援事業所等により作業を行うことができるよう，日中活動の場の確保として，就労継続支援Ｂ型事業所等の整備を行うものでございます。

町としましては，これらの機能を１カ所に集約し，相談から保護，居住支援までをワンストップで対応ができる施設として整備を検討しているということでございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　難波議員。

○１３番（難波千香子君）　ありがとうございます。

そうすると，コーディネーターの配置ということは，阿見町には現在ないということでありますけれども，この地域体制づくりの中で配置していくということでありますけれども，その生活拠点整備の，そうなると公募の中にそういったことを入れてということでよろしいんでしょうか。お伺いいたします。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君）　はい，５つの機能の中で地域の体制づくりというものがございますので，この中でコーディネーターの配置については条件として入れていく予定でございます。

○議長（吉田憲市君）　難波議員。

○１３番（難波千香子君）　わかりました。

それで，今，阿見町は国の指針と違うということで，日中活動の場の確保として就労継続支援Ｂ型事業所の整備をしていくということでありますけれども，私も柏の４カ所の生活支援拠点を視察してまいりました。緊急時の対応整備も大変に充実しておりました。就労支援では，就労移行支援，そしてまた就労継続支援Ｂ型，そして就労定着支援と，お一人お一人に合った支援を行っておりました。

また，パン工房にはカフェが併設されており，おいしいパンをいただいてきましたけれども，年間売り上げが何と2,000万超と，供給の追いつかないっていう，本当にうれしい悲鳴をお伺いしてまいりました。

また，子供たちが自由に寄れるような空間スペース，学校の帰りにランドセルを置いてからみんなで来る。ちょうど来ておられましたけれども，そういったものも併設されていたと。障害のありなしにかかわらず，自然なかかわりができておりました。一つ一つが特徴を持ったものでありました。それを統括して，さらにネットワークで柏市はつないでいるという，そこにコーディネーターを置いていくということを伺ってまいりました。

阿見町でも，委託可能な事業について検討していくということでありましたけれども，また複数の機能を行える事業所を呼び込むために当たりまして，何か施策というものは考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君）　柏市のほうも，私も視察に行かせていただきました。非常にすばらしい拠点として整備がされておりました。柏市の場合ですと，既存の基本的な機能に加えまして，要は民設民営ということで，民間の実際に行っている事業者さんのニーズによって何が必要かということで，それぞれ，私，行ったのは２カ所なんですけれども，見させていただいたところ，共通の機能としては24時間365日の緊急相談支援，それからグループホームによる居住支援，それとショートステイがありましたけども，施設の特色がありまして，独自に，先ほど難波議員がおっしゃられたような入所による手厚い施設，夜間の支援ですとか，福祉作業所によるパンの製造とか，訪問看護ステーションを併設したりとか，ヘルパーやデイサービスの事業所を併設したりとかですね，付加価値を加えているところでございます。

町の支援としまして，今，検討しているのは，その相談支援事業について，例えば基幹型の相談支援事業所が委託できないかですとか，あとは，柏市の場合ですと，土地の関係で誘致しやすいように無償貸与をされている事例というのもお伺いしておりますので，そういったことも含めまして，いろいろ総合的にどういった支援ができるのかということで，いろいろ検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（吉田憲市君）　難波議員。

○１３番（難波千香子君）　いろいろ特色ある，私が行ったときにも，やはり全てが余り大きくない建物でありました。ビルとかそういうのではなくって，グループホームも本当に小さいものでありました。そういった地域とのかかわりを大変大切にされておりましたので，そういったことも含めて，ぜひ阿見町でもそういうものをまた参考にして，ぜひ整備を進めていただきたいなと思います。

そして，次の質問に移ります。

農福連携についてでありますけれども，柏市の，私も，わーくはぴねす農園に視察に行ってまりましたけれども，ビニールハウスが８棟，で，１棟に８つの企業が入っております。で，さらに４棟，今年増設されると聞いてまいりました。障害者の定着率は92％，１人の農場長，会社から派遣されておりますリーダー，３人の障害者従業員がチームになっており，阿見町からはと聞きましたら，来ておりますよということをお聞きしてまいりました。大変に皆さん生き生きと，ちょうど野菜の苗植えの作業中でありました。町では担当課の方で視察に来られたということでありますけれども，阿見町で実施する場合には，先ほどありましたけれども，場所，施設等の課題があるとのことでありますが，どのような内容の課題かお教えください。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君）　はい，お答えいたします。

柏市のほうは，農場のほうは，私も昨年，一緒に行って視察をさせていただきました。非常にすばらしい施設だったということでございます。お聞きした中での課題ということでは，３点ばかりお聞きをしてきました。

１点目としましては，農場をつくる場所が確保できるかどうかということが，まず一番大きな点だと思います。柏市のほうでは，要は土地を市のほうで用意したということではなくて，そういう農園ができるような場所を複数，ちょっとここら辺はどうでしょうかということで情報提供を差し上げて，あとは，やる事業主さん，企業側と地権者の方との交渉ということなんですけども，そういった場所が町内にどれだけ見つけられるかというところが，まず１点あろうかと思います。

それから，２点目として，法的な規制がクリアできるかということで，これは具体的にある程度内容が想定できればですね，例えば農業生産法人以外の事業所がビニールハウスを建てることができるのかどうかとか，そういった建築法上の関係ですとか，そういったところも整理をしないといけないということでございます。

それと，３点目としまして，障害者の方が集められるかどうかということもお伺いをしてございます。

そういった点を具体的なところですね，今後いろいろ細かに調査検討をしてですね，いきた

いなというふうに考えてございます。
○議長（吉田憲市君）　難波議員。
○１３番（難波千香子君）　ありがとうございました。
　３点お聞きしました。障害者を，最後の，集められるかどうかっていう。これは町っていうよりも企業側が企業との提携の中でしていくということであって，町がかかわるものではないのかなというふうには思います。あと，土地で，茨城県として，かなり県によって違うというような許可は，農転とか，阿見町にも未利用地がありますけれども，その辺のところは厳しいんでしょうか。ちょっとお伺いできればと思います。
○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。
○保健福祉部長（飯野利明君）　この辺も，まだ具体的に，ちょっと県のほうと細かく詰めてるわけではないんですけども，要は農地を使う場合に，視察に行った柏市の場合は，農地を農地転用をして，農地以外のものにしてですね，そこにビニールハウスとかトレーラーハウスを置いてやってるということでございます。
　基本的に農用地等につきましては，転換をしないというのが基本的な県の考えだとは思いますけども，ただ，事業内容を具体的に県の担当の部署とも今後詰めてですね，そこら辺がどうなるのかということも，今後，速やかにいろいろ進めて，調査をしていきたいなというふうに考えてございます。
　以上です。
○議長（吉田憲市君）　難波議員。
○１３番（難波千香子君）　ありがとうございました。
　阿見町では耕作放棄地も大変に増えておりますので，そういったことも整備できるような，強く県に働きかけて，そういうこともぜひともできますようなことを切に願います。
　次の質問ですけれども，行きたいと思います。土浦保健所と連携し，障害者の土浦地方家族会設置への支援を行っていただいておりますけれども，５月６日の新聞に，今年11月１日ですね，現行の12保健所を茨城県は９保健所に再編するという記事が載っておりました。大変びっくりしました。
　阿見町所管の保健所はどこになりますか。家族会の支援内容はどのようになっていくのか。また，その周知方法をですね，お教えください。
○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。
○保健福祉部長（飯野利明君）　まず，保健所再編につきましては，県のほうで方針が出ておりまして，2019年，今年の11月から，これは保健所管轄区域を現行の２次保健医療圏に一致させるということで，土浦保健所からですね，竜ケ崎保健所の圏域に変わる予定で，６月の県議

会で条例改正案が県議会のほうで提出をされているということでございますので，ここが通れば，11月から管轄がですね，竜ケ崎保健所になるということになります。ですから，土浦保健所管轄区域のうち，美浦村と阿見町が区域が竜ケ崎保健所の管轄区域に変更になるということでございます。

それから，保護者会の支援ということで，現在，土浦保健所と，それから美浦村，阿見町のほうで家族会のほうの支援ということで，基本的に土浦保健所が中心となりまして，設立の支援を行っているということでございますが，これは非常に大切なところでございますので，これは竜ケ崎保健所に，管轄に変わってもですね，滞りなく支援ができるように，保健所等ともですね，調整をしながら，継続して行ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　難波議員。

○１３番（難波千香子君）　ぜひ，それは。また周知方法等はどのようにされていくんでしょうか。そういった家族会ということで，なかなか周知がわかり切れてないかと思うんですけれど，その辺，お聞かせください。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君）　現在，家族会として設立までは至ってないというふうに聞いてございます。ですので，具体的にそういう，例えば支援ができる，集まる場ですとか，今，定期的にちょっと集まりをやっているようでございますが，今後，体制等が整えば，そういうところを積極的に広報とか，皆様にお知らせをしていきながら，そうすることによって具体的に情報交換できる場ですとか，実際に困ってるときに本当に必要な手助けができる情報を得られる場ともなりますので，そこら辺は今後，積極的に働きかけて，そういう対象者の方がいればですね，そういう場があるということを広く周知を進めてまいりたいというふうに考えてございますので，今後，検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　難波議員。

○１３番（難波千香子君）　ぜひともよろしくお願い申し上げます。

次に参りたいと思います。特別支援学級，教育委員会のほうですけれども，在籍児童，そしてまた生徒数，不登校児童の生徒数，児童ですね，生徒数，外国籍児童の生徒数及び特別教育支援員の数をお教えください。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君）　はい，お答えさせていただきます。

今年度の特別支援学級の在籍ですけども，小学校が99名，中学校が59名となっております。

不登校児童生徒数ですけども，昨年度30日以上の欠席の不登校児童生徒は町内で94名，小学校が31名，中学校が63名となっております。外国人児童生徒数につきましては，海野議員からの質問のところにもありますけども，小学校が27名，中学校が14名であります。それと，特別支援教育の支援員につきましては，町内で28名を配置しております。

以上でございます。

○議長（吉田憲市君）　難波議員。

○１３番（難波千香子君）　かなりの人数の方がいらっしゃるという数になっておりますけれども，こういったスクールサポーターという指導員ですね，支援員の方も，この人数で数は足りているということでよろしいんでしょうか。スクールサポーターの雇用も含めてお教えください。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君）　はい，お答えさせていただきます。

スクールサポーターにつきましては，またちょっと違う感じかと思うんですけれども，特別教育支援員につきましては，小学校のほうでは，ほぼ学級に１名程度の配置となっております。中学校におきましては，１名，１名，２名，計４名の配置で，学級数までは行ってませんが，配慮を要する程度におきまして配置しておりますけども，どちらかというと小学校での配慮を要する児童が増加傾向にあります。

○議長（吉田憲市君）　難波議員。

○１３番（難波千香子君）　かなり少ないということも耳に，携わっている方から，大変に苦労しているという。もう一人ひとりで教室で，お一人見たら，あとはもうなかなか手が，見ることができない。申しわけないけれども，もうほっとくんですよというのが現状という状況でありますけれども，そういった中で，しっかりまた資金ですね，投入していただいて，その辺はやっぱり見ていただく，それも大事かなと思うんですけれども，いかがでしょうか。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君）　はい，お答えします。

今，難波議員がおっしゃっていただいたとおりなんですが，学校それから教室によって，また児童生徒によって，配慮の程度は違うと思うんですけども，やはりマンパワーが必要な状況もありますので，特別支援学級担任，それから特別教育支援員と連携をしまして，増員等も今後視野に入れていければというふうに思います。

○議長（吉田憲市君）　難波議員。

○１３番（難波千香子君）　ぜひよろしくお願い申し上げます。そしてまた，不登校が94名，本当にいらっしゃるということですけれども，児童生徒のその学習，今どのように対応，支援

されているのかがまず１点。そしてまた，ＩＣＴという，そういった遠隔教育，それも今，授業の日数に入れられる，そういう状況でありますけれども，その辺，お教えください。
○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。
○指導室長（東治樹君）　はい，お答えいたします。
　不登校につきましては，さまざまな事例等があります。各学校で学級担任だけではなくチームで対応ということでやっております。それから，町の教育相談センターと連携し対応しているところであります。中学校のほうが不登校生徒数は多いもんですから，今年度，竹来中のほうで，昨年度からですけども，不登校生徒の支援教室を設けて，別室を設けて対応しているということなので，できれば朝日中それから阿見中のほうでも別室を設けて，担当者をつけて対応していくことが望まれますので，そちらについても検討していきたいというふうに思います。
○議長（吉田憲市君）　難波議員。
○指導室長（東治樹君）　済いません，それからＩＣＴの活用でありますけれども，答弁の中でも話をさせていただきましたけども，各学校にプロジェクターや電子黒板，それからデジタル教科書等が配置されております。それを有効活用するということもそうなんですが，特に特別支援学級での活用ということで，タブレット端末等も各学校に設置しておりますけども，その有効活用等について，現状で各学校での使用頻度等も違ってきているのも現状でありますので，そちらを把握しながら，よりよい効果的な活用ができるというふうに考えております。
　それから，遠隔教育についてお話がありましたけども，実際に今，ある学校では，別室に授業の様子を遠隔で別室に投影して，その別室にいる生徒に一緒に授業を行うっていうようなものも実験的には取り組んでおります。今年度，茨城県でもモデル校ということで，県南では伊奈中と伊奈東中学校が英語の授業で遠隔教育を取り組んでおります。そういうモデル校の事例を参考にしながら，当町におきましても，今，実際にある機器でできるのか，それともさまざまな機器を導入しなければいけないのかも含めまして，検討してまいりたいと考えております。
○議長（吉田憲市君）　難波議員。
○１３番（難波千香子君）　ぜひとも，さらなる充実を，電子機器で，やはり補充していくっていうのは，もう今，大変に重要でありますので，当然，いろんなお子さんに対しても，その辺は惜しみなくお願いしたいと思いますけれども，よろしくお願い申し上げます。
　次に参りたいと思います。通訳ボランティアや多言語自動翻訳機の支援は，これからということでしょうか。答弁にありました。また，外国籍の児童また生徒には，日本語の指導はどのように，そういった教室を考えていらっしゃる。そういう指導教室は，実際行われているのでしょうか，お聞きします。
○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君）　はい，お答えいたします。

外国籍の児童生徒，先ほども申しましたとおり41名ほど在籍しておりますけども，各母国語等が違うということもあります。昨年度の例としまして，町の国際交流協会のほうから，タイ語のボランティアをしていただいたという事例もありますけども，町内ではあさひ小学校に日本語指導教室というものを設けております。７名ほどが在籍している状況でありますけども，なかなかやはり国籍等も違います。母国語も違いますので，日本語を教えるというのもなかなか難しいところもあるんですが，国際交流協会や翻訳機器等も導入しながら検討していければというふうに考えております。

○議長（吉田憲市君）　難波議員。

○１３番（難波千香子君）　ますます当然増えていくと，もっと，思いますので，その辺のところも力を入れて，こちらに来た方は日本にやはりこのままいらっしゃるというお子さんが多いと伺ってますので，やはり力をぜひに注いでいただきたいと要望いたします。

そして，次に，スクールソーシャルワーカーの，町でも補助を出して，配置も推進しているとは思うんですけれども，そういった切れ目のない支援をしていただきながら，やはり本来出向くっていう，もちろん，ことも大事だと思いますけれども，やはり輝くそれぞれの個性ですね，そういった秘めている子供たちに障害を取り除く，そういった十分な環境整備をこれからもお願いしたいと思います。

１点だけ，スクールソーシャルワーカーはどこに配置されて，何名でしょうか。どこに配置されて，今，何名いらっしゃいますでしょうか。お願いします。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君）　はい，お答えいたします。

町のほうで１名，スクールソーシャルワーカー，非常勤として配置しておりますので，要請があった学校にその都度配置しております。

○議長（吉田憲市君）　難波議員。

○１３番（難波千香子君）　ありがとうございました。しっかりとまた連携をタッグを組んで，輝く子供のために，どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上で質問を終了いたします。

○議長（吉田憲市君）　難波議員。

○１３番（難波千香子君）　それでは，２点目の質問をさせていただきます。

健康長寿延伸を目指した健康づくり活動に健康ポイントの構築についてであります。

長寿社会では，医療や介護に依存せず，自立して健康的に過ごせるか，健康寿命をいかに延ばすかが焦点になります。そのために，日ごろから規則正しい食事や運動，社会参加などの生

きがいづくりに取り組むことが望ましいとされております。こうした観点から，５つにわたって質問させていただきます。

１点目，町民の健康増進や地域活動を後押しするため，健康ポイントを付加できないでしょうか。

平成24年，25年，26年にも質問をさせていただきましたが，この事業は参加者が健康づくりと生きがいづくりに取り組むことでポイントがたまっていく仕組みであります。

実施している自治体の実例では，健康づくりは，１つとして，１日20分以上歩く。２つ目は，毎日野菜をとる。３点目は，規則正しい生活をするなど，日常生活の目標を達成することで１日１ポイント。また，健診の受診で10ポイント。生きがいづくりでは，趣味の講座・教室やボランティアなど，地域活動へ参加することで５から10ポイントを獲得と，ポイントは専用のチャレンジシートやウエブサイトに記録し，100ポイントを獲得すると，協力店で使える優待カードをもらえたり，抽せんで賞品が当たるなど，特典が受けられるものであります。町民の健康づくりを応援する制度の導入はどうか。

２点目，商品やサービスなどのインセンティブと交換できる仕組みはどのように考えておられるのか。

３点目，阿見町の特定健診，がん検診，特定保健指導の健診率の現状から，今後の取り組みについて，どのように推進していかれるのか。「健康あみ５つのあいことば」の周知，活用，効果，検証はどうか。また，地区分担制になりますが，保健師の増員はどのようにお考えか。

４点目，成長戦略2019年では，健康な状態と要介護状態の間の段階で，心身のさまざまな機能が低下したフレイル――虚弱と呼ばれる状態に着目し，対策の重要性に触れています。１日5,000歩以上歩いている高齢者は，5,000歩未満の場合に比べ，フレイル――虚弱に陥るリスクが約半分まで下がることなどがわかってきております。要介護状態手前の運動，栄養の取り組みを通したフレイル予防の支援について，今後どのように進められるのか。

５点目，高齢者健康づくりの担い手として社会参加できる取り組みの強化をどのように進めていかれるのかお伺いいたします。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君）　健康長寿延伸を目指した健康づくり活動に健康ポイントの構築をについての質問にお答えします。

１点目の，健康ポイントの付与について，及び２点目の，インセンティブと交換できる仕組みについての質問は，関連しておりますのであわせてお答えをいたします。

健康ポイント制度は，健康づくりの推進のため，住民や企業が取り組む健康づくり活動に対

してポイントが付与され，景品やサービスなどのインセンティブと交換できるという仕組みです。

茨城県では，本年６月から，県民を対象に「いばらきヘルスケアポイント事業」という，県が開発したスマートフォンアプリ「元気アっプ！リいばらき」を活用した健康ポイント制度を開始したところです。この制度は，ウオーキングや健診受診，禁煙，野菜摂取，地域交流など健康づくりの取り組みにポイントを付与し，抽せんで景品等インセンティブと交換する，県民の健康づくり活動を推進する制度です。町としましては，この制度を活用して町民の健康づくりの取り組みを後押ししたいと考えます。

事業の推進に当たり，県の「いばらきヘルスケアポイント事業」のインセンティブを利用することになりますが，町独自インセンティブの提供についても，商工会や町内企業と連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

３点目の，特定健康診査の今後の取り組みについてであります。

特定健康診査はメタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防のための健診です。町では，特定健康診査のほか，国が死亡率を減少させる効果を認めて推奨している，胃がん，肺がん，大腸がん，子宮けいがん，乳がん検診を実施しています。

健康長寿のまちづくりを推進するためには，病気の予防，早期発見・早期治療と重症化の予防が重要となります。健康づくり課では，昨年，がん検診受診率向上のためのＰＲ動画を作成しました。ホームページやユーチューブなどを活用し，健診受診や生活習慣病予防を広めています。また，昨年から大腸がん検診の受診機会を増やしたことにより，大腸がん検診の受診率は向上しております。特定保健指導は，昨年度から健診当日の面接を行うことで実施率の向上につながっておりますので，引き続き実施率向上に取り組んでまいります。

また，健診は県の健康ポイントの付与対象となりますので，継続的な受診を勧奨するだけでなく，今まで健診を受診していなかった無関心層を取り込むことを期待し，「いばらきヘルスケアポイント事業」の周知を進めて，健診を受診する方が増えるよう，さらに勧奨してまいります。

平成29年度に作成した「健康あみ５つのあいことば」は，がんや生活習慣病予防を目的とした，誰もがすぐに取り組める健康づくり活動の５つの項目です。チラシを全戸配布するとともに，町事業で配布するなど周知を進めております。また，保健師による地区活動での講話を通して普及・啓発に努めております。

効果，検証についてですが，健康教育の参加者アンケートでは，生活の中に取り入れられることから始めてみるという声が多く聞かれており，町民の健康づくりのきっかけづくりになっていると考えます。今後，地区活動や，あみ健康づくりプラン21における町民へのアンケート

調査等において，町民の生活習慣の実態を把握し，普及活動の評価を行ってまいります。

次に，保健師の増員についてですが，地区担当制は，保健師が担当地区のあらゆる相談等に応じるなど，担当地区が活動のベースとなっている体制を指し，住民の視点や生活に寄り添って世帯や地域の課題に横断的・包括的にかかわり，必要な支援をコーディネートすることによって，住民が持つ解決能力を引き出すことが可能となる体制といえます。

町では，平成30年度から本格的に地区担当制を導入し，地域住民が健康を保持し，安心して生活ができるように，健康課題解決に向けた保健活動を展開しようと取り組んでいるところであり，保健師の増員についても検討しているところであります。

４点目の，フレイル予防について，及び５点目の，高齢者が社会参加できる取り組みの強化についての質問は，関連しておりますのであわせてお答えをいたします。

フレイルとは，年齢に伴って筋力や心身の活力が低下した状態のことです。このフレイルを予防し健康長寿を目指すためには３つの柱があります。

１つ目が運動で，身体活動をバランスよく維持していくことが大切です。

現在，福祉センターまほろば，中央公民館を活動の中心に，シルバーリハビリ体操指導士会によるシルバーリハビリ体操教室を開催しており，また，福祉センターまほろばにおいて，住民グループによる「いきいき元気体操教室」が開催されております。加えて，15の行政区において，運動普及推進員の協力をいただき，体操等を行う「つるかめ教室」を開催しております。

今後，高齢者が歩いていける身近な場所において，こうした体操教室を全行政区で行えるよう目指してまいります。

２つ目が栄養で，特にしっかりかんで，タンパク質を中心にしっかり食べることが大切です。

高齢者の栄養状態を把握するため，平成30年度より茨城県立医療大学と連携し，特定健診時においてサルコペニア検診及び栄養指導を実施しました。今年度も引き続き実施するとともに口腔に関する講演会も実施する予定です。

３つ目が社会参加で，社会とのつながりを失うことがフレイルの最初の入り口と言われており，社会性を高く保つことが大切です。また，健康づくりや介護予防活動を担う側になれば，より社会性を高く保つことができると考えております。

そのために茨城県立医療大学と連携し，介護予防活動を担う人材育成として，地域包括ケアリーダー養成講座の開講，健康づくりの担い手の人材育成として，シルバーリハビリ体操教室をさらに拡大実施していくために，シルバーリハビリ３級指導士養成講座を開催しております。今後も引き続き実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　それでは，ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前11時10分

とします。

午前１１時００分休憩

午前１１時１１分再開

○議長（吉田憲市君）　それでは，休憩前に引き続き会議を開きます。

難波議員。

○１３番（難波千香子君）　それでは，再質問させていただきます。

健康ポイント制度について，もう少し詳しくお教えいただきたいと思います。また，県の健康ポイントの対象年齢，また，使った感想などもぜひお聞かせいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君）　お答えいたします。

まず，健康ポイントの対象年齢でございますけれども，茨城県内に在住，在勤または在学する18歳以上の方が対象となってございます。

ポイントの対象となるものですけども，具体的には，ウオーキング，ランニング，サイクリング，シルバーリハビリ体操教室への参加，各市町村が県に登録した健康や社会参加を目的としたイベント，健診，がん検診，特定保健指導，毎日の体重測定，血圧，禁煙の記録，野菜摂取，適塩についての質問への回答，交流の記録などでございます。

あと，また詳細等につきましては，６月号の茨城県の「ひばり」のほうにも特集ページが２ページ組まれておりますので，また御参照いただければと思ってございます。

それから，感想ということでございますけども，６月１日からダウンロードができるということで，私も早速１日からですね，入れようと思いました。ランニングの場合ですと，10分で６ポイント稼げるということで，これ１日相当稼げるなと思いましてですね，早速やったんですけども，私の携帯のほうが，ちょっと写真がいっぱい入っていまして，メモリーっていうか，実際にダウンロードできないので，今，一生懸命写真を消してですね，速やかにダウンロードしたいというふうに思っているところで，毎日，写真を削除しているのが現状でございますので，早期に入れて，ポイントを稼ぎたいというふうに思っております。

実際に，今日現在で，ダウンロードした方が県内で3,200名ちょっといらっしゃるということで，実際に職員のほうでも早速ダウンロードしまして，ランニングとか散歩でポイントを稼いでるということでございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　難波議員。

○１３番（難波千香子君）　早速１日６ポイント稼いでと，今，ありましたけれども，何ポイントになったら応募できるものなのか。そしてまた，いつ締め切りなのか。その辺お教えください。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君）　はい，お答えいたします。

締め切りは12月いっぱいということです。で，ポイントごとによって，いろいろブロンズランクとか，シルバーランク，ゴールドランクとかあります。ランニングの場合は10分で６ポイントなんで，最高で１日30ポイント稼げます。

ブロンズランクですと，まず1,000ポイントためるとブロンズカードをゲットできます。これは協賛企業，店舗からの優待等が得られるということでございます。それから，5,000ポイントためますと，シルバーランクということになりまして，シルバーカードをゲットということで，各種景品，大体3,000円から5,000円相当を抽せんでゲットできるということです。ゴールドランク，これは8,000ポイントためるとゴールドカードをゲット。県産品など5,000円から１万円相当を抽せんでゲットできるということでございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　難波議員。

○１３番（難波千香子君）　わかりました。ゴールドに行きたいとは思うんですけど。アプリがダウンロードできない人，さわれない人，わからない人が多いかと思うんですけど，その対応はどうされるのか，お聞かせください。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君）　私もダウンロードできていない１人でございますけども，健康づくり課の窓口では，ポイントシートを配布いたしまして，携帯とか，こういうスマートフォンとか使っていらっしゃらない方もいると思いますので，そういった方には，利用者の方にですね，期間内に取り組んだ健康づくり活動ポイントシートに記録して，期限までに健康づくり課の窓口へ提出をしていただけるということでございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　難波議員。

○１３番（難波千香子君）　なかなか……。周知方法はどのようにされていかれるのか，お聞かせください。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質疑に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君）　はい，お答えします。

先ほどもお答えしましたが，県のほうでは，「ひばり」のほうでですね，６月号にアップし

ました。あと，県が作成したチラシ，これですね，「元気アっプ！リいばらき」，これを全戸配布をする予定でございます。そのほか，各種の健診の会場ですとか，各種教室，それから町の事業の際に，あわせて周知をしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　難波議員。

○１３番（難波千香子君）　わかりました。これは県の事業でもあるけれども，阿見町の事業でもあると思うんですけれども，阿見町独自のインセンティブ，これは商工会，町内企業とどのように提携していくのでしょうか。お聞かせください。

○議長（吉田憲市君）　飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君）　このアプリ自体は県民総ぐるみで，企業も含めてですね，健康づくりを推進していこうということでございますので，商工会での会議ですとか，町内の企業連絡会の場を活用させていただきまして，インセンティブの提供についての協力依頼をしていくとともにですね，町内の大手企業等につきましては，直接インセンティブ提供について，職員のほうがお邪魔をさせていただいて，協力依頼をしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　難波議員。

○１３番（難波千香子君）　この事業は町ぐるみ，当然，取り組んでいくべきだと思います。協賛していただいた商店，企業には，協賛シール，そういったものなどを貼っていただくなど，地域貢献度，そういった付加価値も当然見える形ですべきではないかなと思うんですけれども，そういったことも，費用の関係もあると思うんですけれども，お聞かせください。今後の計画ですね。

○議長（吉田憲市君）　飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君）　今後，いろいろ具体的に検討をしてまいりたいというふうに考えてございます。当然，協力していただいた企業の皆様にも，やはりそういった健康づくりに積極的に協力しているんだということで，何かわかるような，そういったものもあわせて考えていきたいなというふうに考えてございます。

○議長（吉田憲市君）　難波議員。

○１３番（難波千香子君）　ありがとうございました。多くの方がともに健康な，長寿健康を過ごせるような，また周知，御努力のほうもよろしくお願いしたいと思います。

続きまして行きたいと思います。特定健診，がん検診の受診率，また特定保健指導の実施率は，今どういった，阿見町は状況でしょうか。お教えください。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。
○保健福祉部長（飯野利明君）　はい，お答えいたします。
受診率ですけども，まだ平成30年度の確定値が出てございませんので，平成29年度の数値でお答えをさせていただきます。特定健診につきましては，平成29年度受診率35.8％。それから各種がん検診でございますが，５種類ございまして，肺がん検診21.5％，胃がん検診9.3％，大腸がん検診17.8％，乳がん検診17.6％，子宮がん検診14.8％。それから町の特定保健指導の実施率ですけども，これが9.6％ということでございます。
○議長（吉田憲市君）　難波議員。
○１３番（難波千香子君）　わかりました。県の受診率と比べて，それよりも阿見町は高いよという数値のものはあるんでしょうか。そして，受診向上のために，どのような今後取り組みを考えておられるのかお聞かせください。
○議長（吉田憲市君）　飯野部長。
○保健福祉部長（飯野利明君）　はい，お答えいたします。
大体，県の平均値と同じか，若干下回ってるというところが多いんですけども，29年度，胃がん検診につきましては，県の平均が9.0％，で，町が9.3％。若干いいというぐらいでございます。このうち大腸がん検診等につきましては，全ての集団検診であわせて受診ができるようにしたことで，平成30年度から受診率は上がってきておりますので，今後もそこら辺の周知を図ってまいりたいと思っております。
それから，特定保健指導実施率，これが9.6％ということで，県の平均に比べますとかなり低い状況にございます。平成30年度から実施方法を改善いたしまして，健診当日の面談を行うことによりまして実施率が上がっておりますので，これは9.6％から，平成30年度は15％前後になるのではないかというふうに見込んでいるところでございます。
それから，取り組みでございますけども，今もちょっと触れましたけども，平成30年度は集団健診の開催日を総合健診で２日，それから婦人科検診で１日，日曜日に設けまして，より多くの方が受診できるようにいたしました。それから，大腸がん検診を総合健診だけではなくて婦人科検診，それから超音波腹部検診で同時に受診できるようにしました。申し込み方法につきましても，がん検診におきまして，全ての集団検診，医療機関等でインターネット申し込みができるようにしております。
また，健診に関する知識の普及・啓発のために動画を作成しまして，がん予防のための取り組みとがん検診受診勧奨のためのＰＲを行ってございます。この動画につきましては，町の公式ユーチューブチャンネルにも登録をさせていただいてございます。
そのほか，厚生労働省の受診向上施策のハンドブックでも示されておりますように，過去の

健診受診率がある方は勧奨を受けて受診行動をとる可能性が高いということで，継続的な受診を支援するために，婦人科それから総合健診，成人健康づくり健診の節目年齢の方に加えまして，過去２年間のいずれかに受診した方へ個別勧奨通知を発送してございます。

そのほか，特定年齢の方につきましては，乳がん，子宮がん，大腸がん検診の無料クーポン券を交付しまして，受診率向上の対策をとっているところでございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　その前にね，執行部の答弁なんですが，聞かれたことのみで簡潔に答えるようにしてください。

はい，難波議員。

○１３番（難波千香子君）　さらなる，そうなると，取り組みが必要と思われるんですけれども，ピンポイントですね，やはりこれを上げようという，そういうことが大切かなと思うんですけれども，健康指導ですね，これがちょっとかなり今のお話で，特定健診が相当低い状況で，胃がんがちょっと高いっていうことですけれども，そういったところに力を入れていくっていう，少しずつ皆さんに周知していくことがいいのかなと思うんですけれども，その辺，今後の方向性をお聞かせください。

○議長（吉田憲市君）　飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君）　受診者それから未受診者の受診の状況を分析いたしまして，受診率の低い年齢等に絞ってですね，効果的なアプローチができるように検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（吉田憲市君）　難波議員。

○１３番（難波千香子君）　わかりました。ぜひよろしくお願い申し上げます。

それで，次，保健師の地区分担制ということで御答弁ありましたけれども，活動の具体的な効果はどうなんでしょうか。町では，このような，本当にかわいいハートマークちゃんですけれども，あみっぺちゃんがおりますけれども，こんなのもぜひ，配布しているということでありますけれども，それも地区分担制の１つになっているのかどうか，お聞かせください。

○議長（吉田憲市君）　飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君）　はい，お答えいたします。

地区担当制による地区担当，これは平成30年度から開始をいたしております。各行政区ごとに担当保健師を決めて，子供から大人まで幅広く相談に応じているところでございます。また，地域子育て世代，包括支援センターに訪れた方については，地区の保健所を周知するために，マイ保健師カードということで，今，難波議員のほうでお示しいただきましたけども，そういったものを配っているということでございます。

以上です。
○議長（吉田憲市君）　難波議員。
○１３番（難波千香子君）　わかりました。いろんな方面から，また皆さんに知っていただくことは大切かなと思います。ぜひその辺も周知していただければなと思います。多分，皆さん，存じ上げてないかと思いますので，その辺もお願い申し上げたいと思います。
あと，保健師さんが足りないということは，かなり言われておりますので，ぜひその辺もお願い申し上げたいと思います。
次に，サルコペニア検診についてですけれども，これも実績をぜひともお聞かせください。
○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。
○保健福祉部長（飯野利明君）　サルコペニア検診ですけども，昨年度ですが，結果といたしまして，２日間の特定健診の受診者336名のうち167名の方が，希望によりサルコペニア検診を受診をされております。
以上です。
○議長（吉田憲市君）　難波議員。
○１３番（難波千香子君）　わかりました。半数の方がということで，しっかりとまたつながっていけばいいかなと思いますけれども。
で，また，次の質問です。地域ケアリーダー養成講座，県立医療大と連携とってやっていただいているということでありますけれども，その実績，受講数，また今後の展開はどのように，また阿見町としてもしっかりと取り組んでいかれるのか，お聞かせください。
○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。
○保健福祉部長（飯野利明君）　地域包括ケアリーダー養成講座はですね，地域で介護予防活動等を自主的に実施できる人材育成の事業といたしまして，茨城県立医療大学と連携して展開しているものでございます。
今まで育成した人材は全部で67名いらっしゃいます。これらの方々はオレンジカフェですとか，地域のサロンなどで参加するとともに，今年度は中央西におきまして友遊サロンという地域サロンを今年の４月に立ち上げまして，毎月実施をされているというところでございます。
また，さらに，このリーダー養成講座を受けた方を中心に，新たに町内に１カ所，こういったサロンが立ち上がる予定でございます。
以上です。
○議長（吉田憲市君）　難波議員。
○１３番（難波千香子君）　わかりました。阿見町の大学が３つほどありますので，しっかりとそういったタッグを組みまして，さらなる健康長寿延伸を目指した健康づくりに力を入れて

いただく取り組みをぜひとも今後とも強力にお願い申し上げて，質問を終了させていただきます。

○議長（吉田憲市君）　難波議員。

○１３番（難波千香子君）　それでは，最後の３項目めの質問をさせていただきます。

保育行政と安全対策についてお伺いいたします。

１点目，女性の就職率が上昇し，保育の利用希望者が増加しているため，利用したくても受け入れてもらえない待機児童が多くおります。阿見町の待機児童解消に向けた取り組みと待機児童の推移についてお伺いいたします。

２点目，保育士の処遇改善について，国へ要望を上げておりますが，フルタイムで働く臨時保育士の処遇改善や助成を図っていくべきではないでしょうか。また，正職に対する臨時保育士の配置率と保育士の不足数についてお伺いいたします。

３点目，大津市の県道交差点で，歩道にいた保育園児らが自動車の追突事故に巻き込まれ，園児２名の尊い命を奪った事故は全国に大きな衝撃を与えました。心から御冥福とお見舞いを申し上げたいと思います。そこで園外・校外での活動中の安全確保のための強化についてお伺いいたします。

４点目，大きな交差点の歩行者待機場所へのガードレールの設置などの安全対策の実施，通園・通学路の安全確保のための総点検についてお伺いいたします。

５点目，青パトについて，青色テープ内容の改善を図るべきではないでしょうか。要望が届いております。効果の検証はどうか，また，組織活動の充実を図るべきではないか，お伺いいたします。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君）　保育行政と安全対策についてお答えいたします。

１点目の，待機児童解消に向けた取り組みと待機児童の推移についてであります。

最初に，待機児童解消に向けた取り組みのうち保育施設の整備として，平成30年度は家庭的保育事業所１カ所が開設されました。今年度は，平成30年度より準備を進めておりました小規模保育事業所１カ所，家庭的保育事業所１カ所が４月に開設されております。

また，国の補助を受けて整備された企業主導型保育事業所１カ所が７月開設予定となっております。この企業主導型保育事業所では，設置した事業所に勤務している従業員の乳幼児の受け入れのほかに，地域枠として一般の乳幼児を受け入れていただける保育施設となっております。

次に，保育士の確保対策としましては，平成30年度より実施している阿見町保育士等処遇改

善助成金の交付を引き続き実施しております。また，今年度は，ハローワーク土浦と共催で，保育士の求人をしている町内の保育園４カ所と求職中の保育士のマッチングを目的とした保育施設の見学ツアーを実施予定です。

町の待機児童の推移につきましては，４月１日現在で31名であり，その内訳としましては，０歳児２名，１歳児８名，２歳児13名，３歳児５名，４歳児１名，５歳児２名となっており，平成30年４月１日の待機児童数41名から10名減少しております。

２点目の，フルタイムで働く臨時保育士の処遇改善や助成についてであります。

まず，国に対して提出した保育士確保における地域格差是正についての要望書についてですが，要望した内容が実現すれば，正規の保育士のみならず臨時保育士の処遇改善にもつながるものと考えております。また，公立でクラスを担当しているフルタイム勤務の保育士の時給は，昨年に引き続き２年連続で引き上げております。私立保育園においてフルタイムで勤務している臨時保育士への助成につきましては，今後，検討してまいります。

次に，正職に対する臨時保育士の配置率についてですが，町内の保育園に勤務する保育士のうち臨時保育士が占める割合は，平成31年４月現在では36％です。保育士の不足数につきましては，公立・私立合計の利用定員1,164人を充足させるためには，保育士22人が必要となります。現状では，保育士15人程度の確保により，先ほど申し上げました待機児童31名の解消が可能であります。

３点目の，園外・校外での活動中の安全確保対策の強化についてであります。

校外につきましては，教育長から答弁いたします。

５月８日，滋賀県大津市におきまして，保育所外での移動中に園児２名が亡くなるという大変痛ましい事故が発生しました。亡くなられた園児２名の安らかなる御冥福をお祈りいたすとともに，御遺族の皆様には心からお悔やみを申し上げます。

保育中の事故防止及び安全対策については，厚生労働省の保育所保育指針に示されているところであります。具体的には，「日常的に利用する散歩の経路や公園等については，異常や危険性の有無，工事箇所や交通量等を含めて点検し記録をつけるなど，情報を全職員で共有する」等であります。

今回の事故発生後の５月10日には，町から町内の公立・私立を含む全ての認可保育施設に対して，園外での活動の際の移動経路の安全性や職員の安全確保体制等について再度，十分に確認するよう通知したところであります。

園外における散歩や公園等での活動は，子供が身近な自然や地域社会の人々の生活に触れ，豊かな体験を得る重要な活動であることから，子供たちの安全な活動を確保するため，保育現場及び関係機関並びに地域が連携して取り組んでいくことが重要であると考えております。

４点目の，大きな交差点の歩行者待機場所へのガードレールの設置などの安全対策の実施，通園・通学路の安全確保のための総点検についてであります。

通学路につきましては，教育長から答弁いたします。

初めに，大きな交差点における安全対策の実施についてですが，阿見町内において信号機が設置されている交差点は約80カ所あり，国道，県道，町道が交差し，それぞれに道路管理者が異なっております。これらの交差点のうち，大きな交差点の大半は縁石により車道と歩道が分離されており，十分に歩行者の安全が確保されていると認識しておりました。

しかし，大津市で発生した事故を見ると，交差点でのさらなる歩行者の安心と安全のための対策が必要であると感じております。

このようなことから，今後，教育委員会や保育所と連携をとりながら，現地調査や国・県道の道路管理者との協議を進め，特に多くの子供たちが利用する大きな交差点を中心に，防護柵や車どめポールの設置を検討してまいります。

また，保育園に通園する際の児童の安全確保につきましては，保護者が園まで送迎することとなっておりますので，保護者の皆様において十分注意していただくようお願いをしております。

５点目の，青パトの音声テープ内容，組織活動の充実を図るべきではないか。効果の検証はどうかについてであります。

青色防犯パトロールの音声テープにつきましては，平成28年度に購入し，現在まで使用しております。テープは防犯対策全般，にせ電話詐欺専用，交通安全専用の３種類であり，通常の青色防犯パトロールで使用しているものは，防犯対策全般のものを使用しております。その内容については，にせ電話詐欺，空き巣，車上狙い，自動車盗，自転車盗，ひったくりなど，いずれも基本的な注意喚起の内容となっております。

テープの内容については，犯罪形態の変化等も見ながら，必要に応じて見直していきたいと考えております。

効果の検証についてですが，音声に特化した効果について検証することは難しいところでありますが，青色防犯パトロールは犯罪者に対して，この地域では犯罪がやりにくいと思わせる効果があり，犯罪抑止に大変有効であると考えております。

組織活動の充実を図ることについてですが，現在，青色防犯パトロールは，防犯連絡員と町職員により週２回の巡回，自警団への貸し出しによる巡回，青少年相談員による夜間の巡回などを行っております。また，青色防犯パトロールの実施者証を取得するための県警本部による講習会を町内にて開催して，実施者証取得者の増員に努めております。

引き続き，地域の自警団や関係団体，警察等との連携を強化し，町民が安心して暮らせるま

ちづくりを積極的に推進してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（吉田憲市君）　次に，教育長湯原正人君。

○教育長（湯原正人君）　３点目の，校外での活動中の安全対策の強化についてお答えいたします。

現在，校外学習においては，事前調査により危険箇所の把握や事故等の予測を行い，綿密な活動計画を立案しています。また，校外学習の当日も保護者や地域のボランティアによる活動支援の依頼をするなどの安全対策をとっております。

４点目の，通学路の安全確保のための総点検についてであります。

通学路につきましては，阿見町通学路交通安全プログラムに基づき，毎年１回７月から８月にかけて，警察，学校，竜ケ崎工事事務所，町担当課による通学路合同点検を実施しております。合同点検の結果を踏まえ，阿見町通学路安全対策推進会議において，進捗状況の確認と安全対策を検討しております。

平成30年度の新規危険箇所数は15件で，そのうち11件が対策済みであり，次年度以降への継続は，平成26年度２件，平成28年度４件，平成29年度２件，平成30年度４件の合計12件となっております。

なお，関係者間で認識を共有するために，通学路危険箇所対策一覧表及び通学路危険箇所図を作成し，町ホームページにおいて公表しております。

今後も，警察や竜ケ崎工事事務所などの関係機関と連携しながら，通学路の安全対策に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　難波議員。

○１３番（難波千香子君）　大変にありがとうございました。それでは，再質問をさせていただきたいと思います。

まず１つ目，町内の，まず保育行政のほうから，許可保育施設は阿見町では全部で，今，何カ所になっているのでしょうか，お聞かせください。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君）　全部で16施設でございます。

○議長（吉田憲市君）　難波議員。

○１３番（難波千香子君）　わかりました。公立と私立，公立は３カ所はわかりますけれども，私立のほうは，引き算すると13……。お教えいただけますか，施設ごと。どういう感じになってますか。

○議長（吉田憲市君）　飯野部長。
○保健福祉部長（飯野利明君）　はい，お答えします。
　私立の保育園４カ所，認定こども園が３カ所，それから小規模保育事業所が３カ所，それと家庭的保育事業所が３カ所ということでございます。
　以上です。
○議長（吉田憲市君）　難波議員。
○１３番（難波千香子君）　そこに定員が1,164人ということですか，先ほどの御答弁ありましたけれども。はい，わかりました。で，企業主導型事業所を今年が増えるという，その内容，どんな保育事業者が今回やられているのか，お聞かせください。場所また内容，定員，また対象児童，また保育士の数，内容をぜひお聞かせください。
○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。
○保健福祉部長（飯野利明君）　はい，お答えします。
　今年の７月中旬ぐらいにですね，町内に設置される予定の企業主導型保育事業所ですけども，これは，場所なんですけども，高齢者施設を運営する事業者が敷地内に開設するということで，具体的な場所としましては，朝日中学校のちょうど正門のちょっと斜め前ぐらいに，グランヒルズ阿見という施設がございますけども，そこの運営してる事業者のほうが行うもので，グランヒルズの隣に開設を予定してございます。
　定員は20名でございまして，これは基本的に企業主導型ということなので，従業員の乳幼児の保育を目的とした施設でございますけども，定員20名のうち，従業員枠が10名，そのほか地域枠として10名を確保していただいてございます。対象年齢としましては０歳児から５歳児までの受け入れが可能ということでございます。それと保育士の数ですけども，常勤で４名，非常勤で２名を予定しているところでございます。
　以上です。
○議長（吉田憲市君）　難波議員。
○１３番（難波千香子君）　一つ一つわかりました。そして，昨年から実施しているっていう保育所見学ツアーの詳細をお教えください。その結果，効果は出ているのかどうかもお聞かせいただきたいと思います。
○議長（吉田憲市君）　飯野部長。
○保健福祉部長（飯野利明君）　保育所の見学ツアーですけども，これは求職を希望されている保育士さんを対象といたしまして，町内保育所の見学ツアーを７月の９日の午前中に予定をしてございます。定員15名程度ということで，広報等で周知をしています。ハローワークと共同なので，ハローワークのほうでも周知をしているということでございます。

効果ということでございますけども，今年度から実施するということでございますので，よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　難波議員。

○１３番（難波千香子君）　わかりました。じゃあ，今後，効果を期待したいと思います。定員が15名。はい，わかりました。

次に，現在の保育士の処遇改善助成金の内容ですね。また実績と，また今後の効果をぜひお聞かせください。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君）　処遇改善でございますけども，月額１万5,000円を支払ってございます。効果でございますけども，平成30年度は，７月と８月に３施設でそれぞれ１名ずつ，３人の正職員が雇用されてございます。31年度は，４月に開設した小規模の保育事業所で正職員４名確保。それから，そのほかの施設でも３名が正職員ということで，３名が増加をしております。

そのほか，施設のアンケート調査におきましては，助成金の効果はありましたという回答を得ております。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　難波議員。

○１３番（難波千香子君）　現在，公立のフルタイム，改善されてきているということなんですけれども，賃金は今，幾らになっているのかお教えください。

○議長（吉田憲市君）　飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君）　公立のフルタイムの方の賃金でございますけども，現在1,130円でございます。

○議長（吉田憲市君）　難波議員。

○１３番（難波千香子君）　昨年からはどのぐらい上げたということですか。

○議長（吉田憲市君）　飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君）　経過としましては，平成30年４月に1,030円から1,080円に引き上げまして，今年度新たにさらに50円引き上げまして1,130円ということでございます。

○議長（吉田憲市君）　難波議員。

○１３番（難波千香子君）　そうしますと，私立の，申し上げますけれども，フルタイムの臨時処遇の処遇改善，やはりその辺も助成金を強く要望しておきたいと思います。前向きに検討ということでよろしいんでしょうか。

○議長（吉田憲市君）　飯野部長。
○保健福祉部長（飯野利明君）　答弁でもお答えしたとおりですね，今後，検討してまいりたいというふうに考えてございます。
○議長（吉田憲市君）　難波議員。
○１３番（難波千香子君）　それでは，保育士なんですけれども，あと15人，まだまだ確保すれば，31名の待機児童が解消するということでありますけれども，現在の公立と私立の保育士の内訳をお教えください。
○議長（吉田憲市君）　それ，さっきあったんじゃないかな。
○１３番（難波千香子君）　現在ですね。
○議長（吉田憲市君）　飯野部長。
○保健福祉部長（飯野利明君）　待機児童，15名確保すれば待機児童が解消できるということで，その15名の内訳ということでよろしいでしょうか。はい。であれば，公立では６名。このうち加配が必要な保育士は４名ということ。私立では９名。加配が必要な保育士は５名程度ということで把握をしてございます。
○議長（吉田憲市君）　難波議員。
○１３番（難波千香子君）　わかりました。保育施設では，特に障害等によって支援を要する待機している児童がいらっしゃいますけれども，どのくらいか掌握されてますでしょうか。お聞かせください。
○議長（吉田憲市君）　飯野部長。
○保健福祉部長（飯野利明君）　現在，０歳児で１名，２歳児で１名，３歳児４名，４歳児１名，５歳児２名，合計９名いらっしゃいます。
○議長（吉田憲市君）　難波議員。
○１３番（難波千香子君）　そうしますと，保育施設の利用定員は，先ほども1,164人ですね。で，現在は何人入所しているということなんでしょうか。お教えください。
○議長（吉田憲市君）　飯野部長。
○保健福祉部長（飯野利明君）　４月１日現在で，町内の認可保育施設に971名の方が入所されておりまして，昨年に比較しまして18人増加しているという状況でございます。
○議長（吉田憲市君）　難波議員。
○１３番（難波千香子君）　わかりました。まだ定員数には足りてないということですよね。
　次に，幼児教育の無償化ということで，今回，国でも10月から，なるということで来ておりますけれども，当然，待機児童の解消，車の両輪と位置づけられて，同時並行で政府は取り組みを進めておりますけれども，今年の10月から３歳児の幼児保育の無償化が始まります。そし

てまた阿見町の未就学時は，そうなると，また何人今，いらっしゃるのか。また，そのうち３歳以上，対象になるお子さんは何人いるのか，お聞かせください。
○議長（吉田憲市君）　飯野部長。
○保健福祉部長（飯野利明君）　まず，０歳から５歳児の未就学児ですけども，４月１日現在で2,299名となってございます。このうち３歳以上が1,211名でございます。
　以上です。
○議長（吉田憲市君）　難波議員。
○１３番（難波千香子君）　わかりました。その中で，認可と，また許認可は阿見町にもあると思うんですけれども，認可保育所，そして認定こども園，どういった割合かお教えください。
○議長（吉田憲市君）　飯野部長。
○保健福祉部長（飯野利明君）　はい，お答えいたします。
　まず，認可保育施設の入所者が579人，それから認定こども園の１号の入所者が426人，それから旧制度の幼稚園が135人，事業所内保育事業などが約５人程度，合計1,145人が何らかの施設に入所をされているという状況でございます。
○議長（吉田憲市君）　難波議員。
○１３番（難波千香子君）　わかりました。また，状況もいろいろ変わると思いますけれども，その辺も丁寧な取り組みをお願いしたいと思います。
　それで，次に，交通対策のほうに移りたいと思います。
　町では，各施設の散歩経路を把握しているのかどうか，お教えください。町としてですね。
○議長（吉田憲市君）　ただいまの質疑に対する答弁を求めます。産業建設部長湯原一博君。
○産業建設部長（湯原一博君）　各ですね，幼稚園，保育所等で散歩経路について把握しているということで，それを提出してもらっています。
○議長（吉田憲市君）　難波議員。
○１３番（難波千香子君）　各保育所で把握していて，産業建設では把握してないということでよろしいんですね。
○議長（吉田憲市君）　湯原部長。
○産業建設部長（湯原一博君）　そちらの情報でいただいています。だから，こちらで把握しております。
○議長（吉田憲市君）　難波議員。
○１３番（難波千香子君）　そうしますと，それをどのように活用されていらっしゃるということでしょうか。
○議長（吉田憲市君）　湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君）　まだですね，今の状況では，小学生以上の子について，今，把握してやっていまして，今回の事件におきまして，そのようなことを把握したという状況です。今後ですね，このようなことに対しまして，大津市の事件ですけども，そういう事故が起きまして，国のほうでもですね，いろんな対策を今，練っているところです。そういう安全対策についてですね，国のほうの状況を見ながらですね，今後は検討していきたいというふうに思っております。

○議長（吉田憲市君）　難波議員。

○１３番（難波千香子君）　そうしますと。各施設での散策コースの危険箇所を，私も全部歩いてきましたけれども，こういったものをきちんと各保育所では用意されてます。これは，これからようやく阿見町では集計して，そこをしっかり歩いていただけるということでよろしいんでしょうか。

○議長（吉田憲市君）　湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君）　はい，そのとおりであります。まだですね，国のほうでも，一応，保育園とか幼稚園等の児童等の安全を図る対策の必要性が非常に考えているということで，ただ，実施につきましては，いろんな方面から意見を聞きながら方法を考えているとこです。阿見町といたしましても，そのような情報は幼稚園，保育所のほうから情報をいただいてますので，それと県のほうと国のほうのやり方を考えながら，どういう方向で実施していくか考えていきたいというふうに思っております。

○議長（吉田憲市君）　難波議員。

○１３番（難波千香子君）　そうしましたら，今後，町としても，保育所施設としっかり連携をとっていただいて，そういった計画，そういうものを見積もりとか，そういうことはこれからも考えていっていただけるのかどうかお伺いいたします。

○議長（吉田憲市君）　湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君）　そういう実施になりましたら，そういうふうなことを考えていきたいと思っております。

○議長（吉田憲市君）　難波議員。

○１３番（難波千香子君）　わかりました。かわいいお子さん，ぜひとも阿見町からそういった犠牲者が出ない工夫を，どうぞよろしく現場でお願い申し上げたいと思います。

それから，安全についてですけれども，今度は教育委員会・保育所と連携をとりながら，多くの子供たちが利用する大きな交差点を中心に検討していくということでありますけれども，具体的にどういうふうに検討していくのか，進めていくのか，教育委員会とも連携をとりながらということですけど，その辺はお聞かせください。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原部長。
○産業建設部長（湯原一博君）　一応ですね，答弁書にも書いてありますけども，防護柵とか，車どめポールの設置などが考えられますけども，いろんなですね，状況，その交差点の状況がありまして，埋設物があったり，あと，車からの視野，見通しが悪くなったりしてはいけませんので，そういうその交差点の状況を見ながらですね，考えていきたいというふうには思ってます。
○議長（吉田憲市君）　難波議員。
○１３番（難波千香子君）　わかりました。最近の新聞で御存じかと思いますけれども，岐阜県の各務原市ですね，もう早速そういった散策道路を担当課で調べて，特に保育所の散策コース，あと小学校の出入り口ですね，そういった横断歩道の脇の歩道27カ所に防御系，９月の末までに緊急装置の設置をしていくというような記事も目にしております。
　特に中央南の通学路の交差点のグリーンベルトですけど，やっていただきましたけれども，やはり県道ということで，そこに防護壁がなく，もう大変に，逆に危険になっておりますけれども，その辺のことは県に設置の要望はいかがなものでしょうか。お教えください。
○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原部長。
○産業建設部長（湯原一博君）　中央の吉田石油のとこですか，はい。町道側ですよね。はい。一応，県のほうとですね，打ち合わせいたしまして，そういうことができるのかどうか相談していきたいと思っております。
○議長（吉田憲市君）　難波議員。
○１３番（難波千香子君）　ぜひともよろしくお願い申し上げます。
　あと，交通安全プログラムで４件が次年度になっているというところでございますけれども，場所をお教えください。で，今後どのようにそれは対処できていくのかお教えください。
○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長朝日良一君。
○教育委員会教育次長（朝日良一君）　はい，お答えいたします。
　30年度から，４件がですね，31年度に先送りになったんですけれども，４件の場所につきましては，１件目がですね，中央北地内，町道3020号線の焼き肉食道苑付近の交差点です。こちらはですね，警察で停止線の引き直しを予定しております。牛久警察署のほうから，県警本部のほうに上申済みです。県全体で，警察のほうで順次施工していただけるように考えております。
　２件目はですね，西方地内の県道竜ヶ崎阿見線のフタムラ化学株式会社の前です。こちらにつきましても，県の竜ケ崎工事事務所で地権者と協議しまして，歩道の拡幅を検討しております。協議に時間が要するため平成30年度には実施できなかったものです。用地を確保すること

もありますので，用地確保の状況を見ながら，またそこについて検討，対策を講じていくというところでございます。

３件目はですね，中央西地内の県道竜ヶ崎阿見線，阿見中学校正門付近です。こちらは，警察署のほうで，横断歩道がありますけれども，その横断歩道の予告のダイヤマークを設置する予定です。こちらも牛久警察署のほうから県警本部のほうに上申済みで，県全体のほうで順次整備していくということを聞いております。30年度については実施できなかったもので，31年，本年度以降に対応するということで聞いております。

続きまして，４件目，こちらはですね，二区南地内の町道106号線，うずら野四丁目，モアステージとパストラル宮岡の間の道路になります。町でですね，防犯灯の設置を検討しております。道幅も狭く，電柱もないため暗いんですけれども，30年度にちょっと防犯灯設置はできなかったものですから，今年度に向けて設置について検討しているところでございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　難波議員。

○１３番（難波千香子君）　わかりました。またよろしくお願い申し上げます。

それで，小中学校の児童生徒の交通安全教室も当然行っているとは思いますけれども，その実施内容をお教えください。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質疑に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君）　はい，お答えいたします。

各小学校・中学校で，町の交通課とも協力していただきまして，それから牛久警察署の交通課も協力していただきまして，校内または体育館に交通路線を引いて，自転車それから徒歩の安全教室を各学校で行っているところであります。

○議長（吉田憲市君）　難波議員。

○１３番（難波千香子君）　わかりました。川崎市の事件も含めまして，スクールバスの児童の乗降場所の安全確保は，交通安全のつながりでお聞かせください。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質疑に対する答弁を求めます。教育次長朝日良一君。

○教育委員会教育次長（朝日良一君）　はい，お答えいたします。

阿見町でもスクールバスについては，今，利用しているところでございます。で，川崎市の事件がありましてから，各学校のほうにですね，改めてそのスクールバスの乗降場所について点検するようにという話をしております。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　難波議員。

○１３番（難波千香子君）　わかりました。

次に行きます。青パトの年間貸し出し数と夜間の巡回数をお教えください。
○議長（吉田憲市君）　ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町民生活部長髙須徹君。
○町民生活部長兼生活環境課長（髙須徹君）　はい，お答えいたします。
青色防犯パトロールのですね，巡回回数でございますけれども，平成30年度は全体で413回，あと夜間，青少年相談員さんによる夜間のパトロールが27回となっております。
○議長（吉田憲市君）　難波議員。
○１３番（難波千香子君）　今，青パト数は２台でありますけれども，これはこのまま足りているのかどうか，お聞かせください。
○議長（吉田憲市君）　ただいまの質疑に対する答弁を求めます。髙須部長。
○町民生活部長兼生活環境課長（髙須徹君）　今，阿見町のほうでは，専用車ということで２台所有しておりまして，利用しております。また，貸し出しもしております。先ほども申しましたように，パトロールの回数等を見ましてもですね，まだまだちょっとフル稼働ということではございませんので，利用増加に向けたですね，取り組みを強化していきたいと思います。それに従いまして，増車等の計画も必要に応じて検討していくということになるかと思います。
○議長（吉田憲市君）　難波議員。
○１３番（難波千香子君）　わかりました。あと，夜間の巡回数は413，何時から何時にやってらっしゃるのか。あんまり見かけたことないんですけれど。27回，はい。お教えください。
○議長（吉田憲市君）　髙須部長。
○町民生活部長兼生活環境課長（髙須徹君）　時間帯では，夜の７時ごろから10時ごろまでを巡回していただいております。
○議長（吉田憲市君）　難波議員。
○１３番（難波千香子君）　わかりました。安協でよろしいんでしょうか。
○議長（吉田憲市君）　髙須部長。
○町民生活部長兼生活環境課長（髙須徹君）　先ほどもお伝えしましたけど，青少年相談員さんが実施していただいております。
○議長（吉田憲市君）　難波議員。
○１３番（難波千香子君）　講習会等も頻繁に開いていただけるということでありますけれども，さらに講習会の要望，また，阿見町では，地域住民，防犯パトロールを，また，登下校のボランティアの皆さんにも大変に感謝するくらい御協力を願っておりますけれども，そういった方に，今回のいろんな事件を含めまして，交通安全講習会，そういったものも必要ではないかなというお声もいただいておりますけれども，その辺の今後のお考えは。お聞かせください。
○議長（吉田憲市君）　髙須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（髙須徹君）　やはり防犯パトロールの必要性はございますので，その増加に関しましてもですね，今の自警団の皆様とかを通じまして，地域の中での増員の連携等も図っていただいているとともにですね，広く広報あみのほうにもですね，防犯パトロールに関しての周知広報の中で，そういった地域での御参加の呼びかけもしているところでございます。

また，講習会等につきましてはですね，直近では平成30年の３月になりますけれども，今，活動されている皆様，また興味を持っていらっしゃる皆様にお集まりいただきまして，意見交換と，あとは牛久警察署のほうからですね，講師に招いて，防犯パトロールの必要性，あとは実際に行っていただくときの心構えとか対応とか，そういった内容で実施しているところではございます。引き続きまして，そういった講習会等も実施しながら，輪を広げていきたいと考えております。

○議長（吉田憲市君）　難波議員。

○１３番（難波千香子君）　わかりました。町１本だったんでしょうか。学校区ごとにっていう，また要望したいんですけれども，その辺，お答えいただけますか。

○議長（吉田憲市君）　髙須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（髙須徹君）　現在のそういった意見交換会，講習会は町全体ということでお集まりいただいております。今後，先ほども申しましたように，それを広げていく中で，そういった，例えば小学校単位とか，そういうところもですね，検討させていただきたいと思います。

○議長（吉田憲市君）　難波議員。

○１３番（難波千香子君）　それでは，昨日の全協ですけれども，交通安全アドバイザーが新設されたと。ちょっと聞き漏らしてしまったんですけれども，それも交通安全で，どういった内容なのか，その辺，教育委員会だったんでしょうか，お教え願えますか。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質疑に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君）　はい，お答えいたします。

交通安全アドバイザーにつきましては，交通安全に関する専門的な知識及び技術を有する者ということで，県のほうから県南地区に住む方を御推薦いただいておりますので，その方に町の学校安全推進事業の中で御指導いただくということになっております。

○議長（吉田憲市君）　難波議員，発言時間が迫っておりますので，簡潔によろしくお願いします。

○１３番（難波千香子君）　そうですね。これで以上で終わるんですけれども，今の方は交通安全ということで，全般ということでよろしいんですか。

○議長（吉田憲市君）　東治樹君。
○指導室長（東治樹君）　今，難波議員がおっしゃったとおり，交通安全全般において御指導，会員等にも，それからスケアードストレートの講習会にも来ていただきながら，町全体に御指導いただくというアドバイザーでございます。
○議長（吉田憲市君）　難波議員。
○１３番（難波千香子君）　大変に期待しております。大変にありがとうございました。以上で質問を終了させていただきます。
○議長（吉田憲市君）　これで，13番難波千香子君の質問を終わります。
ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後１時といたします。

午後　０時０８分休憩

午後　１時００分再開

○議長（吉田憲市君）　休憩前に引き続き会議を開きます。
次に，11番久保谷充君の一般質問を行います。
11番久保谷充君の質問を許します。登壇願います。

〔１１番久保谷充君登壇〕

○１１番（久保谷充君）　皆さん，こんにちは。
それでは，通告により，生活道路――幅員４メートル未満整備に関する基準の見直しについての質問をいたします。
私は，町民が日常的に利用する生活道路を整備することは，納税意識を高め，行政に対する信頼関係を高めることにつながると指摘をしてまいりました。現在の舗装条件は，幅員４メートル未満の舗装整備は行わないということになっています。しかし，幅員拡幅できない事情がある幅員４メートル未満の道路に面する町民は，舗装整備への切実な要望を持っております。
私は，この問題に議員として全力を尽くして長い間，取り組んでまいりました。生活道路整備に関する基準の見直しについては，平成23年第１回定例会，平成24年第４回定例会と平成27年第４回定例会において，３回の一般質問を行いました。
平成27年第４回の定例会の答弁では，現在の舗装条件を満たす市街化区域内の舗装要望路線の整備におおむね見通しがついた時点で，庁内の阿見町生活道路整備検討委員会のほうで検討し，阿見町生活道路整備審査会で議論を行い，議会に意見を伺った上で方向づけをしていきたいと考えているとありました。
また，平成29年第２回定例会において，海野議員の質問に対して，おおむね見通しがついた時点で整備基準の見直しを検討していきたいと答弁しております。

今度で４度目の質問になりますが，進捗状況を含め，次のとおり質問をいたします。

市街化区域と市街化調整区域の舗装整備の要望状況について。

２番目，市街化区域内の道路幅員４メートル未満の舗装整備要望状況について。

３番目，市街化区域内の幅員４メートル未満に関する基準の見直しについては考えているのかについて伺います。

よろしくお願いいたします。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　久保谷充議員の，生活道路整備――幅員４メートル未満に関する基準の見直しについての質問にお答えをいたします。

１点目の，市街化区域と市街化調整区域の舗装整備の要望状況についてであります。

令和元年５月末時点での要望件数は，全体で82件の要望を受けており，延長が約18.6キロメートルであります。区域別の件数としましては，市街化区域が９件で，延長が約1.4キロメートル，市街化調整区域が73件で，延長が約17.2キロメートルとなっております。

２点目の，市街化区域内の道路幅員４メートル未満の舗装整備，要望状況についてであります。

生活道路の整備に関しましては，阿見町生活道路整備に関する基準を運用しておりますが，現行の基準では，道路幅員は原則として４メートル以上確保できるものと規定しているため，４メートル未満での舗装整備は実施しておりません。また，４メートル未満での整備を前提とした要望も受理しておりません。

３点目の，市街化区域内の幅員４メートル未満に関する基準の見直しは考えているのかについてであります。

１点目の質問でお答えしたように，市街化区域内の要望路線は残り９件となり，これまでの一般質問で答弁したとおり，市街化区域内の舗装整備におおむね見通しがつき，整備基準の見直しをすべき時期に達したと判断し，昨年度に基準の見直しの検討を行いました。

主な検討の内容としましては，阿見町における生活道路の現状や，近隣市町村の状況，また，地域の実情や安全面，コスト面など，さまざまな観点から４メートル未満の町道整備の可能性についての検証を行い，基準の見直し案を作成しております。

概要としましては，道路幅員４メートル以上確保を原則としながらも，それが確保できない場合の暫定的な整備に加え，全ての道路に一律の基準を当てはめるのではなく，地域の実情に合わせた道路幅員を採用するなどの見直しを考えております。

この基準の見直しにつきましては，生活道路の整備基準や優先順位を審査する機関として，外部有識者によって組織する阿見町生活道路整備審査会に諮り，審査会の意見を十分に反映した上で，新たな基準を定めたいと考えております。

○議長（吉田憲市君）　久保谷議員。

○１１番（久保谷充君）　それでは，再質問をさせていただきます。

市街化区域が９件で，延長1.4キロメートルということですが，生活道路整備の工事ですね，30年度の整備本数っていうか，路線と，あと路線本数とね，金額はどのくらいだったのか。また，あと，今年度の予算額と何路線ぐらいを予定しているのかについて伺います。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長湯原一博君。

○産業建設部長（湯原一博君）　平成31年度の舗装箇所及び状況なんですけども，ちょっと今，手元に資料がございませんので，すぐ調べて答えたいと思います。

30年，31年ですね，ちょっと済いません，資料，ちょっとすぐそろえて答弁したいと思います。

○議長（吉田憲市君）　久保谷議員。

○１１番（久保谷充君）　じゃあ，それは後からということで，あとですね，市街化区域内の舗装要望は受理してないということですが，今までね，把握している部分で，その要望については，どのような要望があったのかについて，ちょっとその辺のところを伺います。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君）　市街化区域の要望，４メートル以下の要望があったかどうかということですか。はい。今までですね，何件か，４メートル以下でも舗装できないかというような御相談はありました。ちょっと頭に浮かぶのでも２件ぐらいはあります。それについてはですね，今までの基準どおり，４メートルがないと舗装の要望は受け付けませんというような回答をさせていただいております。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　久保谷議員。

○１１番（久保谷充君）　私もね，ずっとあれしながらですね，三，四カ所ね，そういう形では，私も把握しながら，この８年かな，ぐらい，そういう形でやってきたんですがね，そういうことも含め，やはり町のほうでね，先ほどね，答弁でもありましたが，基準に満たしてないので全然受け付けてないというふうな形だったというふうに思いますがね，その辺のところはやはり，今後はそういうことはないというふうに思いますがね，町でもね，やっぱりそういう場所があるんだなということは，やはり今まで，やっぱり把握しながら，いろいろな形で活かしていくのが，私は，当然っちゅうか，そういうことをやってきたほうがよかったのかなとい

うふうに思ったんですが，やはりその辺については，基準に満たしてないっていうことだからそういう形になったというふうに思いますが，基準に満たしてないっちゅうことが，やっぱり一番の大きな問題だったんですか，その辺，伺います。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質疑に対する答弁を求めます。湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君）　今まではですね，なるべくですね，４メートルの意味っていうのがありまして，議員御存じかと思いますけども，一般の道路の通行のしやすさとか，緊急車両の安全に通行できる最低の幅員であるとか，火災時にですね，４メートル以上と４メートル以下では延焼防止率が大分違ってくるとか，あとライフラインの整備のスペースが必要だと，そういうことを考えてですね，４メートルは必要だというふうに思ってまいりました。

　またですね，今まではですね，まだ市街化区域の要望が何件か，まだ上がってきたような状況がありまして，まだ，なるべくですね，町としては，その市街化区域の中のですね，４メートル道路の延長を延ばそうというような考えがありまして，今までそういうような，まだ舗装要望が上がってくるような状況にあったもんですから，そういう基準を設けていたというような状況です。

○議長（吉田憲市君）　久保谷議員。

○１１番（久保谷充君）　これについては，やはり実情が，やはり市街化の中で，なかなか４メートル未満の中でね，前から話しておりましたが，砂利道でね，大変困って，シルバーカーの問題，いろいろあった中で，本当はね，違う形で，もう整備していただければ，私もずっと言ってこなくて済んだのかなというふうに思っております。

　そういう中で，答弁の中で，幅員４メートル以上の箇所かな，確保を原則としながらも，確保できない場合は暫定的な整備を考えているということなんですが，その辺については，どのようなことを考えているのかについて，ちょっと伺います。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君）　まずですね，先ほども答弁書の中にもありますけども，あくまで今，事務局の案ということで，阿見町生活道路整備に関する基準の見直しということで，事務局のほうで今，考えるということで，最終的には，外部におきますですね，生活道路整備審査会の中で決定していくというような流れになっています。その中のということでお答えをしようと思っております。

　４メートル未満の舗装のどういう状況を考えているかということですね。まずですね，４メートルをとれない事情がいろいろあると思います。それをですね，一応，役場のほうで把握して，その中でいろいろな対応を考えていきますけども，まずですね，片方の方は４メートルの部分に協力していただける，片方はできない――できないっていうのはいろんな事情がありま

して，相続があったり，何かそこに住んでいなくて何とかとか，いろいろあります。そういう中で，いろんなパターンがありますけども，例えばその幅員がとれるとこだけを舗装していくというようなこと。で，将来的にですね，下がっていただけるんであれば，そこに追加して舗装ができるような工事も視野に入れながら工事を進めていくとか，あと，簡易的にというか，既に路盤がですね，かなりでき上がってまして，で，舗装を簡単に乗せられてもいいようなところもあるかと思います。そういうとこにはそういう対応をしていきたい。いろんなパターンがあると思いますけども，一概には言えませんけど，そういうことも考えられるということです。

○議長（吉田憲市君）　久保谷議員。

○１１番（久保谷充君）　今の答弁からするとね，私も思ってたように，狭いところはどっちみち大きな車は出入りしてないので，やっぱり簡易舗装みたいな形で，ほんで整備していただければありがたいなと思って，ずっと思ってたんで，その辺のところを考えながらね，今度はね，いろいろ考えて，できるよって話なんで，その辺のところをよろしくお願いいたします。

あとですね，阿見町は生活道路整備審査会は，多分２年に１回だというふうに思いますがね，違ってたらあれですけど，いろんな形で，いろいろ問題が起きたときに，道路に関してね，そういうことを考えた場合に，スピーディーに対応することとか，いろいろ考えた場合に，審査会も１年に１回ずつぐらいやっていかないと，内情的にっていうか，いろいろな形でね，２年前の話だと，よくね，もう忘れちゃって，どういうふうな形になってっかもわからないような状況の中では，やはり私は２年に１回じゃなくて１年に１回そういうやつを開いたほうがいいんじゃないかなというふうに思っているんですが，その辺についてはどのように考えておりますか。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君）　そうですね，今，審査会は２年に１回というような形で考えています。というのは，舗装のですね，要望数と予算の配分がありまして，その中で，一回決めたですね，順番が，次の年も，２年ぐらいたたないとですね，進捗が余り進んでいないということがありまして，今までは本数が，やる場所についてだけの考えで，そういう２年に１回というようなことでしたけども，今ですね，いろんな議員のお話も聞きますと，町の状況がいろいろ変わってきます。そういう状況をですね，審査会に反映するという意味で，２年に１回じゃなくてですね，もう少し小まめにいろんな委員さん，町民の方の意見を聞くという意味で，審査会を開催してもいいなというふうに思っています。

○議長（吉田憲市君）　久保谷議員。

○１１番（久保谷充君）　先ほど，予算の件をちょっと聞いたんですが，まだあれですよね。

そういうことを考えた場合にね，これからね，そのようなのを，私が把握してる中では，そんなにやっぱりね，なかなか厳しいようなところがあるので，やっぱり予算をなるべく早くとっていただけるような形で，来年度以降はとっていただければありがたいなというふうに思っているんですが，増額するようなことはあり得ないですか。ちょっとその辺のところをちょっと伺います。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君）　予算の増額につきましては，財政当局とですね，いろいろ交渉させていただいています。町のですね，事情っていうか，町道の事情をですね，いろいろ考えて，その辺は訴えていくので。あと，補助等のですね，つき具合とかありますし，その辺も考えてですね，当局には，なるべくですね，つけていただけるように努力してまいります。

○議長（吉田憲市君）　久保谷議員。

○１１番（久保谷充君）　予算出ないうちに終わっちゃいますけど。

生活道路のね，本当に舗装要望っていうのは，やっぱり順位づけをしながら，私も何年か前に，道路を見たり何だかんだしてまいりましたけども，順位があるというふうに思いますがね，そういう中で，本当に先ほどから言っておりますが，本当になかなか４メートル未満で大変困ってるとこが多いっていうことなんで，やっぱりこれは早期にね，やっぱり整備をしていただきたいというふうに思っているんですが，整備基準の見直しの工程っていうか，これは今後どのような形で考えているのかについて伺います。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君）　今後のフローですけども，現在ですね，町内のですね，生活道路検討委員会のほうではですね，大体の試案がまとまっているというような状況です。もうこれは開催いたしました。今後ですね，その後ですね，生活道路整備審査会，これは外部の有識者６名以内という形で，道路行政に関する見識を有する者，行政区の区長を代表する者，町議会を代表する者等を含めまして，その中で審査していくということになります。それがですね，通ればですね，町長が決定するわけですけども，その後ですね，議会への説明をさせていただきまして，その後ですね，区長会っていうか，区長を代表する会議等をですね，周知をいたしまして，あとホームページ等でも周知していきたいと，そういうような流れになっております。

○議長（吉田憲市君）　久保谷議員。

○１１番（久保谷充君）　いろいろね，手続はあるんだなというふうに思いますが，そうすると，これ運用はいつごろから予定してるんですか。来年度からとかいろいろそういうことについてちょっと伺います。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原部長。
○産業建設部長（湯原一博君）　運用につきましては，その皆さんに周知するということがやっぱり前提になりますので，やっぱり行政区区長さんへの周知が終わった後という形になりますので，それまでちょっと待っていただきたいというふうに思います。
○議長（吉田憲市君）　久保谷議員。
○１１番（久保谷充君）　それは，待っていただきたいっていうのは，１年先なんだか，２年先なんだか，よくわからないので，ある時期っていうか，ある程度のところについては，ちょっとわかってる範囲で，ちょっとできればお願いします。
○議長（吉田憲市君）　湯原部長。
○産業建設部長（湯原一博君）　行政区長への周知ということなんですけども，遅くてもですね，来年の最初の区長会には諮りたいというふうには思ってます。
○議長（吉田憲市君）　久保谷議員。
○１１番（久保谷充君）　そういうわけで……。出てんの。じゃ，済いません。
○議長（吉田憲市君）　出てますか，はい。道路公園課長浅野修治君。
○道路公園課長（浅野修治君）　先ほどお問い合わせがありました，平成30年度と今年度の道路整備の予算と工事本数について申し上げます。
　平成30年度は，決算ベースですが，今年度への繰り越しも少し多かったことから，決算ベースで，工事費が1,070万円，工事本数が１本，延長としましては140メートルを実施しております。
　次に，今年度の道路整備の予算でございますが，予算ベースで１億3,260万円です。工事実施本数といたしましては３路線，延長が475メートルを予定しております。
　以上でございます。
○議長（吉田憲市君）　久保谷議員。
○１１番（久保谷充君）　これずっと26年ごろからか，いろいろとあれした中では，やはり大体4,000万とかね，四，五千万ずっとあれしてきたのかなと思っていたんですが，繰り越しになったこともあるかというふうに思いますが，30年度は極端に少なかったんだなというふうに，率直にね，思いました。今年はその分，増えたということだというふうに思いますが，その辺のところ，なるべくね，親切っていうか，そこら辺のところは，どっちみちそんなに４メートル以下っちゅうのは，本当に中央西のところを考えたら，10メートルとか15メートルとか，せいぜいそのくらいな形のやつが結構あるんでね，その辺のところをやはり早期に，予算も，そんなに予算はつけなくても大丈夫かなというふうに思ってますので，いろいろな形で，コスト面とかそういうことを考えながら，費用対効果を考えてね，早期に実現するように，私は，や

っていただきたいというふうに要望しまして，この件は終わります。
○議長（吉田憲市君）　久保谷議員。
○１１番（久保谷充君）　それではですね，通告により，第２問目，役場駐車場の改善について質問をいたします。
役場駐車場の改善については，平成29年第１回定例会において一般質問を行いました。その中で，１台当たりの駐車スペースが狭くて，乗りおりに苦労していると申し上げてまいりました。そのときには，阿見中学校の駐輪場整備をあわせて駐車スペースを確保する整備を行うとの答弁がありました。確かに中学校の駐輪場を駐車場に整備したことで，現状としては駐車台数が増加したものの，依然として来庁者が駐車場を探して駐車場内を巡回している状況が見受けられます。必ずしも改善されたとは言いがたい状態になっていると思います。
そこで，次のとおり質問をいたします。
夜間等を含め違法駐車と駐車場使用規定について。
２番目，駐車区画の拡幅について要望はないのか。
３番目，拡幅に伴い駐車場全体，植栽を含め再整備は必要ではないのかについて質問をいたします。よろしくお願いします。
○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。
○町長（千葉繁君）　役場駐車場の改善についての質問にお答えをいたします。
１点目の，夜間等を含めて違法駐車と駐車場使用規定についてであります。
庁舎における来庁者の駐車は，阿見町庁舎等管理規則により規定されており，庁舎に用務のないものは駐車できないことになっております。しかし，構造上出入り口が開放されているため，用務の有無に関係なく誰でも自由に出入りができる状況になっていることから，無断駐車については，日中は職員が，夜間は警備員が巡回し警備を行い，庁舎等管理規則に基づき，注意喚起をしながら対応しております。
２点目の，駐車区画の拡幅についての要望はないのかについてであります。
町に対して，駐車区画の拡幅要望はございません。
３点目の，拡幅に伴い駐車場全体，植栽を含めて再整備が必要でないかについてであります。
来庁者用として御利用いただいている駐車台数は，正面玄関前54台と北口前32台の計86台となっております。このうち正面玄関前の駐車場の幅員は全て2.5メートルを確保されており，北口前は６台が2.5メートルで，残りの26台は2.3メートルとなっております。これらの幅員は，国の駐車場設計・施工指針に基づき，普通乗用車が2.5メートル，小型乗用車が2.3メートルという標準幅員を採用しております。
現在の庁舎構内整備は平成５年度に竣工いたしましたが，その当時に比べ，市販車の寸法が

大きくなっているため，小型乗用車の標準幅員である2.3メートルでは狭く感じられるようになってきております。しかし，駐車場全体の再整備は多額の費用を要するため，役場庁舎の耐用年数等を踏まえた上で，一体的な整備の検討も必要であると考えられることから，将来的な課題として捉えております。

当面は，来庁者の利用環境の向上のため，幅員2.3メートルの駐車場について，一部の植栽撤去や区画線の引き直しなどで，普通乗用車用の幅員2.5メートルを確保し，来庁者の利用しやすい駐車場を整えられるよう検討してまいります。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　久保谷議員。

○１１番（久保谷充君）　それではですね，再質問をさせていただきます。

それではね，北口前ではですね，夜間にいろいろな代行等を含め，駐車しているようですが，庁舎等のね，管理規定はどのような内容になっているのか。また，改定したのかどうかも，ちょっとないんですが，その辺の改定しなくても問題はないのかについて，ちょっと伺います。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君）　はい，お答えいたします。

まずですね，駐車場の庁舎等管理規則の改正の件ですが，こちらにつきましては，改正を行いまして，今年度，31年４月１日より，全文改正したものを施行しております。

改正の主な点としましては，具体的に禁止行為，庁舎等――これは役場の庁舎建物さらには駐車場も含みますけども，それについての禁止行為，やってはならないことを記載しております。その中では，当然に駐車場については，庁舎等における用務以外の目的による車両等の駐車については禁止行為の１つにしてあります。あと，駐車等の制限等についても規定をしております。改正の内容としては以上でございます。

○議長（吉田憲市君）　久保谷議員。

○１１番（久保谷充君）　本来は，ちょっと正面と向こうのほうは出入りをできなくなるっていうかね，何かバーじゃないけど，そういうやつがおりるような形になれば一番いいなというふうに思うんですが，その辺のところが，金銭の問題，予算の問題等含め，できない部分もあるのかなというふうに思います。それはわかりました。

それではですね，駐車スペースが狭いために，車同士っていうか，そのトラブルについては，今まであったのか，ないかについて，ちょっと伺います。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。小口部長。

○総務部長（小口勝美君）　駐車場が狭くてトラブルになったとかっていうことについては，こちらでは把握しておりません。話は来ておりません。

○議長（吉田憲市君）　久保谷議員。
○１１番（久保谷充君）　いろいろスペースについては，町民の皆様からはいろいろなそういう要望はなかったとか，今のトラブルはなかったとかっていう話はしておりますが，ずっと駐車してる人がね，後からね，ひっこんでたとか傷になってんなというふうなことは，私はあったというふうに思います。ただ，誰だかわかんなかったとか。だから，やはりその辺のとこはね，なかったからいいんじゃなくて，やはり私は違うのかなというふうに，そういうことがあった……。要望とかそういうなのがなかったんじゃなくて，私はあったというふうに思ってますからね，それは。そういうことなんですが。

あと，私もね，もう一度，今回のやつ，いろいろなとこで調べた中でね，役場庁舎のところも，この答弁にも書いてありますけどね，正面のほうは2.5ですか，で，こっちは2.3。実際には内々だと狭いほうは2,150か，２メートル150と2,350と。15を足すから2,500になるんでしょうけど。だから，これは２つあるというふうに，私は思ってなかったんですよ。だから，私いつもこっちのばっかしかとめてないんで，いつも狭いな，狭いなと思ってて，そういう形になってきたんですがね。

だから，答弁でね，駐車場設計と施工指針は，通常車が2.5と小型乗用車が2.3っていうことですが，国の標準が，今もこういう標準になってるんですか，これ。
○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。小口部長。
○総務部長（小口勝美君）　はい，お答えいたします。

現在も，この指針となっております。
○議長（吉田憲市君）　久保谷議員。
○１１番（久保谷充君）　いろいろあっちこっちね，私も調べた結果，やはり内々だと大体２メートル，で，両側に大体丸くっていうか，なって，500から800，広いところは850。だから，こんだけね，目いっぱいに，２メートルにしても，少しあいたにしても，500とか600はあくようになってるわけですよ。だから，その狭さをみんな感じないの，どこ行っても。これ，ヤックスもウェルシアもセブンイレブン等ね。本当はお客様が来るような，そういうサービス業では，絶対にそんなこと普通はあり得ないから，やっぱり。

だから，その辺のところは，やっぱり，町でも，ただ要望がないから，これはいいんだっていう話じゃなくて，やはりその辺のところは，やっぱりきちんと確保できるような形でね，やって，私はもらいたいというふうに思います。

そういう中で，来庁者の利用として，駐車台数は正面が54台で北口が32台，全体的に86台ということですが，職員の駐車場は全体的には何台あるんですか。
○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。小口部長。

○総務部長（小口勝美君）　はい，お答えいたします。

お客様用駐車場につきましては，今，議員がおっしゃられたような形で，正面玄関前が54台，それから北口玄関前が32台ということで86台を確保しております。で，職員用っていいますか，職員と共用っていう形になりますけども，そちらが，中学校側につきましては50台，それから，庁舎の周りですね，そちらが47台，それと北側，お客様駐車場を除いた北側が132台で，合計で229台となっております。

○議長（吉田憲市君）　久保谷議員。

○１１番（久保谷充君）　そうすると，北側はですね，今，132台っていうことで，32台はお客様用ってことですよね。そうすると，約100台は基本的に職員が駐車してるっていうことなんですか。

○議長（吉田憲市君）　小口部長。

○総務部長（小口勝美君）　はい，お答えいたします。

北側につきましては，まずお客様用駐車場として充ててるのが32台，それから職員駐車場として，職員と共用の駐車場として扱っているのが132台ですので，合計しますと164台収容となっております。

○議長（吉田憲市君）　久保谷議員。

○１１番（久保谷充君）　いや，私はよくわかんないんですけど，32台はお客様駐車場ってことですが，どっからどこまでなんだか，ちょっと，台数，結構あるなというふうに思ってたんですが，32台っていうのは，どっからどこまで確保っていうか。これ線引きはないですよね。

○議長（吉田憲市君）　小口部長。

○総務部長（小口勝美君）　はい，お答えいたします。

まずですね，信号から正面から入っていただいて，北側駐車場に向かって，すぐ右折していただいてすぐの右側に，お客様用っていうことで看板を出していただいております。それがその一角になります。それと反対側，ちょうど正面の部分ですね，そちらのエリア，その大きく２区画についてはお客様用ということで32台確保しております。

○議長（吉田憲市君）　久保谷議員。

○１１番（久保谷充君）　私もね，よく見てなかったっていうか，じゃあ，こっちと両側っていうことですね，１列目の。はい，わかりました。

あとですね，少し職員の方には大変申しわけないんですけど，雨の日にね，何か駐車台数が物すごく増えるような形で，私は認識してんですが，この辺は，職員も含めてかな，雨の日に増えるっちゅうことは，どのような認識を持っているのか，ちょっと伺います。

○議長（吉田憲市君）　小口部長。

○総務部長（小口勝美君）　はい，お答えいたします。

まずですね，職員が車をこちら駐車場に乗り入れている部分については，駐車場利用規定によりまして，申請によって許可を出しております。ですから，基本的にはこちらに入ってきてる車は許可を得た車両しか入っておりません。ですから，特に天候によって台数が増減するっていうことはないと思うんですが，ただ，やはり，例えば天気がよければ乗用車以外のバイクとか自転車とか使って来たり，徒歩で来たりとかっていうことも考えられます。ですから，そういう意味で，雨の日，天候が悪いときには増えているのかもしれませんが，総台数，許可を出している台数は変わっておりません。

○議長（吉田憲市君）　久保谷議員。

○１１番（久保谷充君）　台数は変わんないっちゅうことなんですが，提案っていうかね，あれなんですが，私は見た目よくわかんないので，駐車許可証みたいのを車の前とか何かに，何か掲げてね，置いとくとか何かしたほうが，よくわかるのかなというふうに思うんですが，その辺のとこ，ちょっと検討していただければというふうに思います。

あと，車で来られるっていうあれは，前にたしか１キロ以上の人っていう話，聞いたんですが，今でもそれは同じですか。

○議長（吉田憲市君）　小口部長。

○総務部長（小口勝美君）　はい，お答えいたします。

先ほど申し上げました駐車場利用規定によって，こちらで駐車の許可を出せるのは１キロ以上っていうことで規定しております。ただ，例外っていう形ですけども，駐車台数に余裕があると認められる場合には，１キロ未満でも，体が具合悪いとか，障害をお持ちとか，あとは余裕があるということで，１キロ未満でも許可を出している部分はあります。

○議長（吉田憲市君）　久保谷議員。

○１１番（久保谷充君）　駐車カードじゃないけど，この駐車のあれっちゅうの，検討する余地があるというふうに思いますか。

○議長（吉田憲市君）　小口部長。

○総務部長（小口勝美君）　はい，お答えいたします。

駐車票につきましては，やはり駐車台数等を管理する上で必要なことだと思いますので，これについては検討していきたいと思っております。

○議長（吉田憲市君）　久保谷議員。

○１１番（久保谷充君）　答弁でですね，2.5メートルに区画の線引きし直しするようなことを考えているっていうことなんですが，そうすると，台数がちょっと少なくなるのかなというふうに思うんですが，その辺のところの台数の検討については，どのように考えておりますか。

○議長（吉田憲市君）　小口部長。
○総務部長（小口勝美君）　はい，お答えいたします。
まずですね，答弁書にありました，北側部分の32台のうち６台が2.5メートルで，それ以外の部分について，26台ですか，部分の枠を，植栽をいじらないで，区画線だけの引き直しで対応した場合ですね，現行から３台の影響が出るということになります。
以上です。
○議長（吉田憲市君）　久保谷議員。
○１１番（久保谷充君）　３台っていうことなんでね，当面，やはり植栽いじんないでね，一番安くっていうか，できるような方法でね，早急にやっていただければね，いいのかなというふうに私は思います。
それでもね，全体的に駐車場そのものは，もうちょっとね，職員の駐車場を少なくしてっていうことを考えた場合にね，私，いろいろ問題があるかどうか，私はよくわかりませんけどね，農協の裏のとこの前の学校区保育所の跡地をちょっと整備しながら，何か向こうに幾らか移してやるようなことは，ちょっとできないのかどうか，その辺のところをちょっと伺います。
○議長（吉田憲市君）　小口部長。
○総務部長（小口勝美君）　はい，お答えいたします。
駐車場の利用者数が増えるっていう時期が，やっぱりありまして，３月の申告時期と３月の定例会，本会議が重なったタイミングで増えるというような状況はあります。そういう中では，今までについては，そういうことで駐車場の利用者が見込まれるという際には，あらかじめ職員を総合保健福祉会館脇の駐車場に迂回させたりとかっていう対応をして，来庁者用の駐車スペースを確保してきたというような状況です。
そういう中では，学校区保育所の跡地についても活用したらというような話ですよね。で，そこについてはですね，あそこは学校区児童館と学校区児童公園が一緒に構成しているエリアになりますので，特に学校区児童館は老朽化が進んでいる施設ということですので，ここについては，保育所跡地の利用については，そこを単独で考えていくっていうことではなくて，あそこを一体として，跡地の単独利活用ではなくて，エリア一体を見据えた中で検討することが必要だというふうには考えております。
ですから，あそこを恒久的に臨時駐車場として使うということは，ちょっと現時点では考えにくいということで，ただ，整備方針が決まるまでの間は，臨時駐車場として，必要に応じて活用していきたいというふうに考えております。
○議長（吉田憲市君）　久保谷議員。
○１１番（久保谷充君）　さわやかセンターの脇のほうからではね，結構ちょっと時間もかか

るのかなというふうに思って，半分の距離で来られるしね，砕石ぐらいの敷き回しぐらいでできれば，臨時駐車場とか，何らかの形でね，その中間，やっぱり私は利用したほうがいいのかなというふうに考えて，そういう話をしたんですが，そういうことで，いずれにしても，早期にね，線の引き直しだけはしてもらって，そんで，最終的には，ここの答弁にありますけど，全体的に庁舎等を含めながら，で，再整備のときには，今よりやっぱり，よそのところの広く駐車場をとれるような形で，やっぱり整備を今後はしていただければありがたいというふうに思いますので，線引きだけは，本当にね，それだけの話なんで，ちょっとその辺のとこはお願いしたいなというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○議長（吉田憲市君）　これで，11番久保谷充君の質問を終わります。

次に，９番海野隆君の一般質問を行います。

９番海野隆君の質問を許します。登壇願います。

〔９番海野隆君登壇〕

○９番（海野隆君）　それでは，一般質問を行います。年号も改まり，平成から令和へということで，気持ちも新たに一般質問をさせていただきます。令和で３番目の一般質問になります。

今日の新聞各紙にはですね，環境に関する特集が掲載をされておりました。今日，1972年に国連総会で，日本の提案で世界環境デーというのが制定されたようです。日本でも1993年に環境基本法が成立したときに，今日が環境の日と定められたようでございます。環境の日は，広く環境の保全について関心と理解を深めるとともに，積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高める日とされております。環境は環境でも，最初の質問は交通環境について質問をしたいと思います。

１番目の質問に入ります。通学路の安全確保及び交通安全対策についてお伺いをいたします。

これは先ほど，難波議員とのね，同僚議員とのやりとりの中でもお話がいろいろと出ておりましたけれども，去る５月の８日，大津市の県道交差点で，右折しようとした乗用車と対向車線を直進してきた軽乗用車が衝突。そのはずみで軽乗用車が保育園児らの列に突っ込み，園児ら16人が死傷するという痛ましい事故がありました。現在のところ，事故原因は，右折する際に注意義務を怠り，直進車と衝突，はずみで信号待ちをしていた保育園児らの列に突入し，園児２人を死亡させ，園児ら14人にけがを負わせたとされております。

さらには，各地で自動車の暴走事故といいますか，暴走事故によって犠牲者が連続して起こっているという状況もございます。

この質問をするに至った理由はですね，保護者の方，特に地元の上本郷地区の保護者の方から，今回の大津市の事故を受けてですね，通学路――これは小学生，中学生ですけども，通学路にある大通りの交差点での信号待ちが不安であるという訴えがございました。そこで，以下の質問をさせていただきます。

１，町内における最近５カ年の交通事故数。

２番，平成30年度通学路交通安全プログラムの危険箇所対策の現状及び31年度以降に対策とした箇所の進捗状況はどのようになっているか。

３番，今回の事故を受けて，国及び県，警察は緊急点検を行っております。町は，民家ブロック塀等も含めた通学路等の緊急安全点検の実施及びプログラムの見直しを直ちに行っているかどうか。

４番，子供たちが自らの身を守る交通安全教育の現状と，家庭でできることは何かということについてお伺いしたいと思います。

５番目，５番目は交通安全対策には危険を回避する自動運転補助技術の進展が鍵になると言われております。近年の高齢者の運転対策にも極めて有効だと言われております。国は減税という方法で普及を促進しようとしております。自動運転補助装置等への補助を実施している自治体もあります。自動ブレーキ，アクセルとブレーキの踏み間違い防止装置，車線逸脱防止装置など，有効な装置があり，新車のみならず後づけすることもできると聞いております。阿見町も斬新な発想で，助成を行って，自動運転補助装置普及を促進するべきではないか。

６番，自動車を運転する全ての方々が一層の安全運転を再自覚する必要があります。飲酒運転禁止と同様に，町民ぐるみの新たな安全運転を実践する運動を行うべきだと考えますが，どうでしょうかと。

以上，６点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。初めに，町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　海野議員の，通学路の安全確保及び交通安全対策についての質問にお答えをいたします。

１点目の，町内における最近５年間の交通事故数――年代別，死亡，負傷数についてであります。

平成26年から平成30年まで５年間の事故状況について申し上げます。

平成26年の事故発生件数は237件で，20歳未満の死者数は０，負傷者数は51人，20歳以上70歳未満の死者数は０，負傷者数は214人，70歳以上の死者数は１人，負傷者数は27人です。

平成27年の事故発生件数は228件で，20歳未満の死者数は０，負傷者数は51人，20歳以上70歳未満の死者数は０，負傷者数は194人，70歳以上の死者数は１人，負傷者数は33人です。

平成28年の事故発生件数は214件で，20歳未満の死者数は０，負傷者数は40人，20歳以上70歳未満の死者数は０，負傷者数は204人，70歳以上の死者数は１人，負傷者数は24人です。

平成29年の事故発生件数は209件で，20歳未満の死者数は０，負傷者数は31人，20歳以上70歳未満の死者数は０，負傷者数は209人，70歳以上の死者数は２人，負傷者数は20人です。

平成30年の事故発生件数は185件で，20歳未満の死者数は０，負傷者数は30人，20歳以上70歳未満の死者数は１人，負傷者数は174人，70歳以上の死者数は２人，負傷者数は34人です。

平成26年から平成30年までの事故発生件数と負傷者数については，年々減少しておりますが，死者数は平成30年中が３人で最も多くなっている状況でございます。

２点目から４点目につきましては，教育長から答弁いたします。

５点目の，自動運転補助装置への助成についてであります。

自動運転補助装置は，衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置，車線維持支援制御装置，駐車支援システム等が搭載されることにより，運転者のミスに起因する事故の防止が期待され，高齢者に限らず，交通事故の軽減に有効であると考えられております。

平成31年２月には，衝突被害軽減ブレーキの新車搭載義務化について，日本を含む40カ国・地域が合意し，2020年初頭より，自動車メーカーやディーラーが新車を販売する場合には衝突被害軽減ブレーキを搭載しなければならなくなり，今後，新車への衝突被害軽減ブレーキ搭載の普及率が高くなることが見込まれております。

国においても普及啓発を推進しており，間接的ではありますが，10月の消費税増税時に合わせて，10月以降の新規登録車に対する自動車税を引き下げる予定であります。

また，全国の自治体の中には，高齢者が自動運転補助装置搭載車両を購入する場合には，購入費用の一部を補助する自治体もございます。

愛知県の豊田市では，高齢ドライバーの重大な交通事故が多発したことを受け，高齢者先進安全自動車購入費補助として，平成28年度と平成29年度の２カ年で，車両本体価格300万円以下の新車購入時に，市内に住所を有している満65歳以上の人などを対象とし，衝突被害軽減ブレーキ装置がついていることで２万円の補助，その他，車線維持支援制御装置等がついている場合には１万円を上乗せし，１人１台３万円を限度に補助を行っており，２年間で2,426件の申請で7,178万円の補助金を交付しております。

また，豊田市以外にも香川県，石川県，群馬県，岩手県八幡平市，群馬県明和町などが同様の補助金制度を創設しております。茨城県内の状況について県に確認したところ，現在，県を初め補助制度を創設している市町村は見当たらないとのことでした。

自動運転補助装置については，新車への衝突被害軽減ブレーキ搭載の義務化や，その他ペダル踏み間違い時加速抑制装置等の技術開発が進んでいる現状であること，また，国レベルでの普及推進に取り組むべき重要事項であることから，現在のところ，町独自の補助制度の創設は難しいところでありますが，飲酒運転の根絶や高齢者の交通安全対策強化とともに検討してまいりたいと考えております。

６点目の，新たな安全運転を実践する運動についてであります。

交通事故の防止は，町民の誰もが安心して生活できる交通社会を構築するため，町民が一体となって取り組まなければならない緊急かつ重要な課題です。特に，飲酒運転については，決して許されない極めて危険かつ悪質な犯罪であり，その代償は非常に大きく，被害者，加害者はもとより，家族や勤務先等多くの人たちが巻き添えになるなど，幸せな家庭を一瞬で崩壊させてしまうものであります。

茨城県が全国ワースト上位となっていることも踏まえ，今回，飲酒運転根絶を目指し，職員のアルコールチェックの徹底，町民全体への署名活動，牛久警察署との覚書締結，さらに飲酒運転根絶のまち宣言について，本定例会に上程をさせていただくなど，積極的な取り組みを展開しております。

安全運転を実践する運動を行うことにつきましては，これまで，幼児・児童・生徒・高齢者への交通安全教室や交通安全シルバー大会，交通安全街頭キャンペーン等を実施しておりますが，これまで以上に，地域や関係機関・団体との連携を強化し，交通の状況や地域の実態に即して，子供と高齢者の事故防止，歩行者の保護，夜間の交通事故防止，自転車の安全利用など各種施策を推進してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（吉田憲市君）　次に，教育長湯原正人君，登壇願います。

〔教育長湯原正人君登壇〕

○教育長（湯原正人君）　２点目の，通学路交通安全プログラムの危険箇所対策についてであります。

先ほど，難波議員の御質問に答弁したとおり，平成30年度の新規危険箇所数は15件で，そのうち11件が対策済みであります。主な対策内容につきましては，注意喚起の路面表示や巻き込み防止のためのポストコーンの設置，カーブミラーの交換，砕石による段差解消工事を実施する等の対策を講じております。

平成31年度以降への継続は，平成26年度２件，平成28年度４件，平成29年度２件，平成30年度４件の合計12件となっており，その進捗状況につきましては，道路管理者などの関係機関と連携しながら，危険箇所の課題解消に取り組んでまいります。

３点目の，ブロック塀等も含めた通学路等の緊急安全点検及びプログラムの見直しについてであります。

ブロック塀につきましては，昨年の大阪北部を震源とする地震による小学校のブロック塀の倒壊事故を受け，緊急点検を行っております。点検の結果につきましては，中学校に４カ所，小学校に１カ所の建築基準法違反の構造物を確認し，昨年の８月までに全てを撤去しました。

通学路における民家のブロック塀につきましては，特に危険な３カ所について，道路管理者の道路公園課などに連絡し，所有者に対する改善の指導をお願いしています。

通学路につきましては，阿見町通学路交通安全プログラムに基づき，毎年１回７月から８月にかけて，警察，学校，竜ケ崎工事事務所，町担当課による通学路合同点検を実施しております。合同点検の結果を踏まえ，阿見町通学路安全対策推進会議において，進捗状況の確認と安全対策を検討しております。

阿見町通学路交通安全プログラムは，通学路の安全対策に向けた取り組みを進めるため，平成27年３月に策定したものであり，当面，このプログラムを活用しながら，さらなる通学路の安全対策の向上を図ってまいります。

４点目の，子供たちが自らの身を守る交通安全教育の現状についてであります。

交通安全教育は，交通の状況に応じて危険を予測し，これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めることを目標としており，学校教育全体を通じて，歩行者としての心得や交通ルール，危険の予測と回避等について指導を行っております。特に中学校では，自転車で安全に道路を通行するために必要な技能と知識を十分に習得させるとともに，他の人々の安全にも配慮することができるように指導を行っております。

家庭においては，日常の話題として報道される交通事故を取り上げて話し合ったり，自転車の点検や整備を行い，危険な場所では絶対に乗らないように監督したりするなど，家庭における指導と学校教育が一体となって交通安全教育を推進していくことが重要であると考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　それでは，ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後２時20分といたします。

午後　２時０７分休憩

午後　２時２０分再開

○議長（吉田憲市君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

海野議員。

○９番（海野隆君）　御答弁ありがとうございました。それでは，再質問をさせていただきます。

まず，第１点ですけれども，通学路の安全プログラムね，これ，当初はね，私も，大通りは信号もあるし，歩道もあるし，安全じゃないかなんて，逆に思ってました。今回，こういう事故があって，この交通安全プログラムも少し見直しをする必要があると。先ほどの答弁で，部長のほうからもね，産業建設部長からも，情報を共有して，そういった部分もね，考慮しなければいけないんじゃないかっていう答弁がありましたけど，私もそう思います。

この点について，今後のね，通学路の交通安全プログラム，これを何かこう，変えていくっていうようなことはありますか。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長朝日良一君。

○教育委員会教育次長（朝日良一君）　はい，お答えいたします。

海野議員がおっしゃるとおりですね，今の事故は，なかなか想定できないような事故が起きてると思います。そういった中でもですね，せっかくこういった通学路交通安全プログラムっていう組織，こういうものがありますので，そこでいろんなテーマをですね，共有しながらですね，またさらに安全を深めていくようにやりたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　海野議員。

○９番（海野隆君）　ありがとうございます。

それともう１つ，ちょっと答弁で気になったのは，ブロック塀の，いわゆる学校施設の中じゃなくてね，民家のですが，１年ぐらい，もう過ぎるのかな，もっと過ぎるのかな。で，交渉中ということなんだけれども，通学路で，いつあるかわからないっていうところで，やっぱりこれは少し力を入れてですね，交渉してもらうっていうかな。どういう交渉過程になっているのか，そういうことも含めて，もう一言いただけますか。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君）　はい，お答えいたします。

答弁の中でお答えしました３カ所について，今の状況ですけれども，今回ですね，学校とかですね，そういったところから，通学路でこういうとこが民地で危ないっていう情報とか，あと道路公園課からもですね，そういった情報をいただきまして，それぞれ現場を見て，ここについては早急に所有者の方にですね，お願いしなきゃいけないってことで対応してまいりました。

１カ所はですね，県道敷きなものですから，君島の場所の中にですね，君島集落の中に県道がありまして，そこにちょっとブロック塀がかなり道路側に倒れているようなところがあるら

しいんですね。そちらについては県道なもので，竜ケ崎工事事務所のほうにお話しして，竜ケ崎工事事務所のほうで対応していただくと，地権者の方にですね，お話ししていただけるような方向で，今，進めているところでございます。

もう１カ所が，立ノ越の町道沿い，立ノ越……。今，うんということで御存じかと思いますけれども，そこにもブロック塀がかなり道路側に傾斜しているところがありました。そちらにつきましては，地権者の方が了解していただきまして，ブロック塀の改修工事をやっているところです。６月中にはですね，工事の完成をするみたいな，一応，報告を受けております。

３カ所目ですけれども，こちらはですね，中郷東地区の，やっぱり道路沿いですね。これも墓地のブロックがちょっとかなりやっぱり倒れてるっていうことで，こちらについてはですね，その当時，道路公園課でカラーコーンを設置して，ちょっと危険を回避するためにカラーコーンを設置したそうですけども，ブロック塀については既に改修されてるってことで報告を受けております。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　海野議員。

○９番（海野隆君）　それぞれ対応していただいて，方向性が見えているっていうことで，安心しました。

最初に申しましたけれども，今回ね，この質問をするのにですね，上本郷のね，五差路の話なんですね，具体的には。私も何日か前，７時15分ぐらいから30分ぐらいまでですね，そこにいて，四，五名，中学生と小学生が荒川沖のほうから信号を渡って，シンワ団地の通学路のほうに行くと。で，全員保護者がついていて，それで，何年生なんて聞いて，保護者の方に知ってる人もいたもんですから，そしたら，今２年生だと。「これ３年生になったら１人で歩かせるの」って言ったら，「いやあ，もう心配で，６年生までずっとついてくよ」なんて。そして，自転車で中学１年生だっていう子が来て，やっぱりついてきてたんですよ。だから，「これ１年生だからついてるの」って言ったら，「いやあ，もう３年生までついてこようかなと思ってる」と。それはこういう事故があったからだと思うんですね。

確かにね，あの交差点はね，ちょっと五差路っていうこともあるし，それから旧道っていうのかな，本郷小学校から来る，これは信号が短くて，右折レーンがないので，いやあ，その黄色ぐらいになると，スピードぐわんと出して右折したりするんですよね。で，確かに，ちょうど本郷小学校から来ると，真っすぐ，待っている，ちょうど開口部分のところにね，真っすぐ来るような雰囲気ですね。事故もあそこは結構多いです。そういうのを考えてみると，確かに相当スピード出てるし，危ないなっていう感じをしました。

それで，それと比較して，茨大前のね，こちら役場から行って，長哲不動産があって，その

先の信号，あの信号は非常に，四つ角がね，安全対策が施されているんですよね。あれは町が都市計画でやった道路ですよね。ああいうように，少なくともやっていれば，それで事故が起きないということはないですよ。しかし，相当注意喚起にもなるし，運転者も気をつけるんじゃないかなと思います。

それで，話を聞きますと，上本郷五差路の件については，町を通じてなのか，牛久警察署にもですね，いろんな要望を出しているということを聞いているんですけど，どんな要望が出てるかわかりますか。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。

○９番（海野隆君）　要望出てない。

○議長（吉田憲市君）　教育次長朝日良一君。

○教育委員会教育次長（朝日良一君）　はい，お答えいたします。

私のところのほうまでは，ちょっとその要望の内容については聞いておりません。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　産業建設部長湯原一博君。

○産業建設部長（湯原一博君）　私のほうはですね，その件について要望は聞いておりません。

○議長（吉田憲市君）　海野議員。

○９番（海野隆君）　じゃあ，直接ね，牛久警察署に言っているのかもしれません。で，やっぱり私もね，いつも車でしかあそこを通らないもんですから，歩ってね，回っていると，あんなものかなという形で危険はやっぱり感じました。あそこのちょうど開口部分にブロックっていうか，柱をつけると，相当注意喚起にもなるし，感ずる，体感として危険を感ずるのも少なくなるのじゃないかなと思いますので，一度現場を見ていただいてますが，７時15分から見てろとは言いませんけれども，現場を見ていただいてですね，保護者もそういうふうに申しておりますので，ちょっと確認していただきたいなと思います。

それが１点目。

２点目はですね，５番目の質問になりますけれども，先ほどの町長の答弁によるとですね，高齢者は大分毎年２名，１名というふうに死亡事故があります。これは歩行者の死亡事故なのか，運転者の死亡事故なのかわかりませんが，いずれにしても，やっぱりフットワークが悪くなるっていうのかな，反応が鈍くなるということも含めて，高齢者の交通安全ってのは，相変わらず課題だなというふうに思いました。

それで，５番目のね，いわゆる危機回避の，危険回避の自動運転補助技術，この進展がやっぱりこういう交通事故っていいますかな，自動車の暴走，踏み間違い，そういうものを回避するようなものだというふうには思います。

それで，今，答弁でもですね，いろいろと御紹介をいただいて，愛知県の豊田ね，これはトヨタの本拠ですので，相当な予算をつけてですね，やっている。群馬県も多分スバルとか，そういう関係があるのだと思います。茨城県もね，日野っていう自動車会社が立地しておりますので，本来は少しそちらのほうにやってもらってもいいんじゃないかなと思います。

それで，阿見はどうかという質問にはですね，なかなか阿見で独自にですね，この技術に対する補助というのは，少し考えてほしいというか，考えないって言ったんだっけ，ちょっと待って。厳しいところだって書いてあったんだ。難しいところだというふうに思っておりますが，多分，税制上はね，優遇するようになっている。それから新車についてもね，なっていくわけですね。しかし，全部が新車になっていくのは大変な時間がかかるし，途中でね，後づけでしていく，こういう技術を，値段もそれほどの金額ではないような気がしますので，もう一度，推移を見ながら，財政の許す限り考えていただければありがたいということをお願いしたいと思います。

それからですね，６番目なんですけれども，６番目，最近ですね，本当に町長がおっしゃるようにですね，飲酒運転というのはですね，やったほうもやられたほうもというか，一瞬でそういうものを奪ってしまう，大変なことですので，この飲酒運転，絶対飲まない，飲んだら乗るなと，この運動を進めていただくのは非常に結構だというふうに思っております。

ただね，私も都市宣言の状況という，茨城県内の一覧表があるんですけれども，これ一番最初に，多分，交通安全っていうふうに載っているので，一時期，交通安全宣言都市っていうのかな，これを交通戦争などと言われてたころですね，積極的に各市町村がですね，交通安全のための政策をとるのにやっていたと思うんですが，阿見はね，交通安全宣言都市っていうのは，44のうち30なんですね。で，14は宣言してないんですけど，飲酒運転にかかわることについては44のうち12なんですね。それで，お聞きしますと，この交通安全宣言都市を宣言しないんじゃったっていうかな。これは何か理由があるというふうに聞いたんですけど，誰かわかります。なぜ，この交通安全宣言都市を宣言しないんじゃったか。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長髙須徹君。

○町民生活部長兼生活環境課長（髙須徹君）　はい，お答えいたします。

特にですね，理由があったとは聞き及んでおりませんけども，各自治体でのですね，交通安全対策の取り組みが始まった背景には，今，議員がおっしゃるように，例えば自家用車がですね，一般家庭に急速に普及してきたことによっての自動車による交通事故の増大とかということで，運転者への安全運転の自覚とか，意識の啓発向上を促すことから始まられたと思います。

町でもですね，このような理由から，交通安全対策の取り組みは，自動車を運転する人への啓発活動を基本にですね，展開してきたと思います。社会の変化とか，交通事故の状況等も踏

まえながら，時代に即した取り組みをしてきてると思います。それでまた，今回，町のほうでも，飲酒運転の絶えない悲惨な事故，悲しいことにつながっておりますので，今回，飲酒運転根絶のまちの宣言というものも特化してさせていただくわけでございますけれども，御提案いただきましたですね，新たな安全運転実践運動につきましてもですね，これまでの各種の取り組みを強化しながらですね，ちょっと検討させていただきたいと思っております。

○議長（吉田憲市君）　海野議員。

○９番（海野隆君）　ありがとうございます。

多分ね，交通安全都市宣言をして，その中に個別に，例えば，阿見町では暴走族追放宣言都市にもなっているのかな，飲酒運転とかっていう形で，あるいは全体の道路の交通安全施設をしっかりつけるとか，信号をつけるとか，そういう形につながっていくんじゃないかなと思いますが，ぜひね，そういう形でやっていただきたいと思いますが，この問題の最後にね，やっぱりいろいろ言ってるけども，運転する人たち，私たち，相互にですよね，被害者にもなるし，加害者にもなると。そういう意味で，新たなって書いたんですけども，安全運転を実践する運動。

これはいろいろ標語がありますよね，各交通安全協会でも標語を出しているし，警察のほうでもいろいろ出している。豊田ばっかり出して申しわけないんですけども，豊田市でね，３Ｓドライブっていうことを提唱して，市民に徹底しているということなんですね。やっぱり車は危険だっていうふうに思ってらっしゃっていて，こういうことをすれば交通事故が減るっていうか，安全な運転になるんじゃないかっていって，３Ｓ。スロー，ゆっくり発進，ゆっくり停止。それからスマート，これは加速，減速を少ない運転で余裕の車間距離。燃費もいいと。それからストップと。横断歩道で歩行者を見たら，必ずとまると。黄色では行かないと。黄色で停めると。こういうね，３Ｓ運動というものをやっているようです。

今回，私が，もう一回改めてね，安全運転を実践する運動をやったほうがいいっていうのは，飲酒運転撲滅っていうかな，飲酒運転禁止宣言と同時に，そういった安全運転を実践する運動もあわせてやっていくことによって，効果がより上がるのではないかと思いまして，お話しいたしました。御提唱いたしました。

この質問はこれで終わりにしたいと思います。

○議長（吉田憲市君）　海野議員。

○９番（海野隆君）　それでは，２番目の問題に入りたいと思います。

出入国管理・難民認定法が改正されまして，多くの外国人労働者が阿見町に増えるだろうと予想がつきます。２番目の問題は，入管法の改正を受けた阿見町における外国人労働者，外国人技能実習生の受け入れと多文化共生についてということで質問をさせていただきます。

外国人労働者の受け入れを拡大する出入国管理・難民認定法が改正されました。政府は，人口減少や少子高齢化社会の中で，持続可能な経済成長などを実現するため，女性や高齢者の雇用の拡大策を進めておりますが，労働力不足が十分に補えていないという状況にあります。また，外国人労働者や外国人技能実習生，アルバイトの留学生が飲食店や製造業，建設業などの現場を支えている現実があります。

外国人労働者は，毎年増えております。今回の改正を受けて，今度は一気に増加することが予想されております。国会では，外国人技能実習生について，賃金や処遇の問題点が議論をされておりました。本来，この技能実習制度は，開発途上国の経済発展につなげるための国際協力，国際貢献の一翼を担うものであります。安価な労働力として，非専門的な単純作業の押しつけであってはならないと私も思います。先進国の進んだ技能，技術，知識を移転する目的で設けられているものでございます。

日本が，増加する外国人労働者を社会として受け入れ，多文化の社会をどのようにつくり上げていくかは，地方自治体にとっても極めて重要な課題になると思います。

以下，阿見町としての課題について伺いたいと思います。

１，阿見町内の外国人居住者数と外国人労働者と外国人技能実習生の就労数及び課題について。

２番，外国人材受け入れサポートセンターの開設と役割について。

３番，阿見町に居住する外国人住民は……。外国人住民かな……。地域のコミュニティとどのようにかかわっているのか。行政区への加入や回覧板等の情報，地域行事の参加など，実態と課題について。

４番，災害時の情報伝達や安否確認等の問題と現状の取り組みについて。

文部科学省が公表した日本語指導が必要な児童生徒の受け入れ状況などに関する調査では，対象となる児童生徒は５万人に及び，年々増加しております。日本語学習など，特別なサポートを受けられない子供たちは１万人以上存在することも明らかになっています。

これ５番目ですけども，阿見町における外国人児童生徒数及び日本語習得などのサポート体制はどのようになっているか。町内小中学校での課題等について。

阿見町には，外国に生産拠点を持つ有力企業も多く，町内工場で外国人を雇用している企業も多いと聞きます。また，アウトレット等へのインバウンドの推進も含めて，外国人労働者などの受け入れが今後拡大されると予想されております。多文化共生社会に対する理解を深め，対応もしなければならないと考えます。

６番目，最後の項目ですけれども，阿見町国際交流協会の新体制と役割，町内に立地する大学等との連携も含めて，今後の環境変化に対応した多文化共生に取り組む施策について伺うも

のでございます。お願いいたします。
○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。初めに，町長千葉繁君。
○町長（千葉繁君）　入管法の改正を受けた阿見町における外国人労働者，外国人技能実習生の受け入れと多文化共生についての質問にお答えいたします。

１点目の，阿見町内の外国人居住数と外国人労働者と外国人技能実習生の就労数及び課題についてであります。

町内の外国人居住数については，平成31年４月末時点で925人，町内の外国人労働者数については不明ですが，阿見町が含まれる土浦管内の外国人労働者数は，厚生労働大臣が事業主に義務づけているハローワークへの報告件数によりますと，平成31年３月末時点で8,692人となっております。また，外国人技能実習生については，平成31年４月末時点で，町内に100人の実習生が登録されております。

課題につきましては，外国人が生活しやすい環境を整えるため，行政文書の多言語化による情報提供，地域コミュニティへの受け入れ体制の構築，母国語が話せる相談員の設置，日本語の習得支援，日本の文化・習慣等を学ぶ機会の提供など，多文化社会をどのようにつくり上げていくかが課題であると考えております。

また，外国人労働者に対しては，仕事内容は同等でも，労働者として日本人より弱い立場に置かれているケースがあるため，海野議員御指摘のとおり，賃金や労働環境の改善，待遇面などの問題点が考えられます。

２点目の，外国人材受け入れサポートセンターの開設と役割についてであります。

新潟県や滋賀県では，専門知識を持つ行政書士が，外国人材の受け入れに関する県内企業・団体等からの相談に対応するほか，関係機関との連携，情報収集，企業・団体等への情報提供・助言などを行なう外国人材受け入れサポートセンターを設置しております。

茨城県においては，平成31年４月１日から新たな在留資格「特定技能」が創設されたことを踏まえ，当該制度の周知徹底を目的としたセミナーの開催や，特定技能として就労を希望する外国人と県内企業との就職マッチング等を行う茨城県外国人材支援センターを開所いたしました。

これは，法務省の「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の中の「行政・生活情報の多言語化，相談体制の整備」で，「都道府県，指定都市及び外国人が集住する市町村約100カ所において，地方公共団体が情報提供及び相談を行う一元的な窓口を設置することを支援する」を踏まえたものであります。

このように，設置している自治体はありますが，町においては，今後の外国人数の動向を予測することが困難なため，町国際交流協会と連携して相談体制の検討をしてまいります。

３点目の，阿見町に居住する外国人住民は地域のコミュニティとどのようにかかわっているのか。行政区への加入や回覧板等の情報，地域行事の参加など，実態と課題についてであります。

外国人住民については，アパート等の借家住まいの方が多く，この場合は日本人と同様，ほとんど行政区には加入していない状況であります。そのため，回覧板等の情報は伝わらず，地域行事への参加もほとんどないというのが実態となっております。

ただし，町の情報については，町ホームページの外国語版の開設や，アパート等の借家の管理者へ，ごみ出しカレンダー英語版を交付するなどにより対応しております。

地域のコミュニティとのかかわりについての課題としては，言葉の問題や生活習慣の違い等が挙げられますが，地域との融和については，日常生活における御近所同士のつき合いが基本になるものと考えております。

４点目の，災害時の情報伝達や安否確認等の問題と現状の取り組みについてであります。

町内で生活している外国人の中には，日本語が十分理解できず情報を受け取ることが困難であったり，災害経験がないため，その対処方法がわからないなど，災害時に支援を必要とする場合が多いということは認識をしております。

そのため，現在，町で行っている取り組みとしましては，災害への備えとして町民の方へ配布している防災ハンドブックに，災害に備えた準備，災害が起きたときの対処法，避難所の位置などについて５カ国語で作成した外国語版を掲載し，転入された外国人へ，町民課の窓口で配布しているところであります。

次に，災害時の情報伝達手段としている防災行政無線・町ホームページ・あみメール・ツイッターなどのうち，外国語での発信が可能であるのは町ホームページだけであり，また，地域の外国人の安否確認や避難支援を迅速に行うための具体的方策が構築できていないのが現状であります。今後は，外国人を多く有する自治体の先進事例を参考にしながら，災害情報伝達に係るよりよい方法を検討していきたいと考えております。

そして，災害発生直後に外国人への情報提供や安否確認を迅速に行うためには，何よりも地域住民の協力が必要不可欠であることから，自主防災組織などの地域コミュニティにおける互助意識の醸成を図るとともに，町国際交流協会と連携し，災害時の言葉の壁や経験の壁などを支援する外国人相互の助け合いや，日本人とのネットワーク形成に努めてまいります。

５点目の，阿見町における外国人児童生徒数及び日本語習得等のサポート体制はどのようになっているか。町内小中学校での課題等についてにつきましては，教育長から答弁いたします。

６点目の，阿見町国際交流協会の新体制と役割，町内に立地する大学等との連携も含めて，今後の環境変化に対応した多文化共生に取り組む施策についてであります。

昨年８月，阿見町親善訪問団が友好都市である中国柳州市を訪れた際，柳州市副市長との懇談の中で，阿見町と柳州市が経済・スポーツ・福祉の交流分野を拡大・伸展させていくことで合意をいたしました。その後，12月に柳州市長が来町した際，市長としても交流分野の拡大・伸展をさせていきたいとの意向を示され，本格的に交流分野の拡大・伸展に取り組むことになりました。

また，町における外国人の住民登録者数が年々増加していることから，これまでの国際交流活動をさらに充実させ，町民の国際感覚の高揚や草の根レベルでの交流を促進していくため，４月１日付で，非常勤特別職である国際交流推進員を設置したところであります。

今後は，多言語による案内の充実や日常生活及び災害時の支援等，在住外国人にとって暮らしやすいまちづくりを推進してまいります。

次に，町内に立地する大学等との連携も含めて，今後の環境変化に対応した多文化共生に取り組む施策についてであります。

町内に立地する大学等との連携では，昨年，町国際交流協会と茨城大学のジョイントプログラムで，学生の自国文化紹介，留学生のホームステイを実施し，町民と留学生の相互理解を図ったところです。

今後も，大学等との連携を図り，言語や文化，生活習慣等が異なっていても，お互いに理解し合い，尊重し合える地域づくりを進めるとともに，今回の法改正により新たな在留資格が創設されたことを踏まえ，多文化共生事例集なども参考にしながら，多文化共生に取り組む施策について検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　次に，教育長湯原正人君。

○教育長（湯原正人君）　入管法の改正を受けた阿見町における外国人労働者，外国人技能実習生の受け入れと多文化共生についての質問にお答えいたします。

５点目の，阿見町における外国人児童生徒へのサポート体制についてであります。

今年度の外国人児童生徒の在籍は小学校27名，中学校14名の合計41名となっております。多くの児童が在籍するあさひ小学校では，日本語指導教室を開設し，学習や生活に必要な日本語を学んでいます。それ以外の学校では国際交流協会のボランティアを派遣するなどの個別の対応を行っておりますが，多国籍化や，通訳・翻訳ができる人材の不足，保護者との共通理解が十分に図れていないことなどが課題となっております。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　海野議員。

○９番（海野隆君）　ありがとうございました。

まずね，お聞きしたいのは，サポートセンター的な役割というかな，町として，今回の外国人労働者受け入れに対応した窓口というか，担当課というのはどこになりますか。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長湯原幸徳君。

○町長公室長（湯原幸徳君）　担当部署ということになれば，町の国際交流協会，それを所管する政策秘書課が担当になるというふうに思っております。

○議長（吉田憲市君）　海野議員。

○９番（海野隆君）　ちょっと気になるのは，国際交流課。

○町長公室長（湯原幸徳君）　協会。

○９番（海野隆君）　国際交流協会は，あくまでも町のね，組織ではないですよね，外部組織になるんですよ。ですから，本来，こうした問題の窓口になるということはないと思うんですね。ですから，国際交流協会を利活用するというか，活用しながらですね，政策を進めていくっていうのはわかるけども，一体どこが部署になるのか。政策秘書課がなるってことで理解していいですか。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原公室長。

○町長公室長（湯原幸徳君）　茨城県の国際交流協会では，県内に在住する外国人に対する相談窓口も兼ね備えて行っているというふうなところでございます。で，現状，阿見町には，海野議員が今，言われたように，じゃ，明確なそういう相談サポートできるような場所ってのはどこなのかっていうと，なかなかそれがないというのが実態だというふうに思っております。現状はやっぱり国際交流協会と，あとはいろんな行政サービスの範囲の中で，それぞれの部署が対応しているというのが実態であるというふうに思っております。

○議長（吉田憲市君）　海野議員。

○９番（海野隆君）　引っ越しのときに，あちこちあちこちうろうろするような話になっちゃって……。本来はね，やっぱり一元的に窓口になって，いろんな相談に乗っていくとか，そういう形にするべきだと思いますので，それは検討してください。

それで，次にね，私は非常に感心したことがあって，それは，いや，阿見町はこれはすごいなと思ったことが１つあるんですよ。それは，特定のね，個人の名前は出しませんけれども，町民課の窓口にね，非常勤ではあるにしてもですよ，英語，もちろん日本語はしゃべれるんですけども，ポルトガル語，スペイン語，で，ちょっと前までは中国語もしゃべれる職員がいて，大体あと韓国語っていうかな，朝鮮語がしゃべれれば，大体世界中，世界中じゃないけど，日本に来ている多くの人たちを対応できるような体制になっているなあと思っているんですけども，この職員が配置されたっていうのは，国際化を見通して，それで採用したっていう経緯なんですか。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原公室長。
○町長公室長（湯原幸徳君）　町民課のほうでですね，やっぱり外国人登録等に対して，いろんな外国人の方が町に居住する実態が来ているというふうなことで，やっぱり多言語を活用できるような，やっぱり人材が町内にいたということで，臨時的な任用の中で，今，採用しているというふうなことです。ですから，国際化あるいは国際交流協会に基づくとか，そういう国際関係の事業の中でそういったものを取り組みましょうというのが発端ではないというふうなことでございます。
○議長（吉田憲市君）　海野議員。
○９番（海野隆君）　ですから，当時のね，町長も，前の町長のときかな，それから町民課あるいは部長，町民生活部長か，先行きの見通しがよかったなと，これはね，本当に率直に思います。
　それで，話を聞くとですね，大体中国とかね，韓国，近隣アジアの人たちは，あんまりそっちへ向かないようですけども，その他の方々は，大体こうやって窓口を見て，すってそこへ行くっていうんですね。これは非常に，それは私が外国に行ったときに，日本語しゃべれるかなと思う人がいたらね，これは本当に安心すると思うんですよね。だから，私は，せっかく非常に有能というかね，そういう職員がいるということですので，しっかりとした部署をつくるかどうかは別として，チームをつくるとか，何らか一元的な窓口を設置するための準備をしていただいて，そういう有能な職員をですね，集めるとか，そういう形をしていただけるといいんじゃないかなというふうに思います。これは検討してください。
　それで，ホームページの話ですけれども，ホームページは３言語ですか，４言語だな，中国語が２つあって，韓国語と英語，３つですよね。私もあんまり英語が得意じゃないんですけども，見てみました。それで，英語を母国語とする人も，それから母国語としないでも，英語が十分にできる人は，それで足りるんじゃないかなという気がしましたけれども。で，ホームページは３言語表記っていうことでやられています。それで，先ほどね，答弁の中に，５言語に対応してるっていうことに書いてありましたけども，この５言語，３言語プラス２言語だと思うんですけど，何と何ですか。
○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。防災危機管理課長白石幸也君。
○防災危機管理課長（白石幸也君）　はい，お答えします。
　海野議員御指摘の防災ハンドブックのことでよろしいんですかね。
○９番（海野隆君）　はい。
○防災危機管理課長（白石幸也君）　はい。多言語としての５カ国語，日本語，英語，それか

ら中国語，韓国語，それからタガログ語の５言語でございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　海野議員。

○９番（海野隆君）　タガログ語が入ってるということですよね。フィリピンの人たちに対応すると。かつてですね，何か10言語ぐらい……，10言語とは言わないとしても，もっともっと多言語で，町の行政情報とか，防災かどうかはわからないけども，作成した案内をつくっていたと聞いているんですけども，これ，わかりますか。何で今，ないのか。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。誰がわかりますか。湯原公室長。

○町長公室長（湯原幸徳君）　承知しておりません。

○議長（吉田憲市君）　海野議員。

○９番（海野隆君）　わかりました。現状……。わかりますか。

○議長（吉田憲市君）　髙須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（髙須徹君）　ちょっと何語かに対応してるかっていうのは，ちょっと今，わかりませんけども，ごみの出し方のカレンダーで，10年ほど前ですかね，英語を含んで６カ国語で印刷をしてお配りしてたっていう経緯があるとは聞いております。

○議長（吉田憲市君）　海野議員。

○９番（海野隆君）　何かフランス語とかね，ドイツ語とかね，対応してたら，ほとんど利用がなかったもんだから，装備しなくてもいいだろうというふうなこと，経過があったというふうには聞きましたけれども。

さて，次の質問に入りますけれども，その３言語は基本的にホームページでもやられていると。それで，インバウンドで相当，外国の人たちも阿見町をうろうろと，自転車で来るかどうかは別として，それでふっとですね，公共施設のサインとかですね，それから信号というか，行き先ですね，ああいうのを見るとですね，ローマ字英語みたいな感じ，これは書いてありますよね。

しかし，我々が京都へ行く，広島に行く，東京に行く。ほぼ３言語入ってますよね。だからどうだっていう話になると困るんだけれども，やっぱりもう標準装備なんじゃないのと。役場の入り口からね，３言語で案内すると，こういうのも，私は今後の外国人労働者の増加ということも含めて，対応する必要があるんじゃないかと思いますけども，これはちょっと見解を伺って。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質疑に対する答弁を求めます。湯原公室長。

○町長公室長（湯原幸徳君）　確かに町内には，先ほど海野議員に町長が答弁したように，外

国人の数は増えているというのは実態でございます。海野議員が言われるように，いろんな公共施設あるいは案内表示の部分について，３言語，多言語表示すべきじゃないかというふうなところの御提案をいただいたところですけれども，それに対しての費用的な部分もあると思いますし，すぐに全てを網羅するってのは，なかなか難しいというふうに思いますので，その辺のところ，できるところがあるのかどうか。どこから先，やればいいのかどうかも含めて，検討していきたいというふうには思っております。

○議長（吉田憲市君）　海野議員。

○９番（海野隆君）　これこそは国際交流協会の方々のしっかりした意見も聞いて，やっていただきたいと思います。

次にですね，考えてみると，約1,000人までは行かないけど，925人かな。これ住基法上，登録されている人ですよね。だから，居住してる人となると，もうちょっと多いかもしれないっていうことが予想されます。そうするとね，50人に１人なんですよね。前は70人に１人ぐらいだったはずですよ，700何人ぐらいで。だから，ちょっと増えてるなっていう感覚をします。50人に１人だというと，その辺に固まりがいると，１人か２人必ずいるっていう形なので。

そこでですね，なかなかこれもアパート住んでいるとか，いろんな限界があって，地域としてですね，なかなか受け入れ切れないっていうかな。行政区にはもちろん入ってこないし，アパートに住んでいるので，把握もなかなか難しいところがあるようなんですけれども，比較的外国人が多く住んでいるところもあると聞きますので，今後ね，やっぱり，まず頼れる人，日本人で頼れる人，それから外国人のコミュニティで，日本語も十分理解できる人，こういう人たちがいると，いろんな意味で，外国人も孤独感にさいなまれないというか，相談もかけることができる。

これはとても大事なんだけども，と同時に，やっぱりごみ出しの問題１つとってもですね，近隣との関係ってのは非常に重要で，外国人に対する意識，これもね，いろんな意識があってですね，国によっての意識も違う，日本人がですよ。いろんな意識はあるんだけども，やっぱり外国人を受け入れて，この地域で共生していくと，こういうことというのは，いろんな差別とかそういうことも含めたことをなくしていく上で極めて重要な要素になるんじゃないかと思うんですよ。

そういう意味では，行政区長のね，これ，コミュニティの中の中心的な人材なので，この行政区長の役割というものも非常に大きいというふうに思うんですけども，その行政区とか行政区長に対する，こうした外国人，多文化共生などということについての研修っていうと，ちょっと大げさになるかもしれないけども，情報提供なり，何らかのそういった話し合いとか研修的なものっていうのは行われてるんですか。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。髙須部長。
○町民生活部長兼生活環境課長（髙須徹君）　はい，お答えいたします。
特に区長会等，区長さんに対してのそういった研修は，現在のところは行っておりません。ただ，区長さんの皆様からも，やはり共通な話題の１つというか，課題の１つで，そういった外国人の住民の方とのコミュニティのつくり方であるとか，そういうことでは苦慮しているということのお話は，やはりございます。
先ほどちょっとお話が出ましたように，阿見町の中でも，特に外国人の方が多く住んでいるところ，例えば二区北さんとか，二区南さんとか，そこの区長さんは，ちょっと英語が堪能な方もいらっしゃったりとかして，そういう地区では，ちょっと行政区の中でもちょっと工夫をしながら対応していってるところもあるようなので，今後ですね，区長会の集まり事の中で，区長会さんにもですね，そういった共通話題の，実践しているところの行政区長さんのレクチャーとか，そういうこともですね，入れながら，ちょっと打診をしてまいりたいと思います。
○議長（吉田憲市君）　海野議員。
○９番（海野隆君）　私も，区長にね，ごみ出しで非常に困ったことがあってですね，曜日，それから分別っていうか，曜日によって違いますよね。それのことが，どうもばたばた出てきてしまうということがあって，英語表記のを渡したら，何かきちんとされたというようなことを話しておりました。
だから，壁をつくらないで，積極的に対応すれば，相当の，トラブルとは言わないにしても，そういったことが解消するんじゃないかなというふうに思いました。その件は終わりにしたいと思います。
それで，近隣の自治体の中でも，ホームページを見てみますと，多言語に対応してない自治体もあるようなので，阿見町よくやってるなという印象ではありますが，ちょっとまだまだという気もしますので，今後ともよろしくお願いしたいと思います。
次はですね，教育委員会，先ほどね，同僚議員，難波議員とのやりとりの中で大分，話は出ておりましたけれども，町内の小中学校では，あさひ小学校だけに日本語指導教室があるということで，現状，さっき聞いてたら，さっき同僚議員が質問してたら申しわけないんですけど，あさひ小学校で，今，何人，日本語教室で対応している子供たちっているんですか。
○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。
○指導室長（東治樹君）　はい，お答えいたします。
現在，あさひ小学校で７名の児童が日本語指導教室に在籍して学習しております。
○議長（吉田憲市君）　海野議員。
○９番（海野隆君）　多分ね，あさひ小学校だけじゃなくて，本郷小学校でも，それぞれ数は

少ないけど，いますよね。入学式，卒業式なんかに行きますとね，もう完全に外国人の子，日本人と結婚してるとかいうことじゃなくてですね，と見えますので，各校に分散しているんじゃないかと思うんですね。その対応は個別にやっているということだと思うんですけれども，それで，具体的にはですね，ちょっと教えてほしいんですけども，日本語指導教室で授業をしているっていうのは，特別支援学級のように，そこでもやるけども，一般の学級の中に入っても授業をするのか。社会とか，わかんないけど，算数とか，図工とか，それは一緒にやって，国語とか，そういうところは日本語学校でやってるとか，そういうことでやってるんですか。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君）　はい，お答えいたします。

あさひ小学校のほうでは，７名の児童が在籍しておりますけども，ほぼ全学年にまたがっているような状況なので，通常学級の授業と日本語指導教室での授業と，その子その子に応じたカリキュラムを組んで指導している状況であります。

○議長（吉田憲市君）　海野議員。

○９番（海野隆君）　そうすると，そこでだけ過ごすんですね。ごめんなさい，もう一回。ちょっと今，理解しなかった。申しわけない。

○議長（吉田憲市君）　指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君）　はい，お答えいたします。

例えば，国語が３時間とか４時間とか学年によって違いますけども，その中で２時間分は下で学習する。日本語指導教室で学習する。体育や音楽等は通常学級で学習するってことで，個に応じた指導をしております。

○議長（吉田憲市君）　海野議員。

○９番（海野隆君）　それで，比較的あさひ小学校はまとまっているわけですよね。それで，当然，出身地も違うでしょうし，国も違う，出身地が違うってことですけども，そうすると，学校で日本語指導教室があるのはわかるんだけども，学校全体として，国際理解とか，多文化理解とか，そういう試み，つまりその機会をプラスに捉えて，学校全体としてそういうことをやっているということはあるんですか。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君）　はい，お答えいたします。

町内全学校に外国籍の指導生徒は，ただ今，在籍しております。41名。それで，あさひ小学校がその約６割の児童が在籍しているんですけども，その中で学校職員の共通理解を図りながら，あとは，外国に今，就学している児童が一時帰宅等で本町に夏休み等で来る場合もあるんですね。その受け入れとして，なるべくあさひ小のほうで日本語指導教室がありますので，そ

ちらに受け入れ，または，そういう児童に関して，逆に英語で皆さんと交流したいというような異文化交流，他国の交流もありますので，そういうところも踏まえて，積極的な異文化交流等もしているのが現状であります。

○議長（吉田憲市君）　海野議員。

○９番（海野隆君）　英語もこれから小学校低学年もやるようになって，国際交流とか国際人に育つためにプラスの方向に動くんじゃないかなと思います。

それで，先日，あさひ小学校のね，先生に，たまたまある会議でお会いして，どうですかなんて話をお聞きしたんですけども，ちょっと保護者とのね，こちらにも少し書いてありますけども，保護者との関係でですね，少し課題があるんだと，こんな話されてましたけど，具体的にはどんな課題があるっていうふうに聞いているんですか。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質疑に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君）　はい，お答えいたします。

外国籍の児童生徒さんにおかれましては，日本語の習得が非常に早いということで，各学校からの現状は伺ってるんですけども，親御さんに関しては，やはり日本語がなかなか習得できないっていうこともありまして，国際交流協会等にもお骨折りをいただいて，公民館での研修をしたり，あとは国際交流協会のほうに面談をしていただくと，そういうようなところで，今，課題が見られてるところであります。

○議長（吉田憲市君）　海野議員，時間がね。

○９番（海野隆君）　これで終わりにします。まとめます，ちょうどね，３分だから。

そういうことで，外国人が多くこの阿見町に入ってくるということは，もう想定できますので，ぜひこれをね，プラスと捉えて，とにかく国際化を進めていく，そういう形で多文化共生の社会をつくっていく，そういう形で，ぜひともね，行政の皆さんがしっかりと対応していただくことを希望いたしまして，私の一般質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（吉田憲市君）　これで，９番海野隆君の……。白石課長。

○防災危機管理課長（白石幸也君）　申しわけございません。先ほどの答弁の中で，防災ハンドブックに掲載している言語，タガログ語と申しましたが，タイ語の誤りです。申しわけございません。

○９番（海野隆君）　タイ語ね。

○防災危機管理課長（白石幸也君）　はい，失礼しました。

○９番（海野隆君）　はい，了解しました。ありがとうございます。

○議長（吉田憲市君）　それでは，これで，９番海野隆君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（吉田憲市君）　以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日は，これで散会をいたします。御苦労さまでした。

午後　３時１６分散会

第　３　号

〔 ６ 月 ６ 日 〕

令和元年第２回阿見町議会定例会会議録（第３号）

令和元年６月６日（第３日）

○出席議員

１番	吉田憲市君
２番	石引大介君
３番	井田真一君
４番	高野好央君
５番	樋口達哉君
６番	栗原宜行君
７番	野口雅弘君
８番	永井義一君
９番	海野　隆君
１０番	平岡　博君
１１番	久保谷　充君
１２番	川畑秀慈君
１３番	難波千香子君
１４番	紙井和美君
１５番	柴原成一君
１６番	久保谷　実君
１７番	倉持松雄君
１８番	佐藤幸明君

○欠席議員

なし

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	千葉　繁君
教育長	湯原正人君
町長公室長	湯原幸徳君
総務部長	小口勝美君

町民生活部長兼 生活環境課長	髙須　徹君
保健福祉部長	飯野利明君
産業建設部長	湯原一博君
教育委員会教育次長	朝日良一君
会計管理者兼 会計課長	佐藤吉一君
政策秘書課長	佐藤哲朗君
総務課長	青山広美君
財政課長	黒岩　孝君
町民活動推進課長兼男女 共同参画推進室長兼男女 共同参画センター所長	中村政人君
防災危機管理課長	白石幸也君
高齢福祉課長	湯原勝行君
子ども家庭課長	山﨑洋明君
国保年金課長	小林俊英君
健康づくり課長	佐川廣子君
都市計画課長	林田克己君
道路公園課長	浅野修治君
学校教育課長	武井　浩君
指導室長	東　治樹君

○議会事務局出席者

事務局長	小倉貴一
書記	野口和之

令和元年第２回阿見町議会定例会

議事日程第３号

令和元年６月６日　午前１０時開議

日程第１　一般質問

一般質問通告事項一覧

令和元年第２回定例会

一般質問２日目（令和元年６月６日）

発　言　者	質　問　の　趣　旨	答　弁　者
１．永井　義一	１．国民健康保険税の減額について ２．加齢性難聴に対する補聴器購入の助成について ３．阿見町の保育行政（特に待機児童）について	町　　長 町　　長 町　　長
２．紙井　和美	１．虐待やいじめから子どもの命を守る取り組みについて ２．災害時における福祉避難所の充実について ３．道路や公園の不具合に対する住民からの通報システムについて ４．自転車保険加入の促進を求める取り組みについて	町長・教育長 町　　長 町　　長 町　　長
３．柴原　成一	１．ドクターヘリの町内着陸場所について ２．ＡＥＤは全職員・全教職員が使えるのか ３．副町長を任命することについて	町　　長 町長・教育長 町　　長
４．井田　真一	１．町長公約に関して ２．本郷二丁目の通学区域に関して ３．ひたち野うしく駅，牛久阿見ＩＣ周辺の土地利用に関して	町　　長 教　育　長 町　　長

午前１０時００分開議

○議長（吉田憲市君）　皆さん，おはようございます。定刻になりましたので，これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で，定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

本日の議事については，お手元に配付いたしました日程表によって進めたいと思いますので，御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（吉田憲市君）　日程第１，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし，質問時間を40分といたしますので，御協力のほどお願い申し上げます。

議員並びに執行部各位に申し上げます。発言の際は，なるべく簡単明瞭かつ要領よくなされるようお願い申し上げます。

なお，議会基本条例第５条第１項第３号の規定により，執行機関には反問権を付与しておりますので，議員の質問等に対し反問する場合は，挙手の上，反問したい旨を述べた後，議長の許可を得てから反問してください。

初めに，８番永井義一君の一般質問を行います。

質問席に移動してください。

８番永井義一君の質問を許します。登壇願います。

○８番（永井義一君）　資料を事前に配付したいのですが。

○議長（吉田憲市君）　はい，その資料見せてください。

〔資料確認〕

○議長（吉田憲市君）　はい，結構です。配付してください。

〔資料配付及び８番永井義一君登壇〕

○８番（永井義一君）　どうも皆さん，おはようございます。日本共産党の永井義一です。

今，お手元に資料を配付いたしましたので，それを見ながら私の一般質問をお聞きください。

昨年も一般質問で取り上げましたが，改めて国民健康保険税の質問をいたします。

安倍自公政権は，今月の24日に５月の月例経済報告を発表し，輸出や生産の弱さが続いているとして，３月に続いて下方修正を行いました。この月例経済報告は，政府の公式の景気判断を示すもので，今年の10月に予定されている消費税10％の増税に影響を及ぼすものと考えられ

ます。

今の日本の経済は，実質国内総生産ＧＤＰの約６割を占める個人消費が前期同時比で0.1％の減で，消費不況の長く続いています。また，企業の設備投資も0.3％の減で，消費と設備投資のマイナスはいずれも２期ぶりとなります。

このような中で，低所得者層の多い国民健康保険税を上げることは，国民皆保険制度を脅かすものと言っても過言ではありません。

昨年の国保の都道府県化で，阿見町の税率が変更されました。それに伴い，５月23日に開かれた国保運営協議会では，この値上げされた昨年と同様の税率や金額が提示され，賛成多数で可決されました。消費不況が叫ばれる中，低所得者が多いこの国保で，阿見町ではモデルケースで3.5％の値上げとなっています。全国で見ますと，４月段階で少なくとも311の市町村が改定料――税率を決め，うち半数近い140市町村で値上げし，147市町村が据え置きで，値下げをしたは24市町村だけでした。今でも高過ぎるこの国保税がさらに上がることで，協会けんぽとの差も広がり，国保加入者はますます厳しい状況に追いやられます。

今回の質問では，その中の所得税の率や他の金額等がどのような経緯で決められたのかを，まずお伺いします。また，所得に関係なく人数によって課せられ均等割の部分ですが，子供の均等割は子育て支援に逆行します。改めてこの部分の減額を求めます。

次に，支払い準備金と繰越金についてです。

この基金と繰越金は，国保の被保険者が今までにためてこられたお金です。保険者が県に移管して以降，このお金は今後どのような形で使われるのか，具体的にお答えください。

ちなみにこの資料なんですけども，①②とありまして，①が阿見町が保険者のときの分ですね。で，右側の阿見町新と書いてあるのが都道府県に移管されて以降。で，２枚目が，その新しく新になっているのと，ちょっと私のほうで網かけの部分，コピーがちょっとわかるかどうかわかりませんけども，ここを若干変えてこういうふうな状況はどうなのかということで出した試算です。ぜひともお手元にとってよくごらんになってください。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　皆さん，おはようございます。

本日もよろしくお願いいたします。

永井議員の，国民健康保険税の減額についての質問にお答えいたします。

１点目の，国保税の所得割の率やほかの金額等がどのような経緯で決められたかについてであります。

昨年４月の国保制度改正から茨城県が財政運営の主体となり，市町村は県が決定した事業費納付金を納付することになり，この納付金を賄うため，同時に示される標準保険料率を参考に，保険料率を定めることになります。平成31年度納付金の試算結果を受けまして，令和元年度国保税の賦課方式・税率の検討を行ってきたところです。

賦課方式につきましては，昨年資産割を廃止する際，将来の県内統一のためには，３方式をとるべきとの説明をしましたが，基本的な考えは変わりませんので，現行とし，税率につきましても，示された税率9.54％が，現行税率9.70％とかけ離れたものではないため，現行税率を変更する必要はないものとし，所得割税率を動かさない以上，均等割・平等割額のみを変更する必要性はないと判断したものであります。

子供の均等割の減額についてでありますが，平成30年第２回定例会における永井議員の一般質問以降何度かお答えしたとおり，国の制度で低所得者世帯の負担軽減のために，７割・５割・２割の軽減措置を行っており，毎年の制度改正の中で拡充が図られております。

子育て世帯に対する支援としては，医療福祉制度で，昨年10月より18歳までの医療費完全無料化を実施しております。こうしたことから，国民健康保険税の均等割の減額については，現在検討しておりません。

２点目の，支払準備基金と繰越金がどのように使われるかについてであります。

まず，支払準備基金は平成30年度末現在で，２億8,000万円となります。以前の一般質問答弁の中での，不測の事態に備えるという役割は変わりませんが，医療費の急激な増大に対応するためという大きな役割がなくなり，いつ使うことになるのかというのが御質問の趣旨かと思います。

財源として，自由度の高い繰越金は，毎年国保特別会計の収支不足分に充当されており，国保運営協議会の席上でも，平成30年度決算見込みについても，単年度収支が赤字である旨，繰越金が減少となる見込みである旨の説明を担当課よりしております。

当町では，一般会計による赤字補填は基本的に行わない方針でありますので，単年度収支が赤字にあるということは，国保税率を上げる必要性が高いと言えますが，繰越金がすぐに枯渇することではないこと，支払準備基金残高があることを勘案し，今年度については，国保税率等を現行のまま変更しないという判断をし，国保運営協議会に提案，承認を得たところであります。

支払準備基金，繰越金の使い方につきましては，単年度収支の補填に充てるとともに，事業費納付金の支払財源に不足が生じた場合など，国保税率等の引き上げを極力抑制するために活用していきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　永井議員。
○８番（永井義一君）　再質問に入る前にちょっとお伺いしたいんですけども，まず国保加入者の子供の人数とその総額についてちょっとお伺いします。
○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。
○保健福祉部長（飯野利明君）　はい，お答えいたします。
18歳以下の人数でございますけども，１月末で平均で957名の被保険者となってございます。で，賦課金額といたしましては，国の２割・５割・７割の軽減後で，全部でですね，2,001万2,900円の賦課総額となっております。
以上です。
○議長（吉田憲市君）　永井議員。
○８番（永井義一君）　はい，わかりました。それでですね，今回皆さんにお配りしたやつなんですけども，まずぱっと見ていただきたいのが①のほうですね，今までの，これはモデルケースなんで，私としては町のね，ホームページのこのモデルケースをもとに計算をしたわけなんですけども，年間総額で39万7,400円が４方式から３方式に変わったことにより41万1,300円の値上げになっているということがあります。
この国保に関して，私も何回か一般質問で取り上げているんですけども，その中で前町長の時代ですけども，国保の値上げはないよということを一般質問で回答をいただいてるんですけども，結果的には３方式ということになって，いろいろ税率なり金額等が変更になって41万1,300円になってしまったと。
で，今回私のほうの質問の中で，子供の均等割をどうにかしてほしいということをこの間お話しさせていただいてるんですけども，やはり国保運営協議会の中でもお話しさせていただきましたが，子供の場合にはそれこそおぎゃーと生まれた赤ちゃんから，もう定額かかってしまうということがあります。ですから，そういった形でこの国保の均等割，俗に人頭税なんかね，悪い言い方されてるときもありますけども，その部分をどうにかしたいということで，この試算をやりました。
で，②のほうで新しく昨年から導入されたこの３方式の中で，私のほうでちょっといろいろいじくって，総額で39万6,500円というような形で，ちょっとあくまでも素人考えの試算なんですけども，出しました。で，昨日の段階で部長のほうにはこれをお渡ししてあるんで，部長のほうからですね，これ見た何か感想というか，評価をちょっとお願いしたいと思うんですけども。
○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。
○保健福祉部長（飯野利明君）　はい，お答えさせていただきます。

議員の趣旨のほうは十分理解をしてございます。また，モデルケースということに限って，この１案としてましてですね，御提案をいただき試算までしていただいて，非常にわかりやすい表にしていただいて，作成していただいてありがとうございます。

で，私のほうからですと，まず２枚目②のほうですね，新と議員御提案の（案）のほう比較させていただきますと，まず応益分，新案のほうですが，応益分の均等割の部分が医療分と支援分につきまして，これが減額になっている。というのは，子供の分が全額減免をしてるということです。その分不足した分をどうするか，どこかで補塡するしかないということで，それが上段の応能分の介護分，これを1.3％から1.8％に引き上げることによって，大体同じぐらいの金額を賄えるだろうという御提案かと思います。それでよろしかったでしょうか。はい。

で，この点でございますけども，試算のですね，御提案につきまして，介護分について所得割を0.5％引き上げて1.8％にするということの御提案でございますけども，まず制度上で申し上げますと，国民健康保険税，それから事業費納付金の算定項目が３つに分かれてございます。議員の資料の中でも医療分と支援分と介護分というふうに分かれてございます。で，医療分は医療費に充てる保険給付費に充てる分でございます。支援分は後期高齢者医療支援金の支払いに充てるものでございます。介護分は介護納付金の支払いに充てるものと，用途が決められているものでございます。

今回の御提案は，１つのモデルケースの手法として介護分を上げれば財源が賄えるという案として伺っておりますけども，介護分につきましては，今申し上げましたように介護納付金の支払いに充てる場合のものでございますので，対象が40歳から64歳となってございます。ですから，子供の部分は当初から介護分の対象とはなってございませんので，子供の均等割を仮に全額減免した分について，その補塡分として税率等の変更を考えていただく場合には，算定に入っている医療分と支援分，これは０歳から74歳までが対象となっておりますので，こちらを変更すべきではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉田憲市君）　永井議員。

○８番（永井義一君）　まあ私もね，素人なもんでパーセンテージの少ないところを上げたってのが正直な話なんですけども。今の中で，その子供の均等割をなくすということの観点からいうと，その医療分と支援分に対して少しプラスアルファをしてバランスよくやるという方法がいいという話だと思うんですよね。

それはそれでよくわかりましたけども。ちょっと私もつくった表で単純にお伺いしたいんですけども，今回この回答の中で，右側のページっていうのかな，の上から４行目。税率についても示された税率9.54％が現行税率9.7％とかけ離れていないのでというくだりがあります。

で，最初ちょっとこれ読んだとき，9.54％何かなと思ったんですけども，前国保の運協の中でいただいた資料の中で，県の参考資料の中で示されている，この9.54％がこれに当たるのかどうかちょっと教えてください。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。国保年金課長小林俊英君。

○国保年金課長（小林俊英君）　はい，お答えいたします。

運協の資料に載っている参考として提示させていただきましたけども，こちらの県の標準保険料率，これを阿見町の３方式に直したものでありますので，全く議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（吉田憲市君）　永井議員。

○８番（永井義一君）　はい，わかりました。県は２方式をっていうことでね，進めてるみたいですけども，それを３方式にした中でこの9.54％という数字が出てきたわけですね。はい。

で，私としては今の町の税率が応能分のほうをですね，所得割のほうで9.70％。これをどの辺まで上げられるのかということで，その介護分のほうに入れたってことで，それをほかのところでもちろん移動させてもいいかと思うんですけれども。この10.2％まで一応引き上げた形で39万6,500円という数字がはじき出されたんですけれども，この辺に関して応能分ですので所得割の部分でこの10.2％というのはどういう数字になるのか。こんな高いのはだめだよとなるのか，ある程度許容範囲なのか，ちょっと教えください。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。小林課長。

○国保年金課長（小林俊英君）　はい，お答えいたします。

所得割の全体の税率が10.2％は高いかどうかといいますと，結論からいうと許容範囲の中には入っていると思います。現在阿見町で採用してる9.7％の税率を決めてますけども，これが県の激変緩和措置で額が投入された後の金額で計算してますので，いずれは激変緩和がなくなりますので，当然それ以上に上がっていかなければならないという現状がありますので，まず10.2であれば，まだ許容範囲ではないかとは思います。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　永井議員。

○８番（永井義一君）　わかりました。許容範囲と言ってもらってちょっと安心したわけなんですけども。今回，私の一般質問の中で子供の均等割をどうにかしてくださいということで質問出してるわけなんですけども，この均等割に関して今，たしかちょっとこの前調べた中ではね，この均等割の軽減を考えている自治体……。考えているんで，まだ実施してないかもしれませんけども，全国で25自治体があると言われております。岩手県の宮古市でも，これはもう金額免除したっていう報道もあるわけなんですけども。まだ，もちろん全国で25自治体だから

非常に少ないわけなんですけども。

やはり冒頭私のほうでお話したように，今回10月に消費税増税が加わる中で，低所得者層の多い国保の中で，この消費税の増税と一体で値上げってことは非常に厳しいものがあるんじゃないかと私は思います。

その中でお伺いしたいんですけども，この支払準備基金と繰越金のほうですね，これに関してちょっとお伺いしたいんですけども，やはり支払い準備基金が２億8,000万，繰越金が約２億9,000万あるということで，運協の中でね，繰越金の前年度の減少が見込まれるということが執行部のほうから説明があったわけですけども，これに関してはね，これから県のほうからの数字がまだ確定してないということで，不確定要素があるという話も聞いておりますけども。

この繰越金，これ回答の中では自由度の高いですか，ということが書かれてたかな，使い勝手のいいという意味だとは思うんですけども。この繰越金なんですけども，これをもちろん一括で全額取り崩せとまではなかなか言いませんけども，この子供の均等割の部分の軽減に関して，やはりこれを使うべきじゃないかと私は思うんです。回答の中でも，７割・５割・２割のね，減免する制度ももちろんありますけども，ただその中でやはり，そういった制度があるけれども，それに合わない部分の中で子供の均等割を捉えているところが多々あるかと思うんですよ。

ですから，まずは繰越金について，こういった使い方ができるんではないかと思うんですよ。この国保の上げる前の段階で39万7,400円という，これモデルケースの数字ですけども。ここから私のつくった案の中では900円ですか，差があるわけなんですけども，この辺を埋めるということは可能ではないかと思うんですけど，その辺執行部のほうとしてはどういうお考えですか。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君）　はい，お答えします。

まず基本的な考え方といたしまして，子供の均等割については，従来答弁させていただいているように，制度的には国において検討すべきものであろうというふうに考えてございます。で，子供だけの均等割減額，減額しますと，ほかの被保険者の方の増額ということになってきてしまいます。やはり負担の公平化ということを考えますと，子供の均等割の減額をすることは考えていないということでございます。

で，繰越金につきましては，単年度で，答弁で申し上げましたけども，減額となってますので，そちらのほうにある程度充当させて引き上げをされるということでございます。御提案のように，このモデルケースの試案分について補塡をしていくということは現時点では考えてございません。

○議長（吉田憲市君）　永井議員。
○８番（永井義一君）　ちょっとマイクの調子が悪かったみたいで。切れたりついたりしてたわけなんですけども。
今の回答の中で，他の保険者のほうが増額になってって話もありましたけども，前回もお話したかと思うんですけども，この繰越金に関しても，その支払い準備基金に関しても，今までの国保の保険者の人がためてきた金額であったと思うんですよね。ですから，やはりこれは，こういった制度が変わった中で，金額が上がってしまうという状況を，そういうので補塡するというのは非常に，私は十分考えられることだと思うんですよ。
ほかの市町村なんかでは，一般会計からのね，繰り出し。これをかなりやられているところもあります。阿見町ではね，それは今，法定外はやらないということになってるわけなんですけども。やはり，その基金残高，繰越金等々があるわけなんで。回答の中にも，今まではね，阿見町が保険者のときは，大きな病気とかそういった中で，支払い準備基金なんかね，積み立ててるという話がありました。
その中で，今回そういった形でなく県からの医療費のね，支給っていうのがあるわけなんで，そういった形で還元すべきじゃないかと思うんですけども。ちょっと改めて。ちょっと聞き取りづらい部分もあったんで，もう一度お願いします。
○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。
○保健福祉部長（飯野利明君）　はい。再度お答えさせていただきます。
子供の均等割について減免することにつきましては，その部分がほかの被保険者の負担増につながってまいります。国民健康保険制度は加入者全員が医療にかかる費用をお互いに負担してみんなで支え合う仕組みと，でありますので，子育て世代のみの軽減というのは考えておりません。子育て支援の観点から，子供の均等割を減免するということにつきましては，被用者保険と国保の保険制度の公平性，それと医療保険，社会保険制度全体の中で，国で検討されるべきものと考えております。
○議長（吉田憲市君）　マイク大丈夫ですか。じゃあ，マイクなしでお願いします。
はい，永井議員。
○８番（永井義一君）　はい。昨日から部長のところがかなり答弁が多かったみたいで，マイクも疲れてきたんじゃないかと思いますけども。マイクはつかないの。ちょっと実験してみて。じゃあ，マイクもうなしですか。
○保健福祉部長（飯野利明君）　今度答えるときにちょっと……。
○８番（永井義一君）　ああ，そうですか。わかりました。
○議長（吉田憲市君）　髙須部長，髙須部長のちょっとそばに寄せてあげないと。向こうにち

ょっと向けてやったら聞こえるんじゃないか。

〔「カメラと連動してるみたいなので」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君）　ああ，そう。

○８番（永井義一君）　カメラと連動してるんだ。

○議長（吉田憲市君）　じゃあ，質問者続けてください。

○８番（永井義一君）　わかりました。はい。どこまで行ったか忘れちゃったな。

じゃあ，改めてお伺いしますけども，この繰越金に関しましては，今回決算見込みで税率が上がらないようにするためにね，国保税等の引き下げを極力抑制するために活用するということが回答の最後のほうであったかと思うんです。で，もう１つの２億8,000万円の支払い準備基金の，これに対して町として具体的にどのような形でそれを使うかっていうのは，考えておられますか。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君）　はい，お答えいたします。

支払い準備基金の使い方ですけども，基本的に県に納める介護納付金に不足が生じた場合とか，そういった場合にですね，対応を考えていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　永井議員。

○８番（永井義一君）　今，介護納付金のね，話がありましたけども。これ，具体的にこの介護納付金で県のほうに納めるというのは，２億8,000万という数字と，実際その介護納付金ってのは，不足した場合ってのは，どのぐらいを予測してんですか。一括でまさかそんな金額になんないかと思うんですけども。どうでしょう。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君）　はい。それでございますけども，一度にそれだけの大きな金額というのは，多分想定はされないだろうと思います。で，そういった不足が生じた場合に，なるべく保険税を引き上げることのないよう，そういったものを補塡していきたいなというふうに考えてございますので，ただ，例えばその子供の均等割の減免等に充てるために，それを取り崩してしまう，一時的にはそれで賄えるかもしれませんが，医療費どんどん上がってきております。将来的なことも考えますと，なかなか単年度というか，短期間でそれを投入してしまうと，一時的にはいいかもしれませんけども，将来的に大幅な保険税の引き上げにつながる可能性がございますので，そういったときのために不測の事態に備えておきたいなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　永井議員。
○８番（永井義一君）　町としてはね，そういった形で不測の事態に備えるってのは非常に考えられることなんですけども。やはり，その不測の事態が起きる以前に，先ほど冒頭言いましたけども，この国民皆保険が崩壊してしまうという危機もあると思います。これは阿見町だけの問題というよりは，先ほど部長の答弁がありましたけども，国としてどうにかやってほしいっていう話もありました。

共産党としましてもね，国に１兆円の支出を求める政策を出してるわけなんですけども。全国的にこういった国保の問題でもね，均等割の話がここずっと出てますので，これに関してはね，町で努力できる部分はぜひとも努力していただきたいと思いますし，あと国に要請することに関しましても国のほうにね，町としても強く要請していただきたいと思うんですよ。やはり，この前運協の中でだったかな，滞納者の話もちょっとさせていただきましたけども，滞納者もそんなにたくさんは出ていないっていう回答がありました。それで少し安心したわけなんですけども。

やはりこれから，先ほど申しましたとおりね，消費税の値上げってこともありますので，ぜひともね，国のほうに対しても強く訴えていただきたいと思います。

以上で１点目終わります。
○議長（吉田憲市君）　飯野部長。
○保健福祉部長（飯野利明君）　済みません。先ほど基金の使い道で，私，介護納付金というふうに申し上げてしまったんですけども，正式名称は事業費納付金で，県に納める事業費の納付金，介護医療分とか介護分とか全部含めて事業費納付金。介護納付金といいますと，40歳から64歳の部分になってしまいますので。県に納める事業費納付金の誤りでございます。訂正させていただきます。
○議長（吉田憲市君）　永井議員。
○８番（永井義一君）　先ほどね，介護納付金ということで，私もそう聞いてしまったんですけども，介護だけではなく全体的な部分での納付金の不足があった場合ってことでいいわけですね。わかりました。
○議長（吉田憲市君）　はい，２問目。永井議員。
○８番（永井義一君）　じゃあ，２問目に移ります。

加齢性難聴に対する補聴器の購入の助成についてです。

人間は誰でも加齢とともに高い音から徐々に聞こえにくくなり，70歳以上の半数が難聴になるといいます。言葉が聞こえにくくなると認知機能が低下し，コミュニケーションにも支障が出て，社会的に孤立することで認知症のリスクが高まります。難聴になったら，早い時期の補

聴器の使用が聞こえの改善にとっても大切です。しかし，補聴器は20万から30万と大変高価で，年金暮らしや生活保護の高齢者には手が届きません。少子高齢化の現代では，高齢者の働く場がどうしても必要になってきます。高齢化社会に向けた，このような施策を町としても積極的に推進していただきたいと思います。

国・県・町での補聴器購入の公的補助は，障害者手帳を持つ難聴者や身体障害者手帳の対象とならない軽度・中度難聴児のみで，加齢性難聴の高齢者にはありません。欧米諸国では，医療の問題として補助が行われ，難聴の人の補聴器所有率はイギリスが47.6％，フランスが41.0％，ドイツが36.9％，アメリカが30.2％と比べ，日本は14.4％と非常に低くなっています。

日本共産党の国会議員団も，国に対して自治体任せにせず難聴で困っている方の現状を把握し，補聴器等への公的助成の創設，相談体制の充実や医療等支援の充実を求めています。３月20日に行われた参議院の財政金融委員会で，日本共産党の大門実紀史議員は，加齢による難聴に対して補聴器購入の補助制度を創設するよう麻生財務相に求め，麻生財務相は厚労省から提案がまだないが，やらなければならない必要な問題だと述べました。

このように，国も一定程度問題意識を持っているこの助成制度に対して，町としても何らかの制度設計が必要かと思います。それについての答弁を求めます。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君）　加齢性難聴に対する補聴器購入の助成についての質問にお答えいたします。

加齢以外に特別な原因がないものを加齢性難聴と呼んでいます。加齢性難聴は40歳代から聴覚の衰えが始まり，60歳代になると聞こえが悪くなったと感じる人が急激に増え，65歳から74歳までは３人に１人，75歳以上では約半数が難聴に悩んでいるといわれています。加齢に伴う難聴は，老化現象の一種なので，誰にでも起こり得ることです。

しかし，進行を遅らせる，加齢以外の予防は十分に可能と言われております。大音量でテレビを見たり，音楽を聞いたりしない，大きな音が常時出ている場所を避ける，静かな場所で耳を休ませる時間をつくるなどの耳に優しい生活を心がけること。禁煙，適度な運動，規則正しい睡眠等の生活習慣を見直すことにより進行を遅らせることができます。こうした予防について，今後啓発を行ってまいりたいと考えております。

加齢性難聴者の補聴器購入に対する助成につきましては，国及び県内市町村の動向を注視し，調査・研究をしてまいります。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　永井議員。

○８番（永井義一君）　これに関してですね，補聴器に関してたまたまちょっと相談を受けた

のが生活保護受給者の方なんですね。やはり，この方も高齢なんですけども。そういった方からですね，耳が遠くなって困るっていう相談があって，こういった話をいろいろ調べて，今回質問してるわけなんですけども。

今回の議会の中でも，専決処分の中で子育て世帯とか住民税非課税世帯に対するプレミアム付商品券，これ全協の中でありまして，ちょっと私も質問させていただいたんですけども。その中での，その販売事業の中で，その対象から生活保護受給者が除かれているということがあります。そこで，全協の中でのやりとりの中で，それが収入認定にされてしまうという話がありました。

そこで伺いたいんですけども，仮にこの助成がなされたときにですね，その生活保護受給者の人に対しては，その助成が収入認定されてしまうのかどうか，ちょっとお伺いしたいんですけども。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君）　はい，お答えいたします。

プレミアム商品券の非課税者分についての御質問かと思いますけども，まず2019年１月１日，これが基準日でございますけども，基準日時点において生活保護の被保険者となっている方は，まずプレミアム付商品券，非課税者分の購入対象とはなりません。これが基本でございます。

ただ，基準日時点では商品券の対象要件を満たしていない方，要は生保になっていない方が基準日より後に生活保護を受給することになった場合には，プレミアム付商品券非課税者分の購入対象というふうになります。ただし，生活保護受給中にその商品券を購入した場合には，購入した商品券のプレミアム補助相当額は収入認定されるということになります。例えば２万5,000円購入された場合には，5,000円分がプレミアム分になりますので，5,000円分が収入認定になるということでございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　永井議員。

○８番（永井義一君）　ごめんなさいね。質問の中で，今の回答は前回の全協のときにお伺いしたんですけども，今回この補聴器に関して，先ほど申しましたとおり生活保護の方からの相談があって，この補聴器，仮にこの助成がなされたときに，この補聴器の買うための助成というのは，その生活保護の中での収入認定になるのですかというのが質問なんですよ。プレミアムは関係なく。補聴器。もう１回言いましょうか。プレミアムは忘れてください，もう。

○議長（吉田憲市君）　答えますか。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君）　大変勘違いしまして，申しわけございませんでした。

収入認定になります。申しわけございませんでした。

○議長（吉田憲市君）　永井議員，ちょっとマイクの調整をしますんで，ここで暫時休憩をさせていただきます。議会の再開は，11時といたします。

午前１０時４６分休憩

午前１１時００分再開

○議長（吉田憲市君）　それでは，休憩前に引き続き会議を開きます。

永井議員。

○８番（永井義一君）　ちょっと休憩前に，いろいろばたばたして済みません。

先ほどね，ちょっとまだよく，聞いてる方もわかんなかった部分があるかと思うんで，ちょっと再度お伺いして，今県で調べているところで，後で回答もらいますけども。仮に，この助成がなされたときですね，補聴器の。生活保護受給者の方は収入認定になるのかどうかということで質問をいたしましたので。まだ制度自体がね，できてないということもありますので，ちょっと今県に調べているということなんで，後でわかったら，また回答をお願いします。

で，ちょっと別な質問をします。

今回の回答の中でですね，予防についていろいろと書かれています。で，今後その啓発を行っていくとありますけども，具体的にですね，どのような形での啓発方法を考えているのか，お答えください。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君）　はい，お答えいたします。

難聴につきましてはですね，認知症の予防とか，そういったところも指摘をされているところでございますので，まず認知症予防等の観点からいろいろ広報とか，あるいは各種講座等でですね，そこら辺も周知をしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　永井議員。

○８番（永井義一君）　認知症予防ということで，ここにもね，書かれておりますけども。今まで認知症予防とかそういった形で，高齢者の方々にいろいろな啓発活動をやられているかと思うんですけども，改めて今までそういった加齢性難聴ですか，高齢者で耳が遠くなるということに対する予防ってのは，これまで何かしらやられたことはありますか。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君）　はい，お答えします。

高齢者の健康づくりとしましては，シルバーリハビリ体操ですとか，いきいき健康体操教室ですとか，いろいろ……。あと，つるかめ教室とかですね，いろいろ取り組みを行ってるとこ

ろでございます。ただ，難聴に特化したということでは，なかなかそこまでは行っていないのかなというところでございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君）　先ほど永井議員から，仮に補聴器の助成があったときに生活保護の方が収入認定されるかということについて，答弁の修正をさせていただきたいと思います。

これにつきましては，現在制度としてはございませんが，仮に町のほうでそういう助成制度をつくった場合に，生保の方に対して助成をした場合には，生活保護の場合他法優先ということになりますので，結論としまして収入認定にはならないということでございます。はい，済みません。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田憲市君）　永井議員。

○８番（永井義一君）　今の答弁の中で，他法，他法認定……。ごめんなさい，ちょっとその意味を教えてください。

○議長（吉田憲市君）　飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君）　済みません。生活保護の場合，いろいろな制度があれば，まずほかの制度を利用して……，他法です。それで，なおかつ生活に困窮した場合に生活保護の認定ということになりますので，仮に町のほうでそういう助成制度があれば，まずそちらを活用して，公認してその補助をもらうということになります。なので，生活保護の収入認定にはならないということでございます。

○議長（吉田憲市君）　永井議員。

○８番（永井義一君）　はい，わかりました。ごめんなさいね，ちょっと言葉が。漢字で書けば多分わかると思うんですけどね。他法。

今の答弁の中でね，生活保護の……。仮にこの助成がなされればね，生活保護の人も収入認定にならないということで，少し安心しました。それこそ先ほど答弁の中でもね，65歳から74歳までは３人に１人がなるということで，この議場の中でも３人に１人ぐらいになってる人もいるんじゃないかなとは思うぐらいの問題になってると思うんで，積極的にね，町でもやっていただきたいんですけども。

今回この助成制度なんですけども，全国的には兵庫県議会ですね，昨年の12月に加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設を求める意見書，こういった兵庫県議会で意見書が出されまして，全会一致で採択して。兵庫県知事もね，国に補助制度の創設をしっかり要請したいということが書かれていました。

そういった中でもね，先ほど冒頭に国会の中でもね，麻生大臣がそういった答弁をするですとか，兵庫県では全会一致でやるとかいうような形で世の中は動いています。その中で，今回の回答の中でね，国及び県内市町村の動向を注視して調査研究をしてまいりますという回答があるわけなんですけども。国とかね，県内の動向だけではなくてですね，他県の動向，今兵庫県のそういった動きがありましたけども，他県の動向もしっかり調べていただいてですね，その調査研究を行っていただき，できれば県内でね，先駆けて実施できるようなね，施策をお願いしたいと思うんですよ。

で，今回この生活保護者の方からの相談ということで，冒頭お話させていただきましたけども，やはり生活保護の人なんかでも高齢の方がやはり多い。その中で難聴とかね，いろんな目が白内障が手術が必要だとか，いろんな方があるわけなんですけども。阿見町としてもね，県内に先駆けてこういった制度をつくったんだよということをね。

先ほど子育てとかね，そういったところにも非常に重点を置いて，18歳未満のね，医療費の無料化なんか町長のほうでやられてて非常にありがたいわけなんですけども，やはりその高齢者の部分もね，含めて，ぜひともね，やっていただきたい思います。

以上で，この２つ目の質問を終わります。

○議長（吉田憲市君）　永井議員。

○８番（永井義一君）　はい。それでは，最後の質問に移ります。

阿見町の保育行政，特に待機児童についてということです。

昨年の９月議会でも質問しましたが，改めて阿見町の保育行政，特に待機児童について質問をいたします。

５月10日の参議院本会議で可決成立した幼児教育・保育の一部を無償化する改正子ども・子育て支援法について，保育の安全・安心がおざなりになるという不安の声が広がっています。この法案は，認可保育所や一部の幼稚園，認定こども園に通う３歳から５歳児が世帯の収入にかかわらず全額無料となるもので，保育園での待機児童を増加させる懸念があります。

また，認可外施設，原則として国の指導監督基準を満たすことが条件ですが，法施行後５年間は猶予期間として基準を下回る施設も対象になるなど，認可外施設をめぐっては安全性や保育の質を懸念する声が上がっています。また，その財源として10月に予定されている消費税増税が充てられることから，一層の不安の声が町に広がっています。

県の待機児童の資料を見ますと，平成30年10月１日現在県内の待機児童数は796人となっており，昨年同時期比と比べ54人減少しました。しかし阿見町では，この平成29年と同じ人数の76人が待機児童になっています。減少することはありませんでしたが，平成31年の４月現在では，それが31人の待機児童というふうになっております。

前回の答弁の中で，平成30年４月に新設保育園が開園しましたが，新規保育園の開設が保育需要を喚起し，入所希望者が増加したと上げています。平成31年度の町の施政方針では，町内の住宅開発地の加速や働く女性の増加などが挙げられており，待機児童対策として，昨年から行われた民間保育園の保育士に対する月額１万5,000円の助成を開始していますと書かれています。

一昨年の回答の中で，この保育士不足による定員割れの待機児童が解消されないということがありましたが，今年度の保育園での定員割れの状態はあるのかどうかお伺いします。また，４月11日に国内閣府に対して保育士の処遇改善の陳情を行いましたが，その結果についてもお尋ねいたします。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君）　阿見町の保育行政，特に待機児童についての質問にお答えいたします。

１点目の，今年度の保育園では定員割れの状態はあるのかについてであります。

難波議員の質問にお答えしたとおり，公立・私立合計の利用定員1,164人を充足させるためには，保育士が22人必要であり，今年度においても，町内保育園において定員に見合った保育士数が確保されていない状態でありますので，受け入れ可能数としては定員割れの状況であります。

保育士の配置基準では保育士１人が保育できる児童数が決まっており，０歳児は３人，１歳児と２歳児は６人，３歳児は20人，４歳児と５歳児は30人となっております。そのほかに，障害等により支援を要する児童については，その状態により，１対１で保育する加配保育士も必要ですので，常態的に保育士の募集をしている状況であります。

２点目の，保育士の処遇改善の陳情の結果についてであります。

陳情の内容についてですが，難波議員の質問にお答えしたとおり，「保育士確保における地域格差是正についての要望書」を内閣府副大臣，厚生労働大臣政務官などに提出したものであります。具体的には「保育士賃金の基礎となる公定価格については，地域区分による格差があることから，地域区分の低い自治体が実施する助成金制度に対する補助金を創設するなど，保育士確保における地域格差が生じないよう積極的な財政措置を講じること」を要望したものであります。

要望の回答としましては，地域区分による地域格差については問題を認識しており，検討課題として捉えているとのことでした。町としては，ぜひとも善処願いたい旨を要望してきたところであります。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　永井議員。

○８番（永井義一君）　今の回答の中なんですけども，実際にね，私の孫が通っている町内の私立保育園があるんですけども，ここも保育士がこの前中途で退園してしまったっていうようなね，事態があって，ここの保育園はよく募集を出してるところなんですけども，かなり仕事がきついとかね，いろいろあるんでしょうけど。その中で，その回答の中に書いてあるとおりね，この定員に見合った保育士数が確保されていない状態があるっていうことが確かだと思います。

そんな中で待機児童の解消に向けて，昨日の難波議員への回答のようにですね，企業主導型保育事業所での地域枠っていうのがあるんですかね，地域枠の受け入れがありますけども，先ほどちょっと述べたようにですね，この前改正された子ども・子育て支援法の中で，その認可外保育の安全安心への不安，こういったのもね，あることも事実だと思うんです。また，求職中の保育士の保育施設ツアー，これも昨日の回答の中にありましたけども，これはいろいろな機会を捉えてね，行っていただきたいと，ぜひとも思います。それと，処遇改善についてなんですけども，これ昨日の難波議員の回答の中でも，処遇改善助成金の効果はあったということで答弁がありまして，これは非常によかったなと思うわけです。

その中でお伺いしたいんですけども，この回答の中でですね，保育士賃金の基礎となる公定価格とありますけども，ちょっと具体的にどのようなものなのか，ちょっと教えてください。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君）　はい，お答えします。

公定価格ですけども，概要としましては子供１人当たりに必要な費用を定めたものでございます。保育所等に入所したときの。で，保育士それから事務員さんたちの給料に当たる人件費，それから，例えば折り紙ですとか絵本とか，そういったものの事業費，それと施設の補修など，そういった管理費を積み上げて国のほうで算出をしてございます。また，この公定価格につきましては，保育士の配置基準が手厚い，低年齢ほど人件費が高くなるような仕組みになってございます。

この公定価格につきましては，地域によって定める場合に，地域の区分ですとか定員の区分，認定区分，年齢区分，そういったものによっていろいろ単価が異なっているということでございます。この公定価格の設定が法律等におきまして，地域別の人件費の違いを考慮して設定をするということになってございます。その設定については，国家公務員の地域手当の支給地域に準拠して設定するということになってございますので，要は地域手当等が低いところについては，必然的に公定価格の基準も低くなってしまうということになります。そうしますと，阿見町と，例えば東京なんかを比べると公定価格に差があるので，国のほうから来る金額も低くなってしまう。そこの格差を是正をしていただきたいというようなことで，今回要望させてい

ただいたということでございます。
○議長（吉田憲市君）　永井議員。
○８番（永井義一君）　保育士の処遇改善，なかなかね，聞きなれない言葉というんですか，公定価格ということがありましたけども。これ東京のね，23区を中心にっていうのかな，そこを基準に考えてるということなんですけども。この中で地域区分という，回答の中でね，そういった言葉が出てくるんですけども，阿見町はですね，全国的に見てどのぐらいの位置にあるのか，ちょっと教えてください。
○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。
○保健福祉部長（飯野利明君）　はい，お答えします。
　地域区分につきましては，100分の３地域から100分の20地域までということでございます。例えば東京都の特別区ですと，100分の20ということで１番高いところになります。阿見町の場合は100分の10，ちょうど真ん中辺のところということになってございます。
　以上です。
○議長（吉田憲市君）　永井議員。
○８番（永井義一君）　今ね，東京の特別区ですか，100分の20ということで，そこが基準になっているかと思うんですけども。今，町では１万5,000円の助成金を出しているわけなんですけども，東京の基準，100分の20のところ東京の基準から見て，阿見町のほうで今１万5,000円出してますけども，単純計算であとどのぐらいで東京の基準に追いつくのかってのは計算されてますか。
○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。
○保健福祉部長（飯野利明君）　はい，お答えします。
　公定価格の，今の地域区分の率に応じて，公定価格に当然差が出てきますので，それに対する給付費の差でございますけども，ちょっと試算ですけども，仮に利用定員が120名の施設で比較した場合で，利用定員120人というと大体正規職員が14人程度，これで公定価格のほうを試算をさせていただいております。そうすると東京都等の100分の20地域と100分の10地域の差では，１カ月に大体61万4,000円の差が，公定価格の差があるということになります。
　以上です。
○議長（吉田憲市君）　永井議員。
○８番（永井義一君）　それを14で割りゃあいいんですよね。14人っていうことですからね。
○議長（吉田憲市君）　飯野部長。
○保健福祉部長（飯野利明君）　公定価格の中には人件費以外の部分も，例えば施設の修繕費とか，先ほどの事業費等も含まれますので，全てが人件費というわけではございません。

○議長（吉田憲市君）　永井議員。
○８番（永井義一君）　はい，わかりました。どっちにしても，まだ差があるってのは事実だと思うんですよね。で，以前町長もね，おっしゃっていましたけども，この処遇改善助成金，１自治体ではできるものではないっていうことはね，これはわかっておりますし，今回その陳情という形でね，内閣府を初め厚生労働大臣政務官とか，あと自民党の本部まで行ったってこともお伺いしました。

回答で，地域区分による地域格差については問題も認識しており，検討課題として捉えるとありますけども，実際陳情に行かれた方のですね，ちょっと率直な感想をお聞かせ願いたいんですけども。誰でもよろしいですけども。
○議長（吉田憲市君）　町長千葉繁君。
○町長（千葉繁君）　お答えします。

率直な気持ちとしましては，全部行ったところ皆さん，副大臣も含めてですね，この地域手当については皆さん承知してました。大変大きな問題であるという認識があるというようなお話でありました。特に，自民党の岸田政調会長は，中身についてもよく知っておられて，阿見町の場合には自衛隊についても補給処と武器学校が違うとか。今回私どもも，職員についても阿見町については地域手当支払っていませんので，これでいろんなつくば市と阿見町の職員の違い，給料の違い，こういったものもございます。

やはり有望な人材がですね，流れてしまうというようなことが，私１番の問題だと思っていますので，この処遇改善手当も含めてですね，お話をしてきました。一様に皆さん御存じでありますので，善処願いたいということで帰ってきましたけれども，阿見町にとっては大変大きな問題であるというふうに認識をしています。
○議長（吉田憲市君）　永井議員。
○８番（永井義一君）　ありがとうございます。今ね，町長のお話伺えたんですけども，そういった形で陳情等に行かれてるほかの自治体ってのは，何かその中で話は出ましたか。
○議長（吉田憲市君）　ただいまの質疑に対する答弁を求めます。飯野部長。
○保健福祉部長（飯野利明君）　はい。お伺いしたときに同様の要請っていうのは全国からあるというふうにお聞きをしてございます。また，大阪のほうですとか埼玉県あたりでも，同様な大きな問題となってるということで御紹介をいただいてございます。

以上です。
○議長（吉田憲市君）　永井議員。
○８番（永井義一君）　今，話の中で大阪とか埼玉県，全国でね，そういった問題が起きてるってのは，これは非常にわかると思うんですけどね。今，お話になった中で，この問題，阿見

町だけの問題ではね，ないと思います。せっかく今回ですね，陳情という形で行かれましたので，この問題に対してですね，ぜひとも町としても，国政府の動向を，ぜひとも注視していただきたいんですよ。で，一刻も早くね，そういった形で処遇改善，全国的にね，国が旗を振ってやるというような形でね，ぜひともお願いいたしまして，以上で質問を終わります。

○議長（吉田憲市君）　これで，８番永井義一君の質問を終わります。

次に，14番紙井和美君の一般質問を行います。

質問席に移動を，準備をお願いいたします。

14番紙井和美君の質問を許します。登壇願います。

〔１４番紙井和美君登壇〕

○１４番（紙井和美君）　それでは，通告に従いまして，虐待やいじめから子供の命を守る取り組みについてを質問いたします。

近年，子供を取り巻く環境が年々悪化しているようであります。児童虐待，体罰，いじめ，自殺，犯罪や事故に巻き込まれて命を落とすなどの報道がなされるたびに，胸が締めつけられる思いでいっぱいです。未来を担う子供たちを健全に育むためには，家庭はもちろん学校や地域など，あらゆる角度から子供の命を守る取り組みを強化しなくてはいけません。

そこで以下の点について，当町の取り組みを伺います。

１，しつけに体罰は要らないという認識と，子供の人権擁護を社会全体で共有できる周知啓発はどのように行っているのか。

２，虐待防止体制のため，本人はもとより家庭や地域と情報の共有や，警察との連携強化についてはどうか。

３，生徒間のいじめや保護者とのトラブルなど，学校で起きた問題の解決において，教員の働き方改革に向けた取り組みとしては，導入が望まれる法律の専門家スクールロイヤーの配置についてはどうか。

４，いじめや自殺を未然に防ぎ，早期発見につなげるためにＬＩＮＥなどのＳＮＳを活用した相談事業が効果的であると全国で広がりを見せている。当町の見解はどうか。

５，家庭内のＤＶから子供を守るための対策について。

以上，５点についてお伺いをいたします。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。初めに町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　紙井議員の，虐待やいじめから子供の命を守る取り組みについての質問にお答えをいたします。

１点目の，しつけに体罰は要らないという認識と，子供の人権擁護を社会全体で共有できる周知啓発はどのように行っているのかについてであります。

最近の児童虐待事件においても，しつけを口実とする児童虐待が後を絶たない状況であります。このような現状を踏まえ，国においては，体罰によらない子育てを推進するため，「親による子どもへの体罰禁止」を明記した，児童虐待防止法などの改正案を今国会に提出しております。町としましても，同様の認識において児童虐待防止に取り組んでおります。

また，当町では全ての町民が人権を尊重し，人権に対する認識と理解を深めることにより，差別のない地域社会をつくるため，国や県との連携を図りながら，人権啓発及び相談に関する各種事業を行っているところであります。

子供の人権擁護に関する周知啓発については，法務省の人権擁護機関において「子どもの人権を守ろう」を啓発活動の強調事項として掲げております。当町においても啓発活動の一環として，人権尊重の重要性について小中学生に理解を深めてもらうことなどを目的とした，人権作文及び人権ポスターの募集や，人権擁護委員が小中学校を訪問して人権に関する講話を行う人権教室の実施，身近な人にも相談できないような子供たちの悩みを的確に把握するための「子どもの人権ＳＯＳミニレター」の配布などの事業を行っております。また，広報紙やホームページへの人権に関する記事の掲載や，人権啓発グッズの配布など，啓発活動に取り組んでおります。

２点目の，虐待防止体制のため，本人はもとより家庭や地域との情報の共有や警察との連携強化についてはどうかについてであります。

子供本人の状況に対し，保育所や学校で身体的な異常や日常の様子について目を配るとともに，行事の際などに保護者の子供へのかかわり方や言動を観察し，危険なシグナルを見逃さないようにする必要があります。そして，日ごろから子供が安心感を持って何でも打ち明けやすい関係づくりに努めるとともに，少しでも異常を感じたら丁寧に話を聞く必要があります。その上で保護者に対し事実関係の確認を行い，どこに問題があるのか一緒に解決していくことが重要であります。

次に，加害者となり得る保護者について，家庭での子供への虐待のきっかけとしては，子育ての悩みが一因と考えております。悩みの相談先としては，児童相談所や町子ども家庭課，子育て支援センターなどがありますが，支援を必要とする人が気軽に相談できるよう，広報紙等での周知に努めてまいります。

さらに町では，４月より子育て世代包括支援センターを開設し，全ての妊婦との個別面談により，妊娠期から支援要因の把握に努めております。担当保健師との信頼関係を築き，相談しやすい体制を整え，妊娠・出産・子育て期のリスクに適切に対応することで，虐待の予防や早

期介入につながることが期待できます。

また，地域においては，地域で子供を守っていくという意識が必要だと考えております。

虐待が疑われる場合は，児童相談所への短縮ダイヤル「189」――いちはやく，に迷わず通告するよう町民に周知することで，地域の見守りにより一人でも多くの目が届くことで，虐待防止につなげてまいります。あわせて，地域に精通している，地区の民生委員・児童委員に協力を依頼し，虐待が疑われる家庭の情報提供や通報をお願いしております。場合によっては自宅への訪問を初めとする状況確認を依頼し，細やかに目が届く体制で対応をしております。

また，どうしても面会できない場合や緊急時には，速やかに牛久警察署に協力を依頼し，対応する体制を整えており，虐待の未然防止や早期発見に努めております。

３点目及び４点目につきましては，教育長から答弁いたします。

５点目の，家庭内のＤＶから子供を守るための対策についてであります。

ＤＶ対策については，町民活動推進課内男女共同参画推進室，子ども家庭課，社会福祉課，高齢福祉課，社会福祉協議会地域包括支援センター，健康づくり課，町民課，教育委員会指導室という関連部署による連携体制により，情報の共有や事案の解決に対応しております。

子供の状況については，子供が在籍している保育所や学校で身体的な異常や日常の様子について目を配ったり，また健康づくり課で実施している乳幼児健診や家庭訪問時に身体や家庭状況の確認を行う等により，虐待やいじめの把握に努めております。その中で，家庭内のＤＶによる子供への被害が疑われる場合には，複数の関連部署にまたがる案件となりますので，先述の関係部署による横断的な連携体制により対応を行っております。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　次に，教育長湯原正人君，登壇願います。

〔教育長湯原正人君登壇〕

○教育長（湯原正人君）　虐待やいじめから子供の命を守るための取り組みについての質問にお答えいたします。

３点目の，法律の専門家スクールロイヤーの配置についてであります。

スクールロイヤーは，いじめや保護者からの過度な要求等，学校，教員だけの対応では困難な問題が増加していることを背景に，学校で起こる問題の法的相談への対応を行う弁護士であり，学校と保護者との適切な関係の構築，いじめ防止対策の分野などで，必要性が特に高まってきております。当町におきましても，状況に応じて，県のスクールロイヤー派遣事業の活用，町顧問弁護士への相談等を行い，学校，教員の支援に当たっていきたいと考えております。

４点目の，いじめ等の早期発見のためのＬＩＮＥやＳＮＳを活用した相談業務についてであります。

いじめの早期発見，解決のための対策として，児童生徒がいじめを直接，教育委員会に報告・相談できるアプリを導入している市町村が近隣にも見られます。匿名性があり，いじめられている当事者だけでなく，いじめられている友人を目撃した場合も報告できるもので，画像や動画も使用することができます。スマートフォンをツールとして使用することには賛否両論あるとは思いますが，いじめの早期発見についての選択肢を増やすということでは，検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　紙井議員。

○１４番（紙井和美君）　ありがとうございました。

児童虐待防止対策を強化するために，児童福祉法改正案が先月28日の衆議院本会議で全会一致で可決をされました。親による子供への体罰の禁止や，親が子供を戒めることを認める民法の懲戒権のあり方を検討する。また，虐待を行う親に対して，再発防止にも医学的・心理学的知見に基づく指導を行うように努める。このような条文が盛り込まれ，一層の防止効果を図られることになりました。

先ほどの答弁の中にもありましたように，あらゆる啓発活動をなさっていらっしゃいます。町にさまざまな相談が寄せられていることと思います。虐待の相談の件数や，その内容は把握できているか。それについて，お尋ねをいたします。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君）　はい，お答えいたします。

済みません，ちょっとお待ちください。失礼しました。大変申しわけございません。

現在の虐待の相談の件数等でございますけども，平成31年３月時点の相談件数は77件でございます。

内容としましては，継続案件が39件，新規案件が38件というふうになってございます。

年齢別の内訳としましては，就学前が31件，小学生が29件，中学生以上が17件となってございます。

相談内容の内訳としましては，身体的虐待が16件，心理的虐待が８件，ネグレクトが16件，不登校が２件，家庭環境などによる教育相談が35件となってございます。

以上でございます。

○議長（吉田憲市君）　紙井議員。

○１４番（紙井和美君）　ありがとうございました。

結構やっぱりあるということがわかりましたけれども。また，地域・行政・警察との連携によって，例えばそういう内容が未然に防ぐことができた事例ですとか，また課題を残してしま

ったという，そういった事例があれば教えていただきたいと思います。
○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。
○保健福祉部長（飯野利明君）　はい，お答えします。
事例でございますけども，何度訪問してもなかなかお会いできなかったけれども，警察が介入したことで早期に医療機関を受診できて，大事に至らなかったという事例がございます。
基本的には相談を受けたときには，何らかの問題がございます。で，相談後はその問題が発展しないように，問題解決に向けまして関係機関と連携をとりながら支援をしているところでございます。
また，課題を残した事例ということで現時点では特にございませんけども，継続の案件といたしましては，例えばＤＶにより母子を保護いたしましたけども，母の依存度が強く，また相手方に戻ってしまう事例がありましたので，専門の医療機関につなぎまして，母の精神面のケアや，警察と連携しまして現在も支援・見守りをしているという事例がございます。
以上です。
○議長（吉田憲市君）　紙井議員。
○１４番（紙井和美君）　ありがとうございました。
先ほど，町長の答弁にもありましたけれども，平成18年に法務局の人権擁護機関でスタートいたしました子供の人権ＳＯＳミニレターについては，これ私，平成19年に質問をしたとき，子供の安全ということで質問したときに，執行部のほうで答弁をされていました。紹介をされていました。こういうものなんですけれども，御存じの方も多いかと思います。子供が直接法務局のほうにこういった手紙を出して，このまま封をして送るという内容です。中学生用と小学生用がありますけれども。現在，これの効果，そして町内での御意見なんかがありましたら教えていただきたいと思います。
○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。小口総務部長。
○総務部長（小口勝美君）　はい，お答えいたします。
まずＳＯＳミニレターにつきましては，今，紙井議員のほうから説明のほういただきましたので，まず効果としてですが，実績ということになると思いますが，平成30年度の阿見町の児童生徒からの取り扱い件数，小学生が４件，中学生が12件，計16件となっております。
それから，このＳＯＳミニレターに関する御意見としてましては，実施主体が法務局であるということで，直接利用者の声を聞くことはできないわけなんですが，たしか相談内容がどの範囲まで知られてしまうのかといった不安というものはあると思います。その点につきましては，ミニレターのほうにも書いてありますけども，相談内容や個人情報など，プライバシーには十分配慮しながら対応しているということでございます。

以上です。
○議長（吉田憲市君）　紙井議員。
○１４番（紙井和美君）　これは本当に有効なものの１つであるというふうに思います。例えばですね，同級生から意地悪をされていることに悩んでいた女子児童なんかは，「○○さんに報告です。アドバイスをいただいて，服を汚されていることを先生に話しましたら，会議になってその子から謝ってくれました。こんな子供のいじめのことで相談に乗ってくれるなんて本当にうれしいです。ありがとうございました」というお礼のお手紙なんかが寄せられているということで，これもやはり非常に，誰にも知られたくない，誰にも言いたくないけれども，どこかに訴えたいというときには非常に有効かなということで，これはしっかりとまた周知していっていただきたいなっていうふうに思っています。
また，先ほど申し上げました地域に相談できないで悩んでいる人にとって，まずどこかに相談できることがあるというのは非常に大事なことであります。地域の実情を把握している地域の方々や，また地元の相談相手が最終的には，やはり必要ではないかなというふうに思っています。話しやすい身近な相談体制の構築と，そのまた相談を受ける人材育成について，考えていることがあればお尋ねしたいと思います。
○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。執行部，どなたですか。飯野部長。
○保健福祉部長（飯野利明君）　はい。人材育成ということで，身近に相談できる体制というのは非常に重要だというふうに考えてございます。例えば，在宅で支援を行う場合には，やはり関係機関が協力して行うということになりますので，例えば学校の先生，それから保育所の先生，それと民生委員・児童委員さん，そして主任児童委員さんもいらっしゃいますけども，そういった日常的に子供とか家庭に接触が可能な機関，関係者，こういった方々は日常的で細やかな援助行うことができますし，そういった何か変化があった場合に，いち早く気づける立場にいらっしゃる方ではないかなと思ってございます。
緊急の場合には，そういう方々とネットワークを通じまして，早急に何よりも子供の命というのが一番大事でございますので，そこら辺の連携強化ということで，人材育成にもつなげていきたいなというふうに考えてございます。
以上です。
○議長（吉田憲市君）　紙井議員。
○１４番（紙井和美君）　保健福祉部長，代表して答えていただいてありがとうございました。これは全部に共通するような内容かなっていうふうには思いますけれども。とにかく学校，保育所，全ての場において，そういったことを築きながら，しっかりと対応していっていただき

たいなというふうに思っています。

次に，ＤＶに関してですけれども，ＤＶの対策については，男女共同参画推進室，先ほども答弁ありましたけれども，子ども家庭課，社会福祉課，高齢福祉課，社会福祉協議会，地域包括支援センター，健康づくり課，町民課，教育委員会指導室という，この８つの関連部分が連携体制をとる，これ，きずな会議といいまして，何年か前に執行部の皆さんでつくってくださったものであります。これは本当に１人の人を関係機関が連携して共有して，しっかりと把握していくという意味では，本当に片手落ちのない対応にならない，抜け目のない本当に有効な取り組みだなっていうふうに評価をしているところであります。

今までに，このきずな会議に関して，何件ぐらいの相談がありまして，またどのような解決に導いていかれたかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長髙須徹君。

○町民生活部長兼生活環境課長（髙須徹君）　はい，お答えいたします。

家庭内のＤＶを原因といたします児童虐待として，連携して対応した件数につきましてはですね，最近では平成29年度が３件，平成30年度が２件となっております。なお，児童への身体的虐待のケースでは全件ございませんでした。

また，どのように解決に導いていったかについてでございますけども，ケースが特定してしまうということもございますので，例示的に申し上げますと，母子のケースで子供が小中学生の場合は，先ほどのきずな会議のメンバーの中での関係する部署，また乳幼児がかかわっているものについては，それに健康づくり課とかも交じっていただいて，関係課で協議，対応をとっておるところでございます。事例によっては，シェルターへの一時保護であったりとか，生活保護などの経済的な支援などの対応をとっております。

以上でございます。

○議長（吉田憲市君）　紙井議員。

○１４番（紙井和美君）　ありがとうございます。

本当に，どこの課に頼めばいいかわからないで相談に来る方がたくさんいらっしゃると思うので，しっかり連携とって対応していただきたいなというふうに思います。

先ほど答弁の中にありました，健康づくり課で実施されている乳幼児訪問，これ2007年４月に厚生労働省が創設した児童福祉法に定められた，こんにちは赤ちゃん事業のことだと思います。これはホームページに，訪問時には連絡なく伺うというふうに書いてあったんですけれども，約束して行ったほうが効果的ではないかという声もあると思うのですが，事業の内容と実績についてお尋ねをいたします。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君）　はい，お答えします。

出生届をいただいた際にですね，新生児訪問，あるいはこんにちは赤ちゃん訪問のどちらかを選択していただくということになってございまして，第１子の場合は，原則新生児訪問で対応させていただいて，第２子以降の場合に，御質問をいただきましたこんにちは赤ちゃんとかのほうで対応させていただいております。こんにちは赤ちゃんの訪問につきましては，第２子以降のお子さんで育児経験があって，特に心配事などがない場合に行う訪問でございます。

実績といたしましては，新生児訪問御希望される方が多くありまして，平成30年度で申し上げますと，新生児訪問が65％，こんにちは赤ちゃん訪問が34％で，その他の対応件数が１％という状況でございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君）　済みません，答弁が漏れました。予約をしてからのほうがよろしいのではないかなということでございますが，新生児訪問につきましては，より細かに相談を行いますので，これは予約をして訪問をさせていただいております。

こんにちは赤ちゃん訪問につきましては，半日に四，五件ほど回らせていただいているということでございますので，例えば１件につき相談が長引いたりしますと，次の方にお約束して行くと，その時間になかなか行けないというような状況等もあろうかと思いますので，なかなかお約束をしてからの訪問というのは，なかなか難しい状況にあろうかと思います。

また，虐待の予防という観点から申し上げますと，ふだんの状況を見させていただくということも非常に重要ではないかというふうに考えてございます。ただし，突然訪問してお会いできない場合，これ連絡票というのを置かせていただきまして，連絡をいただいて，その後必ず訪問をさせていただいてございますし，また御要望が事前にあった場合には，その時間に訪問するように対応するなど，御要望に応じて柔軟に対応させていただいているというのが現状でございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　紙井議員。

○１４番（紙井和美君）　ありがとうございました。

細やかな内容で訪問してくださっているということがよくわかりましたので，今後もそのようなことで継続していただきたいというふうに思っております。

最後になりますけれども，子供の安全を守るには，ありとあらゆる角度から考察して，目を行き届かせていくことが重要ではないかとふうに思います。先ほどの答弁にもありました，子育て世代包括支援センターは，国が５年前に全国展開を目指し，ようやく当町でも設置となり

ました。これによって妊産婦から子育て世代まで幅広く，母子とものケアが充実できるというふうに思われます。

また，関連機関との連携調整がスムーズに行われることで，今まで個々に行ってきた子育ての問題を統括する重要な役割というふうになります。スピード感を持った，そういった対応で相談者一人ひとりに寄り添った頼れる場所となることなど，今後の展開に大いに期待をしているところであります。どうか，中身の濃いセンターに成長させていっていただきたいというふうに願っています。

また，学校関係ですが，いじめの問題や若者の自殺を食い止めるための対策としては，先ほど申し上げました若者の連絡ツールであるＬＩＮＥなどのＳＮＳを活用した取り組みが全国の自治体でも広がっております。総務省の調査によりますと，10代から30代の連絡手段はＳＮＳが多く，特にＬＩＮＥは８割から９割を占めています。

未成年の自殺死亡率が全国で最も高いとされた長野県では，2017年にＬＩＮＥアカウント，「ひとりで悩まないで@長野」を開設しましたところ，２週間で電話相談１年分の数を上回る件数が寄せられたということであります。厚生労働省でも，この結果を受けて2018年から自殺防止策としてＳＮＳ相談事業を本格的に開始をしてまいりました。現在，全国自治体で取り組みが拡大しております。ぜひとも取り入れていただきたいというふうに願っています。

また，スクールロイヤー制度に関しまして，弁護士が学校側の代理人ではなく，第三者的な立場で子供や保護者に事情を検討して学校側に助言する制度のことでありまして，都道府県や政令市に限らず，どの自治体でも導入することができます。自治体で契約している顧問弁護士とは違いまして，学校現場に特化した立場で活躍をいたします。

現場の教員も，問題が起きたときに弁護士に相談できることで，教諭の皆さんの精神的負担が軽減され，そして，それぞれの事案に自信を持って対応できるようになると，かなり好評だそうであります。教員の働き方改革にもつながるものと思っております。茨城県では昨年導入し，この制度は我が町でもぜひ活用をしていただきたいというふうに思っています。

以上，子供の命を守るために，これからも各関係者がしっかりと連携をしながら取り組みを充実させていただきたいと切に願いながら，私からの１問目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉田憲市君）　紙井議員。

○１４番（紙井和美君）　では，次の質問に移らせていただきます。

災害時における福祉避難所の充実についてを質問いたします。

災害時に被災し，自宅に住めなくなった被災者を受け入れるための避難所を，各自治体が指定しております。それと同時に，体の不自由な高齢者や障害者，妊産婦や乳幼児，病弱者等の

災害弱者にとって，普通の避難所では生活に支障が出る人に配慮をするために福祉避難所が指定されております。福祉避難所とは，高齢者や障害者，妊産婦，乳幼児，在宅難病患者など，特別な配慮が必要な要配慮者向けの避難所のことであります。阪神・淡路大震災の後，1997年，体調の悪化や関連死を防ぐ目的で，災害救助法に基づく指針に盛り込まれてまいりました。

市区町村が高齢者施設や福祉施設，公共施設，宿泊施設など，その中から指定をして運営をします。原則，耐震化された耐火構造の建物で，土砂災害の危険性がないことやバリアフリー化などが条件とされており，国の指針では紙おむつや医薬品などを備蓄することが望ましいとされ，内閣府では要配慮者約10人に対し支援員１人の配置を求めております。市町村によっては課題がそれぞれ違うかと思います。

当町も福祉避難所が指定され，町福祉避難所運営マニュアルに従って運営されております。そこで以下の点についてお伺いいたします。

１，高齢者，障害者に対する対応について。

２，妊産婦，乳幼児に対する対応について。

３，病弱者，傷病者，難病患者に対する対応について。

４，防災備蓄品の対応の見直しはなされているのか。例えば，乳幼児においては液体ミルクなど。

５，それぞれの対応の周知はどのように行っているのか。

以上５点についてお伺いをいたします。

○議長（吉田憲市君）　それでは，ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後１時00分といたします。

午前１１時５８分休憩

午後　１時００分再開

○議長（吉田憲市君）　それでは，休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前の紙井議員の質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君）　災害時における福祉避難所の充実についての質問にお答えします。

１点目の高齢者，障害者に対する対応について，及び２点目の妊産婦，乳幼児に対する対応について，並びに３点目の病弱者，傷病者，難病患者に対する対応についての質問は，関連しておりますのであわせてお答えをいたします。

町では，災害等により住家が被害を受け自宅で生活できない場合などで，避難を必要とする人を受け入れるための避難所を，一般避難所として18カ所，福祉避難所として５カ所指定しております。

また，避難所の開設や運営を迅速かつ円滑に進めるため，阿見町避難所運営マニュアルや阿見町福祉避難所運営マニュアルを作成し，災害時に備えているところであります。

発災時を想定しますと，いち早く危険を回避することが最も重要であることから，まずは最寄りの一般避難所に避難することになりますが，高齢者や障害者，妊産婦など，何らかの特別な配慮を必要とする人で，体育館等の共同スペースでは生活が困難な場合は，一般避難所において福祉避難スペースとして確保する「思いやりルーム」へ誘導することとしております。

さらに，ヘルパーや介護士等の援助が必要であるなど，専門的処置が必要で，一般避難所では対応が困難な場合は，そこから福祉避難所へ誘導することとしております。

また，避難所への要支援者の移送については，家族，民生委員・児童委員，支援団体等による地域での支援により行うこととしておりますが，これらが困難な場合に備えて輸送協力に関する協定を，そして専門的な対応を行うための介助員の派遣に関する協定を，阿見町社会福祉協議会と締結をしているところであります。

福祉避難所は，議員御指摘の要支援者の種別ごとに避難先の指定は行っておりませんが，災害発生直後の混乱を少なくし，避難が長期化する場合に安心して生活できる環境を整えるため，総合保健福祉会館内の施設利用に関し，要支援者の種別ごとに部屋割りを計画するなど，その時々の状況に応じたサポートができるよう，福祉避難所の充実した体制づくりに努めてまいります。

次に，４点目の，防災備蓄品の対応の見直しはなされているか――乳幼児においては液体ミルクなど，についてであります。

現在町では，指定避難所に防災備蓄倉庫を設置し，食料や日用品，災害時用の資機材を備蓄しているほか，民間事業所等と物資調達に関する災害協定を締結し，公的備蓄の確保に努めているところであります。

議員御指摘の液体ミルクにつきましては，最近日本で製造が開始された製品の流通が始まり，これらは常温で保存が可能であり，粉ミルクのようにお湯で溶かす必要が無いため，清潔な水や燃料の確保が難しい災害時でも，手を加えずに直接乳児に与えることができます。

また，哺乳瓶に関しても，災害時には煮沸消毒ができる清潔な環境の確保が難しいことから，使い捨てタイプの哺乳瓶を用意することで，液体ミルクとあわせて利便性が高まりますので，今後は，液体ミルクと使い捨て哺乳瓶の備蓄について検討してまいります。

しかし，公的備蓄においては，要配慮者一人ひとりのニーズに合ったもの全てを町が準備することは困難であり，また，保管場所や費用面などからも備蓄する種類や数量には限界がありますので，非常時の持出品や備蓄品については，自ら準備をして災害に備えるという自助意識の啓蒙を図っていきたいと考えております。

５点目の，それぞれ対応の周知はどのように行っているのかについてであります。

町の指定避難所や避難所運営マニュアルについては，町ホームページや全世帯へ配布している防災ハンドブックへ掲載し，広報しているところです。

今後は，要支援者の避難所環境を確保するために，福祉避難所の用途等について，防災訓練や自主防災組織の研修を通じて地域の人に広く周知し，一般避難所で生活可能な避難者は，福祉避難所への避難対象としていないことについても，理解と協力を求めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　紙井議員。

○１４番（紙井和美君）　ありがとうございました。

2016年４月の熊本地震の際には，実は福祉避難所に関してスタッフ不足などを理由に十分に発揮をすることができなかったという結果があります。熊本市では，当時176カ所，約1,700人分の受け入れを計画していましたが，１カ月近くたった時点で開設できたのは74カ所だけで利用者は341人に過ぎませんでした。指定の施設が損傷するなどの理由は幾つもあろうかと思いますが，とりわけ大きいのはスタッフの数が追いついていないということでした。

例えば，老人ホームが福祉避難所となった場合，職員はもとから施設を利用していた人に加えて，避難者のケアに追われるために，人手不足に陥るのはどうしても避けられない事態というふうになってまいります。被災した自治体は，現在災害弱者の受け入れ可能な福祉避難所を少しでも増やそうと，スタッフの確保に全力を入れているところであります。

そこで，当町でもその取り組みを促すために，例えば看護師や介護福祉士など，そういった資格を持ちながら現在その職についていない潜在有資格者に協力をしてもらうことはできないか。また，資格のない人でもできることはたくさんあると思います。例えば，傾聴ボランティアなど避難者に寄り添ってくれる人は１人でも多いほうがいいと，必要とされているということであるからであります。

その上で，被災地以外からのスタッフの派遣体制を強く求めるということになると思いますが，町の考えをお尋ねいたします。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長髙須徹君。

○町民生活部長兼生活環境課長（髙須徹君）　はい，お答えいたします。

先ほど町長が答弁してましたようにですね，町の社会福祉協議会との災害時における福祉避難所への介助員の派遣に関する協定に基づいて，介助員の派遣を要請することとしておりますけれども，要支援者の種別によって必要な支援も異なりますので，災害ボランティアに関しまして専門的な技能等を持った人のみならず，多くの協力者を確保できるように社協さんと連携

して，ボランティア登録の促進を図るとともにですね，ＮＰＯ団体や支援団体からもですね，協力を得られるよう平時から連携体制を整えていきたいと考えております。

○議長（吉田憲市君）　紙井議員。

○１４番（紙井和美君）　そういった幅広いところから，お願いをしていただきたいというふうに思います。

次に重要な点といたしましては，本当に困っている災害弱者ほど孤立しがちであるということであります。声を上げにくいということであります。福祉避難所の存在自体を知らない人も多くて，周知徹底は重要でありまして，国でも自治体やボランティア団体などと連携して力を入れていくべきだと考えます。

私のもとにも障害を持った方，高齢者の方が，阿見町はいざというときには高齢者とか障害者の行くところはあるのかっていうことを，前に説明をしてもそれを忘れているということもありますし，常に不安を持っていらっしゃるということを実感いたしました。

政府にきめ細やかな対応を求めながらも，実態調査を十分に行いながら，１人でも多くの災害弱者が十分なケアを受けられるように，また，それぞれ当事者の一人ひとりが自分はどのように行動していくことが望ましいのかということを，日ごろから心構えとしておけるように，行政や地域で促していくという，先ほどの答弁の啓発は非常に望まれるところであるというふうに感じております。

そこで，災害弱者の方へ，ふだんから認識を高めていただくための取り組みについて，再度お伺いをいたします。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。髙須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（髙須徹君）　はい，お答えいたします。

福祉部局との関係団体と連携をとりながらですね，さまざまな事業，機会を通じまして，要支援者が防災に直接関係することだけでなくて，ふだんからですね，地域社会と交流，住民同士の顔の見える関係をつくることができるようにですね，可能な範囲で地域の行事や防災訓練などに参加したりですね，自らも災害から身を守るための備えをしていくことなどにつきまして，要支援者本人，また，その家族への啓蒙に努めてまいりたいと思っております。

○議長（吉田憲市君）　紙井議員。

○１４番（紙井和美君）　ありがとうございます。

障害者の集まり，高齢者の集まり，何度かあると思うんですけれども，そういったところでも随時こういうときにはこういうことがありますよっていうのを，何度も何度も話していただければ安心感を持てるかなというふうに思いますので，よろしくお願いします。

最後になりますけれども，前回の３月度の一般質問でもお伺いいたしましたけれども，災害

弱者の方々が災害時に自分の対処や行動をシミュレーションできるように，先ほどの啓発だけではなくって訓練への参加を促していければというふうに思いますが，その点についてはいかがでしょうか。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。髙須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（髙須徹君）　はい，お答えいたします。

引き続きですね，民生委員・児童委員さん，社会福祉協議会，近隣住民，自主防災組織などと連携を今まで以上に図りながらですね，要支援者の参加を促すような訓練の企画，要支援者の訓練の参加を啓発していくとともにですね，訓練で得られた課題等への解決策の検討を通じて，避難支援体制の整備に努めてまいりたいと思います。

○議長（吉田憲市君）　紙井議員。

○１４番（紙井和美君）　ありがとうございます。

ちょっと先ほど最後って申し上げましたけど，また何点からお聞きしたいと思います。

防災備蓄品の対応の見直しにおいて，多角的な意見を取り入れて，いろんな方々からの意見を取り入れていけばどうかというふうに思うんですけれども。例えば女性の意見，妊産婦の意見，そういったことを取り入れていってもらいたい。先ほど液体ミルクもありましたけれども，これも北海道の地震のときには，胆振東部地震のときには，救援物資として届けたんですけど十分活用されなかった。やはりまだ認知がされていない。日本ではこの春に認可されたばっかりですので。

非常にこれは便利なものであります。少し割高でありますけれども，缶入りで240ミリリットル，大体金額が220円から30円ぐらい。紙パックっていうのもあります。缶入りは１年間の保証期間がありまして，そのまま利用することができる非常にすぐれたものでありますので。また，ふだんからの妊婦の方々，乳幼児を持った方々にも，こういったことがあると，非常に体が心身ともに疲れたときにもこれを利用することができる。そういったときに一度利用していただいて，有事のときにこれを使ってみようということで，日ごろから経験をしていただくっていうことも大事なのかなっていうふうに思います。

そういったことで，多角的な意見を取り入れた見直しっていうのはいかがでしょうか。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。髙須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（髙須徹君）　はい，お答えいたします。

現在備蓄品の整備につきまして，外部団体の意見はですね，組み入れておりません。今後，福祉避難所の運営に必要な物資等のですね，備蓄を進めていく過程において，必要な物資等の選定などについても要配慮者の関係団体とも意見交換しながら，また連携を進めていきながらですね，準備していきたいと考えております。

○議長（吉田憲市君）　紙井議員。
○１４番（紙井和美君）　ぜひ，よろしくお願いいたします。
　通告に１番，２番，３番と，高齢者・障害者，あと妊産婦・乳幼児，病弱者，これ３段階にあえて分けさせていただいたんですけれども，そういった中で発災当時に避難所生活が長期にわたるっていうことを考えたときに，それぞれ異なった課題があるというふうに思います。配慮の仕方に違いがあるというふうに思うんですけれども，避難所での体調の悪化や関連死などをどうしても避けるために，対処の仕方に，より十分な配慮の仕方が必要かなと思いまして，お聞きしたんですけれども，それについて再度お願いいたします。
○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。髙須部長。
○町民生活部長兼生活環境課長（髙須徹君）　はい，お答えいたします。
　町で作成しております福祉避難所運営マニュアルにおいてはですね，福祉避難所における要支援者の配慮としまして，１番目にですね，福祉避難所の従事者は要支援者の健康状態，必要なサービスの状況などの把握に努めること。２つ目として，障害者や高齢者などが生活する上で，障害をできる限り取り除いて福祉避難所の環境整備に努めること。３つ目，福祉避難所では要支援者それぞれの配慮事項に応じた対応を図ること。ということで記載しているところでございます。
　また，同様にですね，避難所運営マニュアルも障害の区分ごとに一般的な特徴及び必要とされる支援を記載しております。これらをですね，福祉避難所に従事する職員はもちろん，住民の方にも広く御理解いただいきますよう周知啓発を図ってまいりたいと考えております。
○議長（吉田憲市君）　紙井議員。
○１４番（紙井和美君）　わかりました。ぜひとも，よろしくお願い申し上げます。
　それとあと，避難所として地域の方が集まるところとして，霞ヶ浦聾学校との提携ということを前にお聞きしたんですけれども，それについて少し詳しく教えてください。
○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。防災危機管理課長白石幸也君。
○防災危機管理課長（白石幸也君）　はい，お答えします。
　町の上長地内にございます県立の霞ヶ浦聾学校との間で，平成27年度から学校防災会議という学校主催の意見交換会，これを町の防災担当職員を交えて行ってきました。その中で，学校側のほうから地域に密着した活動を行いたいという申し出がございまして，防災に対する姿勢を確立して，学校と地域それから町が連携して，学校と町の協力体制を明確にすることが，お互いの支援体制にそのつながるという考えのもとに，今年の３月の27日に阿見町と県立霞ヶ浦聾学校との間で災害時における相互支援協力に関する協定を締結した次第でございます。

具体的な協定の内容につきましては，かいつまんで申し上げますと，地域の被災者等を一時的に収容するための施設の提供。それから，食料・飲料水・生活必需物資の提供。それから，災害対応に従事する職員の派遣。こういった内容を盛り込んでおります。

県立の聾学校ということで，聴覚障害者の方への対応という部分も出てくると思うんですけも，それに対応した学校側の施設，それから教職員，そういった方々がおりますので，今後福祉避難所が不足するような場合などには，積極的に町のほうから協力をお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　紙井議員。

○１４番（紙井和美君）　非常にありがたい申し出だなというふうに感謝するところです。霞ヶ浦聾学校には，私も何度かボランティアに行かせていただきましたけれども，本当に地域に密着した気持ちをすごく持ってらっしゃって，実穀小学校との交流なんかも随時やってらっしゃって，本当に地域に根差した学校だなということで，本当にありがたいことだなというふうに感じておりますので，今後またしっかり連携をとりながら話し合いを進めていただければというふうに思っております。

それと，ちょっと前後するんですけど，支援を必要とされる方というのは，町に何人ぐらいいらっしゃるんでしょうか。最初に聞けばよかったんですけど，済みません。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。髙須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（髙須徹君）　はい，お答えいたします。

阿見町でのですね，避難行動の要支援者名簿という状況の中で，担当課さんのほうで把握しているところでございますけれども，避難行動支援者全体対象者としては8,974名ということで把握させていただいております。

○議長（吉田憲市君）　紙井議員。

○１４番（紙井和美君）　そのうち障害者の方っていうのは何人ぐらいいらっしゃるかわかりますでしょうか。

○議長（吉田憲市君）　髙須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（髙須徹君）　はい，お答えいたします。

例えば，身体障害者手帳１級，２級交付者ということで，平成30年の12月25日現在でございますけども704名。あとは精神保健の福祉手帳１級交付者として，同じ時期でのデータで45名。あとですね，療育手帳交付者ということで103名程度おられると把握しております。

○議長（吉田憲市君）　紙井議員。

○１４番（紙井和美君）　ありがとうございました。8,974名，障害者が１割近くいらっしゃ

るということで，すごい数だなというふうに驚きました。

そうしましたところ，福祉避難所の収容人数っていうのはどれぐらいなんでしょうか。

○議長（吉田憲市君）　髙須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（髙須徹君）　はい，お答えいたします。

町の総合保健福祉会館，福祉避難所として利用するほかに医療救護所の拠点にもなるためにですね，現在施設の利用計画を調整しているところでありまして，具体的な使用人数，収容人数につきましては捉えていないというのが現状でございます。

あと，民間の社会福祉施設につきましてはですね，施設入居者の状況に応じて災害時に受け入れ可能かどうかを含めて調整をすることとなっております。

○議長（吉田憲市君）　紙井議員。

○１４番（紙井和美君）　ありがとうございました。

これは去年2018年の10月の朝日新聞の記事なんですけれども，福祉避難所の指定が増える一方で，収容可能人数が１割程度って。本当にそうなんだなって今思いましたけれども。朝日新聞が昨年47都道府県の全国アンケート調査を実施したんですけれども，そういった中で配慮が必要な人を受け入れる福祉避難所というのは，全国でも９割を超える市区町村が管内に１カ所以上の施設を指定をしています。人手不足や周知のあり方など，運営上の課題が非常に多いということもわかっているんですけれども，周知の方法で課題となっているのは，多くの人が集まり過ぎて，本当に必要な人が利用できなくなる。そういった懸念もあるということを各市町村の皆さんが答えて，懸念していらっしゃるということでした。

例えば，福祉避難所について，内閣府では情報を広く住民に周知するようにガイドラインで示しているんですけれども，北海道の地震の折には，札幌市が開設した場所や施設名を広く公表しておらず議論を招いたということがありました。というふうに書いてあります。そういったことから，今回のアンケートでも多くの住民が集まって必要な人が利用できなくなるおそれがあるという懸念を，複数の自治体が周知をすることの難しさを挙げているというふうにありました。周知の仕方も非常に慎重にやっていくものなんだなというふうなことも，この記事を見て感じたところであります。

最後になりますけれども，まず，みんなが日ごろから災害を想定しながら，極力自身の身は自身で守っていくという備えを十分にしておくこと。避難所ではあくまで一時避難をするところでありますので，本当に配慮しなければならない人のために福祉避難所は使っていくんだということを徹底する。で，要配慮者の御本人に対しましても，日ごろから特別な薬や特別な備品なんかを極力用意周到に備えていくことも，これは必要な部分だなというふうに思っています。その上で支え合って，有事でもうろたえることがなく，少しでも快適に過ごしていける

ように心がけていくことが大切なことだなというふうに思っています。

町内挙げていろんな場を想定しながら，今後もしっかりと災害に備えていきたいなというふうに心から願いまして，この質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉田憲市君）　紙井議員。

○１４番（紙井和美君）　次，３問目の質問に移ります。

道路や公園の不具合に対する住民からの通報システムについてであります。

町内の道路や公園で破損等の不具合が見つかった場合，電話や窓口にて説明をするために現状の把握に時間を要します。兵庫県芦屋市や富田林市では，ＬＩＮＥのシステムを導入をいたしました。ＬＩＮＥで通報を受け，現状写真や場所の把握が素早くできるために，その対応が非常にスピーディーになったと住民に喜ばれていると，直接お電話したんですけれども，お聞きをしました。

当町での見解について，お伺いをいたします。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君）　道路や公園の不具合に対する住民からの通報システムについての質問にお答えいたします。

当町での現在の状況としましては，道路や公園等の不具合に関する住民の方々からの通報は電話によるものが大半であり，議員御指摘のとおり場所の特定や状況の把握に時間を要することがたびたびあります。

また，町のホームページ上に設けられております「お問い合わせフォーム」から不具合等の通報をいただくこともありますが，フォームには写真等の画像を添付できないことから，すぐに状況を把握することが困難な場合もあります。町では道路パトロールや道路・公園里親による日常点検により不具合箇所の早期発見に努めておりますが，管理する施設の範囲が広いことから，全てを早期に発見することは困難であるため，住民の方々からの通報は非常にありがたい情報であります。

御提案いただきましたＬＩＮＥは最も普及しているＳＮＳとして，一般の方々を初め企業や官公庁にまで利用者の幅を広げており，手軽かつ時間帯を選ばずに情報を送ることが可能であります。さらにＬＩＮＥの地方公共団体プランを活用すれば基本的に無料で利用できるなど，コスト面においても非常にすぐれたものであると認識しております。ＬＩＮＥの活用は最小限の費用で大きな効果を得られる可能性があることから，今後は先進地での活用状況やルールづくりなどを学ぶなど，関係部署と連携して調査研究してまいります。

○議長（吉田憲市君）　紙井議員。

○１４番（紙井和美君）　ありがとうございます。

私のもとにも，よく道路の破損ですとか電話で来たりしますけれども，ＬＩＮＥで写真を送ってくる場合がかなりあります。そういったときに役場のほうにお電話をして，今からＬＩＮＥで現場の写真を送っていいでしょうかって言ったら，いや，ＬＩＮＥはやってないですっていう話になりまして，これは本当に便利なツールを使っていくべきときではないかなというふうに感じたので，この質問をさせていただきました。

今回，ＬＩＮＥを活用して好評を博している先進地事例を幾つか調べていただいたと思うんですけれども，それを見た感想をちょっと教えていただければと思います。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。道路公園課長浅野修治君。

○道路公園課長（浅野修治君）　はい，お答えします。

まず県内でもＬＩＮＥを利用している自治体が幾つかあると聞きましたので，主にその活用方法についてをホームページで調べたり，直接お電話でお話を聞かせていただいております。

わかった限りでは，県内では５つの自治体でＬＩＮＥを利用しているようですが，どの自治体でもイベントや災害に関する住民への情報発信にのみ利用しておりまして，住民からの情報提供には利用されてないという状況でございました。

そこで紙井議員が御質問の中で芦屋市と富田林市の例を紹介してくださいましたので，実際に自分でこの両市のＬＩＮＥにお友達登録をして，どのようなものなのかのぞかせていただきました。両市のＬＩＮＥの活用の特徴は，道路と公園施設の破損についての住民からの情報提供のみに使われておりまして，そのためとてもシンプルでわかりやすくできておりました。ＬＩＮＥを利用すれば，自治体から情報を発信したり住民からさまざまな情報を得ることができるはずなんですが，芦屋市と富田林市があえて道路と公園施設破損の通報のみに絞っているという点が，成功の秘訣なのかもしれないなと感じました。

今後，調査研究を進めてまいりますが，ぜひこの２つの市には直接お話を伺って，参考にさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　紙井議員。

○１４番（紙井和美君）　はい，ありがとうございました。何かちょっと笑ってらっしゃる方いらっしゃいますけど。

地方公共団体プランの詳細ということで，ＬＩＮＥを設定するときの地方公共団体用のツールがありますので，これもよく見ていただきながら，いろんなＬＩＮＥの使い方，先ほども教育委員会のほうのいじめの問題でＬＩＮＥというふうにもお話しましたけれども。そういったことと，あと１番有効なのは場所の特定ができて，写真の特定もできるということで，この道路と公園に関することは非常に大きいのかなというふうに思います。

これ，仙台市でもやっています。スマートフォンで道路の損傷を通報というふうにして，登録の仕方なんかも載っているんですけれども。そういったことで，この芦屋市に関しては，昨年の10月からスタートしましたけれども，道路は57件，公園は13件。11月は道路が23件，公園が12件，通報が受信されました。ここでは，「お困りです課」っていう課があるんですけど，そこで一旦受けまして，道路案件また公園案件をやると。住民からの声では，道路の穴がすぐにふさがり，非常に解決も早いと感謝の声が届いているというふうになっておりました。

道路公園課の宮本課長は，電話での要望では不具合がある現場の特定に時間がかかって，損傷の程度も現場に行くまでわからなかったということをおっしゃってました。ＬＩＮＥだと，現場の写真や位置情報も送られてくるので，スピーディーに急行できるし，行って何を持っていけばいいかという機材もあらかじめわかるようになるということを語っていらっしゃいました。

そういったことから，これは非常にスピーディーにできる便利なものであるというふうに思っていますので，ぜひとも前向きに捉えていただければというふうに思っております。

最後になりますけれども，当町の道路公園課の皆さんは，これ本当にフットワークが軽くってですね，要望があれば即座に対応してくださる。そういった町民の方々からの感謝の声が大きいんですね。私も，本当にお願いをしたら動きが素早くて，午前中にお願いしたら，すぐにまた午後動いてくださるという。ありがたいなというふうに感じている次第であります。ですから，なおのこと，少しでもそれが簡略化されれば，きっと仕事も効率的に運ぶかなというふうに感じているところであります。

また，たびたび道路の陥没により，今回もありましたけれども，通行車両が破損して賠償金が出てくるという事故があるたびに，もう少し早く見つけていれば事前に防げたなということを感じることがたびたびあります。

どうか，このシステムを早いうちに導入しましてですね，補修することが事故も防ぐことができますし，効率的な運営にもなるというふうに思いますので，ぜひとも前向きに検討をお願いして，この質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉田憲市君）　紙井議員。

○１４番（紙井和美君）　それでは，最後の質問です。

４番目，自転車保険加入の促進を求める取り組みについてであります。

自転車は，環境に優しく身近で手軽な乗り物として多くの人に利用されています。しかし，歩行者を巻き込んだ事故は一向に減ることがなく，事故を起こした場合の損害賠償など，万が一の体制への備えが必要であると考えられます。自転車保険加入の義務化や，促進を求める条例を制定した自治体は，都道府県・政令市レベルでは24を数え，これに加え３月８日には長

野・静岡の両県議会で自転車保険の加入を義務づける条例が成立するなど，制度化の動きは一層の広がりを見せております。

保険加入の促進に関しましては，平成27年にも同じように質問をさせていただいておりますが，再度お伺いをしたいと思います。

１，当町の自転車事故件数は何件か。そして，自転車事故対策とその周知については，どのように取り組んでいるか。

２，安全教育については，どのように取り組んでいるのか。

３，町民の自転車保険の加入状況とその周知について。

４，自転車保険加入の義務化や促進を求める条例を制定した自治体は広がりを見せておりますけれども，どのように認識をしてらっしゃいますか。

５，自転車保険加入の促進について。

以上，５点についてお伺いをいたします。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君）　自転車保険加入の促進を求める取り組みについての質問にお答えいたします。

１点目の，当町の自転車事故件数は何件か。自転車事故対策とその周知についてはどのように取り組んでいるのか。及び２点目の，安全教育についてはどのように取り組んでいるのかについての御質問は，関連しておりますのであわせてお答えいたします。

当町の自転車が関係した事故は，平成30年中で30件です。そのうち，死者数は０人で負傷者数は31人です。

自転車事故対策については，警察や関係団体と連携し，交通安全対策活動の一環として，交通安全街頭キャンペーンや広報紙による啓発活動，高齢者や小中学校等における交通安全教室や交通安全シルバー大会，通学路交通安全プログラムによる小中学校通学路の合同点検等を実施しております。

また，交通安全協会と茨城県警察本部主催による交通安全自転車茨城県大会の子供の部門と高齢者の部門へ，牛久市と２年交代で出場しており，昨年度は，阿見第一小学校が参加しました。１カ月間熱心に練習し，交通安全意識の高揚，自転車運転技能と交通安全知識の向上を図り，交通事故防止に貢献しております。今年度については，高齢者部門で参加する予定であります。

安全教育の取り組みとなる交通安全教室については，牛久警察署交通課，町交通安全教化員を主体として，交通安全協会，交通安全母の会等の協力のもと，横断歩道の渡り方，自転車の乗り方の実技指導や自転車点検方法など児童・生徒を対象に昨年度は34回実施しております。

３点目の，町民の自転車保険の加入状況とその周知についてであります。

町民全体の自転車保険の加入状況については把握しておりませんが，今年５月に学校教育課で中学生に対してアンケートを実施した結果，全校生徒1,189名のうち716名から回答をいただいており，保険加入の生徒数は530名で，回答のあったうちでの加入割合は74％でありました。

加入の周知についてですが，警察による交通安全教室等の際に中学生や高校生，高齢者に対して自転車保険に関する説明をして周知を図っております。今後は，広報紙，ホームページ等を利用して広く町民全体に周知を図ってまいります。

４点目の，自転車保険加入の義務化や促進を求める条例制定の認識，及び５点目の自転車保険加入の促進につきましては，関連しておりますのであわせてお答えをいたします。

茨城県では，平成30年６月に閣議決定された「自転車活用推進計画」における条例等による損害賠償責任保険等への加入促進に基づいて，平成31年２月に国から都道府県及び政令指定都市に示された標準条例を踏まえ，今年６月末に茨城県交通安全条例の一部改正を予定しております。

改正の主な内容は，自転車の安全利用と保険等への加入促進であり，県民が自転車を利用する場合や事業者が当該事業のために自転車を運行する場合において，保険等に加入することを努力義務として規定するなどが盛り込まれると聞いております。

また，事業者の自転車通勤者，自転車小売業者からの購入者，学校の生徒等及びその保護者への啓発と情報提供の促進，市町村，保険取り扱い団体等と連携し，保険加入促進に関する啓発と情報提供その他必要な措置を実施することなども規定されるようです。

町といたしましては，県の条例制定を踏まえた上で加入促進に努め，町条例の制定等についても，必要に応じて検討してまいりたいと思っています。

○議長（吉田憲市君）　紙井議員。

○１４番（紙井和美君）　ありがとうございます。

自転車の普及台数，これ約7,200万台で自動車の台数にほぼ匹敵するほど多いということでありました。国では，今年１月に国土交通省内に自転車事故による損害賠償のあり方を協議する有識者検討会を発足をさせました。2017年12月に成立した自転車活用推進法の中に提言内容が随所に盛り込まれております。同法に基づく推進計画には，法律による保険加入の義務化について検討を進める方針が明記をされているということであります。

自転車がかかわる事故は，総数こそ減少しているものの，自転車対歩行者に限ると年間2,500件で横ばい状態が続いております。近年では，先日もテレビでもニュースで行っていましたけれども，走行中に女性をはねて重傷を負わせた小学生の親に，裁判所が約9,500万円の支払いを命じるなど，高額賠償の判決が相次いでおります。

ところが，保険への加入は十分に進んでいないのが現状でありまして，17年に歩行者が死亡または重傷を負った自転車事故のうち，保険加入者は６割にとどまっておりました。自転車保険は加入した保険の種類によっては補償額が異なるものの，年間数千円の保険料で最大１億円程度の個人賠償責任補償が主流になっています。定額の費用で，手厚い補償を受けられるというのが特徴でもあります。しかしながら，保険に未加入だったために高額の賠償金を払わなければいけない，被害者は十分な保障を受けることができず泣き寝入りをするということも多くあるようであります。

このために，自転車保険の加入を進める自治体が増えています。京都府城陽市では，昨年の４月から市内在住の中学生を対象に，自転車保険や自転車損害賠償保険などの加入費用を補助をしているところでございます。このように，自転車保険加入の義務化や促進を進める条例を制定した自治体の制度化の動きは，一層の広がりを見せているところであります。

そこで再度お伺いをいたします。町内では，自転車の関係する事故について，昨年30件，31人の負傷者とのことでしたけれども，事故の内容は把握しているのでしょうか。また今後は，事故の場所やその原因を検証して，通学路安全教室や通学路の合同点検に活かすことが重要であると思いますが，その点についてはいかがでしょうか。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。髙須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（髙須徹君）　はい，お答えいたします。

自転車が関係する事故につきましては，県警察の統計によるものですけども，市町村別で自転車同士の事故件数とかですね，自転車と歩行者の事故件数などの詳細内容については，集計されておらないということでございまして，町としても把握はできておりません。

あと原因検証，点検を踏まえて安全教室等などにも活かされているところも現在もございますが，これまで以上にですね，警察・学校・関係課との連携をまた図りながらですね，危険箇所について効果的な安全対策につなげてまいりたいと考えております。

○議長（吉田憲市君）　紙井議員。

○１４番（紙井和美君）　ぜひとも原因究明で，どの道路が危ないのか，どういったことが事故の原因になったのかっていうのは，これから先も検証していただきたいというふうに思いますので，よろしくお願いします。

最後に１点，自転車事故の賠償が高額になることから，保険加入の重要性を訴える意味で，町内の保険加入の実態調査をする必要があると思うんですけれども，今までやったことがないと思いますが，その点についてはいかがでしょうか。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。髙須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（髙須徹君）　はい。保険加入の実態についてはですね，つか

めていないというのが現状でございます。先ほど町長答弁にもございましたけども，中学生については学校教育課のほうで実施した経緯がございます。小中学校・高校等については，学校の協力を得て加入実態調査をしていくことも考えられると思うんですけども，町全体の調査となるとちょっと難しいのかなという感もしております。

○議長（吉田憲市君）　紙井議員。

○１４番（紙井和美君）　わかりました。先ほどの本当に補償額が高額になるということを踏まえて，保険にぜひ加入をしてもらいたい旨を広報していただきたいと思います。

自動車だって保険に入らないで乗る人はいないと思うんですね。恐ろしい話だと思いますから。自転車の事故もこんなに高額になるということを知ったときには，やはり保険が必要だということが重要な部分だと思いますので，どうぞよろしくお願いします。

それでは最後ですけれども，茨城県で今月中に県交通安全条例の一部を改正をいたしまして，自転車の安全利用と保険等への加入促進が主な改正というふうにありました。保険に加入することは努力義務として規定しているようですけれども，県の責務というふうにありました。ですから，先ほど私が申し上げた町の責務としても，この保険加入に関しては少し力を入れていくことが，少しでも多くの被害者・加害者を出さなくて済むのではないかということを感じます。

決して自転車と歩行者の事故を起こさないということを心に銘じながら，また賠償責任で加害者も被害者も悲惨な人生を歩まないということ念頭に置きながら，保険の加入を強力に推進していくということを強くお願いをいたしまして，最後の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉田憲市君）　これで14番紙井和美君の質問を終わります。

次に，15番柴原成一君の一般質問を行います。

質問席に移動してください。

15番柴原成一君の質問を許します。登壇願います。

〔１５番柴原成一君登壇〕

○１５番（柴原成一君）　通告に従い質問いたします。

最初にドクターヘリの町内着陸場所について。

先日，牛久市ひたち野東２丁目の公園にドクターヘリが着陸しました。ちょうど消防車のサイレンが聞こえましたので，火災情報案内に電話しました。そうしましたら，東の２丁目での救急出動だということですので，ちょうどホーマックへ行こうと思ってましたので，向かいました。そしたら，上空にドクターヘリが飛んでおりまして，それと山陰に入りましたら見えなくなったんで，東の２丁目どこら辺かなと思いましたら，その公園に着陸しておりました。

で，それを見ていて思ったんですね。というのは，着陸を見たのは，本郷小学校に１回着陸したことが１度見ております。それで見て，あれ，全然これは違うな，本郷小学校へ離着陸したときと，ひたち野東の２丁目の公園におりたときの状況がちょっと全然違ってたんです。

そういうわけで，今回この質問に至ったわけですけど，阿見町内に着陸できる場所は幾つあるのか，それはどこでしょうか。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　柴原議員の，ドクターヘリの町内着陸場所についての御質問にお答えいたします。

ドクターヘリを出動要請する際の判断基準についてですが，稲敷広域消防本部通信指令課職員が緊急通報を受信した際や，現場の救急隊員の判断において，ドクターヘリ出動要請基準に合致する状況と認められるときには，ドクターヘリを要請することができるとされています。

議員御指摘の，町内にドクターヘリが離着陸できる場所についてですが，町内にはランデブーポイントと呼ばれる救急隊とドクターヘリが合流する緊急離着陸場が16カ所指定されており，総合運動公園陸上競技場，総合保健福祉会館隣接地，東京医科大学茨城医療センター専用ヘリポート，イーグルポイントゴルフクラブ専用ヘリポート，株式会社フジシール茨城工場北西側空地のほか，町内の統廃合された小学校２校を含む小中学校の校庭11カ所が指定されております。なお，新設のあさひ小学校については，現在指定の申請中となっている状況であります。

以上でございます。

○議長（吉田憲市君）　柴原議員。

○１５番（柴原成一君）　はい，ありがとうございます。ありがとうございますというのは，阿見町内に着陸できる場所は幾つあるのか，その場所はどこなのかという答えで終わってしまったんですが，それに付随していろいろ質問したいと思いますので，申しわけございません。

まず，担当部署はひたち野東２丁目の件は把握してますでしょうか。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。髙須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（髙須徹君）　はい，お答えいたします。

ドクターヘリの出動状況は，稲敷広域消防本部の災害情報案内によりまして，町にも逐次音声情報が入ってまいりますけれども，それ以外の情報は入ってこないので詳細について把握しておりません。

○議長（吉田憲市君）　柴原議員。

○１５番（柴原成一君）　稲敷広域のほうでですね……。何言いたいかというと，要はこうい

う案件があるから将来に活かそうというのは，これ広域だけで町は関係ないよっていうんじゃなくて必要だと思うんですね。ですから，そういうことについては町も連携を持って動いていただきたいというふうに思います。

それに付随して。ということは，稲敷広域から，例えば過去５年間に阿見町内での出動は何回あったかとかいう連絡も来てないということでしょうか。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。髙須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（髙須徹君）　はい，お答えいたします。

ドクターヘリの搬送の実際に実績というか数字でございますけれども，平成27年度に３件，平成28年６件，平成29年に８件，平成30年に７件，平成31年１月から令和元年５月28日までで７件となっております。

○議長（吉田憲市君）　柴原議員。

○１５番（柴原成一君）　ありがとうございます。

今の出動，結構ありますよね。平均すると六，七件あるのかなと思いますけど，それはどういう状況だったのかは町のほうには報告は入ってますか。

○議長（吉田憲市君）　髙須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（髙須徹君）　はい。町のほうには報告はございません。

○議長（吉田憲市君）　柴原議員。

○１５番（柴原成一君）　そこが言いたいんですね。要は，町と稲敷広域との連携，統計じゃないですけど，こういうケースがあった，だからこうしなきゃいけないという，これからの将来につなげるには過去の状況を知っておく必要が私はあると思うんです。そういうことですので，今後とも連携を密にして，町内でこういう件があったということで，緊密な連携をとっていただきたいと思います。それについてはいかがでしょうか。

○議長（吉田憲市君）　髙須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（髙須徹君）　はい，お答えいたします。

そういう必要に応じて要望もさせていただくことも検討してまいります。

○議長（吉田憲市君）　柴原議員。

○１５番（柴原成一君）　はい，ありがとうございます。

答弁の中にですね，ドクターヘリを要請する際の判断基準がありましたですね。このドクターヘリ出動要請基準というのは，これは誰でも見られるものなんでしょうか。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質疑に対する答弁を求めます。髙須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（髙須徹君）　はい，お答えいたします。

茨城県のドクターヘリ運行要領ですね，がインターネットで公開されておりますので，その

要綱の中に出動要請基準も記載されておりますので，誰もが閲覧できるようになっております。
○議長（吉田憲市君）　柴原議員。
○１５番（柴原成一君）　はい，ありがとうございます。
　ドクターヘリではないんですが，先週ですかね，青宿区内の方が救急車を呼んだんですね。すると稲敷広域の救急車が来た。で，何分かかったとかいろいろ聞いたんですけど，即座に症状を聞いて，これはクモ膜下だという，救急隊員が即座に判断して協同病院に運んだそうです。付き添いの方から聞いたんですが。というのは，救急隊員もかなりの医療知識を持って当たってるなということで，今回感心はしたんですが，それとプラス，ドクターヘリが合致したっつうか，何つうんですか，マッチングすればですね，かなりの死亡者とか救えるんじゃないかと思った次第です。
　それで，そんな中でドクターヘリの運用に関する課題というのは，町で何か考えてますか。
○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。髙須部長。
○町民生活部長兼生活環境課長（髙須徹君）　ドクターヘリの課題につきましてはですね，直接の町のほうでの運用主体ではございませんので，コメントはちょっとできないかと思います。
○議長（吉田憲市君）　柴原議員。
○１５番（柴原成一君）　本郷小学校の校庭からドクターヘリが離陸したときと，ひたち野東２丁目の公園から離陸したときで決定的な違いがありました。これは何だったでしょうかということにはわかんないでしょうけど，これはね，これは決定的な違い。本郷小学のときは，校庭に砂ぼこり，すごいですよ。本郷小学校では全クラスで窓を閉め……，授業中でしたから窓とカーテンを締め切って目隠しをしてました。で，ずっと見てましたら，飛び立つときは……。
　これはね，どういう事故かというと，小学校の近くの方の建築現場で大工さんが落っこった。それで運ばれたという案件なんですけど。後で聞きましたらお亡くなりになったということなんですけども。
　砂ぼこりがすごいです。で，ひたち野東２丁目の公園は芝生だったんですね。すると，何か違うな。あれ，本郷小学校で見たときと全然違うと。ああ，やっぱり学校も校庭は芝生がいいんだというふうな。これは私が議員になりたてのころ，学校の校庭を芝生にできないかという質問に結びつくわけですけども。あさひ小学校も離着陸場に申請してるそうですけど，これは，あさひ小学校っていうのは芝生の部分もありますよね。と砂の部分。こちら，どちらで申請してるのか，わかればお願いします。
○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。髙須部長。
○町民生活部長兼生活環境課長（髙須徹君）　はい。よくは確認しておりませんけども，別に区別なく校庭ということで申請，着陸できるような申請の場所ということでしていると思いま

す。
○議長（吉田憲市君）　柴原議員。
○１５番（柴原成一君）　ありがとうございました。
　何しろ１番大事なのは人の命。要はそれを救うための手だてをいろいろ考えていただくと。で，１番言いたいのは，過去にあった案件から次の課題を探していい状態をつくるということを希望いたしまして，１問目の質問を終わります。
○議長（吉田憲市君）　ここで暫時休憩といたします。会議の再開は２時15分といたします。

午後　２時０３分休憩

午後　２時１５分再開

○議長（吉田憲市君）　休憩前に引き続き会議を開きます。
　じゃあ，２問目の質疑をお願いします。
　柴原議員。
○１５番（柴原成一君）　２問目の質問です。
　ＡＥＤは全職員・全教職員が使えるのか。
　同僚議員だった藤平竜也議員が亡くなったのは第二小学校のグラウンドでした。事故や急病はいつどこで起こるかわかりません。全ての町民が使えることが望ましいが，その前に全職員・全教職員は自信を持って使えるようになっているのでしょうか。
○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。初めに，町長千葉繁君。
○町長（千葉繁君）　ＡＥＤについて，全ての町民が使えることが望ましいが，全職員・全教職員は自信を持って使えるようになっているのかについての質問にお答えいたします。
　教職員につきましては，教育長から答弁いたします。
　救急蘇生法は自分の大切な家族や友人，隣人が突然倒れたときにその命を守るために必要なものです。できるだけ多くの町民が救急蘇生法を学ぶことにより，救命率の向上が期待できるため，稲敷広域消防本部が実施している救命講習の情報を広報に掲載し，受講を促しております。
　町職員につきましては，平成17年度からＡＥＤを含む普通救命講習を実施しております。当初は各課から希望者を募り実施しておりましたが，平成21年度からは新規採用職員全員と希望者を受講対象として実施しており，平成30年度までの受講者数は177名となっております。
　今後は，全職員がＡＥＤを使用できるよう，庁内体制を整えてまいります。
　以上です。
○議長（吉田憲市君）　次に，教育長湯原正人君，登壇願います。

〔教育長湯原正人君登壇〕

○教育長（湯原正人君）　学校の教職員につきましても，計画的に講習会に参加し，万が一への対応ができるようにしております。教職員だけでなく，ＰＴＡや社会体育の団体にも受講の啓発を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　柴原議員。

○１５番（柴原成一君）　まずＡＥＤは，町内公共施設及び学校に幾つ設置してあるんでしょうか。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質疑に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君）　じゃあ，あわせてお答えいたします。

町が所有しているＡＥＤは，小中学校・保育所・児童館・公民館等の全て合わせまして32台でございます。

○議長（吉田憲市君）　学校のほう。教育次長朝日良一君。

○教育委員会教育次長（朝日良一君）　お答えいたします。

各小中学校の校区におきましては，各学校のほうに校舎に１台，体育館に１台，計２台ずつあります。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　柴原議員。

○１５番（柴原成一君）　過去５年間に，その公共施設に設置してあるＡＥＤを使ったケースは何件あったんでしょうか。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質疑に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君）　はい，お答えいたします。

手元に詳しい資料はないんですけれども，直近でですね，３月でしたか，町のほうで学校開放で体育館を一般の方にですね，使ってもらってることがありました。そのときに，利用者の方がちょっとそこでやはり急遽倒れて，ＡＥＤを使って心肺蘇生をしてですね，その後救急隊員を呼びまして，無事に回復して退院されたということの報告は受けております。直近ではその１件あります。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　飯野部長。同じですか。はい。

柴原議員。

○１５番（柴原成一君）　はい，わかりました。

先ほどの質問でもしたんですけど，こうこうこういう状況でこう使った，だから次はこうし

よう。そのときに使った課題が，その状況をみんなで把握してなければ次のための課題が見つからないということで，そういう統計というか，そういう情報をみんなで共有して，命を守ることにつなげてもらいたいというふうに思います。

まず，そういうことで１つ聞きたいんですけど，亡くなった藤平竜也議員がグラウンドで倒れた状況は把握しているでしょうか。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君）　はい，お答えいたします。

当然ですね，私もですね，そのことについては承知しております。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　柴原議員。

○１５番（柴原成一君）　そのときに，次長がお答えになったので，次長にお尋ねしますけど，こういうふうにすればよかったということはございますか。

○議長（吉田憲市君）　教育次長朝日良一君。

○教育委員会教育次長（朝日良一君）　はい，お答えいたします。

藤平議員はですね，たしかグラウンドでですね，球技をしていてそのときに，野球だと思いますけど，一応指導者として来ていたときに急遽倒れられたと聞いています。ですから，グラウンドにでもＡＥＤがあったならば，その状況はちょっとまた別な展開になったのかとは思っております。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　柴原議員。

○１５番（柴原成一君）　今，次長がおっしゃったグラウンドにＡＥＤがあったならばというお話ですけど，これはグラウンドにＡＥＤを設置するということは，盗難とかいろいろあるでしょうから，多分無理じゃないかと思うんですが。

そこで質問なんですが，学校だとかその公共施設があいてないとき，ＡＥＤを取り出す……。夜とか，そこに人がいないときに。その建物に人が，ＡＥＤがある建物に人がいないときに，鍵がかかってたりしたときに，ＡＥＤを取り出すのに扉を壊して中に入ったら罪になるんでしょうか。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君）　はい。結論から申し上げますと，犯罪には該当しないというふうに考えております。

○議長（吉田憲市君）　柴原議員。

○１５番（柴原成一君）　そういうことですね。要は臆する，これを壊して中からとったら器

物破損だとかということになってしまうんでやれない。ですから，何しろ命が大事だということだと思うんですね。ですから，そういう場合は誰もが，ＡＥＤの講習を受けるに際しても，万が一のときはこうしなさいねという説明も必要なんじゃないかと。

私も講習は２回，３回受けてますけど，その点については説明を受けなかったし，説明するほうは当たり前だと思ってしないのか。ただ実際に使う立場になれば，どうしよう，あそこにあるんだけど，これ学校の窓ガラス割って中へ入っていいのかとか，というふうに思うんですね。ですから，こういうことは町のほうでもＰＲしていただきたい。ＰＲつっても難しいと思うんですけど，万が一のときは使ってくださいということだと思うんです。それと，そういう周知も必要なんじゃないかと思うんですが，器物破損で難しい問題だと思いますけど，急を要するときには，それ壊してもＡＥＤを取り出すということが必要かと思います。何かの機会で周知してもらえばよろしいかと思います。

その次にお聞きいたします。町長もしくは教育長はＡＥＤ使えますでしょうか。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君）　はい。お答えします。

私も普通講習と上級講習を過去にやっていますので，自信を持って使えると思います。

○議長（吉田憲市君）　教育長湯原正人君。

○教育長（湯原正人君）　講習はもう既に受けてます。ただ，３年に１回ずつね，やるのが望ましいということで，それはできてないんですけど，いざとなったらばやります。もちろん。柴原さんがもしフェアウエーで倒れたりしたらば，もう一先に。あわせて心臓マッサージもやりますよ。ＡＥＤばかり当てにしてないで，やっぱり心臓マッサージあるいは人工呼吸を併用してやって，ＡＥＤが来たらばＡＥＤに判断してもらうということだと思います。もちろん講習は受けてます。

○議長（吉田憲市君）　柴原議員。

○１５番（柴原成一君）　そのときは，よろしくお願いします。

それで，まだＡＥＤの……。177名講習を，受講者数となっておりますけど，ということは，まだ一度も講習を受けてない方がいるようですけども，それについてはどのように対応するんでしょうか。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君）　はい。答弁でもお答えさせていただきましたけども，現在全職員が普通救命講習を受けまして，ＡＥＤが使える知識を持っているという状況にはなってございませんので，研修の機会を増やすことにより全職員が講習を受けるように今後取り組んでまいりたいと思ってございます。

それから１点補足なんですけども，先ほどの犯罪になるかという点でございますけれども，最終的な判断は裁判所ということになります。器物損壊罪については，人命救助のためであれば刑法35条の正当行為に該当すると思われますし，住居侵入に関しましては，刑法37条の緊急避難ということに該当すると思われますが，最終的には裁判所のほうで判断ということになります。で，牛久警察署のほうから，そういう状況があった場合には，どんな状況であったのか，どうしてもその行為を行う必要があったのか，これを確認されることになりますので，そういったケースがあった場合には，詳細の状況について記録を残しておくことが望ましいというアドバイスのほうを受けておりますので。

以上でございます。

○議長（吉田憲市君）　柴原議員。

○１５番（柴原成一君）　ありがとうございます。

私の質問の趣旨は，全職員・全教職員は自信を持って使えるようになっているのかという質問だったんですね。でも，この答弁は使用できるよう町内体制を整えてまいります。ですから，質問の答えは，まだなっていないということでございます。全職員，議員も含みますけども，全教職員が自信を持って，教育長が言ったように自信を持って使えるようお願いして，２問目を終わりにしたいと思います。

○議長（吉田憲市君）　柴原議員。

○１５番（柴原成一君）　３問目の質問に移ります。

副町長を任命することについて。

今議会で副町長を選任する議案が提出され，議決されました。副町長については，天田町政８年，千葉町政約１年間置きませんでした。副町長を置くことの費用対効果をどのように考えているでしょうか。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君）　副町長を任命することについての質問にお答えいたします。

議員御質問の副町長を置くことの費用対効果についてですが，費用としましては７月から来年３月までの給与関係経費が約805万円，来年以降は，年間約1,025万円となります。また，副町長室に設置する備品の費用として，今年度約120万円を見込んでおります。効果については，数値として捉えることが困難でありますので，副町長を置く理由を申し上げます。

平成30年第４回定例会で平岡議員に答弁した内容と重複いたしますが，平成18年の地方自治法の改正により，副町長につきましては，同法第161条第１項に，市町村に副市町村長を置くと規定され，同条第２項では，その定数は条例で定めるとされており，阿見町副町長定数条例では，副町長の定数を１名と規定しております。

また，改正前の助役から，市町村長を支える副市町村長として，その職務の強化と明確化が図られ，具体的には，助役としての内部の補佐的役割から，副市町村長として，より積極的に関係部局を指揮監督し，必要な政策判断を行うことが明確化されました。

これにより，副市町村長は，これまで市町村長が担ってきた，事務方で行い得るレベルを超えた高度な政治的判断及び関連する重要な企画の一部分について，長の意向及び判断の範囲内において，自らの担任事項として処理できるようになりました。

私は，阿見町長に就任して以来，副町長を置かずに，約１年間公務を行ってまいりましたが，その間，公務が重なったために，本来ならば，出席すべき行事や会議等を欠席せざるを得ない場面がありました。時間さえ許せば，国・県への陳情や要望等の活動，また，自衛隊・大学・病院・企業等との連携をより積極的に行うことも，町長として大変重要な責務と考えております。

以上の理由から，町長と副町長の役割を明確にするとともに，地方自治法の趣旨に鑑み，阿見町のトップマネジメント体制を再構築するため，副町長を置くものであります。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　柴原議員。

○１５番（柴原成一君）　わかりました。

副町長を置かないということは，法律に違反しているということになるという答弁ですね。それはわかりました。ということでよろしいんでしょうか。まだとりつけてないですね。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。公室長湯原幸徳君。

○町長公室長（湯原幸徳君）　はい，お答えをいたします。

地方自治法167条の解釈でございますけれども，161条については，当該市町村に副市長村長を置くというふうなことでございまして，置かない場合には置かない条例をつくらなければならない。置かない場合には置かないという条例をつくらなければならない。で，阿見町は，阿見町副町長定数条例で，定数１名ということで条例を制定して設置をするというふうなことになっております。この解釈でございますけれども，あくまでも一般職員の定数のように，その上限を設けるというふうなことではなくて，定数１名ということになれば，副町長を１名つけなければならないというふうな規定でございます。

ただ，その法の解釈でございますけれども，本来であれば置かないというふうなことであれば，置かない条例を設置するというふうなことで，法の趣旨にはそぐわないかもしれませんけれども，法に違反しているということでございません。

○議長（吉田憲市君）　柴原議員。

○１５番（柴原成一君）　はい，わかりました。

それで，まず費用の件なんですが，副町長の退職金はお幾らになりますか。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務課長青山広美君。

○総務課長（青山広美君）　はい。ちょっとここでは承知しておりませんので，ちょっとお時間をいただきたいと思います。

○議長（吉田憲市君）　柴原議員。

○１５番（柴原成一君）　はい。後でじゃあ……。なぜ，この質問をすることにしたかといいますと，副町長を置くことによって，もっと仕事をするぞという意気込みを聞きたくてこの質問をしてるわけです。答弁では，時間さえ許せば国・県への陳情や要望等の活動，また自衛隊・大学・病院・企業等への連携をより積極的に行うことも町長として大変貴重なスキームと考えておりますという答弁がありました。

町長も民間企業を経営していらっしゃると思います。私は町政に営業的センスをというキャッチフレーズでやってきました。町長も，営業的センスを持ち費用対効果を考え，阿見町を運営していただきたくお願いして質問を終わります。

○議長（吉田憲市君）　それじゃあ，後で青山課長のほうから連絡がありますので。

これで，15番柴原成一君の質問を終わります。

次に，３番井田真一君の一般質問を行います。

質問者は質問席に移動してください。

３番井田真一君の質問を許します。登壇願います。

〔３番井田真一君登壇〕

○３番（井田真一君）　それでは，通告に従い一般質問を行います。

千葉町長が就任され，１年が経過しました。その間，多くの町の課題に積極的かつスピーディーに取り組まれていると感じています。私ごとですが，町長は就任されて１年経過となりましたが，逆に議員の任期が１年を切り，４年という長い任期をいただいているにもかかわらず，まだまだできていないと感じることもあります。町民の負託を受けて活動できる残りの任期の間，行政のチェック機能を果たす監視の役割とともに，自らも政策を考え提案し，どんな形でも政策実現のために行動していくことが，私の町民から託された役割の１つであると考えています。

今回，町長が町民との約束ということで町長公約を掲げ，任期中の達成に向けて，町長就任直後から全力で政策実現に向けて努力されている姿勢に，町民の期待は大きいと感じます。ただ，町民の皆さんの中にも地区によって，世代によっても意見が違うことが多々あります。そのような意見を考慮しながら，町での重要な政策項目となっている町長公約について質問いたします。

１点目，町長公約に関して特に課題は何か出ていますか。

２点目，ランドセルの無料配布には文書で意見書が届いていましたが，文書や電話等で意見があった政策項目はありますか。

以上，よろしくお願いいたします。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　井田議員の，町長公約に関しての質問にお答えいたします。

１点目の，特に課題は何か出ていますかについてであります。

私の24の政策公約につきましては，町民の皆様に政策の内容と進捗状況をわかりやすくお伝えするため，平成31年４月に「政策実現プラン」として取りまとめたところであります。その内容につきましては，現在，町ホームページや広報あみ５月号などでお知らせしているとともに，政策秘書課の窓口や公民館などにも冊子として置いてあります。

政策を実現するためには，事務レベルにおいてさまざまな課題があるのは事実であり，進捗管理をしっかりと行っていくことが重要だと考えております。それぞれの政策において，進捗状況のシートを作成しており，現状と課題及び，対応策を整理し，半年ごとに担当者からヒアリングを行うことで，情報の共有化を図り，組織全体で政策の実現に向け取り組んでいるところでございます。

これまで，外部機関への協力依頼など，必要に応じ，私自身が直接お伺いする場合もありますが，それぞれの事業において担当職員に内容を確認し，報告を受ける中では，公約の達成に向け着実に進んでいると感じており，現在のところ大きな課題は出ておりません。

２点目の，ランドセルの無償配布には，文書で意見書が届いていましたが，文書や電話等で意見があった政策項目はありますかについてであります。

町民の皆様と話をさせていただく中で，当然話題になることはありますが，文書による意見につきましては，「まちづくり提案箱」において，道の駅に係る御意見を頂戴したのが１件ありました。

また，私が町長に就任させていただいてから行政区の皆さんとお話をさせていただく機会として「町長と語る会」を開催いたしております。これまで，９つの行政区で実施しており，この中においても，私の政策を説明させていただいた上で，それについて詳細な御質問はいただいておりますが，御批判をいただいてはおりません。その他，電話などで御意見をいただいたこともございません。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　井田議員。
○３番（井田真一君）　答弁ありがとうございました。
私も先日の広報あみを拝見しましたが，最初のページに阿見町政策実現プランということで進捗が詳しく載っていました。本当に町民にオープンに情報を伝えて見える化を図って，とてもよいことだなと思っています。今後は町長公約のみならず，主要な重要政策に関しても，ぜひこのような形で見える化を図っていただきたいと思っておりますが，どうですか。
○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原公室長。
○町長公室長（湯原幸徳君）　はい。政策公約につきましては，町長の公約につきましては，24項目について，このような形でその進捗状況，この４年間における政策達成状況を皆様に公表するというふうなことでお示しをさせていただきました。その他の部分につきましては，毎年３カ年実施計画の中で，あるいはその予算編成の中で，広報紙等でも随時公表しておりますので，それを全て進捗管理というか，どういうふうになってるかというのを入れるということになると，なかなか非常に困難な事務手続も必要になってきますので，それ以外の部分については，今までどおりの中で住民の方に説明させていただきたいというふうに思っております。
○議長（吉田憲市君）　井田議員。
○３番（井田真一君）　はい，ありがとうございます。
確かに，本当に重要な政策がたくさんあるんで，全部ということは難しいとは思うんですけれども，今回の公約は町長が選挙中に町民の声をまとめていただいたものがメインだと思います。そんな中で，町全体を考えたときに，公約の中のものよりも優先順位が高いんではないかと思われる政策もあると思います。
例えば，昨日も本日もですけども，同僚議員から質問がある待機児童の解消の問題について。町のほうでも保育士に補助金を出したり，待機児童を前年度より減らす実績を出して努力されていることはよくわかっております。現在，福祉の項目ということでカテゴリーされておりますが，公約に病児保育施設の整備があります。病児保育施設の整備も重要で，私も同世代の友人からとてもいい政策で進めてほしいという要望はたくさん受けております。ただ，その一方，町民の多くの方がまずは既存の施設がある保育施設の待機児童の問題を優先してほしいと考えることも，非常に多い要望としてあります。
ぜひ，公約と並んでそのような重要だと思われる項目に関しても，優先順位の高いというふうに感じられる項目に対しては，政策実現が早まるということも感じますので，そのように今回の町長の公約を前面に出して，本当に進めているという推進力とともに活用していただけたらなということを強く感じるところでありますけれども，再度どうでしょうか。
○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原公室長。

○町長公室長（湯原幸徳君）　どういうふうな形で，その進捗管理をしていくかというふうなことでございます。先ほど私は24項目以外についても，随時いろんな形で町民の方に公表というかＰＲをしているというふうな，その部門，部署部署でＰＲというか，説明をしているというふうに認識をしておりますので，それをさらにもっと細かくしたほうがいいのか，どういうふうな状況になっているのか，そういったところまで含めてできるかどうかは内部の担当部署ともちょっと調整をさせていただきたいと思います。

○議長（吉田憲市君）　町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君）　この町政というのはですね，公約実現も大変大事なことなんですけれども，それとあわせてですね，今の時点でのいろんな課題もあわせて解決をしなくちゃいけないということがあります。先ほど言われた待機児童についても，入った当時はまさか処遇改善手当が出てないなんていうのは，私考えてなかったもんですから。それを４月にさかのぼってやるだとか。これ，もしやってなかったら，もっと大変な待機児童が増えたということであります。そういったこともスピーディーにやるということだとか。

それからデマンドタクシーついても，これ１年ちょっとかかってますけども，なかなか解決が見出せない。こういったもの。それから学校のエアコンの問題ですね，これは何とか今回で解決させていただきますけれども。そういったものも，やはり予算の配分もありますし，それから公約についての配分もありますし，こういったものを同時にやっていかなくちゃいけないっていう大変難しいところがありますので，その辺の部分……。

公約に関しては進捗状況の管理シートでお示しをします。それから，いろんなほかの部分についてはですね，町長と語る会だとかいろんなところの会合で，今こんな形になっています，今の阿見町はこういうふうに進んでますというようなことはですね，できるだけ皆さんにお話をしようということでやってるところでありますので，議員の皆様にも議会を通じてですね，知り得た情報については，いろんな報告会，そして自分たちの講演会，こういったので知らしめていただければというふうに思っています。

○議長（吉田憲市君）　井田議員。

○３番（井田真一君）　答弁ありがとうございます。先ほど私も伝えたんですけども，本当に見える化ができてて非常にいいことだと思ってますんで，町長答弁もいただきましたけれども，本当にたくさんある政策で，大変なこともあるとは思うんですけれども，ぜひとも検討いただけるという言葉がありましたんで，見える化して，本当に町民の期待にどんどんと応えていただければと思いまして，２問目の質問に移らしていただきます。

２問目の質問ですけれども，文書による意見は道の駅について１件ということでしたが，ランドセルの無料配布についても意見書が議員には来ていましたが，それについては届いていま

すか。
○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長朝日良一君。
○教育委員会教育次長（朝日良一君）　はい，お答えいたします。
　ランドセルに関しましては，こういった形で意見とか御要望をですね，私どもで承っております。
　以上です。
○議長（吉田憲市君）　井田議員。
○３番（井田真一君）　内容としては，どのような内容だったかわかりますか。
○議長（吉田憲市君）　教育次長朝日良一君。
○教育委員会教育次長（朝日良一君）　はい，お答えいたします。
　内容としましては，今回町長の公約でランドセルをですね，お祝い品として支給するということに対して，できればランドセル以外のものも支給していただけないかと，そういった御要望もありました。
　以上です。
○議長（吉田憲市君）　井田議員。
○３番（井田真一君）　はい。１年ぐらい前になりますかね，私も周りの友人や，既に無料配布を行っている土浦市の友人にいろいろと聞いたところによると，そんなに否定的な意見がなかったんで，余り深く掘り下げていなかったというのが事実なんですね。
　ただ，先ほど言っていただきましたけれども，そういう文書が届いて，内容についても今触れていただきましたが，数十名の署名をした意見書が私にも届きました。その中に，実は私の知り合いも入っていたので，ヒアリングに行ったところ，その友人も最初は無料配布ということで，それならよかったねという感じだったそうです。ただ，その後商品券の話が出たり，それであれば親がランドセルを買ってくれるので，その他のものがほしいなとか，そういう追加の意見が出ていたり。あとはやっぱり品質や色の自由度についても心配の声が上がっているのは確かだなと感じました。
　全協でも話がありましたが，再度確認ですけれども，品質や色の選択についての対応は十分と考えているのでしょうか。
○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長朝日良一君。
○教育委員会教育次長（朝日良一君）　はい。当然のランドセルについては，保護者の皆さんが品質についてかなり慎重に御不安があったと思います。そういったことからですね，これ，町長からも直接指示を受けてますけど，まず国産であること，そういったことがありました。あと，要望の中でもですね，なるべく多くの色がいいということが，意見もいただきましたの

で，当初は４色以上ってことでしたが，今回５色で６種類ということで考えております。そういうところで，なるべくそういった意見を取り入れて実施していきたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　井田議員。

○３番（井田真一君）　ありがとうございます。本当に私も先日ランドセル見ましたけれども，本当にしっかりできているランドセルですし，色の検討等もされているんで，引き続き調査検討できる部分はやっていただければなと思うとともに，今回無料配布後にアンケートの調査をすると聞いていますが，事前に行わないということで間違いありませんか。

○議長（吉田憲市君）　朝日良一君。

○教育委員会教育次長（朝日良一君）　はい，お答えいたします。

アンケートを事前にやるっていうことも実際は可能だったかと思いますが，今回町長公約でランドセルをですね，皆さんにお祝い品としてお配りすると。それについての，なかなかアンケートは難しいかと思っております。事後にやるのは，こちらがお配りしたものについての，その後のいろんな御意見なりを，次の事業にですね，活かせるかというふうに判断しまして，事後に，４月早々にですね，アンケートをとりたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　井田議員。

○３番（井田真一君）　町長も，本当自ら行政区の方々と語る会で意見交換をされて，いろんな貴重な意見をいただいていると思います。ただ，その中で同僚議員から事前アンケートの要望も出ていて，私もいろいろな事前準備というのが必要ではないかなと感じる部分もありました。仮にですが，配布後にアンケートをとって内容によっては再検討しなくていけないみたいなこともあるんでしょうか。

○議長（吉田憲市君）　朝日次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君）　はい。アンケートをどういうふうにするかは，これから検討したいと思いますけれども，当然内容によってはですね，検討しなきゃいけない項目もあるかと思います。そこら辺は，そのアンケートの結果をですね，十分踏まえまして，次の事業にですね，活かしていきたいと思っております。

○議長（吉田憲市君）　井田議員。

○３番（井田真一君）　先ほども町長が行政区の皆さんと語って，実際にいろんな意見をいただいてるっていうことでよくわかるんですけれども，この間，先日ですね，私たちも議会報告会を前回開催したところ，ふるさと納税に対しても積極的に取り組む必要はないんではないかという意見があったり，新しいことをやっぱり進めていく上では，いろんな懸念事項が出てく

るのは大いに考えられることだと思います。

そのような中でも，新しいことを進めるということはスピード感が大切だということは，私も重々承知しております。ただ，せっかく町長が町民のために公約を一生懸命進めても，それを町民が納得いかない状態では，マイナスの効果になってしまうという懸念も感じます。一度進めて再度見直すということになってしまうと，今回道の駅が見直し再検討となっておりますが，多くの費用が無駄になる可能性があったり，職員の努力も報われず，県や他の自治体の信用も失うという可能性もあり得ます。町長公約だから進めるというのではなく，反対意見や問題が起こる可能性があると感じられたときは，一度立ちどまり調査し，データに基づいて進めるという必要性も感じますが，いかがでしょうか。

○議長（吉田憲市君）　教育次長朝日良一君。

○教育委員会教育次長（朝日良一君）　はい，お答えいたします。

今回ですね，ランドセルことに関してだけ言えばですね，今回この実施するに当たりましてアンケートはとらなかったですが，近隣で実施してる市町村にかなりいろいろ問い合わせをさせてもらいました。そういうところで，間違いなくできると，安心しできるということで，こちら事業を進めてまいりました。そういう中で，自信を持っておりますので，今後そのアンケートで何かまた意見が出たときには，それについては本当にこちらのほうでも，そのアンケートの内容を踏まえてですね，検討したいと思いますけれども，当然事業をやっていくにはですね，何もしないではなくて，いろんなところに調査検討して進めてきたということで御理解していただきたいと思います。これは，あくまでもランドセルのことに関してだけですけど。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君）　道の駅の話が出ましたけれども，道の駅は中止ではないですから。今，御存じのように１月から検証委員会が立ち上がって，今スタートをしました。ですから，ここで検証していただいて，それが今言われている一度立ちどまってということになるかと思います。ですから，その辺のところは勘違いしないでいただきたいというふうに思います。

○議長（吉田憲市君）　井田議員。

○３番（井田真一君）　はい，わかりました。

千葉町長が公約を掲げて当選され，町民に約束したことを一生懸命進めることは，非常に理解できます。ただ，町民の中にも全ての公約がよいと思って投票した人ばかりではないと思います。もちろん町長公約の内容は，町にとって必要なことですが，優先順位や多少修正したほうが町民全体の利益につながるものである可能性もあります。そのような場合は，一度立ちどまって調査し，データに基づき検証した上で政策を進めていただけることを要望しまして，私

の最初の質問を終わります。
○議長（吉田憲市君）　井田議員。
○３番（井田真一君）　それでは，２問目の質問に移らしていただきます。
本郷二丁目の通学区割りについてですけれども，こちらは同僚議員からも関連質問が再三出ていますので，私は，区割りに関しては町も見直しをすると明言されています。再発防止という観点から質問させていただきます。
１点目，区割りに関して問題があると認識していますか。
２点目，なぜ，このような問題が起こってしまうとか検証されていますか。
以上，よろしくお願いいたします。
○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長湯原正人君，登壇願います。
〔教育長湯原正人君登壇〕
○教育長（湯原正人君）　本郷二丁目の通学区域に関しての質問にお答えいたします。
１点目の，問題であると認識していますかについてであります。
本郷二丁目の通学区域につきましては，阿見町立学校再編検討委員会における慎重な審議を経て，その答申を基に教育委員会において決定したものであります。
本郷二丁目は，同じ地域内であっても，あさひ小学校と本郷小学校とに通学区域が分かれており，教育委員会としても問題はあると認識しております。
２点目の，なぜ，このような問題が起こってしまったか検証されていますかにつきましては，先ほども申し上げましたように阿見町立学校再編検討委員会は，教育委員会の諮問に対して答申をしていただいたものでありますが，あさひ小学校の通学区域につきましては，毎年児童数の推移について見直しのための検証を行っております。
今後も教育委員会では，児童の教育環境を第一に考え，地域や児童数の実情等を踏まえながら，通学区域の見直しの検討をしてまいります。
以上です。
○議長（吉田憲市君）　井田議員。
○３番（井田真一君）　はい，答弁ありがとうございます。
１点目，２点目とも答弁が重複しているところもありますので，一括して再質問させていただきます。
２点目で答えていただいた毎年児童数の推移について，見直しのための検証とありますが，今後の見直し検証ではなく，仮に現状の問題を認識して再編検討委員会ができる前に戻った場合，具体的にどこを修正することによって，このような区割りにならなかったと考えています

か。
○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長朝日良一君。
○教育委員会教育次長（朝日良一君）　はい，お答えいたします。
　今の御質問は仮定の話かと思いますが，仮にですね，もう１度そのときに戻って学校再編検討委員会でこの審議をしていただいた場合には，当時の状況を踏まえますと，同じ答申の内容が出るものとこちらのほうでは考えております。
　以上です。
○議長（吉田憲市君）　井田議員。
○３番（井田真一君）　はい。ということになると，区割りに関しては問題だとは考えているけど，この区割りを選択したプロセスに関しては問題なかったというふうに考えているんでしょうか。
○議長（吉田憲市君）　朝日良一君。
○教育委員会教育次長（朝日良一君）　はい，お答えいたします。
　この通学区域については，何回も御説明しますが，この検討委員会におきまして学校規模の適正化を基本に，この地域の実情を踏まえてさまざまな議論の結果，答申として出されたものです。で，この答申では，将来の学校適正配置については，その時代背景や人口動向に合わせて，児童にとってよりよい教育環境を形成するように柔軟に対応すること，そして指定校変更制度及び特例については，その必要がないと判断される状況となった場合は，適切な通学区域の見直しを行うことの附帯条件が明記されております。
　で，この通学区域について，答申でも見直しを行うことということを附帯条件として出されてますので，問題はなかったとはこちらのほうとしても考えておりません。ただ，この答申につきましては，再編検討委員会におきまして，地域からの意見を踏まえて真剣な議論，本当に慎重な議論をその中でしていただきました。そういうやり方で出てきたものですから，町としては，この決定は適正であったと思っております。
　以上です。
○議長（吉田憲市君）　井田議員。
○３番（井田真一君）　はい。真剣な議論がされて，見直しが検討されてるということは非常に理解しております。でも，仮にですけれども，その再編検討委員会の答申が今後の転入者も含めてあさひ小学校への通学区域としていた場合は，その答申を学校教育課としては受けて，二丁目の全員が同じ通学区域となっていくということを決断した可能性はありますか。
○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。朝日次長。
○教育委員会教育次長（朝日良一君）　済みません。もう一度最後のところだけお願いします。

よろしく……。

○議長（吉田憲市君）　井田議員。

○３番（井田真一君）　ちょっとわかりにくかったと思うんですけど，仮にですよ，その再編検討委員会の答申が，もう二丁目全員の人があさひ小学校に行くという答申が，仮に学校教育課に出されていたとしたら，どういうふうになっていたんでしょうか。

○議長（吉田憲市君）　朝日次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君）　はい，お答えいたします。

その再編検討委員会で，そのような答申が出されれば，当然教育委員会としてもその答申を尊重してそのようになったと思います。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　井田議員。

○３番（井田真一君）　はい，ありがとうございます。ということは，プロセスをどこか見直すことによって，結果が変わっていたのかなと感じる答弁でもありましたけれども，何かやっぱり問題があって結果が出るんで，その結果に対して，やはり検証するということは，必ず今問題になってる学校教育課だけではなくて，その他の課にも必要となってくると考えております。

今後ですね，今の答弁を聞いてると，やはりそのプロセスに問題があって，それを変えることによって今の問題が起きなかったっていうことが私は感じられたんですけれども，再度やっぱり調査検討をしていただいて，本当にどこが間違っているっていうか，修正することによって，その問題が再度繰り返さなかったのかということを検証いただきたいなと思いますけど，いかがでしょうか。

○議長（吉田憲市君）　朝日次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君）　はい，お答えいたします。

先ほどの私の説明で，ちょっと不足する点があったので，そこをもう一度修正というか補足させていただきます。

井田議員からはですね，仮にですね，この再編検討委員会で本郷二丁目が全てあさひ小学校の通学区域になるという答申が出されたら，教育委員会としてはどうしたんだっていう質問を受けたかと私思いました。それは当然，そういうことが仮に出た場合には，教育委員会としては，その先ほど言ったこの検討委員会での慎重な，真剣な議論の結果ですから，それは尊重しますと。ただ，一番最初に言いましたけども，こういう中で多分そのときに戻りましても，恐らくそういった全部をですね，あさひ小学校に行くという答申内容にならなかったと，私は今でも思っております。

ですから，そういった意味では，このことについて検証するということはなかなかできないかと思います。その，やったことについての検証は，そのときのですね，委員さんが皆さん本当に真剣にですね，本当に自分の地域を背負って意見を言っていただいてるんです。それに対して，私は大変失礼になってしまうと思っています。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　井田議員。

○３番（井田真一君）　はい。そういうことであれば，私のほうのちょっと認識が，先ほど言ったのが違ってたのかもしれないですけれども，本当に答申が仮にメンバーがたとえ変わっていて答申がいろいろなのが出たとしても，結果としては，やはり二丁目が区割りが分けられてしまった可能性もあるし，そういう問題が起きてしまったって，こういう問題が再度起きるって可能性があるということで，再度確認ですけれど，よろしいんですね。

○議長（吉田憲市君）　朝日次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君）　ちょっとわかりにくい説明してしまって，申しわけありません。先ほども説明しましたが，今回の答申の中でも，見直しについては答申の中で触れられてるんですね。ということは，この答申した結果が全て最善である，ベストであるというのは，この答申の中でもそういう認識ではないんです。見直ししなきゃいけないっていう中で，議論の中で，こういう答申が出てきたということで。これは，何回も言いますけど，委員の方が変わったりとか，状況が変わればまた別かもしれませんけど，当時の状況で当時の委員さんの中では多分同じことを，過去に戻ったとしても，同じ答申が出されたんだと思っております。

で，それについて，先ほど井田議員が全く違う結論が出た場合はどうなのかという質問を私は聞いたもんですから，それはその調査結果を踏まえると，尊重すると。それだけのことをやっていただいたわけですから，それについて町は当然尊重するという意見です。そういう考えです。御理解していただけますでしょうか。

○議長（吉田憲市君）　井田議員。

○３番（井田真一君）　じゃあ，尊重するけれども，やはり問題定義は変わらないので，同じように今のような形になっていた可能性は高いということですね。はい，わかりました。

○議長（吉田憲市君）　朝日次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君）　私もそう思います。今の状況がまた同じようにあってたと思います。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　井田議員。

○３番（井田真一君）　はい，ありがとうございます。ちょっと私のほうも，やはりちょっと

１回難しい問題でもあるんで，再度しっかり精査した上で，担当課のヒアリングとか，もう少し地元に関してしっかりと調査検討して，それを踏まえて再度このような場だったりとか，本当に再発防止に対してどのように取り組んでいくかという，私なりの御提案もできるように進めていきたいと感じております。

この質問の最後になりますけれども，今回ちょうどと言ってはあれなんですけども，学校教育課さんの問題として捉えられてますけれども，各課で起こり得る可能性がある問題だと思います。このような大きい問題ができたときは，やはり検証をしっかりして，各課としても検証を勉強していただいて，大きな問題が起こらずに行政が進んでいけること要望しまして，私の２問目の質問とさせていただきます。

○議長（吉田憲市君）　井田議員。

○３番（井田真一君）　それでは，最後のひたち野うしく駅，牛久阿見インターチェンジ周辺の土地利用の質問に移らせていただきます。

以前一般質問でも同僚議員から，ひたち野うしく駅周辺の土地利用要望が出されたり，地元地区でも土地利用の勉強会をしています。また，東部工業団地も埋まり，阿見町の新しい工業，店舗等，また新市街地としても町の土地利用，開発の場所として，ひたち野うしく駅，牛久阿見インター周辺ということは明らかです。しかし，市街化調整区域になっていることもあり，開発が簡単でない状況です。開発計画には時間がかかるため，早期の開発計画の着手が必要と感じることから，ひたち野うしく駅，牛久阿見インター周辺の土地利用について質問をいたします。

１点目，現状はどのようになっていますか。

２点目，今後の土地活用に関してはどのように考えますか。

以上，よろしくお願いします。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君）　ひたち野うしく駅，牛久阿見インターチェンジ周辺の土地利用に関しての質問にお答えいたします。

１点目の，現状はどのようになっていますかについてであります。

ＪＲひたち野うしく駅，牛久阿見インターチェンジ周辺は，市街化を抑制し，開発等も制限される市街化調整区域に位置づけられており，牛久市・阿見町の行政界を挟み，市街化が進む牛久市側とは対称的に，山林や農地が広がる田園地帯となっております。

そのような中において，ＪＲひたち野うしく駅から１キロメートル圏内に位置する上本郷地区と中根地区においては，土地利用の具体化が見込まれるポテンシャルの高い区域であることから，エリア内に土地を所有する地権者の方々が自主的にまちづくりや土地活用に関する勉強

会等を行うなど，市街化や土地活用への意識が高まっているところであります。

２点目の，今後の土地利用に関してはどのように考えていますかについてであります。

町では，第６次総合計画後期基本計画において牛久阿見インターチェンジ周辺や上本郷中根区域について「将来に向けた新たな土地利用の検討を進めていく区域」と位置づけており，また，平成27年度に策定した都市計画マスタープランにおいても，当地区を市街化調整区域であるものの，土地利用の具体化が見込まれる地域であることから，「将来市街地検討ゾーン」として位置づけております。

現在，市街化区域内における新市街地の形成を進めている荒川本郷地区や阿見吉原地区の進捗を見きわめながら，この地域の特性にふさわしい新たな市街地形成や望ましい開発のあり方について検討してまいります。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　井田議員。

○３番（井田真一君）　はい，答弁ありがとうございます。

答弁の１問目ですけれども，地権者の方々が自主的に土地活用の勉強会を行っているということでしたが，行政として何かサポート等かかわっていることはありますか。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長湯原一博君。

○産業建設部長（湯原一博君）　はい。土地活用の勉強会にですね，町のほうからですね，出席して説明を行ったという経緯があります。

○議長（吉田憲市君）　井田議員。

○３番（井田真一君）　はい，ありがとうございます。

何かしらのかかわりはあるとは思うんですけれども，具体的に今勉強会がやられている中で，実際にその事務局というんじゃないですけれども，何かそういう勉強会に参加したりとか，そういう活動のほうはどうでしょうか。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市計画課長林田克己君。

○都市計画課長（林田克己君）　はい，お答えいたします。

先ほど部長のほうから説明がありましたけど，勉強会を立ち上げるというときにですね，現状についての説明をさせていただいたということはございましたけど，その後地区のほうで独自にやられている勉強会に，町のほうが説明に伺ったというような事実はないと思います。

○議長（吉田憲市君）　井田議員。

○３番（井田真一君）　はい，ありがとうございます。

最初に中根地区，上本郷地区，合同で勉強会を行っていましたが，今は上本郷地区の方々のみとなっていることは知っていますか。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原部長。
○産業建設部長（湯原一博君）　上本郷地区と中根地区と一緒に始まったんですが，中根地区については，ちょっと見直していきたいということは聞いております。
○議長（吉田憲市君）　井田議員。
○３番（井田真一君）　はい，ありがとうございます。
　私もちょっと地元の方の話を聞いていたら，やはりちょっと公的なサポートがなされないのが少し心配かなとか，そのような声が聞かれたり，行政のかかわりに関して要望されているようなことを言われる方もいました。そういう中で，やはり町が今後積極的に，そういう今後の，将来の計画にも盛り込んでいますけれども，そういうことにかかわっていっていただきたいなという考えがありますが，いかがですか。
○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原部長。
○産業建設部長（湯原一博君）　はい。この地区はですね，答弁書にもありますけども，後期の基本計画の中にですね，将来に向けた新たな土地利用の検討を進めていきますという地区でありますし，都市計画マスタープランの中にもですね，将来的な市街化区域編入を視野に入れた地区だというふうに書いてあります。ただですね，今の現状もありますし，その辺も含めてですね，地元の意見を聞いていきたいとは思っております。
○議長（吉田憲市君）　井田議員。
○３番（井田真一君）　はい，ありがとうございます。
　インターチェンジの周辺の土地利用ですが，周辺の自治体の例を見てみますと，常総市ですね，市と組合，大手建設会社が三位一体となって事業を推進することで土地活用が進んでいる状況も見ることができます。このような自治体のほうも，よく勉強していただけたらなと思います。
　それでは，２点目の再質問ですけれども，先ほど部長にも言っていただきましたけれども，この地区が市街化調整区域にもかかわらず，町の計画で将来市街地検討ゾーンとして位置づけられているということは，町としても開発に対しての強い可能性，思いを感じてのことだと思います。ただ，１年以上前の答弁でも，このことについて質問した議員がいまして，同じ答弁で，本郷地区の進捗を見きわめて検討していくという答弁でありました。具体的に，どの段階で検討に入るというお考えがありますか。
○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原部長。
○産業建設部長（湯原一博君）　はい。１年以上前にもですね，そういうような質問があったということで，どのような時点で検討を始める予定なのかということでありますけども，明確なですね，基準はありませんけども，荒川本郷地区の事業用地等の活用がおおむね図られまし

て，未整備の都市計画道路，また公共施設の整備の見通しが立った段階でですね，町全体の市街化区域の土地利用の状況を踏まえながら，さらに新市街地が必要であると判断された場合と考えられます。

この前段にですね，説明をいたしますと，調整区域ということですね，この区域をですね，市街化してですね，宅地化することと関連してくると思います。この件に関しましてはですね，国とか県ではですね，今後人口の減少が見込まれる中でですね，宅地化に伴う市街化区域の拡大は非常に厳しい状況にあるというふうに言っております。

現在ですね，阿見町の人口はほぼ横ばいで推移していまして，飛躍的に人口増が見込まれる状況にはありません。それがためにですね，現時点ではですね，宅地化，さらにはですね，市街化区域を拡張することは都市計画上はちょっと困難ではないかというふうな見解です。

○議長（吉田憲市君）　井田議員。

○３番（井田真一君）　はい，ありがとうございます。

確かに阿見町の全体を見ると，そのようなことも言えるかもしれないですけども，先ほど小学校で問題になってましたけれども，人数が多過ぎて大変だっていうところの問題も一部であります。それなんで，やっぱり阿見町を全体見回していただいて，どこがやはり発展して町を元気にしていくのか。あとは，やはり守りっていうわけではないですけれども，やはり高齢化が進んでいる地区ももちろんあります。そういうところはどういうふうに対策していくのか。やはり阿見町もすごく広いんで，分けて考えていかなきゃいけない対策もあると思いますけども，そのあたりはどうお考えですか。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君）　はい。町全体なんですけども，やっぱり町の都市計画の区域の決定におきまして，やはり市街化を進めていく地区，また市街化を抑制していく地区という大前提があります。そちらをですね，決定が進んでいない中でですね，新たにですね，またそれを，計画を変えていくということはですね，今までの都市計画の考え方がちょっと変わっていくということになりますので，それは崩せないというふうに思っております。

○議長（吉田憲市君）　井田議員。

○３番（井田真一君）　はい，ありがとうございます。

確かに本当に今まだ荒川本郷地区，そして吉原地区の状況がまだ現在進行中ということは私もすごく理解はできるんですけれども，その荒川本郷地区や東部工業団地，そして，まだ開発途中でもある吉原地区の開発というのは，どれぐらいの年月がかかっているんでしょうか。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君）　はい。まずですね，開発に関しまして，まず本郷第一土地区

画整理事業，これ公共事業ですけども，これは平成５年に都市計画事業の決定が行われまして，平成30年３月31日までが事業計画書となっています。約25年。あと阿見東部工業団地ですけども，これは平成３年３月に開発基本計画に位置づけられまして，その後ですね，平成29年に分譲が完了してると。26年かかっている。また，阿見吉原土地区画整理事業につきましては，平成８年１月に先行取得の開始が行われまして，今の計画では西南工区の事業期間が令和６年ということで，28年。ただですね，準備期間をですね，含めますとですね，約30年ぐらいはかかってるんじゃないかというふうに思っております。

○議長（吉田憲市君）　井田議員。

○３番（井田真一君）　はい，ありがとうございます。

やはり本当20年以上，30年とかかる事業になる可能性が高いんだなということを改めて認識した次第なんですけれども，ほかの周辺自治体を見てみると，五霞町，境町，坂東市，常総市とインターチェンジの周辺ですけれども，土地活用がどんどん進んでいます。そんな中，牛久阿見周辺はインターチェンジもある中で，駅にも近いという結構特色のあるインターチェンジじゃないかなと思って，私はポテンシャルを感じているんですけれども，それに関しては先ほどからいろいろ難しいということは聞いていますけれども，どのように感じていますか。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原公室長。

○町長公室長（湯原幸徳君）　私の方から答弁させていただきます。

インターチェンジ開発については，先ほども湯原部長のほうから，町長の答弁の中でも総合計画の中で，都市計画マスタープランと総合計画の中でもちゃんと土地利用の可能な位置づけをさせていただいております。これはやはり位置づけをしなければ，国・県等から市町村計画の中での位置づけがはっきりしていないということで，それでちゃんとした位置づけをしなくちゃいけないというふうなことでございます。

あと，そのポテンシャルに関しては，阿見町については圏央道はこれから2024年までには４車線化が図られるということで，非常にポテンシャルの高い地域であるというふうに思っておりますし，阿見東インターチェンジもあのような区画整理事業も完了してきますし，次はできれば牛久阿見周辺のインターチェンジを進めていきたいというのが阿見町の考えです。

ただ，それを町でじゃあ進めましょうかということになりますと，いろいろとマンパワーの問題ですとか，いろいろこれは大きな問題になってきてしまいますので，なかなか町が単独でそこを開発するというのは，なかなか難しいんじゃないかなというふうに思っております。その辺のところも県とは調整をしておりますけれども，茨城県でも今インター周辺地域あるいは工業団地のあり方について検討をしております。というのは，茨城県全体の中で800ヘクタールばかり，まだ未利用地があるということで，茨城県としてどういうふうに今後進めていった

らいいのかというふうな考え方も今整理しているというふうなところでございます。

そういったところも含めまして，茨城県とも調整して，できれば茨城県あるいは県の外郭団体である開発公社ですとか，企業局ですとか，そういったところに取り扱っていただければいいのかなというようなことで，これからちょっと県のほうとも調整はしたいなというふうには思っております。

○議長（吉田憲市君）　井田議員。

○３番（井田真一君）　ありがとうございます。

いろいろ調整区域という難しい中でも，いろいろ検討されてるということがわかって，本当にありがとうございます。たしかに，その調整区域でもあったり，まだ荒川本郷地区，吉原地区と進めてる中で，次の開発に動き出すということは難しいなというのは理解することもできます。ただ，開発には検討してから，先ほども言いましたけど，20年，30年とかかる事業も多くて，時期を逃すと手おくれになってしまうんじゃないかなっていう私の焦りもあります。

確かに，少子高齢化やＡＩの技術の発展によって，大きく世の中が変化していく可能性があります。そのようなことが想定されますけれども，そういう想定を重々と加味しながら将来の計画や，将来しっかり見据えて，その時々，時代の変化にも合わせて多少形を変化させながらも，次の阿見の発展計画を進めていく必要があるのではないかなと強く感じるところです。

議会としても，20年，30年と阿見町の未来の形を見据えて，阿見町が輝き続ける実現可能な土地活用の方法を提案していきたいと考えておりますので，町としても積極的に第６次総合計画後期計画に基づき，土地利用の早期検討を進めていただきたいと要望いたしまして，私の質問とかえさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉田憲市君）　これで，３番井田真一君の質問を終わります。

ここで，先ほどの柴原議員の答弁。青山課長のほうからお願いいたします。

○総務課長（青山広美君）　それでは，先ほど柴原議員からございました副町長の退職金について答弁をさせていただきます。

１期４年の手当額ですけれども，725万4,000円となります。大変失礼をいたしました。

散会の宣告

○議長（吉田憲市君）　以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日は，これで散会いたします。御苦労さまでした。

午後　３時２１分散会

第　４　号

〔 ６ 月 ７ 日 〕

令和元年第２回阿見町議会定例会会議録（第４号）

令和元年６月７日（第４日）

○出席議員

１番	吉田憲市君
２番	石引大介君
３番	井田真一君
４番	高野好央君
５番	樋口達哉君
６番	栗原宜行君
７番	野口雅弘君
８番	永井義一君
９番	海野　隆君
１０番	平岡　博君
１１番	久保谷　充君
１２番	川畑秀慈君
１３番	難波千香子君
１４番	紙井和美君
１５番	柴原成一君
１６番	久保谷　実君
１７番	倉持松雄君
１８番	佐藤幸明君

○欠席議員

なし

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	千葉　繁君
教育長	湯原正人君
町長公室長	湯原幸徳君
総務部長	小口勝美君

町民生活部長兼 生活環境課長	髙須　徹君
保健福祉部長	飯野利明君
産業建設部長	湯原一博君
教育委員会教育次長	朝日良一君
会計管理者兼 会計課長	佐藤吉一君
政策秘書課長	佐藤哲朗君
総務課長	青山広美君
財政課長	黒岩　孝君
社会福祉課長	遠藤朋子君
学校教育課長	武井　浩君
生涯学習課長兼 中央公民館長	煙川　栄君
図書館長	齊藤千洋君
指導室長	東　治樹君

○議会事務局出席者

事務局長	小倉貴一
書記	野口和之

令和元年第２回阿見町議会定例会

議事日程第４号

令和元年６月７日　午前１０時開議

日程第１　一般質問

日程第２　休会の件

一般質問通告事項一覧

令和元年第２回定例会

一般質問３日目（令和元年６月７日）

発　言　者	質　問　の　趣　旨	答　弁　者
１．倉持　松雄	１．地域コミュニティの形成について	教　育　長
２．川畑　秀慈	１．小中一貫教育とコミュニティ・スクールについて ２．町図書館の運営について	教　育　長 教　育　長
３．栗原　宜行	１．高齢者の運転免許自主返納をどのように考え，どのように返納を進めているか ２．阿見町第６次総合計画の後期基本計画について	町　　長 町　　長

午前１０時００分開議

○議長（吉田憲市君）　おはようございます。定刻になりましたので，これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で，定足数に達しておりますので，会議は成立いたしました。

本日の議事については，お手元に配付をいたしました日程表によって進めたいと思いますので，御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（吉田憲市君）　日程第１，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし，質問時間を40分といたしますので，御協力のほどお願い申し上げます。

議員並びに執行部各位に申し上げます。発言の際は，なるべく簡単明瞭かつ要領よくなされるようお願いいたします。

なお，議会基本条例第５条第１項第３号の規定により，執行機関には反問権を付与しておりますので，議員の質問に対し反問する場合には，挙手の上，反問したい旨を述べ，議長の許可を得てから反問してください。

初めに，17番倉持松雄君の一般質問を行います。

質問者席に移動，準備をお願いいたします。

17番倉持松雄君の質問を許します。登壇願います。

〔１７番倉持松雄君登壇〕

○１７番（倉持松雄君）　皆さん，改めまして，おはようございます。

私も，議員になって初めて，その日の１番でやらせていただくのは，今日初めてでございます。傍聴席にも何人かお見えになっておりますので，少し大きな声でやらせていただきます。

それでは，通告に従いまして，一般質問を行います。

地域コミュニティの形成についてと題して質問をいたします。

本郷二丁目の通学区割りについては，前回，町長のお考えを伺いまして，前向きに心配してくださっていることを推測いたし，安心してお任せしたいと考えておりましたが，１つだけ心配になったことがありました。それは，事務方が町長に対して真実を伝えているかどうかであります。でありますので，本日，６回目の一般質問をお尋ねいたします。耳にたこができたという方もいらっしゃるかと思いますけども，しばらくの間，御清聴をお願いいたします。

それでは，本題に入ります。

本郷二丁目内のコミュニティについて，以前の一般質問で，区長さん，民生委員さん，さらに地域住民の方々が日ごろから集い，地域活動に参加し，地域の課題を共有することで，人がつながるまちづくりが推進できると考えておりますとの答弁をいただきましたが，類似の答弁は毎回です。しかし，区長さんや民生委員さんにお願いしたことは一度もありませんでした。最後には，学校再編検討委員会から答申されたものですから，我々は口を出すことができませんということになります。それでは，教育委員会は，やや無責任ではないかと思います。

また，平成29年６月議会で，あさひ小学校の収容人数は多目的教室を転用すると1,050人ですとの答弁がありました。いつのまにか消えてしまった1,050人の理由について，平成31年３月の議会の質問では，児童数の増加に伴い，普通教室が不足する際に，多目的教室を普通教室に転用した場合の計算になりますので，余裕があるわけではありませんとのことでした。

なかなか私が理解に苦しむことがございますので，この点について，まずお伺いをいたします。

あとは自席にていたします。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長湯原正人君，登壇願います。

〔教育長湯原正人君登壇〕

○教育長（湯原正人君）　よろしくお願いいたします。

倉持議員の，地域コミュニティの形成についての質問にお答えいたします。

１点目及び２点目についての質問は関連しておりますので，あわせてお答えをいたします。

議員御質問の地域コミュニティの形成につきましては，これまでの定例会において答弁させていただいたとおり，今後とも引き続き，人がつながるまちづくりを進めながら，区長さんを初め，その地域にお住まいの皆さんがさまざまな地域活動を通して，地域の課題について，その解決に向けた取り組みをさらに積極的に行うことで，地域のコミュニティも深められていくものと考えております。

あさひ小学校の収容人数についてでありますが，あさひ小学校は，各学年に特別支援教室を除いた普通教室が４教室，多目的教室が１教室ずつの構成となっております。将来，児童数が増加し，普通教室が不足する状況になったときに，この多目的教室を普通教室として全て転用した場合は，各学年の普通教室が４教室から５教室になり，児童数が最大で1,050人になります。このことは，平成30年第４回定例会において答弁させていただいたとおりです。

あさひ小学校の通学区域の今後の方向につきましては，児童の教育環境を第一に考え，地域や児童数の実情等を踏まえながら，見直しの検討をしてまいります。

以上です。
○議長（吉田憲市君）　倉持議員。
○１７番（倉持松雄君）　御答弁ありがとうございました。
いつもは煙に巻くような答弁でございましたが，今日はすっきり，天気とは裏腹に，晴れ晴れとした素直な答弁で，ありがとうございます。
ところで，このことを私がもろ手を挙げて喜んでよいのか，わかんないことであります。本当に私も議員は一番長いんじゃなくて，年齢が一番年とってますから，議会では，とんでもないところでもろ手を挙げて喜んでて，どうにかしちゃったら大変ですから，確認いたしておりますけれども，過去の質問，平成31年３月の答弁では，多目的教室を転用すれば1,050人入りますと言いながら，あさひ小学校の多目的教室は多目的教室として使われています。余裕があるわけではありませんとの答弁をいただいたことがございます。
多目的教室は普通教室に転用できるのか，できないのか。このわけのわからない，簡単に言えば，正確に答弁してくださったような気がしますが，私の勘違いで，イカ墨にぱっと黒い煙でもかけられちゃったみたいに，そういうことになっては困りますので，本当のところ，転用できるのか，できないのか。もう一度お尋ねをいたしたいと思います。
○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長朝日良一君。
○教育委員会教育次長（朝日良一君）　はい，お答えします。
多目的教室につきましては，あさひ小学校の開校前にですね，見学会を設定させていただいて，そのときにも御説明させていただいたとおりですね，多目的教室は計画に基づき整備されてたものです。平成30年の４月のですね，開校から現在まで，多目的教室として使用させていただいております。
で，多目的教室の，今の御質問の転用につきましては，現在の通学区域を継続していてもですね，将来，児童数が増加してしまい，普通教室が不足する状況になったときの対応方法の１つとして普通教室に転用することを考えておりました。先ほども答弁で言いましたけれども，多目的教室に全て転用した場合には，最大で1,050人が使用できるということです。しかし，現在はですね，これまでのところ，この通学区域によりまして，普通教室が不足するような状況になっておりませんので，転用の必要はないと，転用はできないと考えております。
以上です。
○議長（吉田憲市君）　倉持議員。
○１７番（倉持松雄君）　必要がないから転用しないんですね。必要があれば転用するんですね。必要があれば。その点はわかりました。
○議長（吉田憲市君）　倉持議員。

○１７番（倉持松雄君）　で，必要があれば転用する。で，必要がないと。じゃあ，今んとこ，じゃあ子供の数が足りないということだよね，子供の数が。ですから，それでは，本郷二丁目，わずか今のところでは10人台ですよね。平成36年，平成三十……。今，平成じゃないんですか。当時，計算したときは，平成36年までは，最高で本郷二丁目は19人。それだって，今いる人も含めてですから，そんなにないですよ。じゃあ，別に，本郷二丁目を加えても何ら問題はないんじゃないかと思うんですが，いかがですか。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長朝日良一君。

○教育委員会教育次長（朝日良一君）　はい，お答えいたします。

同じ答弁の繰り返しになりますが，多目的教室の転用につきましては，どういう場合に転用するかっていうことなんですけれども，現在の通学区域をこのまま継続していっても，将来的に児童数が増えてしまったときに，普通教室が不足するような状況になりますので，そのときに改めて多目的教室を転用して普通教室にするということで，あくまでも現在の通学区域を維持した中での転用を考えております。ですから，今の現在の時点では，普通教室を転用するような状況になっていないと，多目的教室に転用するような状況になっていくことを，こちらでは考えておりますので，転用する必要はない，転用はできないと思っております。

○議長（吉田憲市君）　倉持議員。

○１７番（倉持松雄君）　教育委員会部屋で，私と教育次長と学校教育課長ですか，あのとき，それで話して，あさひ小学校の児童の数の変わり方，それから，本郷二丁目の児童の推移，それを計算してもらって，で，ちゃんと議会で答弁していただきましたよね。それを含めて，児童が増えてないということはですね，増えてないと，はっきりしてるんですから，当然，私としては，本郷二丁目が行ってもいいんじゃないかと思うんです。それが，その数字がはっきりしていて――してないんじゃ仕方ないですよ。しているのに，増えたときはという心配は，何を根拠にして心配してるんですか。

それからですね，もうあと増えるところは，今いる子供たち，それから，これから住む人もいますよね。これからあそこに子連れで来る人。それから，あそこへ来て子供が生まれる人，そういう人たちがどのくらい増えるかというのは，まだ数字ははっきりしてないんだよね。それは，どのくらい増えるかというのは，やっぱり，その予測というのは，教育委員会ではつかむべきだと思うんですが。どのくらい増えるかわからない，その理由，それは何ですか。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長朝日良一君。

○教育委員会教育次長（朝日良一君）　はい，お答えいたします。

将来ですね，どのくらい児童数が増加すること。で，それに伴って普通教室に不足が生じて，多目的教室を転用するような状況になってしまうと。こういうことについては，とても重要な

ことだと考えていまして，注意深く見守らなきゃいけないと思っております。

今，倉持議員がおっしゃった，倉持議員も十分，あさひ小学校の通学区域の状況はわかっていらっしゃると思いますけども，これからどのくらいの方がですね，あの地域に新たに，これは二丁目以外もですね，含めて，一丁目，うずら野，二区北，二区南，住吉とか，そういうとこを含めて，どれぐらいの方が新たに転居し，また転居に伴って，どのくらいの子供が増えるか。また，そこに住んでいた方，転居された方が，新たにどのぐらいのお子さんを産んでいただけるか。そういったことによって人数は変わるってことでございます。

で，そういった，これからですね，まだまだ空き地があって，住宅開発が見込まれる地域だと，こちらでは思っております。そういう中で，そういう地域にどれだけ人数が増えるのかと聞かれましても，教育委員会としては予測はできないということで考えております。そういう予測ができない中で，それを通学区域，今現在，見直すことについては，とてもじゃないけど，できないと，そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　倉持議員。

○１７番（倉持松雄君）　じゃ，今，どのくらいの，あそこの人口ですか，世帯数か，それで750人前後の子供があさひ小学校に来てるか。それはどのように考えているんですか。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長朝日良一君。朝日次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君）　はい，お答えいたします。

まずですね，今現在，あそこの全世帯のですね，その地域の世帯数については，まずこちらではちょっと把握してません。ただ，これからの見直しのためにですね，今現在の，５月１日現在のですね，児童数について把握して，あと，その地域の空き地の状況なども，今，検討してます。そういったところを見ながら，どういうふうに，今，児童の増加が推移しているのかをよく見ながらですね，見直しの検討をしていきたいと思っております。

○議長（吉田憲市君）　倉持議員。

○１７番（倉持松雄君）　空き地の状況を検討してるということですが，検討って，どうやってしてんですか。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。学校教育課長武井浩君。

○学校教育課長（武井浩君）　はい，ちょっと補足させていただきたいと思います。

先ほど，倉持議員からですね，あさひ小学校の各行政区の状況というお問い合わせがございましたが，ちなみにですね，過去５年間，５年前と今年の５月を比較したですね，行政区ごとの人口をちょっと申し上げたいと思います。それをお聞きになればですね，人口が増えてる地

域ということがおわかりいただけると思います。

まず，住吉一丁目，５年前が……。

○１７番（倉持松雄君）　ちょっと待ってね。

○学校教育課長（武井浩君）　はい。これはですね，いわゆる住基の人口でございますが，住吉一丁目，５年前が613名。

○１７番（倉持松雄君）　ちょっと待ってください。

○学校教育課長（武井浩君）　はい。

○１７番（倉持松雄君）　613名。

○学校教育課長（武井浩君）　はい，613人が610人ということで，３名減っているような状況です。住吉二丁目，458が461。458が461でございます。住吉はもうかなり既成市街地，古くからの市街地ですので，そういうことだと。

○１７番（倉持松雄君）　住吉……。

○学校教育課長（武井浩君）　一丁目が613が610。はい。二丁目が，住吉二丁目，458が461。で，次，うずら野地区でございます。うずら野一丁目，これはうずら出張所がある周辺のところでございますが，一丁目が，1,395が1,562。1,395が1,562。二丁目，1,507が1,503。三丁目，1,812が1,886。四丁目，1,147が1,222。1,147が1,222。ですから，この中だと，うずら野一丁目の人口増加がですね，既成市街地，住吉・うずら野地区の中では多いということでございます。

特に，今回一番主題となりそうなところですね，本郷一丁目を申し上げますと，1,310がですね，1,685。375名ですね，増えていらっしゃるということでございます。ですから，このうずら野一丁目，それから本郷一丁目の人口の伸びというのがですね，現実に，この過去５年間の中でも多い。

これは議員御承知かと思いますが，阿見町ではですね，定住促進策をですね，実施しております。指定の事業所のほうにですね，お勤めの方が定住していただいた方に奨励金のほうをですね，交付させていただくような，そういった定住促進策も実施しております。で，この本郷地区，あさひ小学校の区域，特にこのうずら野一丁目，本郷一丁目のほうは，人口の伸びが，このようにですね，著しいと。で，今後も，これがですね，まだまだ未利用地がございますので，伸びが見込まれると，そういうことをですね，御説明しているわけでございます。

ちなみにですね，本郷二丁目がですね，５年前が383名，383から561名ということで，178人の伸びがございます。本郷一丁目，特に二丁目ですね，まだまだ，いわゆる未利用地がございます。教育委員会で把握させていただいております数字といたしましては，本郷一丁目で２万5,300平米，本郷二丁目が２万7,100平米，まだ未利用地があるというふうな捉え方をさせてい

ただいておりますので，今後の人口増ですね，町の定住促進，これは本当に町としてもですね，人口が増える，活力のある町になるということは，これは町としても本当に願っていることでございますが，それと引きかえにですね，あさひ小学校のほうの収容人数がですね，読みにくいということが現状でございます。

以上でございます。

○議長（吉田憲市君）　倉持議員。

○１７番（倉持松雄君）　学校教育課長に，私はお願いします。これ，全部で，これ人口だよね，人口。人口をちょっと，あさひ小学校区内を全部足してみてください。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。時間かかりますか。

○学校教育課長（武井浩君）　はい。

○議長（吉田憲市君）　じゃあ，倉持議員，ちょっと時間をいただきたいってことなんですが，よろしいでしょうか。

○１７番（倉持松雄君）　あ，いいですよ。

○議長（吉田憲市君）　じゃあ，次の質問をお願いします。

倉持議員。

○１７番（倉持松雄君）　私はですね，先ほど申しましたように，こんな晴れ晴れとした答弁を聞いたことがないと思っておりまして，見直しの検討もしてまいりますというような，大変喜ばしい答弁をいただきましたが，この時期と予定，どういう過程を経て見直しするのか，その見直しの方法をお尋ねします。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長朝日良一君。

○教育委員会教育次長（朝日良一君）　見直しのですね，時期については，今，学校教育課長からもあったとおり，この地域がかなり人口が伸びていると，そういう状況がありますので，その時期について，その人口の推移を見ながら考えたいと思います。過程としましては，こちらの通学区域を組んだときのようにですね，学校再編検討委員会という組織を結成しまして，また地域の方，同様に区長さんとか，育成会の代表の方，あと，議会の議員さん，そして，学校の校長先生とかも入っていただいて，その中でもう一度審議していただいて，決定していくというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　倉持議員。

○１７番（倉持松雄君）　そういう段取りするのが，いつから始まるんですか。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君）　はい，お答えいたします。

申しわけありませんが，今，今日この段階でいつからということは明言できませんので，そこは御了解いただきたいと思います。

○議長（吉田憲市君）　倉持議員。

○１７番（倉持松雄君）　見直しの検討もしてまいりますという，私は大変うれしかったんですけども，全然予定も何も考えなくて，ただここに書いただけなんですか。そんなことはないですよね。そこのとこをもうちょっと細かく伺います。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君）　はい，お答えいたします。

また繰り返しの説明になりますが，あさひ小学校の児童数がどのくらい推移，伸びるのかと，そういったことを考えて，あと，先ほども，本郷一丁目，本郷二丁目でこれだけの未利用地があるという説明をさせていただきました。そのくらいの状況を鑑みてですね，もうこれ以上，あさひ小学校の児童が増えないという状況がわかる，そういった時期が，それはいつかという御質問なんでしょう。それは将来のことですので，それはわからないです，本当に。そこについて，それを質問されても，お答えできないと，私は思っています。それは，ただ，そういう状況を見ていきながら，その時期を定めていきたいと思っています。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　倉持議員。

○１７番（倉持松雄君）　前にも，実情を踏まえてなんていう言葉，伺いましたけども，毎年毎年，計算ばかりしてて，いつまで生きてんですか。だって，朝日さんに代わる人なんて，いないでしょ，これ。朝日さんだっていつまでいるわけじゃないですよ。本当は，私からすれば，私は本当に町長に感謝したいんですよ。ほかのどこの部長もかわっちゃっても，朝日さんは，ここにいてくれんだから。私がこういう話をする相手をここに置いてくださるんですから，私は町長に感謝します。

ですから，まあ，朝日さん，せっかくこれ，見直しも検討してまいりますと言ってくださったんですから，これを無駄にしないように，いつからそういうふうにするということを，何も考えないけど，ただ書いただけじゃないですよね。ですから，そこらははっきりしていただきたい。やはり，さすが阿見の教育次長だという貫禄を示していただきたい。私は，そのように頼りにしてますから。

私も，これ解決しなければ，議員をやめられませんから。ま，私は，議員は死んだときと落っこったとき以外はやめるつもりはございませんが，これ，ま，蛇足でございますけども。ぜひ，朝日さん，いつからやると，そのくらいのことは，ちょっと，長年，学校教育課長から教育次長，ずっとやってんですから，この中心的でやってんですから，ぜひ，この場で，あらか

じめの数字はお願いしたいと思います。
○議長（吉田憲市君）　質問ですか。お願いですか，質問ですか。
○１７番（倉持松雄君）　ちょっと，一応，答えをちょっと。考えを，ちょっと聞いてください。
○議長（吉田憲市君）　はい。武井課長。
○学校教育課長（武井浩君）　それではですね，その前にですね，先ほど，お問い合わせの件につきまして，お答えしたいと思います。
　あさひ小学校の区域の人口というのがですね，申しわけございませんが，先ほど，私，申し上げた，住吉，うずら野，本郷の何丁目っていうところ以外にですね，一区の一部と上本郷の一部がございます。そこがですね，区画で切ってですね，そこの人口がちょっと出せませんので，先ほど申し上げた住吉，うずら野，本郷の一丁目のところの合計で申し上げますと，５年前8,625人がですね，9,490人。865人の増ということでございます。これで御理解いただきたいと思います。
○議長（吉田憲市君）　次，朝日次長。
○教育委員会教育次長（朝日良一君）　お答えいたします。
　私のほうもですね，倉持議員からですね，こういう質問の機会をたびたび与えていただきまして，ありがとうございます。私のほうの説明がですね，多分，いけないんだと思います。何回もこれを説明させてもらって。ただ，このことをやることによってですね，私は，倉持議員を通してですね，地域の方にこのことについて知っていただけると思っておりますので，丁寧に答えさせていただきたいと思います。
　いつ，その見直しをするのか，時期をということですけど，私としましても，早い時期に見直しをしたいと思ってます。これは本当の本心でございます。ただ，その時期を今，そういう何の資料，数値もない中で，いつだとは明言することはできません。そこは御理解いただきたいと思います。人口の伸び，推移，社会情勢がどのように変わっていくのか，そこを見ながら検討していきたい。これは，この学校再編検討委員会でも，そういう答申の諮問を受けてます。答申受けてます。もう附帯条件として。ですから，それを踏まえてやっていきたいと思っています。
　以上です。
○議長（吉田憲市君）　倉持議員。
○１７番（倉持松雄君）　今のところ，そういう答弁かもしれませんが，町長にお願いして，絶対に退職はさせるなということはできませんので，やはり，私の頼りにしてるのは朝日教育次長ですから，教育次長，せっかくこの言葉，見直しも検討してまいりますと断言したので，

私は本当に喜んでいるんですから，この言葉は絶対に無駄にしないように。またこれは９月の議会もあるのはあるんですが，ただ，回数やればいいもんじゃございませんので。朝日さん，ぜひ，あなたの段階で，この計画を明確にしてください。

で，学校の見直しをするにしても，やはり過去のこともある程度，これ，よく精査しないと，できない部分もありますので，私が今まで，この問答を繰り返した争点について，少し知りたいなと思っていたことがありますので，ぜひお伺いをします。

それから，もう一回。

○議長（吉田憲市君）　倉持議員。

○１７番（倉持松雄君）　それからですね，学校教育課長から，今，お話ありましたけども，大体これ１万人だよね，人口，１万人。9,490人で１万人。それから，１万人にはちょっと計算に足りないとこもあるのかと思いますよ。一区と上本郷の一部とシンワの一部。シンワの一部は，件数で，あっても８件ですから，まあ，問題ではないですね。その中で子供は１人ですから，今いるのは。

で，ですね，１万人。そうすると，上本郷の一部とシンワの一部というのは，もう計算に入れるほどの人口はないですから。一番わけのわからないのが一区なんですよ。一区がこれ，本郷小学校区とあさひ小学校，分かれてますから。ですからね，今んところ，私の知ってる範囲では，あさひ小学校区は，大体世帯数で4,078と思ってます。ほんで，今，750人子供がいるとしたら，約，この世帯数の２割はないんですね，２割弱。そうすると，今から300人の子供があそこで増やすとなったら，1,500世帯増やすんですよ。1,500世帯なんて，あそこ増えないです，いくら増えちゃったって。到底増える見込みのないことを心配していたって，これはやはりね，空気でも食ってるような計算になっちゃいますから。そういう，やはり誰もがなるほどというような，やはり計算をしていただきたい。

どうですか，300人増やすのに，どのくらいの人口を増やしたらいいんですか。私の計算ですと1,500世帯。ですから，これからの増加の見込み。この数字は間違いございません。私がいいあんばいに計算したんじゃないですから。教育次長，この点，どうですか。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君）　はい，ありがとうございます。お答えします。

倉持議員にこういう計算をしていただきまして，本当にありがとうございます。ただし，ですがですね，これは倉持議員が計算していただいた数字，そのまんま，こちらのほうでその数字を採用するということは，なかなかできないと思いますし，これまでも説明していますが，どのように人口が伸びていくかわからない。これが実態だと思います。今，そういう数字が出てて，それを倉持議員がそのように計算されているということは理解しましたけれども，それ

は私どもとしては，また違う考えでおりますので，そこについては，まだまだ伸びるだろうと思っております。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　倉持議員。

○１７番（倉持松雄君）　いやあ，私が田舎もんでね，私の計算を信じまいと，私，言いませんよ。あなた方がプロなんですから，ですから，阿見の学校行政は教育委員会にお願いしてるんです。だと思うんですよ。で，その教育委員会が，あれもわかんない，これもわかんないでは，これは町民に言ったら，町民，いやあ，私たちの阿見の教育委員会は，そんなのわかんねえのかねって。じゃあ，実情を見守り，毎年毎年，計算だけして，ホームページにそれを報告してればいいのかと。ただ，紙っぺらだけの仕事になってしまいますよ。やはり，判断というものが，やはり教育次長にしてもらわないと困ると思いますよ。

前にも言いましたね，これは教育長は学校の先生ですから，これは文部省の言うことを聞くしかない。しかし，教育次長は学校の方針と，それから教育長の方針と，阿見町の状態，それを両方考えて，よりよい学校とはどういうの，どういう学校かということを判断するのが教育次長の役目だと，私は思うんですよ。前に，よりよい学校とはどういうことかと，私，質問したら，とんでもない答弁をいただきましたけれども。

ですから，これは，じゃあ，私，ついでに聞きますけれども，１クラス，35人から40人という説明ですが，あったことあるんだよね。それで，私は，その数字じゃないんですけど，35人から40人。何でぴったりじゃねえんだ。35人とか，40人ぴったりじゃないんだと。５人という余裕があるんでしょうよ。その余裕，そういうとこに各数字も入ってるんでしょ。何人ないし何人って。そのずれというのは，何を根拠にして，そのずれはあるんですか。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君）　はい，お答えいたします。

学校のですね，学校の教室の定員数は，文部科学省，あと茨城県において定められております。で，１年生，２年生がたしか１クラス35人の最大で，３年生以上が40人と。さらにそれに弾力化がございまして，40人に満たなくても，また１クラスになると，そういう制度がございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　倉持議員。

○１７番（倉持松雄君）　それというのはね，ダイコンを端から切って，10センチずつに切ってくださいっちゅうのは，誰でもできるんです，これ。ところが，人は切れないでしょうよ。だからずれがあるんじゃないんですか，余裕が。30人クラスが，30人以上だと２クラスにする

という，そういうのありますよね。でも，じゃ，教室ないときどうすんだっつう。いやあ，この教室があって，教室を使うんだと。その教室がなかったらどうすんだと。じゃ，早速，建物，１人増えたから建てるたってできないと思いますよ。

ですから，そういうときの裁量，それが教育次長の裁量で，やるに当たっては，そのくらいの余裕がなかったらできないと思うんです。ですから，何人から何人までと余裕があるんじゃないか。それはあなたの判断でだと思います。そうじゃないですか。

○議長（吉田憲市君）　朝日次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君）　教育委員会の教育次長がです，そういう権限を持っていると，私は思っておりませんが，今の倉持議員のその質問の中でですね，１人増えてしまったときに，じゃあどうするんだと。そのときにはですね，ほかの特別教室とか何かを転用したりとか，そういうことを学校ではやるようになると思います。先ほど言った，多目的教室を転用も，そういった場合の対策の１つでございます。ですが，そういうことがないように，前もって児童数については事前に調査しておりますので。で，毎年５月１日現在の人数が学校の教室の正確な人数になるんですけれども，そういった場合には，40人のところにですね，その５月１日現在，それ以上増えてしまった場合，その40人を増えても，それを１クラスとカウントしてやっております。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　倉持議員。

○１７番（倉持松雄君）　じゃあ，そこで，教育次長，わかっとるんでしょうけども，その分け方，その正確な数字で何人から何人という，その幅があるということは，そのときによって，その学校によって臨機応変にやるしかないと，文部省ではわかってんでしょうよ。それは文部省だけじゃなくて，教育次長もわかってんでしょう。その都度，そういう説明が一々に整合性がなくちゃだめですよ。いやあ，こんときはもう仕方ねえからこうやっていくべ。こんときはもう仕方ねえからこうやっていくべって，そういう答弁じゃだめなんです。まあ，そんなことはございませんが。

ですから，35人ないし40人といったのは，その数字の幅というのは，そういうことだと思うんです。だから，何も，こうでなくちゃならない。ぴったり，じゃあ奇数だったら，あの人半分して両方の教室に振り分けるなんて，そんなことはできないんですから。

はい，まあ，それは余談でございます。

○議長（吉田憲市君）　倉持議員。

○１７番（倉持松雄君）　私の大変喜ばしいことは，見直しをしてくださる，見直し検討してまいる，これが一番ですから，それに基づいて，前のことをちょっとお尋ねしますけども，今

回こういうことになってしまったのは，私も過去の質問で，これ平成30年12月，本郷二丁目のような通学区割りをした市町村は，他のどこにありますかとお伺いしましたところ，教育次長の答弁では，多分，近隣市町村にはないと思いますとの答弁でした。どこにもない通学区割りをした理由というのは，そのとき，どんな理由があったんですか。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君）　はい，お答えします。

前にもそういう答弁をさせていただきました。この通学区，これ何度も繰り返しますが，この通学区域はですね，阿見町立学校再編検討委員会におきまして，学校規模の適正化を基本に，この地域，こういった人口急増地域ということの実情を踏まえて，先ほども言いましたけれども，区長さん，育成会の代表の方，校長先生，議員の皆さん，そういった方，総勢21名の方がですね，委員となられた審議会を開いて，そこで慎重に，かなり真剣にですね，議論をしていただいて，答申が出されたものです。その答申にはですね，教育委員会はこの答申の結果を尊重するようにというような，そういう附帯意見も出されております。そういったことを踏まえて，阿見町のこの地域のための通学区域ということで答申をいただいたものと思っております。

ですから，ほかの市町村ではないかもしれません。私は，この近隣でないと思っておりますけれども，そういったことで，この地域のための通学区域ということで答申いただいたものですから，それを決定したものでございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　倉持議員。

○１７番（倉持松雄君）　それじゃあ，こういう区割り，近隣市町村にはないようなことをしたというのは，再編検討委員会の責任ですか。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君）　はい，お答えします。

責任とかそういうことではなくて，そこの検討委員会でこの実情を十分考えて，議論を深めて，こういう答申を出していただいたんです。それを町では受けて，教育委員会で決定したものでございます。

○議長（吉田憲市君）　倉持議員。

○１７番（倉持松雄君）　私は，今，教育次長に質問してるんです。再編検討委員会なんて，じゃあ，再編検討委員会の人に，委員長さんに，じゃ，ここで説明してもらいますなんて，できるんですか，そんなこと。できないと思いますよ。ですから，その再編検討委員会がこうだなんていうことは，それは教育委員会が諮問した，そちらの話で，この議場の中では，教育委員会と私の間でしょうよ。そういう話を持ち出されては困るんじゃないかと思います。それは

どう思いますか。
○議長（吉田憲市君）　朝日次長。
○教育委員会教育次長（朝日良一君）　はい，お答えいたします。
　この通学区域をですね，決定に至った経過を今，御説明させてもらいました，また，この通学区域はあくまでも町の教育委員会が責任を持って決定したものでございます。それに至るのには，先ほども言いましたが，学校再編検討委員会という，この地域の通学区域を決めるために，その地域の代表の方に集まってもらった組織でございます。そこで，さんざん議論，審議をしてもらったものについて，答申を受けて決定したものでございますので，そこについて，倉持議員は，再編検討委員会のことを持ち出すなとおっしゃいますけども，当然，地域のことについては地域の意見を踏まえて進めるというのは，私は一番大事かと思ってます。そういう考えから，こういう手続を踏んでるものでございますので，そこは理解していただきたいと思います。
　以上です。
○議長（吉田憲市君）　倉持議員。
○１７番（倉持松雄君）　再編検討委員会には，ここでもう出さなくて，あなたがここの中で処理する話でしょう。ここで，じゃあ，その人たちに答弁者になって，来てもらうわけにいかないんですから。そっちのほうは，私には関係ないような話です。ですから，全てのことは教育委員会に責任がある。いや，責任かどうかはわかりませんよ。教育委員会の発案だと思うしかないですよ。
　まあ，前のことなんか，私，言いたくございませんが，前に，集合住宅の子供は新小学校に通学させないと，入学させないと。ああ，たまげたことやってんなと思ったけれども，まあ，それも，こんなことは今は言いたくありませんが，あくまで検討委員会の話を出すから，私，そんな話を出すんですが，いつまでこの話を出すつもりはございませんから。
　ですから，やはり話するときは，教育委員会が私に，質問したのに答弁する。あっちの答えですからってこっちの事情で引っ張り出すのはうまくない。その点，どう思いますか。
○議長（吉田憲市君）　武井課長。
○学校教育課長（武井浩君）　ちょっと補足をですね，させていただきます。朝日次長のほうでですね，繰り返し学校再編検討委員会の結果ですよという御答弁をさせていただいているのは，あくまでも教育委員会としてですね，やっぱり地域住民の皆様のお声を聞くために，検討委員会のほうに諮問しまして，その答申を受けたということを繰り返し御説明しているものでございます。
　またですね，この見直しをするに当たってもですね，この答申の中で，見直しをするときで

すね，再度見直しを行う必要がある場合は，適切な審議会を組織し，審議の結論をもって行うこととすると，こういうことも答申に書いてございます。ですから，今後ですね，当然，見直しがどういう段階で，どういうふうな動きになるか，今の段階では申し上げかねますが，具体的なですね，本当に動き，アクションになってきたときには，教育委員会だけで決めるのではなくて，やはりこういった審議会を設けていただいて，審議をして結論を出していくということでございますので，そういう観点から，あくまでも学校再編検討委員会の話をですね，御答弁させていただいているものでございます。

以上でございます。

○議長（吉田憲市君）　倉持議員。

○１７番（倉持松雄君）　いやあ，これ質問じゃないかと思いますけど，武井学校教育課長は，今日このごろ教育委員会に来て，教育次長の補足するようなことを，大変これは喜ばしいことでございます。これから先，教育委員会の阿見町の教育行政を担って，ぜひ頑張ってやっていただきたくお願いをいたします。

ですから，じゃ，近隣市町村にないような通学区割りをしたのは，やっぱり私，年もとって忘れますから，ちょっともう一回，聞きたい。何で，どこにもないようなことをやったのか。お願いします。

○議長（吉田憲市君）　武井課長。

○学校教育課長（武井浩君）　これもですね，次長の御答弁に補足をさせていただきます。あくまでも補足でございますが，この検討委員会の議事録のほうをですね，私も拝見させていただいておりますが，本当にさまざまな議論がございました。いわゆるその，確かにですね，おっしゃるように，本郷二丁目については，ほかの市町村にないような通学区域ではございますが，もうまさにさまざまな御意見を頂戴した中での苦渋の選択だったわけでございます。やはり，このあさひ小学校の区域の将来のですね，人口の伸び等を鑑みた場合，あくまでも苦渋の決断として，こういった答申になったという経過がございますので，必ずしもそれは皆さんがですね，御満足いただけたか，納得いただけたかわかりませんが，ただ，どうしてもやはり，もう開校が迫っている中で，やはり答えも導き出していかなくてはいけないという中での苦渋の決断であったということでございますので，その辺は御理解いただきたいと思います。

○議長（吉田憲市君）　倉持議員。

○１７番（倉持松雄君）　苦渋の決断。それは私はどういうことかわかりませんが，阿見町では第６次総合計画，この一番最初に，人がつながるまちづくりというのを，これは総合計画というのは，町の最上位の方針だと思います。国でいえば憲法ですか，法律ですか。これは阿見町職員が誰もそれを守らなければならないと，私はそのくらいな権限のある第６次総合計画だ

と思いますよ。その第６次総合計画の一番最初に，人がつながるまちづくりと，これが記されているんですから，これを無視するようなことが，これは基本で，これを基本にして，ほかのことをやらなきゃならないのに，これはないものにして，検討委員会の判断を仰いで，苦渋の決断をしたなんていうのはとんでもない話で，６次総に泥を塗ったというような，私は感じがいたします。

６次総をどのように考えているのか。これは町長に伺ったほうがよろしいですか。町長，この６次総合を無視したと。これはどのように考えますか。

○議長（吉田憲市君）　町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君）　６次総合計画についてはですね，ちょっと今，お答えするところではないんですけれども，ずっと議論を聞いていてね，私も前回にもお話をさせていただきましたけれども，この区域を決めたのは，この検討委員会で決めたわけですよね。その答申を町が受けて，教育委員会が受けて，それを実行しているわけですよ。で，その中にも，私，ちょっと読まさせていただきましたけど，その答申の中にもですね，先ほど，課長からも話があったように，再度見直しの必要がある場合には，審議会を組織して，審議の結論をもって行うというようなことも書いてあります。

これは前回も，これまでもずっときっと，この議論の中では話が出たと思うんですけれども，一番大事なのは，今のあさひ小学校の区域ですよね，うずら野だとか，本郷一丁目だとか，住吉――住吉は先ほど聞いたら，大体終わっているようですけども，まだまだ未利用地があると。そこがどのぐらい埋まっていくかということですね。それから，先ほど子供さんの推移というようなことありましたけれども，前回もこの話させていただきましたけれども，移り住んできてくれた人たちが，どのぐらいの子供さんを連れてくるかっていうのは予想もつかない。これは誰もわからないと思います。ですから，次長に聞いてもわからないと思います。そういったものをですね，毎年，検証しながら，見直しがするべきかどうかというのを判断していくっていうことを，前回もきっと言っていると思いますよ。ですから，今のところ，そうしかないのかなっていうふうに思います。

私もですよ，私はこのときに立ち会っていませんから，この再編検討委員会にも，議会の代表でお二人も入っていますし，地区のそうそうたるメンバーが入っている中で決められたことなんです。ですから，それを今，まだ２年目ですか，ということでやっているわけです。それぞれのいろんな問題，私も聞いております。一番私が困ってるのは，本郷二丁目が売れないんではないかと。せっかく阿見町に住みたいと思っている人たちがね，住めないような状況がつくられてんではないかって，大変私，心配してんです。ですから，できるだけ早く解決をしたいと，私は思っています。

だけれども，ほかの地域の未利用地のところがどーんと増えてしまったときにどうするかということも，私は考えなくてはいけないので，その推移を見守らせてくださいということで，その推移を，ずっと議論を聞いててもね，どの辺の目安っていうのをつくんなくちゃいけないのかな。例えばですね，未利用地が大体７割くらい埋まったら，そういったことを検討しなくちゃいけないのかな。そういうことも含めてですね，これからやらなくちゃいけないかなって，今日，聞いていて思いましたけれども，倉持議員からすれば，いつになんだよっていうことだと思います。ですけど，今の状態の中では，このままで推移を見守らなくちゃいけないのかなって思います。

先ほどのシンワのですね，お一人の小学校１年生，この子だけは特例を認めてもいいんじゃないかと，こんな思いもありました。だけども，特例を認めたときに，ほかの区域の人たちがどう思うかということも考えなければならないので，いや，本当に難しい問題だと思います。

どうしてこんな区域をしてしまったのかって，私も思います。でも，こうなった以上は，この状況の中で，よりよい方向を見出さなくちゃいけないと私は思っていますので，もう少し推移を見守っていただきたい，そういう思いでいます。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　倉持議員。

○１７番（倉持松雄君）　前回も，その前も，町長からの意見は聞きました。私も後で考えてみて，町長の言ってることは間違ってないと，私も思っております。しかし，まことに私の判断で申し上げますが，教育次長の答弁は，ちょっと筋がわからないということがありましたので，このような答弁をしてたんでは，阿見町というのは何だって。町でこれからやることにみんな信頼性をなくすんではないかと，私はそういうことを思っておりました。

ですから，この６次総合計画を全然無視した。だって，どこへ諮問をするにしたって，検討再編委員会に諮問するにしたって，町としては，これだけは守んなくちゃなんないんだよと言ってなかったんですか。この人が集まる近所のコミュニケーション，そういうものは絶対大事にしなくちゃなんないけど，そのほかのことで決めてくださいということは言ってなかったんですか。ただぽーんと御自由に決めてくださいって投げたんですか，どうなんですか，それ。そこんとこ，ちょっとお願いします。

○議長（吉田憲市君）　朝日次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君）　はい，お答えいたします。

大変，私の答弁がわかりづらいということで，今後，勉強させていただきます。申しわけありませんでした。

で，今の御質問ですけれども，これを再編検討委員会にですね，お願いしたときに，その６

次総の話をしたのかということは御質問の意図かと思いますけど，特に６次総の話はしてません。ですが，私どもが考えているのは，当然，地域のことをですね，地域の方々で話し合うということは，この６次総の趣旨に沿った方法だと思っております。ですから，そこで出てきた答申案について，また町の教育委員会はそれをそのまんま決定をするというのも，この６次総に沿ったものだと思っております。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　倉持議員。

○１７番（倉持松雄君）　いや，教育次長，ね，何回も私，言ってますよね。これぽろぽろぽろぽろ，あさひ小学校の人，通学路でぞろぞろぞろぞろこっちに行かないんだから。そっちの人，こっちの人，ほんで，こっちのほうへ行ってる。本郷小学校に行く。そんなばらばらしてたら，コミュニケーションだってないですよ。昔，荒川沖と住吉のことも知ってるかと思いますよ。荒川沖の人と本郷に来る人で，親だって話ししないっつってましたよ。それはそうでしょうよ。学校の話が通じないんだから。

ですから，町の職員は，特に，この小学校１年生の子供，これを振り分けるなんていうときには，地域のコミュニケーションというのは大事にしなきゃなんないでしょうよ。ですから，この６次総の人がつながるまちづくり，これは何でもかんでもこれを無視してはならない。これに泥を塗るような，そういうことでは，絶対，職員としては許されることではないと，私は思いますよ。それがこういう理由でなりましたなんて理由は，まあ，本当に千葉町長に助けられてますよ。だって，６次総を破ったら，大変ですよ，わざわざ。それも知らないんじゃないですよ，知っててやったんですから。

じゃあ，６次総を無視してやった，その点については，改めて伺いますが，どのように考えてるか，お聞きします。

○議長（吉田憲市君）　ここで暫時休憩といたします。会議の再開は11時10分といたします。

午前１１時０１分休憩

午前１１時１０分再開

○議長（吉田憲市君）　それでは，休憩前に引き続き，会議を開きます。

休憩前の質問に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君）　はい，お答えします。

休憩前にはですね，第６次総合計画，人がつながるまちづくりに無視しているんではないかというような御質問だったと思います。これについては，私どものほうとしましては，その第６次総合計画を無視した通学区域とは考えておりません。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　武井課長。

○学校教育課長（武井浩君）　あわせて補足でですね，御説明させていただきたいと思います。

今，次長の御答弁でですね，第６次総合計画について御答弁ありましたが，議員御承知のようにですね，町の最上位の計画であることは間違いないものでございます。もちろんこれに従って町のさまざまなですね，施策は進められているというふうに理解しているところでございます。

先ほど，教育長の答弁にもありましたように，この地域コミュニティの形成につきましては，人がつながるまちづくりということで，区長さん初め地域にお住まいの皆さんがですね，さまざまな地域の課題について，地域の活動を通して，その解決に向けた取り組みを進めていっていただく，これがですね，人がつながるまちづくりというふうに思っております。

また，過去の答弁で見てもですね，育成会が，例えば学校がですね，小学校があさひ小と本郷小と分かれてしまうことで育成会が２つになる場合があることによってですね，それもですね，行政区区長さん初め，あるいは育成会の皆様方でですね，そういったさまざまな地域の課題について，解決に向けた取り組みを地域の中でしていただくと。これもですね，地域コミュニティが深められていくものであるというふうに思っております。

ですので，第６次総合計画の人がつながるまちづくり，これに反しているものではないということで御理解いただきたいと思います。

○議長（吉田憲市君）　倉持議員。

○１７番（倉持松雄君）　武井課長の答弁で，反してないと。ですが，その区長さんや育成会の人に，地域コミュニティを壊さないようにとして，そういうお願いをしたことがあるんですか。そして，実際にそれ，今できると思いますってね，できてると確認したんですか。その点をちょっとお尋ねします。

○議長（吉田憲市君）　武井課長。

○学校教育課長（武井浩君）　行政区の活動，運営につきましては，当然これはもう自主的なですね，あくまでも自治活動でございます。町のほうで，こうしろ，ああしろ，どうこう言えるものではございません。ただ，当然，地区には区長さん初め，育成会なり会長とかですね，さまざまな役員の皆様がいらっしゃって，自主的に当然，運営をなさっているわけでございまして，これについて，例えば，もし本当にですね，自分たちだけで解決できないことがあって，悩みが教育委員会に寄せられてるということであれば，もちろん御相談に応じたいと思うんですが，そういった御相談は今の段階でございませんので，当然，これは地域のコミュニティの中で問題解決をしてですね，進めていっていただいているものと理解しております。

○議長（吉田憲市君）　倉持議員。
○１７番（倉持松雄君）　それは，武井課長が理解してるだけであって，ほかの人が理解しているわけじゃないんですから。いやあ，武井課長，教育次長に答えてもらったほうがいいんじゃないんですか。だって，ちょっと無理でしょう。だって，今日このごろ来たばっかりで。ま，無理なんて言っちゃ失礼ですけど，だって，確認したわけじゃないんだよね。想像しただけで。その点どうですか。確認したんですか。
○議長（吉田憲市君）　武井課長。
○学校教育課長（武井浩君）　町内66行政区ございますが，地域コミュニティについて，私のほうで確認をすると，各行政区に確認するという段階ではございません。そういった作業をするような立場にもございませんので，確認はしておりません。
○議長（吉田憲市君）　倉持議員。
○１７番（倉持松雄君）　まあ，確認しなかったら，当たりですよ。解散しちゃったところもあるんですから。ですから，ここにもまず，私が言いましたね。区長さん方が解決してくれると考えております。そんなことは，もう毎回同じ答弁なんですよ。で，それは区長さんにお願いしたのかって聞いたら，いやそれはしてませんというわけですから。で，勝手にそう考えて，想像してます。それでは答弁には，ちょっと。一番最初に言いましたけど，ちょっと無責任ではないかと，それで言ったんですよ。
　確認はしてないですよね。で，まあ，それはわかりました。これ，こんなこといつまで聞いたって，私は無意味ですから。私の一番頼りにしてるのは，見直しも検討してまいりますと，やってくれると言ってるんですから，そのことを，ぜひこれはお願いしたいと思ってます。
　それからですね，私もごちゃごちゃごちゃごちゃ何回も聞いて，わかんなくなってきましたが，多目的教室は，もう一回聞きますけど，転用はできるんですか，できないんですか。どちらか。
○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。朝日次長。
○教育委員会教育次長（朝日良一君）　はい，お答えいたします。
　何回も聞いていただいて，ありがとうございます。私のほうでも何回も答えさせていただきますけれども，最初にお答えしたとおりですね，現時点では，この通学区域で多目的教室を普通教室に転用するような状況になっておりませんので，今のところその必要はないと，転用はできないと考えております。
　以上です。
○議長（吉田憲市君）　倉持議員。
○１７番（倉持松雄君）　それから，多分，近隣市町村にはないような区割りの仕方をしたと

いうことについては，検討委員会がやったから知らないというんですが，教育次長の考えを，自らの考えをお尋ねします。

○議長（吉田憲市君）　朝日次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君）　はい，お答えいたします。

この通学区域については，ほかの市町村にはないと，私も思っております。で，決して，それに私も無責任に知らないという立場ではございません。私もその再編検討委員会の事務局としてですね，それに加わってましたから，その議論の内容を随分，私のほうでも承知しております。そういう中で，でてきたものについて，このあさひ小学校の地域ならではの難しい問題があると思います。それを踏まえた上で出てきた答申結果，通学区域ですから，それについて，私はやむを得ないと思っております。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　倉持議員。

○１７番（倉持松雄君）　それからですね，人口増を心配しておるようですけども，私がさっき申し上げた，私は，私の数字では，4,078世帯，ここに300人の子供が増えるに当たっては，あと1,500世帯の人口が増えてもよいと，こういう計算をしてるんですけども，これは私が勝手な計算をしたわけじゃないんですよ，これ。間違いない数字です。ですから，1,500世帯なんていうのは，まだまだまだまだ増えないと，私はこのように思っているんですから，本郷二丁目の子供たちをあさひ小学校に通わせても心配なんではないかと，こういうことを思います。

このことについて，今，残地，残ってる，さっき５万2,000平米だったか。

○議長（吉田憲市君）　未利用地ね。未利用地でしょう。

○１７番（倉持松雄君）　それ，未利用地が２万5,000……，５万2,000平米か。で，それで，何世帯が増えて困ると，増えちゃったら困るという心配は，何を根拠にして増える可能性があるのか。それをちょっとね。

○議長（吉田憲市君）　朝日次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君）　はい，お答えします。

増える根拠は何かということで，それは先ほどからも何回も説明していますが，増えるのは間違いないと思います。どのくらい増えるかの根拠は，私どもでもわかりません。ですが，毎年ですね，未利用地の状況を確認しております。その状況を１年ごとに見ていけば，これだけ未利用地が減った場合にこれだけ人口が増えたと。また児童数がこれだけ増えたと，そういうデータが蓄積されます。そういったデータを見ながら，将来的にどういうふうな段階で，通学区域を見直せるかという判断をしたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　倉持議員。
○１７番（倉持松雄君）　心配するのは，それは結構ですが，人口増は見込めないから，宅地開発はもうだめだという話だってあるんですよ。それは都市計画の話で学校教育は関係ないかどうかはわかりませんが，そういう社会情勢の中で，これがコンスタントに増えていくなんていうことは，まずないと。銀行屋さんに，１円狂っても困ると思って，銀行屋さんみたいに勘定してるなら別ですが，大体35人から40人という誤差だって認められているわけですから，そういう心配はないと思いますが，これは心配するのは教育委員会のほうですから，心配するなとは，私には言えませんけども，私の予想ではそうです。
　それから，６次総を無視したとは思わないと，さっきありましたよね。無視したと思うか，思わないかは，それは教育委員会の勝手な話ですよ。これを無視しているかどうかといって困ると思うのは，これは町だよね。町で決めたんですから。だから，町長だって，いやあ，教育委員会に町の６次総を，それは違反してるよと言いづらいかもしれませんが，簡単に言えば，６次総に泥を塗った，町長に泥を塗ったようなもんですよ，これは。ですから，教育委員会が泥を塗っていません，違反してませんということは，発言することはできないんじゃないかと。
　町長，もう一回ちょっと，この６次総について，違反してないと断言してるんですから，町長もちょっと，町長個人の意見をちょっとお聞かせください。
○議長（吉田憲市君）　町長千葉繁君。
○町長（千葉繁君）　そのコミュニティの形成についてはですね，いろんな人たちの意見を聞くというようなことで，この再編検討委員会というものをつくったわけですから，それには違反してないんじゃないんでしょうか。
　ちょっと私，問題だとするのはですね，８月の31日を期日にして，その前であればあさひ小学校，９月１日からは旧本郷小学校というような，その分け方をしたのは，ちょっと問題かなというふうには思っています。しかし，今現状はそういうふうになっているわけですから，その中でどうしたらいいかっていうのを，これから考えるしかないというふうに思っています。
　それから，あさひ小学校は始まって，今，１年ちょっとですよね。それから，先ほど言っている人口の推移も含めてですね，毎年５月に確認をして，検証しているわけですから，その辺のところは御理解いただきたいというふうに思います。
　将来ですね，見直さないということを言ってるわけじゃないんで，それは理解していただきたいというふうに思います。
○議長（吉田憲市君）　倉持議員。
○１７番（倉持松雄君）　町長からは，いつも本当に親身になった御意見を賜りまして，本当にありがたく思っています。しかし，町長だって，これ前からのそういった話を，じゃ，私に

なったら直しますと，簡単にこれは言えないと思いますが，それですから，とにかく，これはいろいろ過去を精査しなければ，新しい方向には進めないと思いまして，いろいろ聞きましたけれども，とにかく今日一番，私のありがたい答弁は，今後，見直しの検討をしてまいりますと，この方針は決まってると思いますから，これを頼りにして，本日の質問を終わりますが，未利用地がどのくらい埋まってきたら考えるということも，今，考えているんですか。今，考えてる。

○議長（吉田憲市君）　町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君）　先ほどの，倉持議員と次長の議論の中でですね，これはやっぱり目安っていうものを何かつくんなくちゃいけないという。その中で，私が個人的に話したことですから，その辺のところはもう一回，担当課と，全体的，庁議を含めてですね，みんなでちょっと考えたいというふうに思います。その辺のところは，不確実なお話になってしまいますけれども，御理解いただきたいと思います。

○議長（吉田憲市君）　倉持議員。

○１７番（倉持松雄君）　大変，これ，本当に懇切丁寧な町長のお言葉，ありがとうございます。今日の質問の中では，一番，教育長からも見直しの検討をしてまいりますという言葉を聞きましたので，ぜひそちらの方向で町長にもお願いいたします。

何だっけな，あと１つ言おうかと思ったの，忘れちゃったな，これ。

○議長（吉田憲市君）　倉持議員，残り時間がわずかになりましたので，まとめてください。

○１７番（倉持松雄君）　あと１つ何か言うことあったの，忘れちゃった。じゃあ，とにかく，今日のところはこれで終わります。また，教えてもらったときには，９月議会もありますから，そんなに慌てることもないと思いますけども，ぜひ町長，ひとつよろしくお願いします。で，私の質問を終わります。

○議長（吉田憲市君）　これで，17番倉持松雄君の質問を終わります。

次に，12番川畑秀慈君の一般質問を行います。

質問席に移動，準備してください。

12番川畑秀慈君の質問を許します。登壇願います。

〔１２番川畑秀慈君登壇〕

○１２番（川畑秀慈君）　皆さん，こんにちは。

それでは，命によりまして，通告に従い，質問をさせていただきます。

今，公立中学校の統廃合が小中一貫教育の導入とセットで進められている自治体が出てきております。また，2017年３月の法改正によって，学校運営協議会――コミュニティ・スクール設置が教育委員会に努力義務化されました。また，学校と地域の連携を進める地域学校協働会

議が，学校運営協議会の協議事項に加えられ，それを担う推進委員が任命されることになりました。

学校と地域の連携政策のあらわれ方は自治体によっても学区によってもそれぞれに異なってきます。いずれにしても，生徒を含む地域住民が，地域づくりの主権者であり，学習権の主体であることを再確認していくことが，連携政策の可能性を広げることになると思われます。

地域とは，視点を変えて見れば，市民社会そのものであり，政治の舞台でもあります。その地域と学校が連携することの意味を考えないで，協働していくことを強調していけば，異なる意見やさまざまな学びの要求は萎縮し，結果として教育の自由は危機に陥ってしまうと思われます。

連携政策の可能性は，子供を含む住民が地方自治の主権者として，同時にまた学習権の主体として，課題に向き合うことによってこそ広げていくことができると思います。子供を含む住民の学習権をよりよく実現させていくために，やるべきことは何か。一般質問を通して，これから町の教育に関して，少しでも問題提起ができればと思って一般質問させていただきます。

１つ目，小中一貫教育をどのように認識しているのか。

２点目，民主主義における教育のあり方をどのように考えているのか。

３点目，学校運営協議会――コミュニティ・スクールが設置努力義務化されたが，どのように推進していくのか。

推進していくのに障害となるものは何か。

メリット・デメリットはどのように認識しているのか。

６点目，地域学校協働本部とは，何を行う組織か。

以上６点に対して質問をいたします。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長湯原正人君，登壇願います。

〔教育長湯原正人君登壇〕

○教育長（湯原正人君）　小中一貫教育とコミュニティ・スクールについての質問にお答えいたします。

１点目の，小中一貫教育をどのように認識しているかについてであります。

阿見町では，町教育推進委員会において，小中の連携を進めております。町教育推進委員会では，中学校区ごとに授業や家庭学習の決まり，進め方等について連携して研究に取り組んでおります。また中学校区ごとの相互授業参観や情報交換を通して，教職員同士の交流や児童生徒の共通理解を図っております。昨年度の県学力診断のためのテストの結果からも，小学校で身につけた力が中学校で活かされ，学力の向上についても大きな成果を上げております。

小中一貫教育につきましては，近隣市町村の取り組みの成果と課題，県の動向等を踏まえ，今後も検討してまいりたいと考えております。

２点目の，民主主義における教育のあり方をどのように考えているかについてであります。

教育基本法では，第１条において，教育は，人格の完成を目指し，平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならないと教育の目的が示され，その実現のために教育の機会均等や学校教育の基本的役割，生涯学習の理念等が規定されております。

また，新学習指導要領においては，社会に開かれた教育課程の実現に向けて，社会や世界の状況を幅広く視野に入れ，よりよい社会をつくるという目標を，学校が地域，社会と共有していくことが重要であると示されております。

このことから，教育はまさに民主主義の根底をなすものであり，民主的な国家及び社会の形成に必要な公民としての資質・能力を育てることを目指すものであると認識しております。

３点目の，学校運営協議会――コミュニティ・スクールが設置努力義務化されたが，どのように推進していくのかについてであります。

学校運営協議会とは，地方教育行政の組織及び運営に関する法律が平成29年４月に改正となり，教育委員会は，教育委員会規則で定めるところにより，その所管に属する学校ごとに，当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として，学校運営協議会を置くように努めなければならないと努力義務化されたもので，主に３つの機能を付与されています。

１つ目としては，校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること。２つ目としては，学校運営について教育委員会または校長に意見を述べることができること。３つ目としては，教職員の任用に関して，教育委員会規則に定める事項について，教育委員会に意見を述べることができることです。

設置に向けては，令和２年度に，阿見第二小学校を町内のモデル校として学校運営協議会を設置できるように準備を進めているところです。ほかの学校については，その状況を参考にした中で設置を検討してまいります。

４点目の，推進していくのに障害となるものは何かについてであります。

子供たちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・困難化しており，教育改革，地方創生等の動向からも，学校と地域の連携・協働の重要性が指摘されています。地域社会のつながりや支え合いの希薄化，複雑化・多様化した学校の課題に伴う教職員の勤務負担などが障害として考えられます。

５点目の，メリット・デメリットはどのように認識しているのかについてであります。

学校運営協議会のメリットとしては，１つ目としては，校長や特定の教職員の異動があっても，学校運営協議会によって地域との組織的な連携・協働体制がそのまま継続できる持続可能な仕組みであることです。

２つ目としては，学校運営協議会を通して，子供たちがどのような課題を抱えているのか，地域でどのような子供を育てていくのか，何を実現していくのかという目標・ビジョンを共有することができます。

３つ目としては，校長が作成する学校運営の基本方針の承認を通して，学校や地域，子供たちが抱える課題に対して関係者が皆，当事者意識を持ち，役割分担をもって連携・協働による取り組みができることです。

デメリットについてですが，学校運営協議会の設置に伴い，地域連携に関する成果のみならず，教職員の意識改革や，学力向上・生徒指導の課題解決においても成果を認識しているとの文部科学省の調査報告もあり，現時点ではデメリットはないと認識しております。

６点目の，地域学校協働本部とは何を行う組織かについてであります。

地域学校協働本部は，地域学校協働活動を推進する体制として，平成27年の中教審の答申で提言されたものです。学校運営協議会は，学校の経営方針等さまざまなことを決めていく，経営に参画するブレーン的な役割であり，地域学校協働本部は，地域の教育力の積極的活用を目指す実働部隊であります。

地域学校協働本部の活動については，地域の実情に応じて内容を選択して実施してまいります。学校運営協議会と地域学校協働本部は，双方が機能し，地域住民等の意見を学校運営に反映させながら，両輪として相乗効果を発揮していくことが期待されています。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　川畑委員。

○１２番（川畑秀慈君）　それでは，再質問に入らせていただきます。

その前に，ちょっとお聞きしたいことがあるんですが，今回，生涯学習課が窓口になってヒアリングをちょっとしました。で，この問題は，生涯学習課で果たしてやるのが妥当なのかどうなのか。要は，新しい学校の，この義務教育の運営をどのようにやっていくかということになる。そういう点を考えると，この再質問の答弁はどうなんでしょう。またこの生涯学習課のほうで答えていくのか。この権限は生涯学習課のほうにあるのか。それとも，教育委員会，また教育長を中心とする教育委員会の本部の部局のほうにあるのか。まず，そちらをお聞きしたいと思います。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長朝日良一君。

○教育委員会教育次長（朝日良一君）　はい，お答えいたします。

今回のコミュニティ・スクールについてですけれども，こちらとしましては，主たる担当は生涯学習課と認識しております。それに対して，学校教育課としてはですね，かかわっていきながら，当然，あと当該学校ですね，そこの中で連携していきながら進めていきたいと。ですから，教育委員会総ぐるみでですね，コミュニティ・スクールについてはかかわっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　川畑議員。

○１２番（川畑秀慈君）　そうしますと，教育長を中心として教育委員会全体で取り組んでいくっていう認識でよろしいですか。

○議長（吉田憲市君）　次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君）　はい，お答えいたします。

そのとおりでございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　川畑議員。

○１２番（川畑秀慈君）　今回，ヒアリングをしたり，再質問の内容なんかも，実は若干打ち合わせなんかしたんですが，本当であれば，教育長また教育次長とやったほうが，より実りがある内容になったはずだと，私は思っております。

それでは，ちょっと質問のほう入らせていただきます。

2015年６月24日の学校教育法の改定による学校の種類は，どのようになっておりますか。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君）　はい，お答えいたします。

学校とは，幼稚園，小学校，中学校，義務教育学校，高等学校，中等教育学校，特別支援学校，大学及び高等専門学校と定められております。

○議長（吉田憲市君）　川畑議員。

○１２番（川畑秀慈君）　今，ありましたが，この中の義務教育学校とは，どういうものですか。

○議長（吉田憲市君）　指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君）　はい，お答えいたします。

義務教育学校は，心身の発達に応じて，義務教育として行われる普通教育を一貫して行う学校であります。

○議長（吉田憲市君）　川畑議員。

○１２番（川畑秀慈君）　じゃあ，次に，周りでは，つくば市は早くから小中一貫を進めてい

ます。実は，私の同級生も，あそこで教育委員会にいたときに，それを中心に進めてきておりまして，若干話は聞いております。

さて，この小中一貫の種類は，どのようなものがあるのか。それと，推進しているところでは，そのような問題が内在しているか，また起きているのか。この先行事例等，もし調べてあるんであれば，お聞かせいただきたい。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君）　はい，お答えいたします。

小中一貫校には，小中学校が併設される施設一体型と，離れた場所にある小学校及び中学校で，教育課程や教育目標に一貫性を持たせる施設分離型がございます。

近隣で行われている小中一貫校は，施設分離型が多くなっております。

問題点といたしましては，施設一体型の小中一貫校に関しましては，統廃合に伴う建設コストがかかる。または通学距離が長くなるというようなことが挙げられます。さらに，小学校は45分授業，中学校は50分授業であるために，時間割の編成等に苦慮したり，発達段階に応じた生活の決まりを設定したりすることが難しいと聞いております。

また，施設分離型に関しましては，連携のための教職員や児童生徒の移動の負担，また，中高一貫教育との整合性や，教員免許の問題などが挙げられております。

○議長（吉田憲市君）　川畑議員。

○１２番（川畑秀慈君）　それでは，具体的に，この小中一貫校を進めているところで起きている問題というのは，どういう問題があるか。要するに，今，答えられた以外に，何か情報として持っているのかどうなのか。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君）　はい，お答えさせていただきます。

小中一貫校に関しまして，近隣の学校に聞いたところ，今，先ほど答弁させていただきました問題点があるわけでありますけども，バスの問題等は大きく，特に義務教育学校等も絡んでますけども，土浦市，それからつくば市等では，バスの問題，さらには，統廃合をしたわけでありますが，また人口の増加，それから教員の異動等の問題も出てきているということで伺っております。

○議長（吉田憲市君）　川畑議員。

○１２番（川畑秀慈君）　確かに，今おっしゃられるように，移動する時間，また先生だけじゃなくて，子供の通学距離も今度は変わってきて，小学校だと４キロだったのが，今度は６キロになる。交通手段をどうするかという問題も当然，入ってきます。

全国で先進的にやっているのが品川区です。品川区の件は調べられましたか。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。
○指導室長（東治樹君）　はい，お答えいたします。
お話には聞いておりますけども，詳しく調べたことはございません。
○議長（吉田憲市君）　川畑議員。
○１２番（川畑秀慈君）　品川区では，全国に先駆けて率先して進めてきております。で，その問題というのは，施設一体型と分離型とあります。ある中で，まず教員の経験年数，それが違ってきてます。で，施設一体型でつくったところ，ここに関しては，教員の年数が５年から９年だって言っておられた。で，分離型のほうは25年以上の，平均して，そういうベテランの教員さんが多い。
この品川区はいろんな取り組みをやっています。新しいカリキュラムをつくり，その教科書をつくったりしてやっているんですが，平均の居残り時間，施設一体型で新任の教員の多い学校のほうは４時間以上。で，分離型で旧来と同じ形で小中一貫といっても同じ形でやってるところは，約２時間。約倍違います。で，最も多忙感を感じているのは，施設一体型では学校行事，これが非常に大変になってくる。分離型のほうでは部活動・クラブ活動，これは今も同じだと思います。
新しい科目の市民科なんかもやっておりますが，こういう市民科の教科書をつくり，それを理論的に構築して進めていくのが非常に難しい。これは両方とも同じようなんですけども，施設一体型のほうは，この市民科の実施が非常に難しい。分離型のほうは，教科の研究を行うのが負担になってきている。要するに，小学校と中学校と，分離はしていてでも，一緒の形でやっていくということで，ある意味で教職員の方には非常に大きな負担となっているのが現実です。
ですから，これは将来的にどういう形で進んでいくのか，導入する，しないもまだ明確には方向性としては決まってませんが，やはり慎重に，一旦やると，なかなかもとには戻れない政策でもありますので，これはよくよく研究をして，慎重にやるべきだ。このように私は，ちょっといろいろ調べて，勉強してみましたら感じたところであります。
その点はいかがでしょうか。
○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。
○指導室長（東治樹君）　はい，お答えいたします。
先ほど，教育長の答弁にもありましたとおり，本町におきましては，中学校区ごとの連携をしております。そこで学区の学習それから生活等について連携をしておりますけども，近隣の土浦市の場合も，土浦第二中学校と真鍋小学校が１小１中だったもんですから，先進的に研究を進めてまいったんですね。その中で，先生方のやっぱり研修の時間，その場の確保，時間の

確保が一番大変だったということでお聞きしております。そういう面から，当町におきまして，先ほど申しましたけども，中学校区ごとの連携をさらに強化しながら，子供たちの健全育成，学力向上に向けて努力してまいりたいと考えております。

○議長（吉田憲市君）　川畑議員。

○１２番（川畑秀慈君）　わかりました。

じゃあ，次に進んでいきたいと思います。民主主義における教育とはどうなのかということで，ちょっとお聞きしました。で，教育はまさに民主主義の根底をなすものであり，民主的な国家及び社会の形成に必要な公民としての資質・能力を育てることを目的としたものであるとあります。

100点満点の御回答であると思いますが，これを実践的に，実際に実施していけるかどうか。要するに，この後，コミュニティ・スクールに関しても聞いていきますけども，これは大きなポイントになってきます。ちょっとそれを頭の中に入れていただいて，この後，質問していきたいと思います。

コミュニティ・スクールの導入目的は何か。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君）　お答えいたします。

コミュニティ・スクールの導入目的についてですが，これからの学校は，変化の激しい社会の動向にしっかりと目を向け，教育課程を工夫して教育活動を展開する必要があると考えております。だからこそ，保護者や地域住民とお互いの情報や課題を共有して，これからの時代を生きる子供たちのためにという共通の目標・ビジョンを持って，同じベクトルで日々の教育活動を進めていくことが目的じゃないかと思っております。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　川畑議員。

○１２番（川畑秀慈君）　もっと簡単に言うと，学校の教育，これは各小学校・中学校があり，また現場で決めるということになります。現場で決定していると。言葉が長いと，ぼやけてなかなか，いろんな要素が入ってくるんで，あれなんですが，導入目的は，これはもう現場で決める，そういうことになってきます。

次に，コミュニティ・スクールの導入前，これは1998年９月の中教審の答申で，学校評議員の導入がうたわれました。2000年１月の学校教育法施行規則改定により，学校評議員の導入がスタートしました。その後，すぐですね，2000年12月に，教育改革国民会議，ここで，教育を変える17の提案というものが出されまして，2004年の６月に改定された地方行政の組織及び運営に関する法律に，学校運営協議会――コミュニティ・スクールが設置可能となったと。非常

にこの短い期間の中で，評議員から，このコミュニティ・スクールの話まで飛んでったわけなんですが，今，ほとんどの自治体で評議員制度は設けて，入れていると思います。

阿見町において，学校評議員制度はいつから始まり，また年何回，どのように開催され，どのような内容を話し合っているのか。また，議事録等はあるのかどうなのか。その点をお伺いします。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君）　はい，お答えさせていただきます。

阿見町におきましては，平成21年に，阿見町学校評議員設置規則を定めまして，教育委員会が各校５名の評議員に委嘱して，年３回開催しております。教育活動の実施内容や，教育計画，地域との連携の進め方等について御意見をいただいておるところでございます。話し合った内容等につきまして，意見等につきまして，学校長から教育委員会に報告があります。

以上でございます。

○議長（吉田憲市君）　川畑議員。

○１２番（川畑秀慈君）　ちょっとそこでお伺いしたいんですが，深い議論，また学校の運営に関することを５名の評議員の方たちが議論されたというんですが，その方たちは，例えば教育に関して研さんをされたり，またさまざまな人権だったり，そういうものに関してもきちんと研修をされた方がなってるのか，それとも，そういう機会がないまま評議員になられて，ずっと活動をされてこられたのか。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君）　はい，お答えいたします。

各校５名でありますので，50名の委嘱を本年度もさせていただきました。学校長が委嘱というか，推薦をするものでありますので，元ＰＴＡ会長や，学校関係者，それから町の職員等，いろいろな教育行政等に携わった方々を推薦いただいて，教育長が委嘱しておるところでございます。

○議長（吉田憲市君）　川畑議員。

○１２番（川畑秀慈君）　わかりました。

では，次に，学校運営協議会のメンバーは，どのようにして決められるのか。その中で，社会教育法第９の７第１項に規定する者の選定はどのようにするのか。

次に，当該教育委員会が認める者はどのような人を指すのか。

３点目として，一部の選ばれた住民代表にならないようにするのには，どのようにしていくのか。

４つ目に，教員の参加，これはどのように考えているのか。

この４点，お聞きします。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。生涯学習課長煙川栄君。

○生涯学習課長兼中央公民館長（煙川栄君）　はい，お答えいたします。

まず初めの御質問ですけれども，このメンバーをどのようにして決めるのかということでございますけれども，教育委員会が学校運営協議会規則を制定いたします。その中で，この規則の中で委員の任命や，どのような方が委員になっていただくかということを定めてまいることになるということでございます。

それから，社会教育法９条の７第１項に規定するものの選定はということでございますけれども，この社会教育法第９条の７第１項というのは，地域学校協働活動推進員を規定しているものでございます。この第９条の７第１項でございますけれども，教育委員会は地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るために，社会的信望があり，かつ地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから，地域学校協働活動推進員を委嘱することができるとされております。この条文をもとに，教育委員会で委嘱をさせていただくこととなるというふうに考えております。

それから，その他の当該教育委員会が認める者とは，どのような人を指すのかでございますけれども，地域教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の６第２項第４号の，その他当該教育委員会が必要と定める者のことかと思います。この，その他当該教育委員会が必要と定める者については，第１号から第３号に規定されている者が，その対象学校，学校の所在する地域の住民，それから保護者，それと地域学校協働活動推進員などを指しております。それ以外の者ということになりますので，例えば学識経験者であるとか，それから地域で生涯学習や社会教育に携わる方，団体・サークルなどに入られている方なども，その中に含まれてくるものというふうに考えております。

次に，一部の選ばれた住民代表にならないようにするためには，どのようにしていくのかについてでありますけれども，多くの当事者，これは先ほど申し上げました保護者，それから学校の教員，地域住民なども含まれると思いますけれども，当事者が集まって，課題について学び，それから熟慮し，議論することによって，お互いの立場や果たすべき役割への理解が深まると考えております。

それぞれの役割に応じた解決策が洗練された個々人が納得して自分の役割を果たすようにしていくことが大切だと考えておりますので，そのような過程を通じて，一部の方が選ばれたというような形ではないようにしていくことが大切だというふうに思います。

また，教職員の参加をどのように考えているかについてでありますけれども，当該学校の校長，それから教職員の参加については，学校と地域の人々，保護者，地域住民等についてです

ね，学校や地域の課題を共有して，その共通の目的・ビジョンを持って，一体となって地域の子供たちを育んでいくために，同様にその学校運営協議会の中では，委員として同じテーブルに着くことが大切ではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　教育次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君）　１つ補足させていただきます。

先ほどの回答の中でですね，その他の委員の中で，さらにですね，学校の校長先生，教職員，さらにですね，教育委員会の職員，そういった者も委員になるかと思います。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　川畑議員。

○１２番（川畑秀慈君）　わかりました。

この学校運営協議会で３つのことを審議をし，また意見を述べることができるというものの中に，当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について，当該職員の任命権者に対して意見を述べることができるとあります。指定学校の職員の任命権者は，当該職員の任用に当たっては，前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。このように出ております。この件に関しては，どのように，今，考えておられるのか。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。生涯学習課長煙川栄君。

○生涯学習課長兼中央公民館長（煙川栄君）　はい，お答えいたします。

ただいまの御質問，地域教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の６第８項についてということであろうかと思います。この条文につきましては，前項第７項というものがありまして，この中で規定されているものは，職員の任用に関する意見の引用を果たされるためには，協議会が意見を述べるのみならず，任命権者において協議会の意見の内容を実現するよう努められることが求められているということでございます。

このため，この第８項につきましては，任命権者が協議会の意見を尊重することを規定しているというふうに考えております。

ただし，本規定は任命権者の任命権の行使，それから，そのものを拘束するものではなくて，任命権者は協議会の意見を尊重するとともに，市町村教育委員会，阿見町教育委員会ですね，の内申，それから人事評価などの結果も含めて，総合的に勘案して，最終的に教育委員会自らの権限と責任において任命権を行使するものとなりますので，あくまでも尊重するということでございます。その出てきた意見について，それを全くそのまま受け入れるということではございません。

また，学校運営協議会というのは，複数の委員による合議制の機関でございます。ですので，

個人の意見として出たものがそのまま協議会の意見として出てくるわけではありませんので，そのままそれを尊重するというようなことではございませんので，その仕組み上もですね，教職員の人事について大きな混乱が生じるようなことはないというふうに判断しております。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　川畑議員。

○１２番（川畑秀慈君）　今，個人の意見が，そのまんま出てきたものが全体の意見というものではないだろうから大丈夫だと言っておられますが，実際にこれは教職員の人事権を，果たして，このコミュニティ・スクールというこの制度の中で，そこまで踏み込んでいっていいのかどうなのか。ちょっと私はそこの部分は非常に危惧をしております。

ある意味で，地域でいろんな認識をしてらっしゃる人がいる中で，１つは，教職員の任命，罷免のそんなさまざまな意見を言うのにも，きちんとした規定がある中で，事実をもとに議論されるんであればいいんですけども，そうではないときは，非常に感情が入ってきますね。日本人というのは理論的なことを突き詰めて議論するのが非常に苦手であります。別の言い方をすると，空気が支配をしてきますね。空気に流された中で，そこまでの意見を，もしこのコミュニティ・スクールのこの運営協議会の中で述べられたとすると，教職員の皆さんたちも，やっぱり教育の独立権といったところから見て，また教員の皆さんもやっぱり自分の裁量の中で子供たちに教えてく中で，非常にこれは現場において先生たちがやりにくくなるという一面もあると思うんですが，その辺はどうでしょうか。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長朝日良一君。

○教育委員会教育次長（朝日良一君）　はい，お答えいたします。

今，川畑議員がおっしゃるとおりの懸念があると思います。阿見町としましても，これからですね，こういうコミュニティ・スクールを設置していくのに，今から規則をつくるわけですが，その中でそういった川畑議員の意見もありますので，ちょっと慎重にですね，条文，法律ではこうなっていますけれども，実際どのように運営していくのか，その場でまた考えたいと思います。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　ここで暫時休憩といたします。議会の再開は午後１時といたします。

午後　０時０４分休憩

午後　１時００分再開

○議長（吉田憲市君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

川畑議員。

○１２番（川畑秀慈君）　それでは，午前中に引き続き，再質問させていただきます。

新潟の聖籠町の中学校の統合に向けた取り組みの中で，さまざまな議論を重ねて新しい学校ができました。これも数年前，民生教育常任委員会で視察にもちょっと行って，見てきました。これは前の松本さんが公民館の館長をやってるときに，ちょっと読んだほうがいいってことでお伝えした「市民立学校をつくる教育ガバナンス」，内容は非常に濃いです。教育委員会の皆さん，ぜひこれは目通していただきたいのと，これは煙川課長にも，ぜひ，聖籠町に関しては生涯学習の観点からも，これは非常に参考になるんで，読んでおいてほしいっていう話をしました。そこでちょっと，これは煙川課長のほうに，この聖籠町の中学校の統合に向けた，その議論，取り組み，読まれて，どのように感じられたか，一言お願いします。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。煙川課長。

○生涯学習課長兼中央公民館長（煙川栄君）　はい，お答えいたします。

そのお薦めいただいた図書について，読ませていただきました。その中で，もともと市町村合併のときに統合中学校をつくるということを約束をしていて，その統合中学校をつくるに際してですね，どのような中学校をつくったらよいかと。ただ中学校をつくればよいということではなく，地域の人も含めて，地域が求める中学校の姿を求める，その経過をですね，書かれていたというふうに，内容については，大まかにですが，概要として読み取りました。

その中で，地域住民の方が協議の過程の中でいろいろな気づきや学びがあって，ただ協議会などに参加をすればいいのではなくて，住民自らが，その中学校のあるべき姿や，その後の中学校を対象とした地域のコミュニティの姿ですね，これをどのようにしていったらいいのかということに気づいて活動を続けていったというふうなことで，非常に興味深かったというふうに思います。

そういう意味では，このコミュニティ・スクールという部分に関しても，大変参考になる図書であったというふうに思いました。

○議長（吉田憲市君）　川畑議員。

○１２番（川畑秀慈君）　ありがとうございます。

今，進められようとしているこのコミュニティ・スクールの政策っていうのは，出どころが2014年，まち・ひと・しごと創生総合戦略，ここから来てます。で，コミュニティ・スクールと地域学校協働活動推進，そういう組織を使って何をしようとしてるかっていうと，教育の保障をしている，またその充実を目指すんではなくて，地域課題をここで解決させようとしてる。目的が全然違うんです。ですから，これをこのまんま，国から言ってきたから，そのとおりにやっていったときには，教育のあり方がゆがんでくる可能性があります。

今，聖籠中学校の感想をちょっと聞きましたけども，ここではいろんな問題がありました。

非行の問題であったり，また学力の問題であったり。で，その１つ学力の問題，こうなんですね。子供の学力の低下が話題になっていると。学力を個人に属する概念と考えがちだが，ここではそう考えなかったんです。学力は，まず社会に属する概念として考えるべきではないか。要するに子供一人ひとりの学力が伸びる，伸びないって，そういうもんではなくて，地域全体が，大人も含めて，学力をつけて，知的レベルを上げていくことが，その子供の学力の向上につながる。そこまでの議論をしたんです。そうやって，ここは中学校の統合に向けて，教育とはそもそも何なのか。要するに，子供たちの教育も自分たちの教育も，その地域全体のことを考えてやってきた。

この推進については，ここの教育長はどういうことを掲げたかっていうと，一人ひとりが教育者に，そういうスローガンを掲げて，学び合いを続けて，そういう地域社会をつくり，このコミュニティ・スクールをつくってきた。

そうしますと，この学校運営協議会――コミュニティ・スクールのメンバー，これは先ほどもありましたが，さまざまな権限があります。そこには当然，責任も伴ってきます。で，学校教育に関する決定，これに関しては，非常に重いものになってくるはずなんです。ただ単に参加をして，校長先生がこういう方向で行くとか，いろんな学校の政策，方針をただ単にめくら判を押すように，「はい」って聞いて，承認するんではなくて，さまざまな課題，当然いじめの問題であったり，いろんな問題も多分出てくるはずですね，やっていく中で。それもどう解決していくか。

そうしますと，それに関して責任を持って議論をして，この学校のあり方，その地域社会の大人としてのあり方も，これは問われていくようになってくると思います。当然，その物の考え方の基準は何かっていうと，これは憲法になってきます，日本では。で，当然，11条，12条，13条，で，25，26――26は，これ学習権になってきますね。それに教育基本法は何なのかとか，92条の地方自治の本質って何なのか。地域を私たちはどう担っていくべきなのかっていうのも全部含めて，これは学び合いをしながら進めていかないと，方向がとんでもない方向に行ってしまう。

そういう中で，学びの中からみんなで協働的に学習をし，議論を深めていく中で，当然，そっから地域の課題もどう解決していこうかって出てくるのが本来のあり方だし，ベクトルの向き方だと思うんで，これはぜひそういうことを加味して，基本的なことをきちんと共有できるような，そういうカリキュラム等もちょっと考えていただいて，この学校運営協議会――コミュニティ・スクールといったところも進めていっていただきたいと，こう熱く熱望しますけども，その辺に関していかがでしょうか。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君）　はい，お答えいたします。

これからですね，阿見町でもコミュニティ・スクール――学校運営協議会の設置に向けて動き出すわけですけれども，メンバーにつきましては，今，川畑議員からあった聖籠町の例とか，あと，ほかで取り組んでいる自治体の例もありますので，そこらを調整・検討していきながら，慎重に進めていきたいと思っています。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　川畑議員。

○１２番（川畑秀慈君）　ぜひ，学びを深めながら，このコミュニティ・スクールに関しては進めていっていただくことをお願いいたします。

これで，１点目の質問を終わります。

○議長（吉田憲市君）　川畑議員。

○１２番（川畑秀慈君）　それでは，２点目の，図書館の運営についてお尋ねしたいと思います。

日本図書館協会提起によると，中学校区ごとに図書館を設置することが望ましいと言っております。これは望ましい，理想ですね。これは，全国9,421校になり，9,421館の設置が望ましいということになります。しかし，実際は全国で3,219館しかありません。人口当たりにすると約４万人に１つ。これを世界と比べると，日本は――10万人で計算してまいります，10万人当たり2.56館，イタリアが10.37，ドイツが12.91，フィンランドに至っては22.26。まさに学習権の保障は図書館の充実にあることが確認できます。

そこで，質問をいたします。

図書館の職員数の詳細な内訳。

２点目，蔵書は何冊ありますか。また，年間の購入図書は何冊か。これは経年でお願いいたします。

３点目，貸出資料数と貸出密度，予約件数は何件か。

４点目，図書館費と資料費，人口当たりの資料費は幾らに当たるか。

５点目，図書の購入の基準は何か。

６点目，町における図書館運営の目指しているものは何か。

以上６点についてお尋ねいたします。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長湯原正人君。

○教育長（湯原正人君）　町図書館の運営についての質問にお答えいたします。

１点目の，図書館の職員数の詳細な内訳はについてであります。

平成31年４月１日時点で，正職員数は館長を含め４人，臨時職員は10人で，職員総数は14人

となります。なお，臨時職員は勤務日数に応じて週５日勤務職員が６人，週３日勤務職員が２人，土日勤務職員が２人の計10人です。

２点目の，蔵書は何冊あるのですか。また年間の購入図書は何冊かについてであります。

平成31年３月末時点で，蔵書冊数は15万6,630点になります。内訳としては，図書冊数は14万8,705冊，ＣＤ及びＤＶＤの視聴覚資料が2,832点，雑誌が5,093冊になります。

また年間の購入図書冊数は，平成27年度は6,335冊，平成28年度5,978冊，平成29年度6,050冊，平成30年度5,347冊になります。

３点目の，貸出資料数と貸出密度，予約件数はについてであります。

平成30年度の貸出資料数は22万7,377点，貸出資料数を平成31年３月31日の行政人口４万7,581人で割った貸出密度は4.78になり，平成30年度の予約冊数は２万735点になります。

４点目の，図書館費と資料費，人口当たりの資料費は幾らかについてであります。

図書館費が平成30年度決算予定額では１億389万8,159円，資料購入費が1,424万39円になり，内訳として，図書購入費が1,060万6,741円，新聞雑誌購入費が186万7,974円，官報・法規追録費が37万3,174円，ＣＤ及びＤＶＤの視聴覚資料購入費が139万2,150円で，平成31年３月31日の行政人口４万7,581人で割った平成30年度の人口当たりの資料費は299.3円になります。

５点目の，図書の購入の基準は何ですかについてであります。

図書の購入に当たっては，阿見町立図書館資料選定基準に基づき，所蔵のない図書に対しての利用者からのリクエストサービスなどの要望を踏まえ，資料購入先の図書館流通センターから提供を受けた新刊案内から，一般図書や児童図書などの資料を，課内職員全員で選定し，購入しております。

６点目の，町における図書館運営の目指しているものは何ですかについてであります。

図書館としては，地域住民のニーズに沿った，「知の拠点として，豊かな心を育み，学びを支える図書館」をスローガンとし，将来を見据えた生涯学習の視点からも，社会の変化に柔軟に対応しながら質的サービスの向上と円滑な図書館運営が実現できるように努めること，また改定した「子ども読書活動推進計画」に沿って，子供の読書活動の推進を図って，安心する運営をすることを方針としております。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　川畑議員。

○１２番（川畑秀慈君）　阿見町の図書館の運営状況，概略をお聞きしました。人口規模から見て，他の市町村の図書館と比べて遜色なく，非常に私は頑張ってるなと思います。図書資料の購入費も，平均が１人当たり，全国では247.6円なんですね。そうしますと，約300円。一番いいところは356.8円という，そこまで使ってますが，非常にこれは頑張っておられるな。

蔵書の数に至っては，５万人までの自治体で一番蔵書を持ってるのは，自治体の名前，ちょっと挙げませんけども，蔵書の数で24万約3,000冊。それと比べると，阿見町と約９万冊差が出てる。平均で19万です。実際，よくやっているんですが，こういうことが起きてるというところで，再質問に入らせていただきます。

昨日，ちょっと総務部長のところに行って，公務員の服務の宣誓に関する，この宣誓書ありますね，条例で決まってるのがあります。

私はここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し，かつ擁護することをかたく誓います。これ99条ですね。私は地方自治の本旨を体するとともに，法務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し，全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することをかたく誓います。そうなると，憲法と地方自治，これはもう完全に両輪の中で，皆さん，公務をやっておられるんで，当然，憲法は詳しいのかなと思って，ちょっとお聞きします。

ちょっと教育次長に，この知る権利，学習する権利は，憲法にどのようにうたわれているか。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

○１２番（川畑秀慈君）　憲法26条。

○議長（吉田憲市君）　朝日次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君）　はい，お答えいたします。

ちょっと憲法26条について，ちょっと私も不勉強で，今，手元ではわからないですけども，私が認識している知る権利について，ちょっと御説明させていただきます。

この知る権利につきましては，住民はあらゆる表現の記録や資料に接する権利を有していると，まず思います。この住民の知る権利を保障することが，公立図書館の重要な責務と考えております。この責務を果たすために，公立図書館は，住民の意思を受けて，図書その他の資料を収集し，収集した資料を住民に提供していると。これが本当の図書館の仕事だと思います。そのように，知る権利については思っています。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　川畑議員。

○１２番（川畑秀慈君）　26条，全ての国民は法律の定めるところにより，その能力に応じて等しく教育を受ける権利を有する。この次は，義務教育の条項になってきますね，第２項が。

で，この「その能力に応じて」，これ，どう訳すか。どう考えるか。これ質問してどうこうじゃないんですが，こちらで答えますけども，この能力に応じてということは，これは年齢です。人は年とともに成長するということを前提に，この学習権というのを保障してる。ですから，この知る権利を充実させるということは，非常にこれは大事になってくる内容であります。

そこで，ちょっと今，次長がちょっと答えましたが，公立図書館の役割，要件，この２点に

関して，まずお聞きします。
○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。朝日教育次長。
○教育委員会教育次長（朝日良一君）　はい，お答えいたします。
公立図書館の役割と要件についてですが，公立図書館の役割につきましては，今，川畑議員がおっしゃいましたけども，乳幼児から高齢者まで住民全ての自己教育に資するとともに，住民が情報を入手し，芸術や文学を鑑賞し，地域文化の創造にかかわる場であるが一応役割だと思っております。
その要件ですが，図書館法に基づきまして，地方公共団体が設置する図書館は，地方公共団体が設置する図書館がその要件となっていまして，教育委員会が管理運営するものと考えております。
以上です。
○議長（吉田憲市君）　川畑議員。
○１２番（川畑秀慈君）　次に，知る権利，この知る自由の保障について，ちょっとお聞きします。目の見えない者に対して，どのような対策をとっておられるのか。
○議長（吉田憲市君）　朝日次長。
○教育委員会教育次長（朝日良一君）　はい，お答えいたします。
図書館におきましても，目の見えない方がいらっしゃるということがございます。そのため，阿見町の図書館におきましては，目の見えない方に対しまして点字図書を40冊，点字絵本を19冊，あと，ユニバーサル絵本のさわる絵本ですね，さわる絵本，布の絵本を10冊所蔵しております。また，だんだん高齢になってですね，小さい字が見えなくなるということで，文字が大きな大活字本を1,800冊，一応，1,800用意しております。
以上です。
○議長（吉田憲市君）　川畑議員。
○１２番（川畑秀慈君）　音声に関してはどうでしょうか。音声で吹き込んである図書っていうものは，やってますか。
○議長（吉田憲市君）　朝日次長。
○教育委員会教育次長（朝日良一君）　はい，お答えします。
今，川畑議員がおっしゃるのはですね，音声で図書を聞きたいっていう方に対して，そういうサービスを行っているのかということだとございますが，現時点では，まだそういった要望がないこともありまして，阿見町は対応できておりません。
以上です。
○議長（吉田憲市君）　川畑議員。

○１２番（川畑秀慈君）　目の見えない方にも，やっぱり当然，学習権はありますし，ぜひそういうことも周知をして，障害を持った方に関しても，町の図書館を十分に活用していただけるように。でも，これは，点字もそうですが，音声に関しても，多分，ネットで全国ネットで共有してるはずなんで，ですから，探すと相互貸借の中で借りれるはずです。ですから，そういうサービスもあるということをお伝えしていただくと，もっともっと学ぶということを，多くの人ができるのではないかと思うんで，１つこれは提案として言っておきます。

次に，住民の要望・提案に対して，どのように対応してますか。

○議長（吉田憲市君）　図書館長齊藤千洋君。

○図書館長（齊藤千洋君）　はい，お答えします。

住民の要望や提案については，館内に置いてあるまちづくり提案箱等の質問に提案等をいただければ，検討しております。また，諮問機関である図書館協議会からは，本の展示や陳列をもう少し工夫してほしいという意見があったので，昨年度，１階の展示コーナーと，あとＣＤ・ＤＶＤコーナーの模様替えを行ってリニューアル化を行っております。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　川畑議員。

○１２番（川畑秀慈君）　わかりました。

次に，図書館の職員に求められる専門性，これはどのようなものでしょうか。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君）　はい，お答えいたします。

図書館の職員に求められる専門性についてですが，公立図書館の職員は，先ほども言いましたけども，住民の知る権利を保護し，資料と人を結びつける使命を自覚し，住民の資料に対する要求に応え，資料要求を拡大するために最善の努力を図ることが求められております。

そして，こういったことに対しまして，専門的な資質・能力を持った専門職員が中心となって運営することによって，図書館は住民の生活に不可欠な施設になると考えております。

現在，阿見町の図書館におきましては，その専門的な職員ということで，図書司書の資格を持った職員をですね，正職員のうち２名，４名いますから，そのうちの２名を配置して対応しております。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　川畑議員。

○１２番（川畑秀慈君）　先日も，ちょっと図書館行って，お会いしてきました。人の確保も非常に優秀な方が入っておられて，私も安心して戻ってまいりました。

次に，ちょっとお尋ねしたいのは，阿見町の図書館のサービスの特徴，それと子供の図書の

割合はどうなってるか。また，毎年購入する子供の図書に対する割合，また，こういうジャンルではこういうふうに，このくらい使うんだっていう，そういう規定はあるのか，ないのか，その辺ちょっとお聞かせください。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。齊藤館長。

○図書館長（齊藤千洋君）　はい，お答えします。

まず最初に，阿見町の図書館サービスの特徴についてお答えします。

阿見町立図書館は，地域住民のニーズに沿った図書館運営を行っております。一般開架には郷土資料コーナーに下村千秋コーナーと大庭みな子コーナーを設置しております。また，図書館では，豊かな心と未来を開く力のある子供を育てるために，２年前に改定した阿見町子ども読書推進計画に沿って，ブックスタートや絵本の読み聞かせ会，紙芝居会等の事業を行って，子供の読書活動の推進を行っております。

次に，子供の図書の割合はどうなっていますか。また，毎年購入する図書の割合の基準はあるかについてお答えします。

図書館の図書の割合は，平成31年３月末時点，図書冊数14万8,705冊。内訳としては，一般書が10万4,870冊，児童書が４万2,585冊。児童書の割合が28.6％となっております。

毎年購入する割合の基準について，それについては定めたものはありませんが，よい本や必要と認めた本については，その都度購入しております。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　川畑議員。

○１２番（川畑秀慈君）　今，ずっといろいろるる話がありました。阿見町の蔵書のトータルに対して，住民の方が来て，手にとって見やすく陳列してある開架式のものと，あとは，別室で保管してある，並び切らないんで，別に保管してある閉架式のものとあると思うんですが，その数はどのようになっているんでしょうか。一般にオープンに出されているものと，裏で収納されているものと。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。齊藤館長。

○図書館長（齊藤千洋君）　はい，お答えします。

図書館利用者が利用しやすい開架コーナーにある図書の数は，平成31年３月末時点で12万141冊，それとは別の場所の閉架書庫にある図書は２万8,564冊となっております。

○議長（吉田憲市君）　川畑議員。

○１２番（川畑秀慈君）　わかりました。

昔は図書館は閲覧室があって，その中で申請をして本を出してもらって見るというようなのが，西東京の多摩地域のほうから始まりまして，それが誰でもすぐ手にとって見れるような，

今のような体制に図書館革命が起きて変わりました。確か昭和30年ごろだったかなと思いますね，それは。

で，ずっとこの数を見てますと，ここ数年，毎年図書をこんだけ買ってるのに増えてないと。その理由は何でしょうか。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。齊藤館長。

○図書館長（齊藤千洋君）　はい，お答えします。

蔵書数は，図書館としては増やしたいんですけれども，現在，図書館の開架書架と，あと閉架書庫へは，飽和状態にあって，購入した冊数は陳列できないため，除籍しなければならないような状況になっているために，現在，増えておりません。

○議長（吉田憲市君）　川畑議員。

○１２番（川畑秀慈君）　ということは，買って購入した分だけ，古い今までもともとあった図書また資料を処分をしてるということになりますね。非常にこれはもったいないな。さまざまな形で資料価値の高いものも当然ある中で，処分せざるを得ない状況になっているっていうのは，何とかこれは変えていただきたいというか，保管場所を何とかこれはつくる，またレイアウトをちょっと考えて，もう少しあそこに並ぶようにできないかということも含めて，これはぜひ努力をしていただきたいと思うんですが。

例えば，今，廃校になった学校があって，そこに図書館もあったりします。地域ではそれをどう使うのか，これから議論が深まる中で用途に関してはさまざまあるかと思うんですが，でも，そういう廃校になった図書館，そういう学校の教室なんかも，これは保管場所として，平均の19万にもまだまだ足りない。一番持っているところが約９万冊，10万冊多く持ってるってことを見ますと，ぜひそういうこともこれから検討して，具体的に対応していっていただきたいと思うんですが，その点はいかがでしょうか。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君）　はい，お答えいたします。

今，閉校となりました吉原小学校と実穀小学校につきましては，地区の公民館をつくるということで，地域のほうに説明していって，その検討が始まっているところでございます。その中で，公民館以外のですね，スペースができればですね，そういったところに，今，御提案があった図書を保管できるスペースも，もしかするとあるかと思いますので，内部的にそこら辺はまた検討させていただいて，何とか対応できるように考えたいと思います。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　川畑議員。

○１２番（川畑秀慈君）　ぜひ，それは対応してください。それと，図書に関しても，新刊書

ばっかりではなくて，資料としてどうしても必要なもの，置いておかなくてはいけないもの等もあると思います。特に生涯教育，社会教育，そうやって見てみますと，憲法に関する本であるとか，また哲学に関するものであったり，社会科学に関するものであったり，さまざま，借り手は少なくても，どうしても置いて，誰でも来たらちょっと手にとって見れるというような状況を，ぜひつくっていただきたい。これが１点。

それと，なぜそういうことを言うかといいますと，今ここに本３冊持ってきてます。これもそうなんですが，私も図書館よく行って，見てみますと，探してもらうと，ほとんどありません。阿見町の図書館に行って，借りたい本があったことがない。相互貸借で借りてもらうか，あとは自分で買ってます。

これは，経済的に余力のある人は自分でそういう知る権利を自ら手にすることはできるかもしれませんが，そうじゃない人は，全くこれは町が，自治体が，市町村がそれはカバーしてあげないと，これはなかなか知ることができない。

先ほども話がありましたけども，民主主義を発展し，やっぱりそれを維持していくのにどうするかっていうことも，やっぱり学びなんですね。コミュニティ・スクールをどうやってうまく進めていくか。学校教育または社会教育を進めていくかってのは，やっぱりこれは知る権利が非常に大事になってきます。

で，これは別のある本で読んだ内容ですけども，アメリカの近年の歴史を見ても，実際にメイフラワー号で大陸に渡った３年後にアメリカは大学をつくってます，小さな，自分たちで。で，1860年，日本の明治維新と同じときには私立の大学で250ありました。ですから，なぜそれだけ学ぶところをつくったかっていうと，学びを続けていく，みんなで学習をしていかないと，デモクラシーって民主主義を発展させることができないってのを痛感してたんですね，アメリカの人は。

ですから，この学習する，知る権利，学び合う権利ってのは，ぜひ教育委員会中心となり，また生涯学習課，また図書館，そういうところも非常に大事な役割がありますので，ぜひこれからの活躍を，こちらも期待しておりますし，蔵書に関しましても，ぜひそろえるべき必要な図書に関しては，資料としてそろえていただきたいと思います。

この点，いかがでしょうか。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君）　はい，お答えいたします。

まず，その蔵書に関しましてはですね，いろいろリクエスト等のサービス制度もありますので，そこら辺をよく踏まえて，あと，図書館の窓口でですね，いろんな御意見をいただきながら，それを踏まえて購入していきたいと思います。

それと，先ほどおっしゃいましたけど，図書館は，阿見町では知の拠点ということで，知る権利をまさしくそこで実践する場所だと思ってます。そこがやっぱり充実していかないと，阿見町の町民の方に対して，その知る権利がうまくは機能しないと思ってますので，そこは努力して頑張っていきたいと思います。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　川畑議員。

○１２番（川畑秀慈君）　ありがとうございます。

ぜひ，充実した図書館，それをまたこれからつくり上げて，どんどん発展させていただくことを期待しまして，私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（吉田憲市君）　これで，12番川畑秀慈君の質問を終わります。

次に，６番栗原宜行君の一般質問を行います。

質問席に移動，準備をお願いいたします。

６番栗原宜行君の質問を許します。登壇願います。

〔６番栗原宜行君登壇〕

○６番（栗原宜行君）　皆さん，こんにちは。

３日間最後のですね，一般質問をさせていただきます。

今日はですね，高齢者の運転免許自主返納をどのように考え，どのように返納を進めているかについて質問させていただきます。

高齢者の運転による自動車事故のニュースが連日のように報道されています。この一般質問原稿を書いている間にも，６月４日，福岡市で高齢の男性が運転する車が逆走し，車６台が絡む多重事故が発生しました。この事故で，10歳から70歳代の男女８人が巻き込まれ，病院に搬送されています。運転をされていた高齢者の御夫妻は亡くなられました。

今回の事故も含め，お亡くなりになられた皆様に対しお悔やみを申し上げますとともに，被害に遭われました皆様に心からお見舞いを申し上げます。

このように，高齢者の自動車事故のニュースが報道されるたびに，どうして車を運転しているのか。どうして免許の自主返納を考えないのか。なぜ逡巡してしまっているのかと思ってしまいます。自動運転や居眠り防止，車線はみ出し防止機能など，ハイテク技術により，車はどんどん便利になっています。しかし，人命を一瞬にして奪う凶器であることも改めて再認識をさせられました。

阿見町では，このような惨状が起きないために，阿見町の高齢者の状況と対策について，以下の３点について質問いたします。

１，阿見町における高齢者の運転が起因する事故はどのように推移していますか。

２，阿見町における高齢者運転免許自主返納の現況はどのようになっていますか。

３，阿見町の高齢者運転免許自主返納の対策はどのようになっていますか。

以上，よろしくお願いいたします。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　栗原議員の，高齢者の運転免許自主返納をどのように考え，どのように返納を進めているかについての質問にお答えいたします。

１点目の，阿見町における高齢者の運転が起因する事故はどのように推移しているかについてであります。

県警の交通総務課に過去３年間の高齢運転者による交通事故発生件数，死亡事故件数，死者数について確認したところ，平成28年の発生件数は42件で，うち死亡事故が１件，死者数１人，平成29年の発生件数は50件で，死亡事故は０件，平成30年の発生件数は31件で，死亡事故件数は０件となっております。

２点目の，阿見町における高齢者運転免許自主返納の現況はどのようになっているかについてであります。

牛久警察署交通課に確認したところ，年齢別で集計していないため，高齢者に限った数字ではありませんが，平成28年は86人，平成29年は105人，平成30年は94人とのことでした。

３点目の，阿見町の高齢者運転免許自主返納の対策はどのようになっているかについてであります。

運転免許自主返納者に対する支援制度につきましては，茨城県で高齢運転者運転免許証自主返納サポート事業として協賛事業所や加盟店で割引や特典が受けられる取り組みを行っております。

また，県内市町村では，路線バスやタクシー等の料金の一部助成や，コミュニティバスの無料乗車券の配付等，外出支援を実施している自治体もあります。

当町においては，高齢者等交通手段に不便を来している方などに対して，デマンドタクシーによる送迎事業を実施しており，買い物や公共交通の利便性が比較的高くない地域を対象として，移動販売車による買い物支援として，高齢者買い物支援実証実験事業を令和元年度末より実施していく予定であります。

しかし，免許証自主返納者に対する直接的な支援制度は実施しておりません。今後，町として支援策にも取り組んでいく必要性を感じておりますことから，関係課とも協議しながら検討したいと考えております。

○議長（吉田憲市君）　栗原議員。
○６番（栗原宜行君）　御答弁ありがとうございます。
それではですね，御答弁に従いまして，再質問のほうをさせていただきます。
まず，阿見町における高齢者の運転が起因する事故についてということで，平成28年の42件から，29年度についてはちょっと多くなって50件，30年については31件ということで，全体で見ればですね，下がっているという形でございます。全国的に見てもですね，下がっています。
この過去３年間で事件発生が減少しておりますけれども，阿見町としてですね，何か対策を講じられた結果，こういうふうな結果と，いい結果になっているんでしょうか。対策があれば，教えていただきたいと思います。
○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長髙須徹君。
○町民生活部長兼生活環境課長（髙須徹君）　はい，それでは，お答えいたします。
これまで，警察や関係団体と連携して，啓発活動や指導を行っております。具体的な例でございまして，保育所，幼稚園児や小中学校の，幼児から児童生徒さん，また高齢者等へのですね，交通教室，安全教室，交通安全キャンペーンとか，あとは交通安全シルバー大会等を実施をしております。
また，牛久市と交代でですね，交通安全の自転車競技，茨城県大会にも積極的に出場したりしておりまして，出場者の皆さんに指導をして，各自のスキルアップ等を図っているところでございます。
○議長（吉田憲市君）　栗原議員。
○６番（栗原宜行君）　ありがとうございます。
今，部長から御案内がありましたけども，たくさんのですね，いろいろ対策，イベントをですね，各団体のほうにお願いしながらやられているということでございます。
キャンペーン，今，御案内ありましたけれども，千葉町長もですね，部長もですね，年４回ですかね，キャンペーンをやられてまして，カスミさんだとかですね，医大さんのところの交差点の部分ですね，朝，早朝からですね，キャンペーンのほうに参加していただいているというのも見ております。
私も安全協会のほうに入っておりましてですね，毎月１日にはですね，それぞれ40名ぐらい，今，安協の人間がいるんですけれども，交差点のほうの立哨をしております。また，毎月15日にはですね，高齢者のための啓発ということで，のぼり旗を掲示するという形の中でですね，安協も毎朝立っていただいているという形で，少しでもですね，お役に立てたのかなという形がありますけれども，全体としては，町全体としてそういう形でやられていて，結果，少なくなっているということでございますので，続けてですね，お願いしたいというふうに思ってお

ります。

それとですね，実際に事故の部分は減ってはきているんですが，事故のですね，状況を見てみるとですね，全国的に見ますと，警察庁の29年度の年齢別の死亡事故件数でいくとですね，１位が85歳以上という形になっています。２位がですね，16歳から19歳の運転免許を取られた，比較的操作のことですね，ふなれな方の事故が続いていると。それ以降ですね，３位，４位，５位とですね，高齢者，70歳から75歳と80歳以降とですね，ほとんど高齢者の方の事故がですね，死亡事故が多くなっているという形で，警察のほうもまとめています。

こういった状況の中ですね，高齢者の死亡事故を減らすためにですね，阿見町としてどのような検討をされているんでしょうか。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。髙須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（髙須徹君）　はい，お答えいたします。

先ほど答弁させていただいたようにですね，各種今，啓発・指導活動を実施しているところでございますけども，引き続いて，工夫をしながらですね，参加者を増やして，交通安全への意識づけ並びに指導をですね，図っていきたいと考えております。

また，高齢者ではない，周りの人たちの，高齢者への配慮というか，例えば，思いやり運転というようなことについてもですね，これまで以上に啓発を図って，少しでも高齢者のですね，死亡事故の減少につながる取り組みをしてまいります。

○議長（吉田憲市君）　栗原議員。

○６番（栗原宜行君）　ありがとうございます。

それでは，２点目のですね，阿見町における高齢者の運転免許自主返納についてですね，再質問させていただきます。

御答弁ではですね，平成28年度については86人の方が返納されたと。29年については105人と。30年についてはですね，ちょっと減って94人ということでございました。

いろいろニュースがですね，高齢者の運転による事故報道後ですね，運転免許自主返納にですね，影響とかですね，変化があったでしょうか。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。髙須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（髙須徹君）　はい，お答えいたします。

先ほど町長の答弁でもありましたけど，自主返納の人数の推移ということで答弁させていただきましたけども，年齢別にはちょっと集計されていないということでございましたけども，ほとんどが高齢者の方だということで，牛久警察署のほうから聞いております。

また，警察署のほうでもですね，近年の高齢者の自動車の運転による事故の報道も影響して，高齢者の運転免許証の自主返納の増加にもつながっているというふうなコメントをしておりま

した。
○議長（吉田憲市君）　栗原議員。
○６番（栗原宜行君）　ありがとうございます。
ちょっと興味深い資料がありましてですね，ちょっと御披露はしたいんですけども，これは公的なところではなくてですね，生命保険会社さんのほうの研究所の資料なんですけれども，75歳以上の免許証の返納率のランキングというのを試算されています。免許保有人口当たりという形でなっておりますけれども，１位がですね，75歳の返納率１位が東京都ということです。これが8.0％。全国平均がですね，5.2％という形になっておりまして，実はですね，茨城県は何位かといいますとですね，実はここも47位なんです。茨城県はですね，魅力のランキングではないけれども，自主返納率も最下位という形の中でですね，もうこれは不名誉というんでしょうか，何というんでしょうか，3.7％ですね，という形で最下位の返納率になっています。
この原因はですね，どこにあるとお考えでしょうか。
○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。髙須部長。
○町民生活部長兼生活環境課長（髙須徹君）　はい，お答えいたします。
今，御紹介いただいた数値はですね，多分，警視庁の2018年の運転免許統計の資料の75歳以上の自主返納率の数値からとったものではないかと推測されますけども，都道府県別の１人当たりの乗用車台数が多い都道府県，東京都が0.23台だそうで最低で，茨城県は0.68台で２番目に多いというような数値も出ております。乗用車の台数が多いほど返納率が低い傾向があると言われております。
日々の生活における車の利用のですね，状況は地域によっての異なることが返納率の地域差の一因となっているとも考えられております。
交通機関の整理状況の差による移動手段としての自家用車の保有とか，利用形態の違い。茨城県は全国トップクラスのですね，農業生産額を誇る農業県でもありますことから，農業従事者の高齢化による高齢者の農業用作業自動車等のですね，保有・利用などもですね，多いことなども，自主返納率の低い一因にもなっているとも考えられるところかなと思います。
○議長（吉田憲市君）　栗原議員。
○６番（栗原宜行君）　ありがとうございます。
今の部長がおっしゃるとおりですね，私も同感だと思います。私も君原地区というね，田んぼ，畑が多いところに住んでおりますけれども，確かに免許を返納してしまうとですね，どうやって畑まで行くんだよって。どうやって田んぼまで行くんだよって。トラクターあるからいいだろうって，トラクターはそれも免許があるわけでございまして，必要なわけでして，実際に農家にしてみればですね，免許の返納は死活問題だという形。

ただ，事故が少ないのは，本当，法定速度以下でですね，車に乗っている方が多いという形の中でですね，一説には，ゾーン30というのはヨーロッパでもありますけれども，30キロ以下で，仮にぶつかったとしてもですね，死亡事故には至らない，けがで済むという形で，ヨーロッパはゾーン30の選択をしているわけですけれども，そういったことが，私たちの住んでいる，私が住んでるところでも起きていて，それが自主返納率を上げない一因になっているのかなというのはうなずけるところでございます。

では，続きましてですね，３点目の，阿見町の高齢者運転自主返納の対策はどのようになっているかという形の中でですね，質問のほうをさせていただきます。

この中でですね，自主返納に対して直接的な支援制度はないけれども，デマンドタクシーによる送迎事業を実施していますよということで御答弁でございました。

このデマンドタクシーあみまるくんなんですけれども，今，実際にこの稼働状況はどのようになっていますか。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君）　それではですね，デマンドタクシーの運行状況についてお答えいたします。

運行日はですね，月曜日から金曜日までの週５日間。運行時間は午前８時から午後５時までです。ワゴンタイプのですね，タイプが２台，普通乗用車タイプが１台，計３台で運行しています。過去３年間における利用者数，平成28年度が１万688人，月に直しますと891人。平成29年度が9,368人，月に直しますと781人。平成30年度が１万150人で，月に直しますと846人です。

平成28年度から29年度にかけてはですね，利用者がですね，1,320人，月110人ほど減少したことになってますけども，平成30年度でですね，利用者数が回復しているというような状況です。

○議長（吉田憲市君）　栗原議員。

○６番（栗原宜行君）　ありがとうございます。

そうすると，例えばですね，これ稼働を100％という，机上の部分でやったときに，まだまだ余裕があるという格好になるんですかね。それとも，もうマックスなのか。仮に余裕があるのであれば，さらに利用を促進するための対策というのは，何か考えていらっしゃいますか。

○議長（吉田憲市君）　湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君）　利用につきましては，やっぱりそのときのですね，時間帯とか，利用の方法とか，いろいろありますので，100％必ず利用できるかというと，それはちょっと違う問題かと思います。

今ですね，取り組みといたしましては，免許証のですね，自主返納者対策といたしましては，

牛久警察署等にですね，リーフレットの備えつけを依頼しているというようなことであります。
○議長（吉田憲市君）　栗原議員。
○６番（栗原宜行君）　ありがとうございます。
　この件についてもですね，私の両親とですね，妻とちょっと話をしてみました。どんな格好で利用促進できるのかな。で，うちの家内が言うのではですね，おじいさんたち，おばあさんたちはお金を持ってるから，１回400円で小まめにやるよりは，年パスじゃないですけども，フリーみたいな，乗車フリーみたいな形のやつを買って，で，そうするとお得だねみたいな感じの中でですね，促進すれば，多分，年配の方は，１回400円よりは，じゃあ乗るかっていうような格好で，特にうちの両親については乗るんじゃないのっていうようなことを言ってましたので，そんなこともですね，あわせて考えていただければというふうに思っております。
　続きましてですね，これ平成29年度からですね，茨城県だけなのか，茨城県が企業のほうにお願いをして，自主返納サポート事業というのをですね，１年間やりました。それが平成30年度から実際に進んでるわけでございますけれども，実際に今，御案内いただいた返納サポートは，具体的にはどのようなものがあるんでしょうか。
○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。髙須部長。
○町民生活部長兼生活環境課長（髙須徹君）　はい，お答えいたします。
　今，議員のほうからも御紹介ありましたし，町長のほうからも答弁させていただきましたけれども，県ではですね，平成30年３月１日から，高齢者運転者の運転免許自主返納サポート事業というものを実施しておりまして，警察や運転免許センターにですね，運転免許証を自主返納して，運転経歴証明書というものをですね，発行を受けた65歳以上の県内在住者が，この制度の対象者，利用できる対象者となっておりまして，この事業に協賛している，県内と，これは県外も含めての店舗で，その運転経歴証明書を提示することで，特典サービスが受けられるというようなものでございます。
　参考までですけど，現在，協賛店舗数はですね，県内，県外を合わせて111の事業所で967店舗が登録されている状況でございます。協賛店舗にはですね，目印となりますポスターとかステッカーというものが張られているので，おわかりになるというようなことになっているそうでございます。
○議長（吉田憲市君）　栗原議員。
○６番（栗原宜行君）　ありがとうございます。
　県が主導していますそのサポート事業についてもですね，今，967店舗ですか，そういう形でですね，返納されてもですね，そういう形のサポートがあるということでございますので，自主返納の際にですね，こういうサポートもあるんだよということをですね，皆さん記憶され

ればですね，返納率も上がるのかなというふうに思います。

あとですね，実際に967店舗の部分が使える，県内外で使えるということでございますけれども，実際に先ほどの御答弁の中でですね，阿見町自体も直接的なものはないんですということでございます。

例えばですね，先ほどの運転経歴証明書，これは1,100円ですかね。ホームページ見ると1,000円だったこともあるんですけど，警察で見ると1,100円と書いてあるんですけど，交付手数料の助成とかですね，自主返納に伴う廃車費用。この廃車費用とかはですね，都道府県によって出されているところもあるということなので，そういった形のですね，助成についてのお考えはありますか。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。髙須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（髙須徹君）　町としましてもですね，こういった高齢者の免許証の自主返納者への支援策というものは検討していく必要があると思いますので，その検討の中で，あわせて考えてまいりたいと思います。

○議長（吉田憲市君）　栗原議員。

○６番（栗原宜行君）　ありがとうございます。

今回のですね，免許自主返納という形の中でですね，阿見町についてですね，いろんなものをつけてもらうから返納するというような状況ではないというふうには思っています。ただしですね，先ほども御案内したとおり，人命にかかわることでございまして，それを何とか今まで各団体によってですね，減ってきたという形でいますけれども，町全体としてもですね，より積極的に取り組みをお願いしたいというふうに思っています。

ちょっと一例ですね，近隣の市町村の部分でですね，ちょっと主立ったところを御案内しますけれども，土浦市につきましてはですね，デマンド型タクシー，乗り合いタクシーについてはですね，年会費全額補助１万3,000円，それから乗り合いタクシーの年会費の一部助成としても，福祉の部分でいけば１万1,000円，それから，龍ケ崎については１年間有効の龍ケ崎コミュニティバスの無料乗車券を配布。それから，牛久についてはですね，かっぱ号回数券または奥野地区過疎地域有償運送利用券として上限２万円。つくば市についてもですね，つくバス・つくタク，6,000円から１万円の部分で回数券の補助があるという格好の中，守谷もちょっと言いますかね。守谷についても，バス回数利用券が２万円という形になっています。

先ほどから，あみまるくんについてはですね，運行自体をしましょうという形で，今，運行していただいていますけれども，その400円についてはですね，ただではないと。一部助成もないというところでございますので，私もですね，昨年ですね，阿見町がそういうのがないので，牛久市で免許を返そうかっていうふうなことを言われた方もいたんですけど，牛久で返そ

うと何しようと，阿見ではないので，その恩恵っていうか，あれはないよっていう話はしました。それがフックになってですね，きっかけとなって返納率が上がれば，上がって，死亡率が下がるようにというふうに思っています。

それとですね，もう１つ大事な政策としてですね，今度，今年度末ですか，今年度末から検討をしていると，実施していく予定ですという形の中の，高齢者買い物支援実証実験事業についてですね，その概要について教えてください。

○議長（吉田憲市君）　ここで暫時休憩といたします。議会の再開は２時15分とします。

午後　２時０３分休憩

午後　２時１５分再開

○議長（吉田憲市君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま，９番海野隆君が退席をいたしました。したがいまして，ただいまの出席議員は17名です。

それでは，休憩前の質問に対し答弁をお願いいたします。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君）　はい，お答えいたします。

高齢者買い物支援実証実験事業についてお答えさせていただきます。

この事業につきましては，移動販売車による食料品等の販売を行う事業者と連携いたしまして，日常的に買い物が困難な高齢者等の買い物の支援を行うことによりまして，福祉の向上を図ることを目的としているものでございます。

概要といたしましては，委託する事業者の移動販売車が，週１回から２回，要望をいただいた停留場所を回りまして，食料品等の商品を販売するものでございます。活動日は月曜日から金曜日まで，時間は午前10時から４時ごろを想定しております。要望書をもとに，今後，事業者が販売コースを作成し，来年１月の事業開始を予定しているところでございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　栗原議員。

○６番（栗原宜行君）　ありがとうございます。

私のですね，行政区もですね，支援実証事業の対象になっておりまして，これを全区民に周知しましたところ，それはいいことだということでしてですね，週２回といわず毎日でも来てくれという形で要望のほうはさせていただきました。こういう施策もですね，やっていっていただきながら，高齢者に起因する事故とかですね，返納率の向上を進めていただきたいというふうに思っております。

以上で１問目の質問を終わります。

○議長（吉田憲市君）　栗原議員。
○６番（栗原宜行君）　続きましてですね，２問目の質問にさせていただきます。
２問目，本年４月より，阿見町第６次総合計画の後期基本計画が作成され，実施されています。この後期基本計画は，基本構想策定から５年が経過した前期を踏まえ，2019年から2023年までの５年間で基本構想を実現させる最終段階を迎えています。後期基本計画が作成され，実際，実施されている今，下記の点について質問をさせていただきます。
１つ，2023年の人口見通し５万人はどのような政策で実現させるのか。また，人口５万人を実現させた後，どのような阿見町を考えているのか。
２，財政の健全化において，ふるさと納税による財源の確保を掲げているが，現在の進捗状況はどのようになっているか。また，ふるさと納税以外の財源確保はどのように考えているのか。
３，みんなで支え合うまちづくりの地域福祉の推進について，地域で支え合い，助け合う仕組みづくりはどのように進めていくのか。また，民生委員児童委員の活動を充実させるために，具体的にどのようなことを推進するのか。
以上３点をお願いいたします。
○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。
○町長（千葉繁君）　阿見町第６次総合計画の後期基本計画についての質問にお答えいたします。
１点目の，2023年の人口見通し５万人の実現と，その後の阿見町についてであります。
総合計画は，まちづくりの方向を示す本町の最上位計画となり，10年後の町の姿を展望した基本構想と，それに基づく５年ごとの施策の目標等を示す基本計画，そして，基本計画で定めた施策を実施するための具体的な事業を位置づけた実施計画によって構成されています。
2023年の人口見通し５万人は，このうちの基本構想の第３章に位置づけられており，安心して子育てができる環境整備などの少子化対策とあわせて，多様な雇用の場の確保，町外からも人を呼び込むことのできる魅力ある住環境の整備を図ることなどを計画的に推進することで，その実現を目指すこととしております。
今年度よりスタートしました後期基本計画においては，前期基本計画５年間の取り組みを踏まえ，基本構想の実現に向け，出産や子育てを支えるまちづくりや，町内への定住を促進するための良好な受け皿を確保するまちづくりといった，人口増につながる施策を重点プロジェクトとして位置づけ，積極的に推進してまいります。
今後も，国，県の取り組みとも連携を図りながら，後期基本計画に基づく実施計画を着実に推進することによって，町全体の活力が保たれ，持続可能で魅力的なまちづくりが進み，その

結果として，基本構想に定める人口５万人と，その先にある市制施行が見えてくるものと考えております。

2024年以降のまちづくりの将来像につきましては，第６次総合計画における「みんなが主役のまちづくり」という基本理念をより発展させ，多くの町民の皆様の声を取り入れながら，第７次総合計画においてお示ししてまいります。

２点目の，ふるさと納税の現在の進捗状況はどのようになっているか。また，ふるさと納税以外の財源確保はどのように考えているのかについてであります。

ふるさと納税につきましては，本年10月には専用のホームページを開設して，阿見町らしい返礼品を取りそろえ，本格的な運用を開始したいと考えております。

現在の進捗状況でありますが，５月20日には返礼品の提供事業者向けに説明会を開催し，28組の御参加をいただきました。阿見町らしい返礼品の提供に御協力をお願いするとともに，販路の一つとして御活用いただきたいと，私自身その思いを述べさせていただきました。

関連する業務の委託につましては，現在発注の準備を進めており，６月中の契約を予定しております。この業務代行の委託業者が決まり次第，一連の業務に関するシステムの構築と，先ほどの返礼品の提供事業者からの個別相談にも対応してまいります。

寄附者の皆さんに心から阿見町を応援していただけるよう，ふるさと納税事業に取り組んでまいります。

ふるさと納税以外の財源確保策といたしましては，先ほど申し上げましたように，総合計画では人口５万人を目指し，若者世代や子育て世代の定住を促進し，バランスのよい人口構成にしていくための取り組みを進めるとしており，こうした施策の推進を通して，安定的な税財源を確保することが最も重要であると考えております。

３点目の，地域で支え合い，助け合う仕組みづくりはどのように進めていくのか。また，民生委員児童委員の活動を充実させるために具体的にどのようなことを推進するのかについてであります。

現在，第２次地域福祉計画に定める各種事業を進めているところですが，今後，第３次計画の策定に当たり，今年度後半よりアンケート調査の実施，来年度に各地域で座談会を予定しております。そのようなことを通して，地域福祉の重要性について理解を深めていただくとともに，地域福祉について意見交換や課題の抽出を行い，地域で支え合い，助け合う仕組みづくりについて，よりよい手法を検討してまいりたいと考えております。

また，民生委員児童委員の皆さんには，地域住民や要援護者への相談・助言等，地域福祉の担い手としての重要な役割を果たしていただいております。毎月の定例会において関係行政機関等による研修等を行うほか，最近では，他市町村の民生委員児童委員協議会との交流会など

を通して，情報や意見の交換を行うなど，その資質向上を図っております。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　栗原議員。

○６番（栗原宜行君）　ありがとうございます。

それではですね，再質問のほうをさせていただきます。

その前にですね，今年に各議員に配られました第６次総のですね，概要版それから本冊とございます。これですね，本冊のほうでいけば19ページになりますけれども，前期につきましてはですね，こんなふうにですね，大きくは取り上げていただいてないと思います。概要版のほうにつきましてもですね，１枚目，表のところにですね，５万人とするという格好になってます。

非常にうれしいです。５万人というのはですね，市制に移行する５万人の人口というのがですね，うわさとしてはですね，５万人じゃなきゃだめだとかいうのがあってですね，それに向けて５万人というのが刷り込まれているわけですけども，こういうふうにですね，2023年度，５年後，人口の見通しを５万人とするという夢を描いていただいて，それが実現すればですね，なおさらいいという格好の中で，この５万人に対してですね，どれだけ私の強い思いをですね，また皆さんの思いをですね，ちょっと明らかにしていきたいというふうに思っております。

まずですね，状況からいけばですね，今，４万7,600人ぐらいしかいませんけれども，国立社会保障・人口問題研究所，通称社人研と言われているところが推計した2025年度の阿見町の将来推計人口では４万5,000人となっています。今より2,500人少ないんですけれども，そんなことはどうでもいいんです，私は。

人口５万人の見通しに対し，将来人口で考えれば5,000人の乖離があります。非常に厳しい見通しとなっていますけども，この乖離をどのように埋めていくんでしょうか。それについて教えてください。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原公室長。

○町長公室長（湯原幸徳君）　はい，お答えをいたします。

その前に，総合計画，19ページの人口５万人の見通しを示させていただきましたけど，これは基本構想でして，前期計画においても同じように，この大きさで５万人の目標を立てるということで記入がされているということだけ申し添えさせていただきます。

その上で，今，御質問のありました国立社会保障問題研究所，社人研の推計については，我々自治体のほうでも，やっぱり尊重しなければならないというふうには思っております。

そんな中で，本町，今年の５月１日現在の住民基本台帳の人口ですけれども，４万7,695人。で，最近１年間，昨年の５月から今年の４月の人口増減数では，214人の増加となっていると

いうことで，これは県南地域では，つくば市，守谷市に次いで３番目の人口増になっているというようなことです。

このことは，これまでもいろいろな総合計画に沿った各施策を推進してきたことにより人口が維持してきたというふうな結果のあらわれということで，これは全国規模においても，全国で町村は926あるんですけれども，その中でも2018年10月１日現在の人口規模で換算すると，全国４番目の人口規模であるということで，これは非常に町としても誇れることではないかなというふうに思っております。

といいましても，社人研の2020年の将来人口ですけれども，４万6,766人と予想されておりますので，現時点で900人以上は上回っておりますけれども，総合計画が目指す人口５万人を達成するには，さらなる人口の上積みが必要になってくるというふうに思います。

これはどういうことかといいますと，増加人口の内訳を見ますと，死亡数が出生数を上回る自然減を，転入が転出を上回る社会増でカバーしているということが大きな要因であるというふうに思っております。

こうした状況を踏まえまして，町としましても，第６次総合計画の後期計画に示された各施策を着実に推進していくということが，一つ大きなことであるというふうに思います。

それから，後期計画に基づく人口策を戦略的に実施していくため，今年度，第２期の「人と自然が織りなす，輝くまち創生総合戦略」の策定を進めております。この中で，後期基本計画に定めた重点プロジェクトを中心に，人口の社会増と自然増につながる施策をバランスよく位置づけまして，人口５万人の達成と，持続可能で魅力的なまちづくりに，引き続き取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（吉田憲市君）　栗原議員。

○６番（栗原宜行君）　ありがとうございます。

それではですね，ちょっと早いですけども，市になるために，どのような要件があるんでしょうか。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原公室長。

○町長公室長（湯原幸徳君）　市になる要件につきましては，地方自治法第８条にうたってございます。その中に，基本は人口５万人にならなければならない。ただ，この５万人というのが，その時点ではなくて，あくまでも国勢調査に基づく５万人であるというふうなことです。第２に，中心市街地を形成している戸数が全戸数の６割以上であること。第３に，商工業その他の都市的業態に従事する者と同一世帯に属する者の合計が全人口の６割以上であること。第４は，都道府県の条例で定める都市的施設，その他，都市としての要件を備えていることとなります。

第４につきましては，茨城県条例で，市となるべき要件に関する条例というのがございますので，その中の条件におおむね当てはまる項目が成り立てば，市になる要件が備わるということですけれども，非常に，国勢調査の時点の人口が，まずは大きな基本になるというふうなことでございます。

○議長（吉田憲市君）　栗原議員。

○６番（栗原宜行君）　ありがとうございます。

そうしますとですね，あとは，市制移行に対してですね，メリット・デメリットはどうなのかということと，市になったときにですね，町との相違点についてですね，教えてください。

○議長（吉田憲市君）　湯原公室長。

○町長公室長（湯原幸徳君）　まず，相違点から申しますと，行政権限が拡大されるというふうなことだと思います。法律に基づく権限拡大としましては，市になりますと，福祉事務所を単独で設置しまして，生活保護法に基づく保護の決定等の事務を行うことができますし，また，県からの権限移譲の範囲も，市の場合は，その人口規模に応じまして町村に比べ多くの事務権限が県より移譲されるというふうなことでございます。

○議長（吉田憲市君）　栗原議員。

○６番（栗原宜行君）　相違点。メリットですね。

○議長（吉田憲市君）　湯原公室長。

○町長公室長（湯原幸徳君）　済いません，メリット・デメリット。

メリット・デメリットにつきまして，表裏一体的な考え方があると思います。例えば，先ほど申しましたように，権限移譲が町のほうにかなりの数，移譲されるというふうに予想されます。そういった中で，職員の資質の向上ですとか，職員の数ですとか，そういったものがまず必要になってくるというふうなこともありますけれども，その反面，身近な住民に対する福祉サービスがとれるというふうな大きなメリットもございます。

それから，あわせて，これまで国と県が負担してきた経費のうち，県の負担分が市の負担となってくるというふうなことも１つのデメリットにはありますけれども，そのお金の部分については，それを市になった住民に対して還元できるというふうなメリットもあるというふうなこと。

それから，住所表示，これが市になりますので，それにかかわる経費ですとか，そういったものも該当してくるというふうなことですけれども，市になればイメージはアップされますので，そういったメリットもあるという。

また，一時的ではありますけれども，かなり市に移行するための電算の移行経費ですとか，事務的な経費もある程度大きな負担になってくるということもありますので，さまざまな面で

メリット・デメリットはあるんですが，それは表裏一体な部分が多いんじゃないかなというふうに思ってます。

○議長（吉田憲市君）　栗原議員。

○６番（栗原宜行君）　ありがとうございます。

私はですね，今の室長の言葉がですね，もうバラ色にしか聞こえておりませんでしてね，早く市になってほしいなというふうに思っております。

私もですね，当選以来，全国いろいろ，北は北海道から南は沖縄まで，５月にはですね，沖縄の宮古島まで行ってまいりました。このときですね，宮古島市にちょっとお邪魔してですね，市の情勢をちょっとお伺いしたんですけども，2019年度一般会計の予算額としてはですね，宮古島さんは５万2,000人しかいないんですけども，一般会計で404億3,500万。阿見町は167億。市になってないから，４万7,000ですね。

そのうちのですね，依存財源についてはですね，約80％なんですよね。だから300億以上のものが……。つまり２割ぐらいしか自主財源がないっていう中で，ただ市になって，特別，沖縄は予算がついてるんだと思いますけれども，市になるとこんなに違うのかって。

県内の部分を見てみますと，龍ケ崎についてもですね，当町と違って四，五十億，地方交付税，交付金等をもらってると思います。県北に行けば，もっと90億ぐらいもらってるのがあって，いつも本当に，こう思うと，６億，７億しかもらってない阿見町は立派だと思いながら，大変だなというふうに思っています。

早く市になっていただきたいという中でですね，先ほどの社人研の推計，これは2015年を100とした場合の指数，2023年，30年，45年とかがありますけれども，これがですね，軒並みほかの地区については悪いんです。７割。2015年を100としたときの2025年だとか30年とか45年については軒並み悪いんです。70％なり60％でもあります。

ただ，阿見町は，2030年度についてはですね，92.7％。つまり，2015年の部分のやつが引き続きながらなだらかに落ちていくだろうって。ただ，ここに政策が加われば，また違ってくるんですけれども，それだけポテンシャルがすごい高いです，阿見町は。

なので，町長の熱い思いですね，この５万人をですね，達成して，何とか念願かなうようにということで，１問目の部分については終わります。

○議長（吉田憲市君）　栗原議員。

○６番（栗原宜行君）　でですね，２問目なんですけれども，ふるさと納税についてですね，お伺いをしております。ここのですね，部分で，平成30年度のふるさと納税の寄附額と，今年度についてですね，今，どのような状況になっているか，教えていただきたいと思います。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原公室長。

○町長公室長（湯原幸徳君）　はい，お答えをします。

平成30年度のふるさと納税の実績といたしましては，1,035万円で８件の寄附をいただいております。今年度ですけれども，令和元年６月３日現在，100万円で１件でございます。

○議長（吉田憲市君）　栗原議員。

○６番（栗原宜行君）　ありがとうございます。

続きましてですね，先ほどの御案内ですと，専用ホームページを本年の10月に開設したいということでございました。10月からの開設ということでいけば，目標，今年度予算計上されてたときの目標金額をちょっと教えていただきましたけれども，この目標金額の達成については，どのような認識，可能でしょうか，どうでしょうか。

○議長（吉田憲市君）　湯原公室長。

○町長公室長（湯原幸徳君）　目標金額については，平成30年の第３回定例会で，栗原議員にその目標額はお示しをさせていただいたところです。この内容については，改めてお話をさせていただきますと，町のふるさと納税に関連した29年度の収支ですけれども，寄附受入額から，町民が他市町村にふるさと納税を行い，それによって生じた住民税の減収額は約2,285万円の減収となっており，当面の目標としましては，この収支状況を黒字にしたいということで御答弁をさせていただいたところであります。

その後，平成31年度当初予算編成で，目標寄附受入額は2,000万円。これは歳入予算のほうで計上させていただいております。また，29年度の県内寄附実績において，阿見町は44市町村中43位であり，まずは県内の中間くらいを目指すために，つくば市同等――つくば市は年間4,000万ぐらいなんですけれども，の金額を目標にしたいということで，2,000万程度を目標にしたいということでございます。

ただし，昨年度の予算編成時期から比べますと，御承知のように，ふるさと納税に対するルールが厳格化されてきているということもございます。今回の答弁にあるように，返礼品，事業者への協力，個別相談会などを通じて，阿見町らしい返礼品のラインナップを図りまして，目標達成に向けて努力したいというふうに考えております。

ただし，寄附額のみを争う過当な運用は，ふるさと納税の趣旨にも反するため，適正な運用を第一に考えながら進めていきたいというふうに思っております。

○議長（吉田憲市君）　栗原議員。

○６番（栗原宜行君）　ありがとうございます。

2,000万につきましてはですね，来年の３月，今年度ということの目標なので，10月からいけば半年間あるということですので，これについてもですね，10月からのホームページで結構アピールしていただければですね，達成できる金額だと思っています。

ただし，今，室長が言われるようにですね，厳格化がなっています。まずは地場産品にしなさい。それから，経費については50％にしなさい。それと，指定制度をしなさいという形の中でですね，かなり厳格化はしていますが，これは町長が答弁されているように，同じ土俵なんだよということなので，その中でしっかりやっていくということしか，まずは１年目はないのかなというふうに思っています。

とりあえず，泉佐野市のですね，部分が，497億を寄附額になり，その前の前年度は137億だったんですけども，とてつもない勢いでなってきて，それは各全国都道府県，全国市町村の部分からいけば，やっぱりなかなか太刀打ちできないという中でですね，公平感を持つためには，厳格化という中に行かれたんだと思います。

私も４月にですね，泉佐野市さんのほうに伺って，ちょっとそのときは市長が，ちょっと市長選だったので，伺えなかったんですけど，係の方たちにですね，今，どういう状況かというのを伺ってまいりました。やってることは同じなので，阿見町もできるというふうに思っております。

それでですね，あとは，新たな財源という形の中でですね，どのように考えてらっしゃるかということをお伺いしたいんですが，新たな財源について，国の部分で考えますと，今年の１月の７日からですね，国際観光旅客税が導入されています。この一部がですね，観光資源の開発に充てられる予定になっているということで，基本的に１回目のあれですと，2,000億以上のものを，船舶，航空という形の中で，観光旅客税のうち３分の１ぐらいを開発に充てたいよという形で，政府見解がありました。その３分の１をどれだけ観光資源のある市町村がとりにいくかということになります。

またですね，京都市におきましては，昨年の10月１日から，宿泊税の新税が京都市が導入しています。私も５月，京都に行きましたときにですね，別途200円も取られましたけれども，そういう形で実施されているということでございます。

その他の自治体では，いろいろ工夫を凝らしています。当然，阿見町でもですね，工夫を凝らしてるんですけども，公共物等の広告事業についてもですね，導入をしていきながら，ある程度の財源確保に向けて取り組んでいるようです。

このようなことについてですね，どのようにお考えでしょうか。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。小口総務部長。

○総務部長（小口勝美君）　はい，お答えいたします。

今，栗原議員に御紹介いただきました京都市の宿泊税ですか，につきましては，観光資源という地域資源，さらには地域特性を活かした独自の財源確保の事例として捉えております。全国的にも有名観光地の所在自治体では導入の検討がされているようです。

公共物等の広告事業ですが，これにつきましては，当町では現在，広報あみ，それから町ホームページの２つの媒体で取り組んでいるところでございます。他自治体での広告事業ですが，特にスタジアムやホールなど集客力のある施設を広告媒体として活用している事例が多いようです。当町の場合，広告媒体として集客力のある施設となると，若干弱いところはあると思います。ただ，公共物は建物だけではございませんので，新たな財源確保の手法の１つとして，今後，調査研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　栗原議員。

○６番（栗原宜行君）　ありがとうございます。

とにかく，ポテンシャルは高いですから，いろんな形の中でですね，先ほど御案内した，国の観光資源開発のための部分もですね，何とかお願いをし，県にお願いをし，国にお願いをし，少しでも阿見町に回るように。部長が言われたように，資源を活用しながら，自前でもやっていけるようにという形の中でですね，財政の健全化のほうを図っていただきたいというふうに思っております。

３点目のほうの部分に移らせていただきます。

こちらのですね，６次総の部分にも書かれております，御答弁の中にもありましたけれども，第２次地域福祉計画の進捗状況については，どのようになっていますでしょうか。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君）　はい，お答えします。

第２次地域福祉計画の各項目につきまして，各担当課より，毎年度の取り組み状況を提出していただきまして，年１回開催する阿見町地域福祉計画策定委員会の中で，その進捗状況については検証をしてございます。

平成29年度までの主なものについて何点か申し上げます。

高齢者，障害者，子供の見守りネットワーク，これにつきましては，平成27年に生協，農協，それから平成29年に郵便局と提携をしてございます。それぞれ通常業務の中で，高齢者や障害者，子供の異常に気づいたとき等に町に通報していただき，スムーズに支援活動につなげるためのものでございます。郵便局との提携につきましては，町内の郵便局全てと連携をしてございます。

２点目，虐待，ＤＶ被害者への支援体制の整備につきましては，相談，対応件数ですけども，平成26年度47件に対し，平成29年度には70件の対応をしてございます。これは，きずな会議の対象となった件数でございまして，ＤＶ・ストーカー23件，児童虐待24件，障害者虐待１件，高齢者虐待21件，その他１件となっております。きずな会議におきましては，町内関係機関の

ＤＶ・虐待等の相談担当者によりまして情報を共有し，連携をしながら事案の対応と解決に図っているところでございます。

また，福祉有償運送の確保につきましては，平成27年度０カ所でございましたけども，現在１カ所となってございます。

そのほか，地域での交流・触れ合いの場としてのサロンにつきましても，地域での新たな設置が広まっているという状況でございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　栗原議員。

○６番（栗原宜行君）　ありがとうございます。

あとですね，この目標に掲げております，地区座談会の内容なんですけれども，この内容についてお示しをいただきたいのと，よく私もこの設定の仕方がよくわかんないんですけど，66行政区があるのに，目標が16区というふうになっておりますけども，これについてはどのような内容になっているのか教えてください。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君）　はい，お答えいたします。

地区座談会でございますけども，これは地域福祉計画における市民参加の１つとして位置づけているものでございまして，参加者同士が地域での地域福祉の取り組みの現状や課題等につきまして主体的に話し合っていただくことで，今後の地域住民による助け合い，支え合いのきっかけづくりにつなげていくのが目的でございます。

前期計画期間中には，中学校区ごとに懇談会を開催し，サロン活動の交流の場づくりや，買い物などの生活支援，それから要支援者の見守り体制の構築など，テーマ別にワークショップを開催いたしまして，行政，社協，それから地域のそれぞれができることについて意見の交換を行ってございます。

後期計画におきましては，地区座談会を開催しまして，地域での支え合い，助け合いの仕組みをつくりまして，地域福祉の推進を目指しているところでございます。

最終年度の16行政区ということになってますけども，この計画期間中に全部の行政区を回るということで，単年度で割り返していくと16ということでございますので，最終目標が16ではなくて，最終的には全行政区ということでございます。これにつきましては，なるべく多くの意見を吸い上げられるよう，社会福祉協議会とも連携しながら，柔軟に対応してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　栗原議員。

○６番（栗原宜行君）　ありがとうございます。

もう１つのですね，民生委員児童委員についてお伺いいたします。

今年の11月に一斉の更新がありまして，区長会でもですね，更新される地区については，後任のほうの選任をお願いしたいということでございました。班長も決まんない状況の中で大変なんだという区長さんからの，いろいろ御案内がありましたけれども，ここで改めてですね，民生委員児童委員の概要について教えてください。

○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君）　概要ということで，定数ですとか，役割とか，委嘱とか，そういったものについて，簡単に御説明をさせていただきたいと思います。

まず，定数につきましては，民生委員法の中で，民生委員の定数は厚生労働大臣の定める基準を参酌して，都道府県の条例で定めるというふうになってございます。茨城県民生委員の定数を定める条例におきまして，阿見町では現在80名となっておりまして，本年３月の県の条例改正におきまして，令和元年12月１日からは82名ということで，２名増員となる予定でございます。

それから，役割につきましては，民生委員児童委員は，厚生労働大臣から委嘱をされまして，それぞれの地域において，常に住民の立場に立って相談に応じ，必要な援助を行い，社会福祉の増進に努める方々でございまして，児童委員を兼ねているものでございます。

この児童委員につきましては，地域の子供たちが元気に安心して暮らせるように，子供たちを見守り，子育ての不安や妊娠中の心配事などに相談支援を行う方でございます。で，民生委員児童委員ということで，両方の役割を兼ねているということでございます。

それから，委嘱につきましては，委嘱というか，どういう人をどのような形で選ばれるかということなんですけども，社会福祉に対する理解と熱意があって，地域の実情に精通した方を，各行政区から御推薦いただき，町の民生委員推薦会を経まして，県知事に推薦をいたします。県知事は，地方社会福祉審議会の意見を聴取の上，厚生労働大臣に推薦し，最終的には厚生労働大臣から委嘱を受けるということになります。

任期は３年でございまして，３年に１度，民生委員児童委員の一斉改選が行われまして，今年が改選の年に当たるということでございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　栗原議員。

○６番（栗原宜行君）　ありがとうございます。

今，昨年というか，前期からの分でいけば，80名から82名に委員さんがなったということなんですけれども，もともとの推移とすると，どんな感じでなっているんでしょうか。

○議長（吉田憲市君）　飯野部長。
○保健福祉部長（飯野利明君）　過去からの推移でございますけども，平成19年12月時点では76名でございましたが，平成25年12月に77名に，そして平成28年12月には，さらに３名増員しまして，現在80名で活動しておりまして，改選後の本年12月には82名となる予定でございます。
以上です。
○議長（吉田憲市君）　栗原議員。
○６番（栗原宜行君）　ありがとうございます。
ただですね，人口自体が減っているにもかかわらず，全体的にはですね，世帯数が増えているという形の中で，民生委員児童委員さんの担当する世帯数が増えているという形が問題ではないかということが言われています。これに対して阿見町はどういう対策を考えていらっしゃるんでしょうか。
○議長（吉田憲市君）　飯野部長。
○保健福祉部長（飯野利明君）　議員御指摘のように，核家族化や高齢化の進展に伴いまして，ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加しまして，課題を抱えるケースは年々増加傾向にあるというふうに考えてございます。
今年度は，先ほど申し上げましたように，民生委員児童委員の一斉改選の年でございまして，改選の前年度から，県は各市町村に対しまして，定数についての意向調査を行ってございます。都市部に比べまして，町村におきましては高齢化率が比較的高いことに加えまして，１人当たりの民生委員児童委員の方の活動エリアが，都心部に比べると広いということでですね，町では，地域におきまして，よりきめ細かな活動と対応ができるように，毎回，県に対しまして，民生委員児童委員協議会の意見を伺いながら，定数の増員を要望し，前回は３名，今回は２名の定数増を要望しまして，改選後の本年12月１日以降は，主任児童委員４名を含めて82名というふうになる予定でございます。
増員要望の理由といたしましては，支援が必要な世帯数が増えていることと，それから，多くの対象世帯数を抱えている地区については，よりきめ細やかに対応できるように配慮するということで要望をしているところでございます。
以上です。
○議長（吉田憲市君）　栗原議員。
○６番（栗原宜行君）　ありがとうございます。
ちょっと変な話ですけれども，報酬ってあるんでしょうか。
○議長（吉田憲市君）　飯野部長。
○保健福祉部長（飯野利明君）　これは，民生委員法第10条によりまして，民生委員には給与

を支給しないということになってございます。
○議長（吉田憲市君）　栗原議員。
○６番（栗原宜行君）　そうすると，例えば活動費なんかの場合は，今回，何ていうんですか，世帯数が多くて，いろいろやられて大変な御苦労の部分で，活動費なんかはあるんですかね。
○議長（吉田憲市君）　飯野部長。
○保健福祉部長（飯野利明君）　はい，お答えいたします。
　活動費につきましては，民生委員児童委員の活動費ということで，主にはですね，県から交付される費用弁償と活動費の助成金，それとあわせまして町の補助金から活動費ということで支払ってございます。で，活動費の増額等につきましても，民生委員児童委員の活動状況を踏まえながら，今後も検討していきたいなというふうに考えてございます。
○議長（吉田憲市君）　栗原議員。
○６番（栗原宜行君）　ありがとうございます。
　先ほど，さっきですね，区長会のことでちょっとお伺いしました。確保，班長も大変なんだよという形ですけれども，実際に，11月ですから，７月に候補者のほうをですね，提出しなければいけないわけですけれども，足らない，なかなかなり手がいないという中でですね，確保に向けた対策はですね，どのようなことをお考えなんでしょうか。
○議長（吉田憲市君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。
○保健福祉部長（飯野利明君）　はい，お答えいたします。
　御指摘のとおり，地区から委員の皆様を御推薦いただくに当たりましては，区長さん方にですね，大変なお骨折りをいただいているところでございます。当町に限らず，全国的に委員の担い手不足ということは承知してございます。その中で，当町におきましては，地域の皆様の御理解と御協力のもと，現在，町内の全地域において，民生委員児童委員さんに御活躍をいただいておりまして，これは本当に当町にとっては非常にありがたいということで考えてございます。
　今回の改選に当たりまして，地域の皆様の意見を踏まえまして，地区から委員を御推薦いただく準備期間を，前回よりも長目にとりまして，改善を図っておりますけども，担い手の解消のためには，やはり地域の皆様に広く地域福祉について理解を，関心を持って理解を持っていただくと。で，民生委員児童委員の役割を御理解していただけるように，広報紙や，先ほど申し上げた地区座談会等で，その活動の周知を図るなどして，民生委員児童委員さんの皆様が活動しやすい環境づくりに引き続き努めてまいりたいというふうに考えてございます。
○議長（吉田憲市君）　栗原議員。
○６番（栗原宜行君）　これもですね，ＮＨＫのニュースで出ましたけれども，関東において

はですね，なり手不足，確保のためにですね，上限，年齢制限を撤廃してもいいんじゃないかっていう形で各知事が動いたというふうに言われています。神奈川県についてはですね，民生委員児童委員さんの年齢制限を撤廃しました。東京都についてもですね，今現行の75歳も，していただく方が若いので，75歳ということも見直さなきゃいけないんじゃないか。茨城県についても75歳ということがありますけれども，それを言っていたんではですね，本当に確保できない。区長さんのほうの御苦労が増えるだけという形でですね，何とかこれを確保に向けた対策はというふうに思っています。区長会のときもですね，飯野部長から，そういった地区についてはですね，部長自ら出向いて，一緒にやりますっていうふうに，力強いお言葉いただきましたけれども，マンパワーに頼るだけではなく，何とかそういう形でしていきたいなというふうに思っております。

さまざまですね，今回の部分の中で，対策していることについてですね，お話をしていただきました。また，次回以降もですね，基本計画，これは阿見町にとっては大事な計画でございますので，それについて少しずつ掘り下げながら，今，阿見町の職員がどういうふうにされているのか，どういう方向に向かっているのかを進めながらですね，していきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（吉田憲市君）　これで，６番栗原宜行君の質問を終わります。

休会の件

○議長（吉田憲市君）　次に日程第２，休会の件を議題といたします。

委員会審査及び議案調査の都合により，６月８日から６月17日までを休会にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君）　御異議なしと認め，さよう決定をいたします。

散会の宣告

○議長（吉田憲市君）　それでは，以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日は，これで散会いたします。

午後　２時５９分散会

第　　5　　号

〔　6　月　18　日　〕

令和元年第２回阿見町議会定例会会議録（第５号）

令和元年６月１８日（第５日）

○出席議員

１番	吉田憲市君
２番	石引大介君
３番	井田真一君
４番	高野好央君
５番	樋口達哉君
６番	栗原宜行君
７番	野口雅弘君
８番	永井義一君
９番	海野　隆君
１０番	平岡　博君
１１番	久保谷　充君
１２番	川畑秀慈君
１３番	難波千香子君
１４番	紙井和美君
１５番	柴原成一君
１６番	久保谷　実君
１７番	倉持松雄君
１８番	佐藤幸明君

○欠席議員

なし

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	千葉　繁君
教育長	湯原正人君
町長公室長	湯原幸徳君
総務部長	小口勝美君

町民生活部長兼 生活環境課長	髙須　徹君
保健福祉部長	飯野利明君
産業建設部長	湯原一博君
教育委員会教育次長	朝日良一君
会計管理者兼 会計課長	佐藤吉一君
政策秘書課長	佐藤哲朗君
総務課長	青山広美君
財政課長	黒岩　孝君
管財課長	飯村弘一君
税務課長	齋藤　明君
町民課長兼 うずら出張所長	飯山裕見子君
防災危機管理課長	白石幸也君
高齢福祉課長	湯原勝行君
子ども家庭課長	山﨑洋明君
国保年金課長	小林俊英君
都市計画課長	林田克己君
道路公園課長	浅野修治君
商工観光課長兼 消費生活センター所長	石神和喜君
上下水道課長	井上　稔君
学校教育課長	武井　浩君
指導室長	東　治樹君

○議会事務局出席者

事務局長	小倉貴一
書記	野口和之

令和元年第２回阿見町議会定例会

議事日程第５号

令和元年６月１８日　午前１０時開議

日程第１	議案第５９号	改元に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第２	議案第６０号	阿見町手数料徴収条例の一部改正について
	議案第６１号	阿見町印鑑条例の一部改正について
	議案第６２号	阿見町介護保険条例の一部改正について
	議案第６３号	阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
	議案第６４号	阿見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
	議案第６５号	阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
	議案第６６号	阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第３	議案第６７号	令和元年度阿見町一般会計補正予算（第２号）
	議案第６８号	令和元年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）
	議案第６９号	令和元年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）
	議案第７０号	令和元年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）
	議案第７１号	令和元年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第１号）
	議案第７２号	令和元年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
	議案第７３号	令和元年度阿見町水道事業会計補正予算（第１号）
日程第４	議案第７４号	国補下第１－２号公共下水道管路工事請負契約について
日程第５	議案第７５号	防子交第１－１号荒川本郷地内道路新設工事請負契約について
日程第６	議案第７６号	阿見中学校外壁・屋上防水改修工事請負契約について
日程第７	議案第７７号	阿見町第一小学校トイレ他改修工事請負契約について
日程第８	議案第７８号	阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入売買契約について
日程第９	議案第７９号	財産の取得について（消防団第７分団消防ポンプ自動車購入）
日程第10	議案第８０号	土地の処分について
日程第11	議案第８１号	損害賠償の額を定めることについて

日程第12　議案第８６号　　飲酒運転根絶のまち宣言について

日程第13　議員提出議案第２号　阿見町土地利用調査特別委員会の設置について

追加日程第１　阿見町土地利用調査特別委員会の委員の指名

追加日程第２　阿見町土地利用調査特別委員会の委員長，副委員長の互選結果報告

日程第14　議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について

午前１０時０３分開議

○議長（吉田憲市君）　おはようございます。ただいま大地震の訓練，大変御苦労さまでした。定刻になりましたので，ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で，定足数に達しておりますので，会議は成立いたしました。

本日の議事については，お手元に配付をいたしました日程表により進めたいと思いますので，御了承願います。

これより議事に入ります。

議案第５９号　　改元に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（吉田憲市君）　初めに日程第１，議案第59号，改元に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案につきましては，去る６月４日の本会議において所管常任委員会に付託をいたしましたが，委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては，委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに，総務常任委員会委員長佐藤幸明君，登壇願います。

〔総務常任委員会委員長佐藤幸明君登壇〕

○総務常任委員会委員長（佐藤幸明君）　皆さん，おはようございます。

命により，総務常任委員会に付託されました議案について，審査の経過と結果について，会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は令和元年６月10日午前10時に開会し，午前11時22分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の６名で，議案説明のため，執行部より千葉町長を初め18名，議会事務局から２名の出席をいただきました。なお，傍聴者は１名でした。

議案第59号，改元に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてうち総務常任委員会所管事項について質疑を許しましたところ，令和の「令」の字について，略した構えの中が点というような略字を使うことがあるかとの質疑に対し，どちらを使っても有効ですが文書法制上は議案にある字を使って表記をしていますとの答弁がありました。

その他質疑なく，質疑を終結し，討論に入り，討論なし。採決に入り，議案第59号，改元に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてうち総務常任委員会所管事項については，全委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し議員各位の御賛同をお願い申し上げ，委員長報告といたします。

○議長（吉田憲市君）　次に，民生教育常任委員会委員長久保谷実君，登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長久保谷実君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（久保谷実君）　皆さん，おはようございます。

それでは命によりまして，民生教育常任委員会に付託されました議案について，審査の経過と結果について，会議規則第77条の規定により御報告を申し上げます。

当委員会は，令和元年６月10日午後１時57分に開会し，午後２時38分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の６名で，議案説明のため，執行部より千葉町長を初め19名，議会事務局から２名の出席をいただきました。なお，傍聴者は２名でした。

まず初めに，議案第59号，改元に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてうち民生教育常任委員会所管事項について質疑を許しましたところ，質疑なし。質疑を終結し，討論に入り，討論なし。討論を終結し，採決に入り，議案第59号，改元に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてのうち民生教育常任委員会所管事項については，全委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し議員各位の御賛同をお願い申し上げ，委員長報告といたします。

○議長（吉田憲市君）　次に，産業建設常任委員会委員長野口雅弘君，登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長野口雅弘君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（野口雅弘君）　皆さん，おはようございます。

それでは命によりまして，産業建設常任委員会に付託されました議案について，会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は，令和元年６月11日午前９時58分に開会し，午前11時26分まで慎重審議を行いました。出席委員は全委員の６名で，議案審査のため，執行部より千葉町長を初め８名，議会事務局から２名の出席をいただきました。なお，傍聴者は２名でした。

まず初めに，議案第59号，改元に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてうち産業建設常任委員会所管事項について質疑を許しましたところ，質疑なし。質疑を終結し，討論に入り，討論なし。討論を終結し，採決に入り，議案第59号，改元に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてうち産業建設常任委員会所管事項については，全委員が賛成し，原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対しまして，議員各位の御賛同をお願い申し上げ，委員長報告とさせていただきます。

○議長（吉田憲市君）　以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第59号についての委員長報告は，原案可決であります。

本案は，委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君）　異議なしと認めます。よって，議案第59号は，原案どおり可決することに決しました。

議案第６０号　阿見町手数料徴収条例の一部改正について

議案第６１号　阿見町印鑑条例の一部改正について

議案第６２号　阿見町介護保険条例の一部改正について

議案第６３号　阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第６４号　阿見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第６５号　阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について

議案第６６号　阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（吉田憲市君）　次に，日程第２，議案第60号，阿見町手数料徴収条例の一部改正について，議案第61号，阿見町印鑑条例の一部改正について，議案第62号，阿見町介護保険条例の一部改正について，議案第63号，阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について，議案第64号，阿見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について，議案第65号，阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について，議案第66号，阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について，以上７件を一括議題といたします。

ここで執行部から意見を求められておりますので，これを許します。

町民課長飯山裕見子君。

○町民課長兼うずら出張所長（飯山裕見子君）　それでは，先日の総務常任委員会の答弁について訂正をさせていただきます。

議案第61号の阿見町印鑑条例の一部改正について御審議いただいた中で，永井委員からのマ

イナンバーカードを印鑑登録証として希望を事前に出しておけばその１枚で済むけど，役場では取れなくてコンビニでしか取れないよという形になるのかという問いに対し，「事前に希望するとかしないとかではなくて，４桁の利用者番号は絶対に入れるようになっているので皆さん使えるようになっています」とお答えいたしましたが，正しくは，「印鑑登録証として希望を事前に出すのではなく，４桁の利用者証明用電子証明書暗証番号を入れてあれば使えるようになっています」となります。

マイナンバーカードに入れる４桁の暗証番号は３種類ありまして，そのうちの２種類はシステム上必ず入れますが，コンビニ交付で使用する暗証番号は任意となっておりますので，希望により入れていない方がおります。そちらが入っていないとコンビニ交付には使用できないということで，誤った回答となっておりました。お詫びして訂正申し上げます。大変申しわけございませんでした。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　御苦労さまでした。

本案７件については，去る６月４日の本会議において所管常任員会に付託いたしましたが，委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては，委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに，総務常任委員会委員長佐藤幸明君，登壇願います。

〔総務常任委員会委員長佐藤幸明君登壇〕

○総務常任委員会委員長（佐藤幸明君）　それでは，先ほどに引き続きまして，議案第60号，阿見町手数料徴収条例の一部改正について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ，個人情報保護法第10条の電子計算機の結合による提供の制限に引っかかるのではないか，コンビニなどの端末につなぐことで情報が流れるのではないかと危惧しているとの質疑があり，その情報はマイナンバーで本人と確認された場合に本人が情報を得るだけであり，他人に情報が渡るものではない。また，委託契約の中で守秘義務を守るということで行うことですので，それに当たらないと解釈していますとの答弁がありました。

次に，住民票，印鑑証明登録書の申請件数についての質疑があり，平成30年度では，住民票が２万3,032件，印鑑登録証明書が１万5,247件ですとの答弁がありました。

次に，窓口の手数料300円をコンビニ交付で200円とした理由についての質疑があり，少しでもコンビニ交付のほうが便利で得だと町民に思っていただき，利便性のほかに将来的には人件費の削減や日曜開庁の時間短縮に結びつければいいということで200円にしましたとの答弁がありました。

次に，コンビニ交付を住民票と印鑑登録証明書に限定した理由は何かとの質疑に対し，担当

課からの希望がなかったが，町民の意見によっては担当課と話をしながら進めることも必要かと思うが，税務証明については金額が決まった時点から変更や修正があったり，収納がすぐ確認できなかったりということがあり，リアルタイムでの証明書が出せないということ，また他の市町村との例を見ると，コストの面でかなり厳しいとの答弁がありました。

次に，コンビニ交付の手数料を還付しない理由について質疑があり，コンビニでの申請は自分で必要事項を入力し自己責任で交付されるものであり，200円の中には委託料も含まれているため損失が大きい。もし万が一本人の責任以外のところで使用できない証明書の交付があった場合，内容が妥当であれば差し替えて対応したいとの答弁がありました。

そのほか質疑なく，質疑を終結し，討論に入り，討論なし。採決に入り，議案第60号，阿見町手数料徴収条例の一部改正について，委員多数が賛成し，原案どおり可決いたしました。

次に，議案第61号，阿見町印鑑条例の一部改正についての件ですが，先ほど町民課長より答弁の一部修正がございましたので，これに基づいて御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ，窓口にマイナンバーカードを持ってきて交付を求められた場合は交付するのかとの質疑があり，マイナンバーカードでの交付はコンビニ交付のみで行いますとの答弁がありました。

次に，マイナンバーカードで印鑑登録証として希望を事前に出しておけばその１枚で済むけれども，窓口では取れなくてコンビニでしか取れないのかということかとの質疑に対し，マイナンバーカードを使ってコンビニ交付で印鑑証明書を取るときには，特にそれを印鑑登録証として希望を事前に出すのではなく，４桁の利用者証明用電子証明書暗証番号を入れてあれば使えるということになっていますとの答弁でした。

そのほか質疑なく，質疑を終結し，討論に入り，反対討論では，個人情報の保護との関係が非常に大きな問題で危惧されるということで反対しますとのことでした。

賛成討論では，阿見町印鑑条例の一部改正という論点から内容は妥当であり賛成しますとのことでした。

そのほか討論なく，討論を終結し，採決に入り，議案第61号，阿見町印鑑条例の一部改正については，賛成多数により原案どおり可決いたしました。

次に，議案第65号，阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正についてうち総務常任委員会所管事項について質疑を許しましたところ，質疑，討論ともなく，採決に入り，議案第65号，阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正についてうち総務常任委員会所管事項は全委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

次に，議案第66号，阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてうち総務常任委員会所管事項について質疑を許しましたところ，質疑，討論

ともなく，採決に入り，議案第66号，阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてうち総務常任委員会所管事項については，全委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し，議員各位の御賛同をお願い申し上げ，委員長報告といたします。

○議長（吉田憲市君）　次に，民生教育常任委員会委員長久保谷実君，登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長久保谷実君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（久保谷実君）　それでは，先ほどに引き続きまして，議案第62号，阿見町介護保険条例の一部改正について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ，質疑なし。質疑を終結し，討論に入り，討論なし。討論を終結し，採決に入り，議案第62号，阿見町介護保険条例の一部改正については，全委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

続きまして，議案第63号，阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について質疑を許しましたところ，調理設備の確保や衛生的な維持が困難等の理由で，自園で調理への移行が進んでいないとありますが，阿見町の場合だとどういうふうになっていますかとの質疑があり，阿見町におきましては，全ての事業者で自園調理を行っていますとの答弁がありました。

質疑を終結し，討論に入り，討論なし。討論を終結し，採決に入り，議案第63号，阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については，全委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

続きまして，議案第64号，阿見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について質疑を許しましたところ，質疑なし。質疑を終結し，討論に入り，討論なし。討論を終結し，採決に入り，議案第64号，阿見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については，全委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

続きまして，議案第65号，阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正についてのうち民生教育常任委員会所管事項について質疑を許しましたところ，質疑なし。質疑を終結し，討論に入り，討論なし。討論を終結し，採決に入り，議案第65号，阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正についてのうち民生教育常任委員会所管事項は，全委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

続きまして，議案第66号，阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてのうち民生教育常任委員会所管事項について質疑を許しましたところ，学校安全実践委員会の委員報酬と，学校安全アドバイザー日額１万3,000円という報酬がある

わけですけれども，こちらは学校安全実践委員会の内容と，この後，学校安全アドバイザーの役割についての質疑があり，学校安全実践委員会というのは，阿見町立小学校及び中学校における取り組み，連携，促進等の指導・助言・支援に関すること，それから，事業の成果に対する評価及び分析に関する内容の事業の内容でございますとの答弁がありました。

次に，学校安全アドバイザーに関しては，児童生徒を取り巻く多様な危険を的確に捉え，児童生徒の発達段階や学校段階，地域特性に応じた学校教育の取り組みの推進を図るためのアドバイザーを置くというふうにされております。学校安全における教育及び指導に関すること，通学路の安全に関すること，その他学校安全に関し，教育委員会が指示する事項に関するということです。なお，アドバイザーに関しましても，当町におきましてはなかなかそういう人的なものもありませんので，県の義務教育課，保健体育課のほうで人選をしていただき，今，候補者を推薦しているという答弁でした。

次に，学校安全は交通安全みたいな感じなんですけれども，もうちょっと保護者の関係になると，クレーマーとかモンスターペアレントとか，学校内の暴力とか，そういうものに対応すると理解していいのですか。それに対しまして，この学校安全支援事業の学校安全に関しましては，大きく交通安全と防災に関する２点というふうに示されておりますとの答弁があり，それに対して，例えば，校内暴力とか，モンスターペアレントとか，クレーマーとか，そういったものに対しては，この中に含まれていないのですかとの質疑があり，このことに対しましては，見守り隊とか防犯カメラというようなものは入っていますが，この事業には入っていないとの答弁でした。

質疑を終結し，討論に入り，討論なし。討論を終結し，採決に入り，議案第66号，阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてうち民生教育常任委員会所管事項については，全員委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し，議員各位の御賛同をお願い申し上げ，委員長報告といたします。

○議長（吉田憲市君）　次に，産業建設常任委員会委員長野口雅弘君，登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長野口雅弘君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（野口雅弘君）　それでは，先ほどに引き続きまして，議案第65号，阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正についてうち産業建設常任委員会所管事項について質疑を許しましたところ，阿見町の立地適正化計画策定委員会の立地適正化計画とはどういう計画ですかとの質疑があり，執行部からは，立地適正化計画とは，この人口減少と高齢化というものを背景として，子育て世代や高齢者の方々が今後安心して生活していくような，そして接続可能な都市経営を可能とするようなコンパクトなまちづくりを目指していくということに対して策定をする計画でございますとの答弁がありました。

次に，立地適正化計画の策定に係る調査研究とありますが，どういう方を委員に選ぶのですかとの質疑があり，執行部からは，まず学識経験者として，茨大，筑波大，医療大の先生と，建築士会，その他議会の代表者，農業，商工業，監査委員，福祉関係者，ほかにも公共交通の取り組みについても検証していきますので，現在の定期バスの運行事業者，そういった方々を想定して12名程度の委員さんで組織する予定ですとの答弁がありました。

次に，将来にわたっての計画だろうが何年先を想定してつくる予定かとの質疑があり，執行部からは，10年後，20年後の阿見町をどういう形でやっていくために今からどういう施策が必要なのかというようなことを考えていく計画ですとの答弁がありました。

そのほか質疑なく，質疑を終結し，討論に入り，討論なし。討論を終結し，採決に入り，議案第65号，阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正についてうち産業建設常任委員会所管事項については全委員が賛成し，原案どおり可決しました。

続きまして，議案第66号，阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてうち産業建設常任委員会所管事項について質疑を許しましたところ，質疑なし。質疑を終結し，討論に入り，討論なし。討論を終結し，採決に入り，議案第66号，阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてうち産業建設常任委員会所管事項は，全委員が賛成し，原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対しましては，議員各位の御賛同をお願い申し上げ，委員長報告とさせていただきます。

○議長（吉田憲市君）　以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

まず，原案に反対者の発言を許します。

永井議員。

○８番（永井義一君）　おはようございます。

私は，議案第60号，61号，62号に反対をいたします。

まず，60号，61号ですけれども，ともにマイナンバー関連のものなので一括して討論を行います。

この２つの条例案ですが，マイナンバーカードを利用してコンビニ等の多機能端末機を操作することで住民票の写しや印鑑登録証明書の交付を受けることができます。しかし，ここで問題なのは，町の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機というところです。このマイナンバーカードなどの個人情報は，町の個人情報保護条例の第10条で，実施機関は，この実施機関は町ですね，実施機関は個人情報の電子計算機処理を行うに当たって

は電子計算機の結合により，個人情報実施機関以外の者に提供してはならないとあります。この中で，電子機器の結合ということは，町が管理する電子計算機と町以外の者が管理する電子計算機等を通信回線で接続し，町が保有する個人情報を町以外の者が随時入手し得る状況にすることと括弧書きでついています。

実施機関というのがわかりづらいんで町というふうに直させていただきましたけれども，この個人情報保護条例の10条の中で，後にただし書きがあります。１番が法令等に定めるがあるとき，２番が実施機関が審査会の意見を聞いて，公益上特に必要があると認めるときはこの限りではないということがただし書きであるんですけれども，私はこの「町以外の者が管理する電子計算機等の通信回線との接続」，ここが大きな問題ではないかと思います。また，ただし書きにあるようにですね，この町が審査会を開いて意見を聞いていないということも問題ではないかと思います。

ちょっといろいろネットで調べた中で，同じような形でこの審査会を開いている市が高槻市とか安曇野市，藤沢市，ちょこっと調べただけでもいろいろたくさん出てくるんですけども，こういったことも町としてはやられていないということがあると思います。マイナンバーカードの先進国でも多くの情報漏れなどカードの詐欺の被害が起こっています。町で地方公共団体情報システム機構が間に入るということで大丈夫だと認識しているようですけども，一度漏れた情報はもとには戻りません。個人情報との関係もあるこの議案第60号，61号には反対をいたします。

次に，議案第62号です。これは介護保険料の軽減措置で，低所得者層にとっては負担軽減につながるものもあります。しかし，10月に予定されている消費税の10％増税に合わせたもので，専決処分と同様に消費税増税のための改正となっています。よって，この議案第62号にも反対をいたします。

以上です。

○議長（吉田憲市君）　ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君）　次に，原案に賛成者の発言を許します。

樋口議員。

○５番（樋口達哉君）　賛成いたします。

60号，61号それぞれについては，国策でもあるマイナンバーカードの是非を問うものではなく，特に60号につきましては多機能端末機を使用した交付手数料を定めるものであり，61号においては多機能端末機を使用した印鑑登録証明書の交付方法を定めるものであり，その内容はいずれも妥当であり，賛成いたします。

○議長（吉田憲市君）　ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第60号から66号までの７件についての委員長報告は原案可決であります。

本案７件は，委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君）　御異議がありますので，順次，採決をいたします。

初めに，議案第60号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。

議案第60号は，委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君）　御異議がありますので，起立によって採決をいたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は，起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田憲市君）　結構です。

起立多数であります。よって，議案第60号は，原案どおり可決することに決しました。

次に，議案第61号を採決いたします。

本案についての委員長報告は，原案可決であります。

議案第61号は，委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君）　御異議がありますので，起立によって採決をいたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田憲市君）　結構です。

起立多数であります。よって，議案第61号は，原案どおり可決することに決しました。

次に，議案第62号を採決いたします。

本案についての委員長報告は，原案可決であります。

議案第62号は，委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君）　御異議がありますので，起立によって採決をいたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田憲市君）　結構です。

起立多数であります。よって，議案第62号は，原案どおり可決することに決しました。

次に，議案第63号を採決いたします。本案についての委員長報告は，原案可決であります。

議案第63号は，委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君）　異議なしと認めます。よって，議案第63号は，原案どおり可決することに決しました。

次に，議案第64号を採決いたします。

本案についての委員長報告は，原案可決であります。

議案第64号は，委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君）　異議なしと認めます。よって，議案第64号は，原案どおり可決することに決しました。

次に，議案第65号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。

議案第65号は，委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君）　異議なしと認めます。よって，議案第65号は，原案どおり可決することに決しました。

次に，議案第66号を採決いたします。

本案についての委員長報告は，原案可決であります。

議案第66号は，委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君）　異議なしと認めます。よって，議案第66号は，原案どおり可決することに決しました。

議案第６７号　　令和元年度阿見町一般会計補正予算（第２号）

議案第６８号　　令和元年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

議案第６９号　　令和元年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）

議案第７０号　　令和元年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）

議案第７１号　　令和元年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第１号）

議案第７２号　　令和元年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
議案第７３号　　令和元年度阿見町水道事業会計補正予算（第１号）

○議長（吉田憲市君）　次に，日程第３，議案第67号，令和元年度阿見町一般会計補正予算（第２号），議案第68号，令和元年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第１号），議案第69号，令和元年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号），議案第70号，令和元年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号），議案第71号，令和元年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第１号），議案第72号，令和元年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号），議案第73号，令和元年度阿見町水道事業会計補正予算（第１号），以上７件を一括議題といたします。

本案７件につきましては，去る６月４日の本会議において所管常任員会に付託をいたしましたが，委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては，委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに，総務常任委員会委員長佐藤幸明君，登壇願います。

〔総務常任委員会委員長佐藤幸明君登壇〕

○総務常任委員会委員長（佐藤幸明君）　それでは先ほどに引き続き，議案第67号，令和元年度阿見町一般会計補正予算（第２号）うち総務常任委員会所管事項について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ，文書管理法制事務費の増額に関する質疑に対して，処分取消等請求事件における弁護士委託料において増額を行うもので，平成29年に行いました介護保険サービス事業所の介護報酬の不正受給に係る居宅サービス計画給付費の返還請求処分及び加算金賦課処分についての取消訴訟の一審では町が勝訴の判決を得ましたが，相手方事業所が控訴しまして，これについて応訴対応するための弁護士委託料ですとの答弁がありました。

次に，消防費の施設維持補修事業の解体仮設工事内容の質疑があり，当初予算編成後に防火水槽を設置している土地の所有者から防火水槽の撤去をしてほしいという内容の申し出があったため，その撤去費用を計上したものとの答弁がありました。

次に，公共公益施設整備基金を金額的にどれくらいまでを目標にして積み立てを考えているのかとの質疑があり，今回は都市計画課が担当ですが，土地が売れた分につきましては全て積み立てていくという考え方で今のところ進めておりますとのことです。

公共公益施設の維持管理については，町長の公約にもあるとおり，財政の健全化を目指すため，公共公益整備基金に計画的に基金を積み立てていきたいという考え方を持っており，今のところ１億円ずつ積み立てていくという考え方で進めていますとの答弁がありました。

そのほか質疑なく，質疑を終結し，討論に入り，討論なし。採決に入り，議案第67号，令和元年度阿見町一般会計補正予算（第２号）うち総務常任委員会所管事項については，全委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

当委員会の議決決定に対し，議員各位の御賛同をお願い申し上げ，委員長報告といたします。

○議長（吉田憲市君）　次に，民生教育常任委員会委員長久保谷実君，登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長久保谷実君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（久保谷実君）　それでは，先ほどに引き続きまして，議案第67号，令和元年度阿見町一般会計補正予算（第２号）のうち民生教育常任委員会所管事項について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ，埋蔵文化保護事業の中の事業協力者謝礼について質疑があり，この謝礼につきましては，昨年度も事業協力者謝礼ということで指導員にお願いをしておりました。その方に今年も改めて指導をお願いするということで増額をさせていただいております。回数といたしましては，一月２回，計年間24回ということですとの答弁がありました。

次に，学校施設整備事業，こちらの減額の内容について質疑があり，これは阿見第一小学校のトイレ他改修工事についてのものでございまして，30年度の予算と31年度の２本立てで予算を計上していました。30年度で補助がつきましたので，30年度の予算を繰り越しました。そういう関係で31年度の当初予算を減額いたしましたとの答弁でした。

質疑を終結し，討論に入り，討論なし。討論を終結し，採決に入り，議案第67号，令和元年度阿見町一般会計補正予算（第２号）のうち民生教育常任委員会所管事項は，全委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

続きまして，議案第68号，令和元年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について質疑を許しましたところ，質疑なし。質疑を終結し，討論に入り，討論なし。討論を終結し，採決に入り，議案第68号，令和元年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）は，全委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

続きまして，議案第71号，令和元年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第１号）について質疑を許しましたところ，質疑なし。質疑を終結し，討論に入り，討論なし。討論を終結し，採決に入り，議案第71号，令和元年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第１号）は全委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

続きまして，議案第72号，令和元年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について質疑を許しましたところ，質疑なし。質疑を終結し，討論に入り，討論なし。討論を終結し，採決に入り，議案第72号，令和元年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）については全委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し，議員各位の御賛同をお願い申し上げ，委員長報告といたします。

○議長（吉田憲市君）　次に，産業建設常任委員会委員長野口雅弘君，登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長野口雅弘君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（野口雅弘君）　それでは，先ほどに引き続きまして，議案第67号，令和元年度阿見町一般会計補正予算（第２号）うち産業建設常任委員会所管事項について質疑を許しましたところ，農業振興費，ここで50万円ほど減額になっています。農業振興推進事業，この交付金事業費補助金の減額になった理由はとの質疑があり，執行部からは，この荒廃農地等活用促進交付金につきましては，平成31年度は１ヘクタール分を予算計上しておりましたが，国の概算要求予算要望において，この交付金は要望されず，平成30年度で終了しましたので，それによる減額ですとの答弁がありました。

次に，未登記処理事業の土地購入費119万1,000円の内容についての質疑があり，執行部からは，廻戸地内で水路の未登記が発覚いたしまして，昨年同様用地測量を実施しておりましたが，地権者との交渉が難航していて買収時期が不確定となっていましたが，その後地権者との協議が調ったため，今年度所要額を補正していますとの答弁がありました。

次に，荒川本郷第三土地区画整理負担金719万3,000円，負担金増額の理由についての質疑があり，執行部からは，こちらは本郷第一土地区画整理事業に伴い埋設した雨水管の撤去費用になります。当該配水管は，雨水排水の仮設水路として整備をしましたが，荒川本郷地区において雨水施設が現在整ったところ，そちらの管が不要になったものです。このたび，その区域で組合施行の土地区画整理事業が事業化されたため，配水管の撤去が必要になったものです。撤去費用は敷設をした阿見町が負担するということになりますが，土地区画整理事業と同時に工事を進めて経費の削減を図るために，負担金として組合に支払い，委託工事という形をとらせていただきますとの答弁がありました。

そのほか質疑がなく，質疑を終結し，討論に入り，討論なし。討論を終結し，採決に入り，議案第67号，令和元年度阿見町一般会計補正予算（第２号）うち産業建設常任委員会所管事項については，全委員が賛成し，原案どおり可決しました。

続きまして，議案第69号，令和元年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について質疑を許しましたところ，質疑なし。質疑を終結し，討論に入り，討論なし。討論を終結し，採決に入り，議案第69号，令和元年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）については，全委員が賛成し，原案どおり可決しました。

続きまして，議案第70号，令和元年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）について質疑を許しましたところ，質疑なし。質疑を終結し，討論に入り，討論なし。討論を終結し，採決に入り，議案第70号，令和元年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第

１号）については，全委員が賛成し，原案どおり可決しました。

続きまして，議案第73号，令和元年度阿見町水道事業会計補正予算（第１号）について質疑を許しましたところ，質疑なし。質疑を終結し，討論に入り，討論なし。討論を終結し，採決に入り，議案第73号，令和元年度阿見町水道事業会計補正予算（第１号）については，全委員が賛成し，原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対しましては，議員各位の御賛同をお願い申し上げ，委員長報告とさせていただきます。

○議長（吉田憲市君）　以上で委員長報告は終わりました。

これより，討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第67号から議案第73号までの７件については，委員長報告は原案可決であります。

本案７件は，委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君）　異議なしと認めます。よって，議案第67号から議案第73号までの７件は，原案どおり可決することに決しました。

それでは，ここで暫時休憩といたします。会議の再開は11時10分といたします。

午前１０時５５分休憩

午前１１時１０分再開

○議長（吉田憲市君）　それでは，休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第７４号　　国補下第１－２号公共下水道管路工事請負契約について

○議長（吉田憲市君）　次に，日程第４，議案第74号，国補下第１－２号公共下水道管路工事請負契約についてを議題といたします。

本案につきましては，去る６月４日の本会議において，所管常任委員会に付託をいたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては，委員長より審査の経過と結果の報告をお願いします。

産業建設常任委員会委員長野口雅弘君，登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長野口雅弘君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（野口雅弘君）　それでは，先ほどに引き続きまして，議案第74号，国補下第１－２号公共下水道管路工事請負契約について質疑を許しましたところ，３者の入札価格に2,000万の違いが出て，２者は最低価格を下回るため失格になったのですが，予定価格の積算は誰がつくったのかとの質疑があり，執行部からはコンサルタントに委託しておりますとの答弁がありました。

次に，この３者は県，国の仕事をしています。その中で，県の単価で設計金額を出しているのに2,000万円もの差が出るのはおかしいと思いますが，コンサルタント任せでなく，上下水道課のほうでは検証はしていますかとの質疑があり，執行部からは，今回，金額が余りにも差があるということで，中項目の細かい項目一個一個までは見られないのですが，業者のほうから出ています入札したときの内訳書，そちらで一応検証しております。その検証をするに当たりましては，うちのほうの設計も何かあるのかということも視野に入れながら検証したのですが，３者とも金額を多く見ているところが違ったりするのです。片や布設工事などの金額が大きい，片や土留工が多いとか，その業者の積算によって，そこら辺で差がありました。１カ所にまとまってあれば，うちのほうの設計を見直すとか考えるしかないが，それがいろいろな工事に分かれているということ。あと，今回使用しているのがボックスカルバート，大口径900とか1,300の大口径なんですが，それに係ります補正，割りつけによる補正等もありますので，そこで違いが出ていると考えております。一応，内訳書単位での検証はいたしておりますとの答弁がありました。

そのほか質疑がなく，質疑を終結し，討論に入り，討論なし。討論を終結し，採決に入り，議案第74号，国補下第１－２号公共下水道管路工事請負契約については，全委員が賛成し，原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対しましては，議員各位の御賛同をお願い申し上げ，委員長報告とさせていただきます。

○議長（吉田憲市君）　以上で委員長報告は終わりました。

これより，討論に入ります。

討論を許します。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第74号についての委員長報告は，原案可決であります。

本案は，委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君）　異議なしと認めます。よって，議案第74号は，原案どおり可決することに決しました。

議案第７５号　　防子交第１－１号荒川本郷地内道路新設工事請負契約について

○議長（吉田憲市君）　次に，日程第５，議案第75号，防子交第１－１号荒川本郷地内道路新設工事請負契約についてを議題とします。

本案につきましては，去る６月４日の本会議において所管常任員会に付託をいたしましたが，委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては，委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長野口雅弘君，登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長野口雅弘君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（野口雅弘君）　それでは，先ほどに引き続きまして，議案第75号，防子交第１－１号荒川本郷地内道路新設工事請負契約について質疑を許しましたところ，表題の防子交はどこからの補助事業をあらわしているのかとの質疑があり，執行部からは，工事名のつけ方は，阿見町では国からの交付金の財源がわかるように省略してつけております。防子交は，防災安全交付金の中の防災子ども安全まちづくり計画からつけていますとの答弁がありました。

次に，議案第74号と同じところだと思いますが，担当が上下水道課と道路公園課になりますが，道と下水道と分けずに道路を２つに分けたほうがやりやすいと思いますがとの質疑があり，執行部からは，特別会計と一般会計という会計の問題，それを合併でやるには予算措置からいろいろあると思いますが，今回約400メートルの道路と雨水管と下水道と水道と一遍に工事をやるわけですが，雨水管が終わったら下水，下水が終わったら水道ときっちり終わらせないで，雨水管を追いかけるように下水道工事をやる，下水道工事を追いかけるように水道工事をやる，水道工事を追いかけるように道路工事をやるというように，工程を重ねてまいります。それを重ねるためには，１者だと１パーティーしか入れないのが通常でして，例えば４者あれば４パーティーは入れるので，工程を重ねて工期を短縮するにはこのやり方が適切だと思っておりますとの答弁がありました。

そのほか質疑がなく，質疑を終結し，討論に入り，討論なし。討論を終結し，採決に入り，議案第75号，防子交第１－１号荒川本郷地内道路新設工事事請負契約については，全委員が賛

成し，原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対しまして，議員各位の御賛同をお願い申し上げ，委員長報告とさせていただきます。

○議長（吉田憲市君）　以上で委員長報告は終わりました。

これより，討論に入ります。

討論を許します。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第75号についての委員長報告は，原案可決であります。

本案は，委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君）　異議なしと認めます。よって，議案第75号は，原案どおり可決することに決しました。

議案第７６号　　阿見中学校外壁・屋上防水改修工事請負契約について

○議長（吉田憲市君）　次に，日程第６，議案第76号，阿見中学校外壁・屋上防水改修工事請負契約についてを議題といたします。

本案につきましては，去る６月４日の本会議において，所管常任委員会に付託をいたしましたが，委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては，委員長より，審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長久保谷実君，登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長久保谷実君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（久保谷実君）　それでは，先ほどに引き続きまして，議案第76号，阿見中学校外壁・屋上防水改修工事請負契約について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ，質疑なし。質疑を終結し，討論に入り，討論なし。討論を終結し，採決に入り，議案第76号，阿見中学校外壁・屋上防水改修工事請負契約については，全委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し，議員各位の御賛同をお願い申し上げ，委員長報告といたします。

○議長（吉田憲市君）　以上で，委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第76号についての委員長報告は，原案可決であります。

本案は，委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君）　異議なしと認めます。よって，議案第76号は，原案どおり可決することに決しました。

議案第７７号　　阿見第一小学校トイレ他改修工事請負契約について

○議長（吉田憲市君）　次に，日程第７，議案第77号，阿見町第一小学校トイレ他改修工事請負契約についてを議題といたします。

本案につきましては，去る６月４日の本会議において，所管常任委員会に付託をいたしましたが，委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては，委員長より，審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長久保谷実君，登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長久保谷実君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（久保谷実君）　それでは，先ほどに引き続きまして，議案第77号，阿見第一小学校トイレ他改修工事請負契約について質疑を許しましたところ，工事会社の中に普通教室，特別教室の照明器具の更新ということがあるんですが，その内容について質疑があり，第一小学校のほうは教室を全面的にＬＥＤ化する工事を予定しています。今までは，順次壊れたものを個々に交換していたという実態がございましたが，今回，全面的にＬＥＤ化していこうというものでございます。阿見町の小中学校の中で全面的にＬＥＤ化していくというのは，この第一小学校が初めてですとの答弁がありました。

また，基準に違反してはいないでしょうけども，基準に違反してはまずいので，ぜひ点検も含めてＬＥＤ化をやっていくことの要望がありました。

質疑を終結し，討論に入り，討論なし。討論を終結し，採決に入り，議案第77号，阿見第一小学校トイレ他改修工事請負契約については，全委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し，議員各位の御賛同をお願い申し上げ，委員長報告といたします。

○議長（吉田憲市君）　以上で，委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第77号についての委員長報告は，原案可決であります。

本案は，委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君）　異議なしと認めます。よって，議案第77号は，原案どおり可決することに決しました。

議案第７８号　　阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入売買契約について

○議長（吉田憲市君）　次に，日程第８，議案第78号，阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入売買契約ついてを議題といたします。

本案につきましては，去る６月４日の本会議において，所管常任委員会に付託をいたしましたが，委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては，委員長より，審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長久保谷実君，登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長久保谷実君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（久保谷実君）　それでは，先ほどに引き続きまして，議案第78号，阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入売買契約について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ，質疑なし。質疑を終結し，討論に入り，討論なし。討論を終結し，採決に入り，議案第78号，阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入売買契約については，全委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し，議員各位の御賛同をお願い申し上げ，委員長報告といたします。

○議長（吉田憲市君）　以上で，委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第78号についての委員長報告は，原案可決であります。

本案は，委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君）　異議なしと認めます。よって，議案第78号は，原案どおり可決することに決しました。

議案第７９号　　財産の取得について（消防団第７分団消防ポンプ自動車購入）

○議長（吉田憲市君）　次に，日程第９，議案第79号，財産の取得について（消防団第７分団消防ポンプ自動車購入）を議題といたします。

本案につきましては，去る６月４日の本会議において，所管常任委員会に付託をいたしましたが，委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては，委員長より，審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長佐藤幸明君，登壇願います。

〔総務常任委員会委員長佐藤幸明君登壇〕

○総務常任委員会委員長（佐藤幸明君）　それでは，先ほどに引き続き，議案第79号，財産の取得について（消防団第７分団消防ポンプ自動車購入について）御報告いたします。

質疑を許しましたところ，概要書にある加納式ホースカーとはどのようなものかとの質疑に対し，加納式ホースカーとは，ホース８本を搭載して消防車に積載します。消火活動時に消防車から降ろして火災現場までホースを延長するために活用されるものですとの答弁がありました。

次に，前回の消防ポンプ自動車購入時から金額が上がっているが理由はとの質疑に対し，従来車と比べて400万ほど値段が上がっています。加納式ポンプを積んだための増だけではなく，第７分団の地域性から人口の増加が著しい地区で水利も整備されていることから，ポンプの性能が高いものを納車していますとの答弁がありました。

次に，後輪駆動の２ＷＤになっているが雪などのときは大丈夫かとの質疑に対し，雨や雪のときは４ＷＤ車のほうが現場で機能するのではないかと思いますが，現在15分団に配備している分団車はほぼ２ＷＤの車で納入されていると思います。４ＷＤの消防車もあると思いますので，今後の納入に当たっては金額面など調査研究していきたいと考えていますとの答弁がありました。

次に，車両の更新サイクルはどのように考えているかとの質疑に対し，ポンプメーカーでは15年前後での更新を推奨されておりますが，当町の分団の場合は20年を基準に買い替えをしておりますとの答弁がありました。

その他質疑なく，質疑を終結し，討論に入り，討論なし。採決に入り，議案第79号，財産の取得について（消防団第７分団消防ポンプ自動車購入），全委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し，議員各位の御賛同をお願い申し上げ，委員長報告といたします。

○議長（吉田憲市君）　以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第79号についての委員長報告は，原案可決であります。

本案は，委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君）　異議なしと認めます。よって，議案第79号は，原案どおり可決することに決しました。

議案第８０号　　土地の処分について

○議長（吉田憲市君）　次に，日程第10，議案第80号，土地の処分についてを議題といたします。

本案につきましては，去る６月４日の本会議において，所管常任委員会に付託をいたしましたが，委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては，委員長より，審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長野口雅弘君，登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長野口雅弘君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（野口雅弘君）　それでは，先ほどに引き続きまして，議案第80号，土地の処分について質疑を許しましたところ，ＵＲの土地の売払い予定価格3,803万2,000円ですが，通常民間だと道路に面していると単価が高くなると思うのですが，今回は一律で算出したのですかとの質疑があり，執行部からは，一筆一筆ごとに要件に伴って補正係数を掛け

て出した合計の金額ですとの答弁がありました。

そのほか質疑がなく，質疑を終結し，討論に入り，討論なし。討論を終結し，採決に入り，議案第80号，土地の処分については，全委員が賛成し，原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対しましては，議員各位の御賛同をお願い申し上げ，委員長報告とさせていただきます。

○議長（吉田憲市君）　以上で，委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第80号についての委員長報告は，原案可決であります。

本案は，委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君）　異議なしと認めます。よって，議案第80号は，原案どおり可決することに決しました。

議案第８１号　　損害賠償の額を定めることについて

○議長（吉田憲市君）　次に，日程第11，議案第81号，損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

本案につきましては，去る６月４日の本会議において，所管常任委員会に付託をいたしましたが，委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては，委員長より，審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長野口雅弘君，登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長野口雅弘君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（野口雅弘君）　それでは，先ほどに引き続きまして，議案第81号，損害賠償の額を定めることについて質疑を許しましたところ，このタイヤが破損した現場はどういう状況だったのかという質疑があり，執行部からは，この道路は非常に穴があきやすいということで週３回実施している道路パトロールにおいても毎回通る定期コースになっておりました。それで前の日にも点検したのですが異常が見つからずに，事故が起きてしまいました。この道路は昭和の時代に農道としてつくられた道路でして，それほどの大型車の通行量は

想定されていなかったが，平成21年学園西大通りの延伸道路がひたち野うしくまで延びてきまして，阿見町内の２本の道路に接続されました。これによって大型車両が当初想定していた通行量を大幅に上回って急激な道路破損につながっていると分析していますとの答弁がありました。

次に，大型車両の進入を規制する対策はとれないのですかとの質疑があり，執行部からは，車両の通行規制につきましては法律や警察の基準を読んだ限り，大型車の規制は難しいと感じていますとの答弁がありました。

次に，大型車の規制ができないとしても安全確保だけは何らかの形をとれませんかとの質疑があり，執行部からは，道路を常に良好な状態に保つことが第一であります。この道路は全体で1,700メートルありまして，そのうち補修が必要なのが約1,300メートルです。全面的に劣化しているのが500メートル，これはすぐやる。それから，タイヤが通る轍だけが劣化している部分が240メートル，これもすぐやる。とにかく危ないところは今年度やる。残り２カ年にかけてやりますが，劣化が激しければ前倒しで進めてまいりますとの答弁がありました。

そのほか質疑がなく，質疑を終結し，討論に入り，討論なし。討論を終結し，採決に入り，議案第81号，損害賠償の額を定めることについては，全委員が賛成し，原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対しましては，議員各位の御賛同をお願い申し上げ，委員長報告とさせていただきます。

○議長（吉田憲市君）　以上で，委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第81号についての委員長報告は，原案可決であります。

本案は，委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君）　異議なしと認めます。よって，議案第81号は，原案どおり可決することに決しました。

議案第８６号　　飲酒運転根絶のまち宣言について

○議長（吉田憲市君）　次に，日程第12，議案第86号，飲酒運転根絶のまち宣言についてを議題といたします。

本案につきましては，去る６月４日の本会議において，所管常任委員会に付託をいたしましたが，委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては，委員長より，審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長佐藤幸明君，登壇願います。

〔総務常任委員会委員長佐藤幸明君登壇〕

○総務常任委員会委員長（佐藤幸明君）　それでは，先ほどに引き続き，議案第86号，飲酒運転根絶のまち宣言について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ，飲酒運転根絶のまち宣言は県内でどれくらいあるのかとの質疑に対し，県内で32市町村が飲酒運転撲滅に関連する決議等をしている状況との答弁がありました。

次に，アルコールチェッカーの実施の状況についての質疑があり，管財課管理の車両は各課でまずアルコールチェックをして課長に報告し，使用伺いに0.00ということを記入して管財課のほうに車を借りに来ます。各課管理の車両については，それぞれ各課で乗り出すときに使用者がはかって，それを課長のチェックを受けて各課で管理している管理簿に記入し乗り出しています。各課で管理している記入簿は，管財課で３カ月に１回提出を求めて状況を確認していますとの答弁がありました。

次に，宣言文の最後のところが阿見町で終わっているが，他の自治体の宣言では首長の名前が入っている。今回，阿見町で終わっているのはどうしてかとの質疑に対して，町として宣言するということの意味合いから阿見町としましたとの答弁がありました。

そのほか質疑なく，質疑を終結し，討論に入り，討論なし。採決に入り，議案第86号，飲酒運転根絶のまち宣言については，全委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し，議員各位の御賛同をお願い申し上げ，委員長報告といたします。

○議長（吉田憲市君）　以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第86号についての委員長報告は，原案可決であります。

本案は，委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君）　異議なしと認めます。よって，議案第86号は，原案どおり可決することに決しました。

議員提出議案第２号　阿見町土地利用調査特別委員会の設置について

○議長（吉田憲市君）　次に，日程第13，議員提出議案第２号，阿見町土地利用調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

本案に対する趣旨説明を求めます。

３番井田真一君，登壇願います。

〔３番井田真一君登壇〕

○３番（井田真一君）　議員提出議案第２号，阿見町土地利用調査特別委員会の設置について，提案理由を申し上げます。

本案は，ひたち野うしく駅周辺の土地利用については，以前，一般質問でも同僚議員から要望が出ており，地元地区でも土地利用の勉強会をしています。阿見東部工業団地も埋まり，阿見町の新しい工業，店舗の土地利用開発の場所としては，ひたち野うしく駅及び牛久阿見インターチェンジ周辺ということは明らかです。しかし，市街化調整区域になっていることもあり，開発が簡単でない状況です。開発計画には時間がかかるため早期の着手が必要です。

今回，阿見町議会委員会条例第４条に基づき，ひたち野うしく駅及び牛久阿見インター周辺地区の土地利用調査特別委員会の設置を提案するものであります。

提案者，阿見町議会議員，井田真一。

賛成者，阿見町議会議員，佐藤幸明，同じく久保谷実，同じく柴原成一，同じく難波千香子，同じく久保谷充，同じく海野隆，同じく石引大介，以上であります。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（吉田憲市君）　以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第２号は，会議規則第39条第２項の規定により，委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君）　異議なしと認め，さよう決定をいたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君）　討論なしと認め，これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議員提出議案第２号は，原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君）　異議なしと認めます。よって，議員提出議案第２号は原案どおり可決することに決しました。

お諮りいたします。

この際，ただいま設置されました阿見町土地利用調査特別委員会の委員の指名及び委員長，副委員長の互選結果報告について，会議規則第22条の規定によりそれぞれ追加日程第１並びに追加日程第２として，日程に追加の上，直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君）　異議なしと認めます。阿見町土地利用調査特別委員会の委員の指名及び委員長，副委員長の互選結果報告についてを日程に追加し，議題とすることに決しました。

阿見町土地利用調査特別委員会の委員の指名について

○議長（吉田憲市君）　次に，追加日程第１，阿見町土地利用調査特別委員会の委員の指名についてを議題といたします。

本案につきましては，委員会条例第５条第１項の規定により指名いたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（小倉貴一君）　それでは御報告いたします。

佐藤幸明議員，久保谷実議員，柴原成一議員，難波千香子議員，久保谷充議員，海野隆議員，井田真一議員，石引大介議員，以上でございます。

○議長（吉田憲市君）　お諮りいたします。

ただいま朗読のとおり，指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君）　異議なしと認め，さよう決定をいたします。

それでは，ここで暫時休憩といたします。

阿見町土地利用調査特別委員会の委員は，第２委員会室において，委員長，副委員長の互選

をお願いいたします。

会議の再開は，阿見町土地利用調査特別委員会の委員長，副委員長が決まり次第再開いたします。では，第２委員会室のほうへよろしくお願いします。

午前１１時４６分休憩

午前１１時５３分再開

○議長（吉田憲市君）　それでは，休憩前に引き続き会議を開きます。

阿見町土地利用調査特別委員会の委員長，副委員長の互選結果報告

○議長（吉田憲市君）　次に，追加日程第２，阿見町土地利用調査特別委員会の委員長，副委員長の互選結果報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（小倉貴一君）　それでは御報告いたします。

阿見町土地利用調査特別委員会の委員長は井田真一議員，同じく副委員長は石引大介議員です。

以上でございます。

○議長（吉田憲市君）　以上で，阿見町土地利用調査特別委員会の委員長，副委員長の互選結果報告を終わります。頑張ってください。

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について

○議長（吉田憲市君）　次に，日程第14，議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長並びに特別委員会委員長から，閉会中における所管事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。本件に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君）　異議なしと認め，さよう決定をいたします。

閉会の宣告

○議長（吉田憲市君）　これで本定例会に予定されました日程は全て終了いたしました。

議員各位には，終始熱心に審議を尽くされ，ここに全てを議了し，滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位及び町長を初め執行部各位の御協力に深く感謝を申し上げるとともに，この上とも御自愛，御健勝を御祈念いたします。

これをもちまして，令和元年第２回阿見町議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前１１時５４分閉会

―――――――――――――

地方自治法第123条第２項の規定により署名する。

議　　長　　吉　田　憲　市

署　名　員　　海　野　　隆

署　名　員　　平　岡　　博

参　考　資　料

令和元年第２回定例会　議案付託表

総務常任委員会	議案第59号	改元に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について 内　総務常任委員会所管事項
	議案第60号	阿見町手数料徴収条例の一部改正について
	議案第61号	阿見町印鑑条例の一部改正について
	議案第65号	阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について 内　総務常任委員会所管事項
	議案第66号	阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について 内　総務常任委員会所管事項
	議案第67号	令和元年度阿見町一般会計補正予算（第２号） 内　総務常任委員会所管事項
	議案第79号	財産の取得について（消防団第７分団消防ポンプ自動車購入）
	議案第86号	飲酒運転根絶のまち宣言について
民生教育常任委員会	議案第59号	改元に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について 内　民生教育常任委員会所管事項
	議案第62号	阿見町介護保険条例の一部改正について
	議案第63号	阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
	議案第64号	阿見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
	議案第65号	阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について 内　民生教育常任委員会所管事項
	議案第66号	阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について 内　民生教育常任委員会所管事項
	議案第67号	令和元年度阿見町一般会計補正予算（第２号） 内　民生教育常任委員会所管事項

民生教育常任委員会	議案第68号	令和元年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）
	議案第71号	令和元年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第１号）
	議案第72号	令和元年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
	議案第76号	阿見中学校外壁・屋上防水改修工事請負契約について
	議案第77号	阿見第一小学校トイレ他改修工事請負契約について
	議案第78号	阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入売買契約について
産業建設常任委員会	議案第59号	改元に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について 内　産業建設常任委員会所管事項
	議案第65号	阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について 内　産業建設常任委員会所管事項
	議案第66号	阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について 内　産業建設常任委員会所管事項
	議案第67号	令和元年度阿見町一般会計補正予算（第２号） 内　産業建設常任委員会所管事項
	議案第69号	令和元年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）
	議案第70号	令和元年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）
	議案第73号	令和元年度阿見町水道事業会計補正予算（第１号）
	議案第74号	国補下第１－２号公共下水道管路工事請負契約について
	議案第75号	防子交第１－１号荒川本郷地内道路新設工事請負契約について
	議案第80号	土地の処分について
	議案第81号	損害賠償の額を定めることについて

閉会中における委員会（協議会）の活動

平成31年３月～令和元年６月

１．委員会（協議会）の活動

委員会名	月　　日	場　　所	事　　件
議会運営委員会	５月28日	第２委員会室	・第２回定例会会期日程等について ・その他
議会だより編集委員会	４月１日	第２委員会室	・議会だより第160号の発行について ・その他
	４月15日	第２委員会室	・議会だより第160号の発行について ・その他
議会報告運営委員会	４月12日	第２委員会室	・議会報告会資料の検討について ・役割等の検討について ・その他
	４月24日	第２委員会室	・議会報告会資料の検討について ・その他
	５月27日	第２委員会室	・前回の議会報告会の総括について ・次回の議会報告会の日程について ・その他
議会中継推進委員会	４月10日	第２委員会室	・議会中継の検討について ・その他
全員協議会	５月16日	全員協議会室	・一般質問について ・その他

全員協議会	5月27日	全員協議会室	・第74回国民体育大会セーリング競技会の進捗状況について ・静岡県御殿場市，千葉県酒々井町との災害時における相互応援に関する協定締結について ・飲酒運転根絶のまち宣言について ・プレミアム付商品券事業の実施について ・あみ健康づくりプラン21（第３次）の策定について ・阿見町荒川本郷地区（Hブロック）町有地の売却について ・荒川本郷地区施設道路の新設工事について ・阿見町新入生入学祝い品事業について ・阿見第一小学校トイレ他改修工事について ・阿見中学校外壁・屋上防水改修工事について ・固定資産税・都市計画税の課税誤りについて ・阿見町副町長の選任につき同意を求めることについて ・阿見町固定資産評価審査委員会委員の選任について ・その他
	６月４日	全員協議会室	・特別委員会について ・その他

２．一部事務組合議員活動状況

組 合 名	月　　日	事　　件	議決結果等	出 席 者
稲敷地方広域市町村圏事務組合	５月31日	全員協議会 ・仮議長（臨時議長）の選出について ・議会運営（正副議長選挙）について ・議席番号について ・議員派遣の件について ・その他		平岡　博 樋口達哉 石引大介
	５月31日	臨時会 ・高規格救急自動車の取得について	原案可決	平岡　博 樋口達哉 石引大介